# 2026年度
# 専門職大学院法務研究科
# 講義概要（シラバス）

## 法政大学

# 科目一覧 ［発行日：2026/5/1］最新版のシラバスは、法政大学Webシラバス（https://syllabus.hosei.ac.jp/）で確認してください。

凡例　その他属性

〈他〉：他学部公開科目
〈優〉：成績優秀者の他学部科目履修制度対象科目
〈S〉：サティフィケートプログラム_SDGs
〈ダ〉：サティフィケートプログラム_ダイバーシティ
〈カ〉：サティフィケートプログラム_カーボンニュートラル
〈グ〉：グローバル・オープン科目
〈実〉：実務経験のある教員による授業科目
〈ア〉：サティフィケートプログラム_アーバンデザイン
〈未〉：サティフィケートプログラム_未来教室


基礎法学・隣接科目群_隣接【V9211】 労働組合論Ⅰ ［WOO　JONGWON］ 春学期前半/Spring(1st half) .. 1
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9213】 協同組合概論Ⅰ ［伊丹　謙太郎］ 春学期前半/Spring(1st half) ..... 2
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9215】 ＮＰＯ論（現状と課題）Ⅰ 春学期前半/Spring(1st half) ..... 3
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9216】 ＮＰＯ論（現状と課題）Ⅱ 春学期後半/Spring(2nd half) ..... 5
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9217】 国際ＮＧＯ・ＮＰＯ論［小野　行雄］ 秋学期前半/Fall(1st half) ..... 7
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9218】 ＮＰＯ論Ⅰ 春学期前半/Spring(1st half) ..... 8
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9219】 ＮＰＯ論Ⅱ 春学期後半/Spring(2nd half) ..... 10
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9212】 労働組合論Ⅱ ［WOO　JONGWON］ 春学期後半/Spring(2nd half) . 12
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9214】 協同組合概論Ⅱ ［伊丹　謙太郎］ 春学期後半/Spring(2nd half) ..... 13
法律基本科目群（基礎科目）_公法系【V1111】 憲法Ⅰ ［齊藤　愛］ 春学期授業/Spring ..... 14
法律基本科目群（基礎科目）_公法系【V1121】 憲法Ⅱ ［日野田　浩行］ 秋学期授業/Fall ..... 15
法律基本科目群（基礎科目）_公法系【V1131、V1132】 行政法Ⅰ ［下井　康史］ 春学期授業/Spring ..... 17
法律基本科目群（基礎科目）_公法系【V1151、V1152】 行政法Ⅱ ［下井　康史］ 秋学期授業/Fall ..... 19
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1411】 民法Ⅰ ［遠山　純弘］ 春学期前半/Spring(1st half) ..... 21
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1421】 民法Ⅱ ［遠山　純弘］ 春学期後半/Spring(2nd half) ..... 22
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1431】 民法Ⅲ ［遠山　純弘、川村　洋子］ 秋学期前半/Fall(1st half) ... 24
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1441】 民法Ⅳ ［遠山　純弘、川村　洋子］ 秋学期後半/Fall(2nd half) .. 25
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1451】 民法Ⅴ ［羽生　香織］ 春学期授業/Spring ..... 26
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1551、V1552】 商法Ⅰ ［明田川　昌幸、笹久保　徹］ 春学期授業/Spring 27
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1571、V1572】 商法Ⅱ ［明田川　昌幸、笹久保　徹］ 秋学期授業/Fall . 29
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1631】 民事訴訟法Ⅰ ［大渕　真喜子］ 春学期授業/Spring ..... 31
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1641】 民事訴訟法Ⅱ ［大渕　真喜子］ 秋学期授業/Fall ..... 33
法律基本科目群（基礎科目）_刑事系【V1811】 刑法Ⅰ ［今井　猛嘉］ 春学期授業/Spring ..... 35
法律基本科目群（基礎科目）_刑事系【V1821】 刑法Ⅱ ［野嶋　慎一郎］ 秋学期授業/Fall ..... 36
法律基本科目群（基礎科目）_刑事系【V1831】 刑法Ⅲ ［水野　智幸］ 秋学期授業/Fall ..... 37
法律基本科目群（基礎科目）_刑事系【V1881】 刑事訴訟法［中島　宏］ 春学期授業/Spring ..... 38
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1211、V1213】 憲法演習Ⅰ ［日野田　浩行］ 春学期授業/Spring ..... 39
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1221、V1223】 憲法演習Ⅱ ［日野田　浩行］ 秋学期授業/Fall ..... 40
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1231、V1232】 行政法演習Ⅰ ［下井　康史］ 春学期授業/Spring ..... 41
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1251】 公法演習［日野田　浩行、下井　康史］ 秋学期授業/Fall ..... 42
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1241、V1242】 行政法演習Ⅱ ［下井　康史］ 秋学期授業/Fall ..... 44
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1311】 憲法判例演習Ⅰ ［日野田　浩行］ 春学期授業/Spring ..... 45
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1351】 基礎ゼミＡ［遠山　純弘］ 春学期授業/Spring ..... 46
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1331】 基礎ゼミⅠ ［遠山　純弘］ 春学期前半/Spring(1st half) ..... 47
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1341】 基礎ゼミⅡ ［遠山　純弘］ 春学期後半/Spring(2nd half) ..... 48
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1361】 基礎ゼミＢ［遠山　純弘］ 秋学期授業/Fall ..... 49
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1511】 民事基礎演習［廣尾　勝彰］ 秋学期授業/Fall ..... 50
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1521、V1522、V1523、V1524】 民法演習Ⅰ ［新堂　明子、川村　洋子、滝沢　昌彦］ 春学期授業/Spring ..... 51
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1721】 民事訴訟法判例演習Ⅱ ［大渕　真喜子］ 秋学期授業/Fall ..... 53
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1531、V1532、V1533、V1534】 民法演習Ⅱ ［新堂　明子、川村　洋子］ 秋学期授業/Fall ..... 54
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1542】 民法演習Ⅲ ［滝沢　昌彦］ 秋学期授業/Fall ..... 56

法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1611、V1612、V1613】商法演習Ⅰ［明田川　昌幸、笹久保　徹］春学期授業/Spring ..... 57
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1621、V1622、V1623】商法演習Ⅱ［明田川　昌幸、笹久保　徹］秋学期授業/Fall ..... 59
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1651、V1652、V1653、V1654】民事訴訟法演習Ⅰ［鷹取　信哉、大渕真喜子］春学期授業/Spring ..... 61
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1661、V1662、V1663、V1664】民事訴訟法演習Ⅱ［鷹取　信哉、大渕真喜子］秋学期授業/Fall ..... 62
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1671】民事法演習［新堂　明子、鷹取　信哉］春学期授業/Spring ..... 63
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1681】民法判例演習Ⅰ［新堂　明子］春学期授業/Spring ..... 65
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1691】民法判例演習Ⅱ［新堂　明子］秋学期授業/Fall ..... 66
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1711】民事訴訟法判例演習Ⅰ［大渕　真喜子］春学期授業/Spring ..... 67
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1841】刑事基礎演習Ⅰ［野嶋　慎一郎］春学期授業/Spring ..... 68
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1842】刑事基礎演習［野嶋　慎一郎］春学期授業/Spring ..... 69
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1891】刑事訴訟法基礎演習［中島　宏］秋学期授業/Fall ..... 70
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1911、V1912、V1913、V1914】刑法演習Ⅰ［水野　智幸、佐藤　輝幸］春学期授業/Spring ..... 71
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1921、V1922、V1923、V1924】刑法演習Ⅱ［今井　猛嘉、水野　智幸、佐藤　輝幸］秋学期授業/Fall ..... 72
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1931、V1932、V1933、V1934】刑事訴訟法演習Ⅰ［水野　智幸、中島宏］春学期授業/Spring ..... 73
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1941、V1942、V1943、V1944】刑事訴訟法演習Ⅱ［水野　智幸、中島宏］秋学期授業/Fall ..... 74
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1991】刑事訴訟法判例演習Ⅰ［中島　宏］秋学期授業/Fall ..... 75
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2111、V2112、V2113、V2114】民事訴訟実務の基礎［鷹取　信哉、派遣裁判官］秋学期授業/Fall ..... 76
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2121、V2122、V2123、V2124】刑事訴訟実務の基礎［野嶋　慎一郎、柴崎菊恵］秋学期授業/Fall ..... 78
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2131、V2132、V2133、V2134】法曹倫理［坂本　正幸］春学期授業/Spring 79
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2141、V2142】ローヤリング（面接交渉）［坂本　正幸］春学期・秋学期/Spring・Fall ..... 81
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2151、V2152】クリニック１［廣尾　勝彰、坂本　正幸］春学期・秋学期/Spring・Fall ..... 82
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2161、V2162】クリニック２［坂本　正幸］春学期・秋学期/Spring・Fall .. 83
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2171、V2172】クリニック３［野嶋　慎一郎］春学期・秋学期/Spring・Fall 84
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2181、V2182】クリニック４［鷹取　信哉］春学期・秋学期/Spring・Fall .. 85
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2191、V2192】エクスターンシップ［野嶋　慎一郎、水野　智幸、下井　康史］春学期・秋学期/Spring・Fall ..... 86
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2211】英文契約文書作成［中島　新］春学期授業/Spring ..... 88
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2221】法情報調査［中網　栄美子］春学期集中/Intensive(Spring) ..... 89
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2231】法律文書作成［小池　邦吉］秋学期授業/Fall ..... 90
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2241】刑事事実認定の基礎［野嶋　慎一郎］春学期授業/Spring ..... 92
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2251】要件事実演習［鹿島　秀樹］秋学期授業/Fall ..... 93
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2261】現代法曹論［新堂　明子］春学期前半/Spring(1st half) ..... 94
基礎法学・隣接科目群_基礎【V3111】英米法［岩田　太］秋学期授業/Fall ..... 96
基礎法学・隣接科目群_基礎【V3131】ドイツ法［日野田　浩行］春学期授業/Spring ..... 97
基礎法学・隣接科目群_基礎【V3141】法と経済学［今井　猛嘉］秋学期授業/Fall ..... 99
基礎法学・隣接科目群_基礎【V3151】法制史［中網　栄美子］秋学期授業/Fall ..... 100
基礎法学・隣接科目群_基礎【V3161】立法学［長谷川　彰一］春学期授業/Spring ..... 102
基礎法学・隣接科目群_隣接【V3181】アメリカ政治論［石川　敬史］秋学期授業/Fall ..... 104
展開・先端科目群_展開【V4121】債権回収法［大中　有信］春学期授業/Spring ..... 105
展開・先端科目群_展開【V4131】現代家族の法と手続［野嶋　慎一郎］秋学期授業/Fall ..... 107
展開・先端科目群_展開【V4141】労働法Ⅰ［沼田　雅之］春学期授業/Spring ..... 108
展開・先端科目群_展開【V4151】労働法Ⅱ［沼田　雅之］秋学期授業/Fall ..... 110
展開・先端科目群_展開【V4161】労働法演習［早田　賢史］秋学期授業/Fall ..... 112
展開・先端科目群_展開【V4171】刑事政策［中島　宏］春学期授業/Spring ..... 113
展開・先端科目群_展開【V4181】経済法Ⅰ［石岡　克俊］春学期授業/Spring ..... 114

展開・先端科目群_展開【V4191】 経済法Ⅱ ［石岡　克俊］ 秋学期授業/Fall ..... 115
展開・先端科目群_展開【V4211】 民事執行・保全法［大渕　真喜子］ 秋学期授業/Fall ..... 117
展開・先端科目群_展開【V4231】 少年法［加藤　学］ 秋学期授業/Fall ..... 118
展開・先端科目群_展開【V4221】 経済法演習［担当者未定］ 秋学期授業/Fall ..... 119
展開・先端科目群_先端【V5111】 税法［今本　啓介］ 秋学期授業/Fall ..... 120
展開・先端科目群_先端【V5121】 地方自治法［原島　良成］ 春学期授業/Spring ..... 122
展開・先端科目群_先端【V5131】 知的財産法Ⅰ ［武生　昌士］ 春学期授業/Spring ..... 124
展開・先端科目群_先端【V5141】 知的財産法Ⅱ ［武生　昌士］ 秋学期授業/Fall ..... 125
展開・先端科目群_先端【V5151】 消費者法［洞澤　美佳］ 春学期授業/Spring ..... 126
展開・先端科目群_先端【V5161】 環境法Ⅰ ［筑紫　圭一］ 春学期授業/Spring ..... 127
展開・先端科目群_先端【V5171】 環境法Ⅱ ［筑紫　圭一］ 秋学期授業/Fall ..... 128
展開・先端科目群_先端【V5211】 現代人権論［齊藤　愛］ 秋学期授業/Fall ..... 129
展開・先端科目群_先端【V5221】 社会保障法［大原　利夫］ 秋学期授業/Fall ..... 130
展開・先端科目群_先端【V5231】 金融商品取引法Ⅰ ［明田川　昌幸］ 春学期授業/Spring ..... 131
展開・先端科目群_先端【V5241】 金融商品取引法Ⅱ ［明田川　昌幸］ 秋学期授業/Fall ..... 132
展開・先端科目群_先端【V5251】 倒産法Ⅰ ［杉本　和士］ 春学期授業/Spring ..... 133
展開・先端科目群_先端【V5261】 倒産法Ⅱ ［杉本　和士］ 秋学期授業/Fall ..... 135
展開・先端科目群_先端【V5271】 倒産法演習［髙田　千早］ 春学期授業/Spring ..... 137
展開・先端科目群_先端【V5281】 医事法［佐藤　雄一郎］ 秋学期授業/Fall ..... 138
展開・先端科目群_先端【V5291】 金融取引法［久保　淳一、野口　香織］ 秋学期授業/Fall ..... 139
展開・先端科目群_先端【V5311】 信託法［藤田　和久］ 秋学期授業/Fall ..... 140
展開・先端科目群_先端【V5321】 企業取引法Ⅰ ［明田川　昌幸］ 春学期授業/Spring ..... 141
展開・先端科目群_先端【V5331】 企業取引法Ⅱ ［明田川　昌幸］ 秋学期授業/Fall ..... 142
展開・先端科目群_先端【V5351】 経済刑法［今井　猛嘉］ 秋学期授業/Fall ..... 143
展開・先端科目群_先端【V5361】 国際関係法（公法系分野）Ⅰ ［山本　良］ 春学期授業/Spring ..... 144
展開・先端科目群_先端【V5371】 国際関係法（公法系分野）Ⅱ ［山本　良］ 秋学期授業/Fall ..... 145
展開・先端科目群_先端【V5381】 国際関係法（私法系分野）Ⅰ ［竹下　啓介］ 春学期授業/Spring ..... 146
展開・先端科目群_先端【V5391】 国際関係法（私法系分野）Ⅱ ［清水　幸明］ 秋学期授業/Fall ..... 147
展開・先端科目群_先端【V5411】 国際取引法［清水　幸明］ 春学期授業/Spring ..... 148
展開・先端科目群_先端【V5421】 法と心理学［高木　光太郎］ 秋学期授業/Fall ..... 149

LAW500A2（法学 / law 500）

# 労働組合論 I

WOO　JONGWON

単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年 (春学期前半/Spring(1st half))
備考（履修条件等）：連帯社会インスティテュート主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は労働組合論入門であり、連帯社会を構成する主要な柱の1つである労働組合の起源と基本的役割について学ぶ。

【到達目標】
労働組合はイギリスで17世紀の末から18世紀初めにかけて誕生したが、その存在が法的に認められるまでには長い年月を必要とした。この授業では、最初に、働く人々が団結しようとしたのはなぜか、法認されるまでに時間がかかったのはなぜかを歴史的に学ぶ。その上で、労働組合が職場でどのような役割を果たしているのか、社会の中でどのような役割を果たしているのか、また果たすべきなのかを学ぶ。この授業を履修することによって、労働組合についての基礎的な知識を獲得し、自分の理解を深めることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
授業は講義と討論形式で行う。毎週連続2コマの授業のうち、前半のコマは講義に重点をおき、後半のコマは討論に重点をおく形で行う。講義においても、一方的な説明にならないよう、随時、質問を挟みながら進める。討論においては、適宜グループ・ディスカッションを混ぜながら、院生同士の意見交換と教員からのフィードバックを行い、学んだ知識が自分のものになるように努める。4週目に入ったところで、労働組合に関する各自の関心テーマを発表してもらい、それを発展させたレポートを授業後提出してもらう。授業形式については、基本的に対面形式を予定するが、都合によってはオンライン形式も可能とする。オンラインの場合は、事前にZoomの案内を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 営業の自由と団結 | 労働者が団結する自由がどのような経緯と論理で認められるようになったのかを、主として18世紀、19世紀のイギリスの歴史を素材に論じる。 |
| 第2回 | 労働組合と法（1） | 第二次世界大戦前の日本では労働組合は法律的には厳しい制約の下に置かれていた。そうした厳しい環境の下であっても労働組合は結成されたし、活動も行った。その歴史を論じる。 |
| 第3回 | 労働組合と法（2） | 労働組合の結成と活動を事実上、否定した戦前の法的枠組みは、戦後制定された労働組合法によって大きく変えられた。どのような論理で労働組合を法認することになったのかを論じる。その上で労働組合の法認の意味と意義を論じる。 |
| 第4回 | 労働組合の諸類型 | 労働組合は組織原理の違いによって、職業別組合、産業別組合、一般組合という諸類型がある。他方、日本の労働組合の基本は、これらとは異なる企業別組合である。これらの違いを論じたあと、企業別組合の組織上、機能上の諸特徴を論じる。 |
| 第5回 | 労働組合の経済学（1） | ミクロ経済学で使われる概念を簡単に説明した後に、一般的なミクロ経済学は労働組合をどうとらえているのかを説明する。 |
| 第6回 | 労働組合の経済学（2） | 「退出か発言か」という2つの選択行動から労働組合を論じる新しい理論、集団的発言メカニズムの理論を詳しく説明する。 |
| 第7回 | 労働組合の「承認」機能 | 労働組合は、経済的機能とともに、労働者を社会の一員として承認する機能をも有する。歴史的に進められた動きをふまえ、承認機能の基本的枠組みについて説明する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特に使用しない。

【参考書】
中村圭介、佐藤博樹、神谷拓平著『労働組合は本当に役に立っているのか』（総合労働研究所、1988年）、仁田道夫、中村圭介、野川忍編著『労働組合の基礎－働く人の未来をつくる』（日本評論社、2021年）、禹宗杭・沼尻晃伸『〈一人前〉と戦後社会ー対等を求めてー』（岩波書店、2024年）。その他、授業中に関連文献を紹介する。

【成績評価の方法と基準】
平常点70％、レポート30%で評価する。平常点は、授業への集中度、教員の質問に対する答え、自由な発想による教員への質問、グループ・ディスカッションにおける発言の頻度と質、および全体ディスカッションにおける発言の頻度と質によって測る。レポートは、労働組合論をふまえたテーマ設定の適切性あるいは創意性、および（主に理論的な追求の場合）テーマを展開するうえでの論理性あるいは（主に実証的な探求の場合）設けた仮説とその検証の妥当性によって測る。

【学生の意見等からの気づき】
より活発な議論を行いたいという意見をふまえ、グループ・ディスカッションを含めた多様なディスカッションの場を設けるように努める。

【学生が準備すべき機器他】
オンライン授業に対応できるようなパソコンと通信環境。

【その他の重要事項】
授業の資料は、予め学習支援システムにアップロードしておくので、できるだけ予習をしておいてください。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞労使関係論
＜研究テーマ＞労働組合の機能、労働組合の意義、労使関係の国際比較、労使関係のダイナミズム
＜主要研究業績＞
①（沼尻晃伸と共著）『〈一人前〉と戦後社会ー対等を求めてー』（岩波書店、2024年）
②「ストライキの現代的意義と課題 ー日本の歴史と実態をふまえてー」（『日本労働研究雑誌』第67巻第5号、2025年、4-16頁）
③「『雇用区分廃止』の人事戦略ー背景・要因・効果ー」（『社会政策』第13巻第2号、2021年、21-33頁）
④「『一億総活躍』と身分制雇用システム」（『社会政策』第11巻第3号、2020年、14-28頁）
⑤「アジアの賃金ー『学歴別・熟練度別賃金』ー」（『大原社会問題研究所雑誌』721号、2018年、46-60頁）
⑥「戦後における資格給の形成ー八幡製鉄の事例を中心にー」（『大原社会問題研究所雑誌』688号、2016年、5-28頁）

【Outline (in English)】
This course is an introduction to trade unions and students learn the origin and basic roles of trade unions which constitute one of the main three pillars of solidarity-based society.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 協同組合概論 I

伊丹　謙太郎

単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年 (春学期前半/Spring(1st half))
備考（履修条件等）：連帯社会インスティテュート主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
協同組合という組織形態の特質，他の組織形態との違いを明らかにすることを目的とする。＜現代日本の協同組合の論点＞を毎回議論し、答えのない問いや課題に向き合う中で、それぞれが自分自身の協同組合観を養う。

【到達目標】
連帯社会インスティテュートのすべての学生の共通基盤としての知識を得ることにより，協同組合という組織形態の特質を他の企業形態との比較において説明することができる。また，世界と日本の協同組合の歴史や現状を比較することを通じて，現代日本の協同組合の普遍性と特異性を理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・2コマｘ7回の授業となるため、各回前半部については講義形式において知識の習得と論点整理を行う。後半部は、各回で中心となったテーマについて、学生自身が主体的に参加し、ディスカッションを行う。
・最終授業で、これまでの講義内容のまとめや復習だけでなく、課題に対する講評や解説も行う。
※状況に応じてZoom授業に移行することがあります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 日本における協同組合概観（前半）＋世界の協同組合運動（後半） | 議論の前提となる協同組合の経済インパクト等を事業分野毎にレビューする |
| 第2回 | 協同組合の哲学 | レイドロー報告を中心に、協同組合理念の史的展開について議論する |
| 第3回 | 社会経済と協同組合セクター | 協同組合セクター論という視座について検討する |
| 第4回 | 運動における参加 | 運動としての協同組合に不可欠な参加の意義を再考する |
| 第5回 | 組織運営と事業活動 | 多様化する時代の下での組合員民主とガバナンスの可能性について議論する |
| 第6回 | 協同のネットワーク構築と社会連帯 | 共助と公助を軸に、アソシエーションとしての協同組合の可能性を展望する |
| 第7回 | 協同組合教育と次世代の協同組合 | 協同組合運動における教育の位置づけを再検討する |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
杉本貴志/北川太一(監修)『図解 知識ゼロからの協同組合入門』(2025,家の光協会)

【参考書】
随時授業内で提示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点20％，レポート課題80％。

【学生の意見等からの気づき】
協同組合に関わる概論として多様なトピックを取り扱わざるをえないことで、１回毎の情報量が多くなっている。各回コンパクトにまとめ、学生討議を十分に活かせるよう努める。

【学生が準備すべき機器他】
Zoom開講の場合、受講時に必要な機器・環境（PCおよびネット接続）

【担当教員の専門分野等】
＜専攻＞
協同組合論、公共哲学
＜研究テーマ＞
協同組合思想、協同組合運動史、デジタル経済と協同主義、
非営利組織連携論、賀川豊彦研究

【Outline (in English)】
This course aims to understand the nature of co-operatives and the differences with other organizational forms; joint stock companies, mutuals and nonprofits.　Students learn the characteristics and major types of Japan-style co-operatives through comparison with co-operatives in other countries.

LAW500A2（法学 / law 500）

# ＮＰＯ論（現状と課題）Ⅰ

サブタイトル：セクター間協働の現状と課題
単位数：2単位　｜　受講年次：1～年（春学期前半/Spring(1st half)）
備考（履修条件等）：連帯社会インスティテュート主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講座では、NPO（民間非営利組織）が現代の地域・社会課題の解決および社会システムの変革において、いかなる役割を担ってきたのかを明らかにする。具体的には、NPOの理論と歴史、ネットワーク論、セクター間協働、社会的企業などを取り上げ、NPOの発展を支えてきた社会的関係や制度的背景について学ぶ。
そのうえで、労働組合や協同組合といった他のセクターがNPOとどのような協働関係を構築しうるのかを、具体的な事例をもとに検討し、連帯社会における協働の可能性と課題を考察する。

【到達目標】
本講座の修了後、受講生は以下の点を達成することを目標とする。
１．NPO（民間非営利組織）の理論的枠組みおよび歴史的展開を説明できる
２．現代社会におけるNPOの役割を、地域課題解決および社会システム変革の観点から分析できる
３．セクター間協働（行政・企業・労働組合・協同組合等）の構造と特徴を理解し、その利点と課題を整理できる
４．具体的な事例をもとに、NPOと他セクターとの協働関係を批判的に検討できる

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・教員による講義
各回の講義の資料は、事前に学習支援システムにアップする。これを読み、講義内容のイメージをえるとともに、質問、意見などを考えておく。この予習を行っていることを前提として、授業を進めていく。毎回の講義は、原則として3分の2程度を教員からのプレゼンテーションとする。残りの時間で学生との質疑応答を含めた議論を行い、最後にまとめをする。
・学生の発表
講義への理解度を確認するとともに、不明瞭な点を明確にするため、期間中に講義のまとめ（ふりかえり）のセッションを2回実施する。また、授業に関連したテーマのレポートの作成を行う。作成に先立ち、アウトラインを作成し、授業で発表する。レポートは、レジュメに基づいて発表を行う。ふりかえり、アウトライン、レポートの発表の際には、教員・受講生からフィードバックを受ける。
・オフィス・アワー
講義の疑問点やふりかえり、レポートの作成に関する指導を受けることができる。
・授業の形式
授業は、対面形式で行う予定。ただし、学生の希望や災害や新型コロナウイルス等の感染症の拡大によっては、オンラインで実施する可能性がある。その場合、ZoomのID・パスコード等を学習支援システムにアップする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | オリエンテーション | 本授業の進め方や評価方法などについて説明するとともに、受講生のNPOマネジメントの知識や関心を聞き、今後の授業に反映させる。 |
| 第2回 | 関係構築・チーム構築 | 労働組合、協同組合、NPOが連帯して取り組むべき社会課題について検討し最終発表するためのチーム分けを行う。 |
| 第3回 | NPOの概要説明① | NPOの定義・歴史について古典を学ぶことでベースの考え方について知る。<br>・NPOの要件<br>・特定非営利活動法人のあらまし |
| 第4回 | NPOの概要説明② | NPOの現状について最新のデータを紐解くことで理解を深める。<br>・データでみるNPO<br>・ＮＰＯ関連施策 |
| 第5回 | ケーススタディ①労働組合とNPOの協働 | 労働組合と協働したNPOの事例紹介。 |
| 第6回 | ディスカッション① | 労働組合との協働のメリットデメリットを分析し、改善提案を行うNPOへの提案内容をブラッシュアップする。 |
| 第7回 | ケーススタディ②労働金庫とNPOの協働 | 労働金庫と協働したNPOの事例紹介。 |
| 第8回 | ディスカッション② | 労働金庫との協働のメリットデメリットを分析し、改善提案を行うNPOへの提案内容をブラッシュアップする。 |
| 第9回 | 協力のテクノロジー① | NPO法を作った松原明氏が提唱する協力のテクノロジーを学ぶ。理論編。 |
| 第10回 | 協力のテクノロジー② | NPO法を作った松原明氏が提唱する協力のテクノロジーを学ぶ。実践編。 |
| 第11回 | ケーススタディ④生活協同組合とNPOの協働 | 生活協同組合と協働したNPOの事例紹介。 |
| 第12回 | ディスカッション④ | 生活協同組合との協働のメリットデメリットを分析し、改善提案を行うNPOへの提案内容をブラッシュアップする。 |
| 第13回 | 提案発表会① | オリエンテーションで提示した課題についてチームごとに発表してもらう。 |
| 第14回 | 提案発表会② | オリエンテーションで提示した課題についてチームごとに発表してもらう。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特定のテキストは定めない。授業中に配布する資料を用いて、授業を行う。

【参考書】
松原明『協力のテクノロジー関係者の相利をはかるマネジメント』(2022)
宮垣 元『NPOとは何か-災害ボランティア、地域の居場所から気候変動対策まで 』(2024)
内閣府『特定非営利活動法人のあらまし』(2023)
金子郁容『ボランティア』岩波新書（1992）
金子郁容『新版コミュニティ・ソリューション: ボランタリーな問題解決にむけて』岩波書店(2002)
レスリー・R・クラッチフィールド他『世界を変える偉大なNPOの条件――圧倒的な影響力を発揮している組織が実践する6つの原則』ダイヤモンド社(2012)
室田信一他『コミュニティ・オーガナイジングの理論と実践: 領域横断的に読み解く』有斐閣（2023）

【成績評価の方法と基準】
配分：平常点（授業中の議論への参加度など）50 %、「ふりかえり」と最終発表50 %。
最終発表の評価基準：授業内容との関連性、学術性、創意工夫、論旨、プレゼンテーション。

【学生の意見等からの気づき】
グループワーク等への評価は高いが、その反面インプット量が少なくなるため、意識的に参考文献などを紹介していきたい。

【学生が準備すべき機器他】
前述のように授業は対面で実施する予定だが、オンライン授業になる可能性もある。オンライン事業の場合は、必要なPCやWi-Fi 設備などを用意したうえで、学習支援視システム利用できる環境の準備が必要。

【その他の重要事項】
特になし

【担当教員の専門分野等】
ボランティア
NPO
コミュニティ・オーガナイジング

【Outline (in English)】
(Course outline)
This course examines the roles that Nonprofit Organizations (NPOs) have played in addressing contemporary local and social issues and in transforming social systems.
The course introduces key concepts and perspectives related to NPOs, including their theories and history, network theory, cross-sector collaboration, and social enterprises. Through these lenses, students explore the social relationships and institutional contexts that have supported the development of NPOs.
Based on concrete case studies, the course further investigates how other sectors — such as labor unions and cooperative organizations — can build collaborative relationships with NPOs. By analyzing both opportunities and tensions in such collaborations, students critically examine the possibilities and challenges of collaboration in a solidarity-based society.
(Learning Objectives)
By the end of the course, students will be able to:
1.Explain the theoretical foundations and historical development of NPOs
2.Analyze the roles of NPOs in addressing social issues and contributing to social system change

3.Understand the structures, benefits, and challenges of cross-sector collaboration involving NPOs
4.Critically examine collaborative relationships between NPOs, labor unions, and cooperative organizations
5.Propose collaboration models relevant to their own research or professional practice
（Learning activities outside of classroom）
Students are expected to engage in the following activities outside of class:
・Reading assigned academic articles, reports, and case-study materials
・Preparing discussion questions and short reflection notes for class sessions
・Reviewing materials provided by guest speakers
・Conducting independent research related to the final presentation or paper
・Reflecting on how course content relates to their own research interests or professional experience
（Grading Criteria /Policy）
・Class participation and contribution to discussions: 30%
(Includes active engagement in lectures, discussions, and guest sessions)
・Short assignments / reflection papers: 30%
(Written responses to readings, lectures, or guest presentations)
・Final presentation and/or final paper: 40%
(Analysis or proposal related to cross-sector collaboration involving NPOs)
Active participation is essential in this course, as it emphasizes dialogue, case analysis, and practical reflection.

LAW500A2（法学 / law 500）

# ＮＰＯ論（現状と課題）II

サブタイトル：連帯社会におけるＤＥＩ実践
単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年（春学期後半/Spring(2nd half)）
備考（履修条件等）：連帯社会インスティテュート主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講座では、連帯社会の実現に向けて、NPOをはじめとする市民セクターにおける多様性（Diversity）・公正性（Equity）・包摂性（Inclusion）から成るDEIの実践を理論と現場の双方から学ぶ。
具体的には、先進的なDEIの取り組みを行うNPOの事例を取り上げるとともに、本学が全学的に推進しているDEIの取り組みを重要な学習資源として位置づけ、キャンパスそのものを「DEI実践のフィールド」として捉え、検討・評価する。
また、評価研究の専門家をゲストとして招き、DEIをどのように可視化・評価しうるのかについて議論するとともに、履修生自身がDEIの評価指標づくりに取り組む。
履修生は、企業、労働組合、労働金庫、共済、生協、NPOなど、それぞれの所属組織・実践領域と本学におけるDEI施策を比較検討し、自組織におけるDEIの現状と課題を評価・検討することを通じて、連帯社会に資するDEI実践のあり方を探究する。

【到達目標】
１．DEIの基本概念を、連帯社会およびNPOの文脈から説明できる
２．大学や市民セクターに内在する排除や不平等の構造を分析できる
３．組織運営・事業設計におけるDEI実践の課題を具体的に把握できる
４．自身の所属組織において応用可能なDEI実践の視点や手法を整理し、言語化できる

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・教員による講義
各回の講義の資料は、事前に学習支援システムにアップする。これを読み、講義内容のイメージをえるとともに、質問、意見などを考えておく。この予習を行っていることを前提として、授業を進めていく。毎回の講義は、原則として3分の2程度を教員からのプレゼンテーションとする。残りの時間で学生との質疑応答を含めた議論を行い、最後にまとめをする。
・学生の発表
講義への理解度を確認するとともに、不明瞭な点を明確にするため、期間中に講義のまとめ（ふりかえり）のセッションを2回実施する。また、授業に関連したテーマのレポートの作成を行う。作成に先立ち、アウトラインを作成し、授業で発表する。レポートは、レジュメに基づいて発表を行う。ふりかえり、アウトライン、レポートの発表の際には、教員・受講生からフィードバックを受ける。
・オフィス・アワー
講義の疑問点やふりかえり、レポートの作成に関する指導を受けることができる。
・授業の形式
授業は、対面形式で行う予定。ただし、学生の希望や災害や感染症等によっては、オンラインで実施する可能性がある。その場合、Zoomの ID・パスコード等については、学習支援システムにアップする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | オリエンテーション | 本講義の進め方とフィールド設定。 |
| 第2回 | ケーススタディ | DEIとは何か（理念と実装の違い）について法政大学におけるDEI実践から学ぶ。 |
| 第3回 | DEIを「どう評価するのか」① | 社会課題解決に向けた評価方法の基礎を学ぶ。 |
| 第4回 | DEIを「どう評価するのか」② | DEI評価づくりのワークショップを行う。 |
| 第5回 | DEIを「どう評価するのか」③ | 前の週に行ったワークショップの結果できた評価指標をどのように活用するかを検討する。 |
| 第6回 | DEIを「どう評価するのか」④ | 具体的な調査手法を検討する。 |
| 第7回 | 組織にDEIを実装する① | DEI推進・評価に取り組むNPOからゲスト講師を招く。 |
| 第8回 | 組織にDEIを実装する② | 労働組合、協同組合等へのDEI推進・評価の取り組みを導入するにはどうしたらよいかをグループワークを行う。 |
| 第9回 | 大学DEIをフィールドとして評価する① | 第3回から6回までに作成したDEI評価指標を用いて評価を行う。 |
| 第10回 | 大学DEIをフィールドとして評価する② | 第3回から6回までに作成したDEI評価指標を用いて評価を行う。 |
| 第11回 | 自組織のDEIを評価する① | 受講生が所属する各自の組織を題材に評価設計を行う。 |
| 第12回 | 自組織のDEIを評価する② | 「評価できること／できないこと」など、実装に向けた課題整理を行う。 |
| 第13回 | 最終発表 | ・大学DEI評価 or 自組織DEI評価の発表。 |
| 第14回 | 振り返り・総括 | 連帯社会におけるDEIと評価の意義を確認する。<br>全体振り返りを行う。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
大島巌『プログラム評価ハンドブック―社会課題解決に向けた評価方法の基礎・応用』2020、晃洋書房

【参考書】
法政大学DEIセンター
https://www.hosei.ac.jp/diversity/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54
一般財団法人PBEE研究・研修センター
https://pbee-rc.org/

【成績評価の方法と基準】
配分：平常点（授業中の議論への参加度など）50 %、「ふりかえり」と最終発表50 %。
最終発表の評価基準：授業内容との関連性、学術性、創意工夫、論旨、プレゼンテーション。

【学生の意見等からの気づき】
グループワーク等への評価は高いが、その反面インプット量が少なくなるため、意識的に参考文献などを紹介していきたい。

【学生が準備すべき機器他】
前述のように授業は対面で実施する予定だが、オンライン授業になる可能性もある。オンライン事業の場合は、必要なPC やWi-Fi 設備などを用意したうえで、学習支援視システム利用できる環境の準備が必要。

【その他の重要事項】
特になし

【担当教員の専門分野等】
ボランティア
NPO
コミュニティ・オーガナイジング

【Outline (in English)】
（Course outline）
This course explores the practice of Diversity, Equity, and Inclusion (DEI) within nonprofit organizations (NPOs) and the broader civic sector, with a focus on building a solidarity-based society.
Students examine DEI not only as a set of normative principles but as a practical framework embedded in organizational governance, program design, and evaluation.
The course introduces case studies of NPOs with advanced DEI practices and positions Hosei University's institution-wide DEI initiatives as a key learning resource. The campus itself is treated as a "field" for DEI practice and evaluation.
Students compare DEI initiatives at Hosei University with those in their own organizations— such as companies, labor unions, labor banks, mutual aid cooperatives, consumer cooperatives, and NPOs — and critically assess DEI practices in their respective contexts.
（Learning Objectives）
By the end of the course, students will be able to:
1.Explain the core concepts of DEI within the context of a solidarity-based society and nonprofit organizations
2.Analyze structures of exclusion and inequality embedded in universities and civic-sector organizations
3.Identify practical challenges in implementing DEI in organizational management and program design
4.Organize and articulate DEI perspectives and methods that can be applied to their own organizations
（Learning activities outside of classroom）
Students are expected to engage in the following activities outside of class:
・Reading assigned materials and case studies provided in advance via the learning management system
・Preparing questions, comments, and reflections prior to each class session
・Reviewing materials and insights from guest lectures
・Conducting independent research related to DEI evaluation and practice
・Developing outlines and drafts for presentations and final assignments
（Grading Criteria /Policy）

・Class participation and engagement in discussions: 50%
(Includes contributions to discussions, reflection sessions, and feedback exchanges)
・Final presentation: 50%
(Assessed based on relevance to course content, academic rigor, originality, clarity of argument, and quality of presentation)
Active participation is essential, as the course emphasizes dialogue, practical reflection, and collaborative learning.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 国際ＮＧＯ・ＮＰＯ論

小野　行雄

単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年（秋学期前半/Fall(1st half)）
備考（履修条件等）：連帯社会インスティテュート主催科目
その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
＜政府＞＜経済界＞と並ぶアクター＜市民社会＞として社会を構成することこそが、ＮＧＯ・ＮＰＯの本質である。
本科目では、講師が専門とする国際協力分野での活動を中心として、世界が直面する問題を理解し、ＮＧＯが活動する場と方法を学んだ上で、市民社会としてのＮＧＯの活動にも目を向ける。受講者は、組織としてのＮＧＯについて学ぶのと同時に、自らの市民としての役割についても考えることになる。

【到達目標】
1　現代社会におけるＮＧＯ・ＮＰＯと市民社会の役割、政府および経済界との関係を理解する
2 ＮＧＯ・ＮＰＯの歴史と現状、その方法論を理解する
3 自ら世界に関わる市民性を涵養し、その方法論を身につける

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
ディスカッションによるグループワークを中心に進める。授業内プレゼンテーションも毎回行う。ネットを利用してケーススタディを行うのでパソコンまたはスマートフォンが必携。映像資料も多用する。毎回レポートを作成し、それをめぐる意見交換を行いながら先に進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ＮＧＯ・ＮＰＯの基礎 | 受講者のこれまでの経験と知識を整理しながらＮＧＯ・ＮＰＯの基礎を概観する |
| 第2回 | 市民社会 | 市民社会論を概観し、市民社会そのもの、あるいはエージェントとしてのＮＧＯ・ＮＰＯの活動を学ぶ |
| 第3回 | ＮＧＯの方法 | ケーススタディとしていくつかのＮＧＯを取り上げながら、ＮＧＯの国際開発における方法論について学ぶ |
| 第4回 | 開発の問題 | 近代化とグローバリゼーションについて検討し、開発をめぐる考え方を整理しながらＮＧＯ・ＮＰＯの役割を検討する |
| 第5回 | ＮＧＯの歴史・日本のＮＧＯ | 世界と日本のＮＧＯの歴史を学び、いくつかの日本のＮＧＯを取り上げて活動を検証する |
| 第6回 | 世界のＮＧＯ | 「先進国」および「途上国」のＮＧＯ、それに国際ＮＧＯの事例を取り上げて活動を検証する |
| 第7回 | ＮＧＯ・ＮＰＯの社会における役割 | ＮＧＯ・ＮＰＯが社会に影響を与えた事例を検証し、社会における役割を検討する |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
文献を読んでくることが必須となる。文献は毎回電子ファイルで配布する。毎授業後のふりかえりレポートも重視する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用しない。

【参考書】
「激動するグローバル市民社会」重田康博 明石書店
「国際開発ハンドブック」友松篤信編著 明石書店
「脱「開発」の時代」イヴァンイリッチ他 晶文社

【成績評価の方法と基準】
平常点（討論への参加・各回のレポート）70％
期末レポート 30％

【学生の意見等からの気づき】
アンケートを実施していません

【学生が準備すべき機器他】
ネットに接続できるパソコンまたはスマートホン

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 国際社会開発・開発教育
＜研究テーマ＞ＮＧＯによるコミュニティ開発・参加型学習
＜主要研究業績＞「ＮＧＯ主義で行こう」藤原書店「21世紀の人権（共著）」日本評論社　「ＳＤＧｓ時代の学びづくり（編著）」明石書店

【Outline (in English)】
【授業の概要（Course outline）】Civil Society (NGO) is an actor which constitutes society along with Politics (Government) and Economy(Enterprises). Students will understand the social issues and the role of civil society, as well as contemplate their own role in the society.
【到達目標（Learning Objectives）】
1 Understanding the role of NGO/NPO or Civil Society, as well as those of Government and Market.
2 Understanding the history and the present situation of the Civil Society.
3 Acquiring the citizenship methodology and cultivating own indivisual citizenship.
【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】
Prepare the class by skimming through the materials provided. After the class, take time to write a relfection paper. Try relating what you learned in the class to your previous knowledge and experiences.
【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】
Active participation to the class and thoughtful refection is important.
Reflection report after every class 70% Term-end report 30%

LAW500A2（法学 / law 500）

# ＮＰＯ論Ⅰ

サブタイトル：セクター間協働の現状と課題
単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年（春学期前半/Spring(1st half)）
備考（履修条件等）：連帯社会インスティテュート主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講座では、NPO（民間非営利組織）が現代の地域・社会課題の解決および社会システムの変革において、いかなる役割を担ってきたのかを明らかにする。具体的には、NPOの理論と歴史、ネットワーク論、セクター間協働、社会的企業などを取り上げ、NPOの発展を支えてきた社会的関係や制度的背景について学ぶ。
そのうえで、労働組合や協同組合といった他のセクターがNPOとどのような協働関係を構築しうるのかを、具体的な事例をもとに検討し、連帯社会における協働の可能性と課題を考察する。

【到達目標】
本講座の修了後、受講生は以下の点を達成することを目標とする。
１．NPO（民間非営利組織）の理論的枠組みおよび歴史的展開を説明できる
２．現代社会におけるNPOの役割を、地域課題解決および社会システム変革の観点から分析できる
３．セクター間協働（行政・企業・労働組合・協同組合等）の構造と特徴を理解し、その利点と課題を整理できる
４．具体的な事例をもとに、NPOと他セクターとの協働関係を批判的に検討できる

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・教員による講義
各回の講義の資料は、事前に学習支援システムにアップする。これを読み、講義内容のイメージをえるとともに、質問、意見などを考えておく。この予習を行っていることを前提として、授業を進めていく。毎回の講義は、原則として3分の2程度を教員からのプレゼンテーションとする。残りの時間で学生との質疑応答を含めた議論を行い、最後にまとめをする。
・学生の発表
講義への理解度を確認するとともに、不明瞭な点を明確にするため、期間中に講義のまとめ（ふりかえり）のセッションを2回実施する。また、授業に関連したテーマのレポートの作成を行う。作成に先立ち、アウトラインを作成し、授業で発表する。レポートは、レジュメに基づいて発表を行う。ふりかえり、アウトライン、レポートの発表の際には、教員・受講生からフィードバックを受ける。
・オフィス・アワー
講義の疑問点やふりかえり、レポートの作成に関する指導を受けることができる。
・授業の形式
授業は、対面形式で行う予定。ただし、学生の希望や災害や新型コロナウイルス等の感染症の拡大によっては、オンラインで実施する可能性がある。その場合、ZoomのID・パスコード等を学習支援システムにアップする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | オリエンテーション | 本授業の進め方や評価方法などについて説明するとともに、受講生のNPOマネジメントの知識や関心を聞き、今後の授業に反映させる。 |
| 第2回 | 関係構築・チーム構築 | 労働組合、協同組合、NPOが連帯して取り組むべき社会課題について検討し最終発表するためのチーム分けを行う。 |
| 第3回 | NPOの概要説明① | NPOの定義・歴史について古典を学ぶことでベースの考え方について知る。<br>・NPOの要件<br>・特定非営利活動法人のあらまし |
| 第4回 | NPOの概要説明② | NPOの現状について最新のデータを紐解くことで理解を深める。<br>・データでみるNPO<br>・ＮＰＯ関連施策 |
| 第5回 | ケーススタディ①労働組合とNPOの協働 | 労働組合と協働したNPOの事例紹介。 |
| 第6回 | ディスカッション① | 労働組合との協働のメリットデメリットを分析し、改善提案を行うNPOへの提案内容をブラッシュアップする。 |
| 第7回 | ケーススタディ②労働金庫とNPOの協働 | 労働金庫と協働したNPOの事例紹介。 |
| 第8回 | ディスカッション② | 労働金庫との協働のメリットデメリットを分析し、改善提案を行うNPOへの提案内容をブラッシュアップする。 |
| 第9回 | 協力のテクノロジー① | NPO法を作った松原明氏が提唱する協力のテクノロジーを学ぶ。理論編。 |
| 第10回 | 協力のテクノロジー② | NPO法を作った松原明氏が提唱する協力のテクノロジーを学ぶ。実践編。 |
| 第11回 | ケーススタディ④生活協同組合とNPOの協働 | 生活協同組合と協働したNPOの事例紹介。 |
| 第12回 | ディスカッション④ | 生活協同組合との協働のメリットデメリットを分析し、改善提案を行うNPOへの提案内容をブラッシュアップする。 |
| 第13回 | 提案発表会① | オリエンテーションで提示した課題についてチームごとに発表してもらう。 |
| 第14回 | 提案発表会② | オリエンテーションで提示した課題についてチームごとに発表してもらう。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特定のテキストは定めない。授業中に配布する資料を用いて、授業を行う。

【参考書】
松原明『協力のテクノロジー関係者の相利をはかるマネジメント』(2022)
宮垣 元『NPOとは何か-災害ボランティア、地域の居場所から気候変動対策まで 』(2024)
内閣府『特定非営利活動法人のあらまし』(2023)
金子郁容『ボランティア』岩波新書（1992）
金子郁容『新版コミュニティ・ソリューション: ボランタリーな問題解決にむけて』岩波書店(2002)
レスリー・R・クラッチフィールド他『世界を変える偉大なNPOの条件――圧倒的な影響力を発揮している組織が実践する6つの原則』ダイヤモンド社(2012)
室田信一他『コミュニティ・オーガナイジングの理論と実践: 領域横断的に読み解く』有斐閣（2023）

【成績評価の方法と基準】
配分：平常点（授業中の議論への参加度など）50 %、「ふりかえり」と最終発表50 %。
最終発表の評価基準：授業内容との関連性、学術性、創意工夫、論旨、プレゼンテーション。

【学生の意見等からの気づき】
グループワーク等への評価は高いが、その反面インプット量が少なくなるため、意識的に参考文献などを紹介していきたい。

【学生が準備すべき機器他】
前述のように授業は対面で実施する予定だが、オンライン授業になる可能性もある。オンライン事業の場合は、必要なPCやWi-Fi 設備などを用意したうえで、学習支援視システム利用できる環境の準備が必要。

【その他の重要事項】
特になし

【担当教員の専門分野等】
ボランティア
NPO
コミュニティ・オーガナイジング

【Outline (in English)】
(Course outline)
This course examines the roles that Nonprofit Organizations (NPOs) have played in addressing contemporary local and social issues and in transforming social systems.
The course introduces key concepts and perspectives related to NPOs, including their theories and history, network theory, cross-sector collaboration, and social enterprises. Through these lenses, students explore the social relationships and institutional contexts that have supported the development of NPOs.
Based on concrete case studies, the course further investigates how other sectors — such as labor unions and cooperative organizations — can build collaborative relationships with NPOs. By analyzing both opportunities and tensions in such collaborations, students critically examine the possibilities and challenges of collaboration in a solidarity-based society.
(Learning Objectives)
By the end of the course, students will be able to:
1.Explain the theoretical foundations and historical development of NPOs
2.Analyze the roles of NPOs in addressing social issues and contributing to social system change

3.Understand the structures, benefits, and challenges of cross-sector collaboration involving NPOs
4.Critically examine collaborative relationships between NPOs, labor unions, and cooperative organizations
5.Propose collaboration models relevant to their own research or professional practice
（Learning activities outside of classroom）
Students are expected to engage in the following activities outside of class:
・Reading assigned academic articles, reports, and case-study materials
・Preparing discussion questions and short reflection notes for class sessions
・Reviewing materials provided by guest speakers
・Conducting independent research related to the final presentation or paper
・Reflecting on how course content relates to their own research interests or professional experience
（Grading Criteria /Policy）
・Class participation and contribution to discussions: 30%
(Includes active engagement in lectures, discussions, and guest sessions)
・Short assignments / reflection papers: 30%
(Written responses to readings, lectures, or guest presentations)
・Final presentation and/or final paper: 40%
(Analysis or proposal related to cross-sector collaboration involving NPOs)
Active participation is essential in this course, as it emphasizes dialogue, case analysis, and practical reflection.

LAW500A2（法学 / law 500）

# ＮＰＯ論Ⅱ

サブタイトル：連帯社会におけるＤＥＩ実践
単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年（春学期後半/Spring(2nd half)）
備考（履修条件等）：連帯社会インスティテュート主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講座では、連帯社会の実現に向けて、NPOをはじめとする市民セクターにおける多様性（Diversity）・公正性（Equity）・包摂性（Inclusion）から成るDEIの実践を理論と現場の双方から学ぶ。
具体的には、先進的なDEIの取り組みを行うNPOの事例を取り上げるとともに、本学が全学的に推進しているDEIの取り組みを重要な学習資源として位置づけ、キャンパスそのものを「DEI実践のフィールド」として捉え、検討・評価する。
また、評価研究の専門家をゲストとして招き、DEIをどのように可視化・評価しうるのかについて議論するとともに、履修生自身がDEIの評価指標づくりに取り組む。
履修生は、企業、労働組合、労働金庫、共済、生協、NPOなど、それぞれの所属組織・実践領域と本学におけるDEI施策を比較検討し、自組織におけるDEIの現状と課題を評価・検討することを通じて、連帯社会に資するDEI実践のあり方を探究する。

【到達目標】
１．DEIの基本概念を、連帯社会およびNPOの文脈から説明できる
２．大学や市民セクターに内在する排除や不平等の構造を分析できる
３．組織運営・事業設計におけるDEI実践の課題を具体的に把握できる
４．自身の所属組織において応用可能なDEI実践の視点や手法を整理し、言語化できる

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・教員による講義
各回の講義の資料は、事前に学習支援システムにアップする。これを読み、講義内容のイメージをえるとともに、質問、意見などを考えておく。この予習を行っていることを前提として、授業を進めていく。毎回の講義は、原則として3分の2程度を教員からのプレゼンテーションとする。残りの時間で学生との質疑応答を含めた議論を行い、最後にまとめをする。
・学生の発表
講義への理解度を確認するとともに、不明瞭な点を明確にするため、期間中に講義のまとめ（ふりかえり）のセッションを2回実施する。また、授業に関連したテーマのレポートの作成を行う。作成に先立ち、アウトラインを作成し、授業で発表する。レポートは、レジュメに基づいて発表を行う。ふりかえり、アウトライン、レポートの発表の際には、教員・受講生からフィードバックを受ける。
・オフィス・アワー
講義の疑問点やふりかえり、レポートの作成に関する指導を受けることができる。
・授業の形式
授業は、対面形式で行う予定。ただし、学生の希望や災害や感染症等によっては、オンラインで実施する可能性がある。その場合、Zoomの ID・パスコード等については、学習支援システムにアップする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | オリエンテーション | 本講義の進め方とフィールド設定。 |
| 第2回 | ケーススタディ | DEIとは何か（理念と実装の違い）について法政大学におけるDEI実践から学ぶ。 |
| 第3回 | DEIを「どう評価するのか」① | 社会課題解決に向けた評価方法の基礎を学ぶ。 |
| 第4回 | DEIを「どう評価するのか」② | DEI評価づくりのワークショップを行う。 |
| 第5回 | DEIを「どう評価するのか」③ | 前の週に行ったワークショップの結果できた評価指標をどのように活用するかを検討する。 |
| 第6回 | DEIを「どう評価するのか」④ | 具体的な調査手法を検討する。 |
| 第7回 | 組織にDEIを実装する① | DEI推進・評価に取り組むNPOからゲスト講師を招く。 |
| 第8回 | 組織にDEIを実装する② | 労働組合、協同組合等へのDEI推進・評価の取り組みを導入するにはどうしたらよいかをグループワークを行う。 |
| 第9回 | 大学DEIをフィールドとして評価する① | 第3回から6回までに作成したDEI評価指標を用いて評価を行う。 |
| 第10回 | 大学DEIをフィールドとして評価する② | 第3回から6回までに作成したDEI評価指標を用いて評価を行う。 |
| 第11回 | 自組織のDEIを評価する① | 受講生が所属する各自の組織を題材に評価設計を行う。 |
| 第12回 | 自組織のDEIを評価する② | 「評価できること／できないこと」など、実装に向けた課題整理を行う。 |
| 第13回 | 最終発表 | ・大学DEI評価 or 自組織DEI評価の発表。 |
| 第14回 | 振り返り・総括 | 連帯社会におけるDEIと評価の意義を確認する。<br>全体振り返りを行う。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
大島巌『プログラム評価ハンドブック―社会課題解決に向けた評価方法の基礎・応用』2020、晃洋書房

【参考書】
法政大学DEIセンター
https://www.hosei.ac.jp/diversity/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54
一般財団法人PBEE研究・研修センター
https://pbee-rc.org/

【成績評価の方法と基準】
配分：平常点（授業中の議論への参加度など）50 %、「ふりかえり」と最終発表50 %。
最終発表の評価基準：授業内容との関連性、学術性、創意工夫、論旨、プレゼンテーション。

【学生の意見等からの気づき】
グループワーク等への評価は高いが、その反面インプット量が少なくなるため、意識的に参考文献などを紹介していきたい。

【学生が準備すべき機器他】
前述のように授業は対面で実施する予定だが、オンライン授業になる可能性もある。オンライン事業の場合は、必要なPC やWi-Fi 設備などを用意したうえで、学習支援視システム利用できる環境の準備が必要。

【その他の重要事項】
特になし

【担当教員の専門分野等】
ボランティア
NPO
コミュニティ・オーガナイジング

【Outline (in English)】
（Course outline）
This course explores the practice of Diversity, Equity, and Inclusion (DEI) within nonprofit organizations (NPOs) and the broader civic sector, with a focus on building a solidarity-based society.
Students examine DEI not only as a set of normative principles but as a practical framework embedded in organizational governance, program design, and evaluation.
The course introduces case studies of NPOs with advanced DEI practices and positions Hosei University's institution-wide DEI initiatives as a key learning resource. The campus itself is treated as a "field" for DEI practice and evaluation.
Students compare DEI initiatives at Hosei University with those in their own organizations— such as companies, labor unions, labor banks, mutual aid cooperatives, consumer cooperatives, and NPOs — and critically assess DEI practices in their respective contexts.
（Learning Objectives）
By the end of the course, students will be able to:
1.Explain the core concepts of DEI within the context of a solidarity-based society and nonprofit organizations
2.Analyze structures of exclusion and inequality embedded in universities and civic-sector organizations
3.Identify practical challenges in implementing DEI in organizational management and program design
4.Organize and articulate DEI perspectives and methods that can be applied to their own organizations
（Learning activities outside of classroom）
Students are expected to engage in the following activities outside of class:
・Reading assigned materials and case studies provided in advance via the learning management system
・Preparing questions, comments, and reflections prior to each class session
・Reviewing materials and insights from guest lectures
・Conducting independent research related to DEI evaluation and practice
・Developing outlines and drafts for presentations and final assignments
（Grading Criteria /Policy）

・Class participation and engagement in discussions: 50%
(Includes contributions to discussions, reflection sessions, and feedback exchanges)
・Final presentation: 50%
(Assessed based on relevance to course content, academic rigor, originality, clarity of argument, and quality of presentation)
Active participation is essential, as the course emphasizes dialogue, practical reflection, and collaborative learning.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 労働組合論 II

WOO　JONGWON

単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年 (春学期後半/Spring(2nd half))
備考（履修条件等）：連帯社会インスティテュート主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は労働組合論応用編である。日本の労働組合の行動原理と、現在直面する諸課題について学び、対策を自ら考えるようにする。

【到達目標】
現代日本の代表的企業で労働者がどのように働いているか、その特徴はなにかを明らかにし、そのことを通じて日本の企業別組合の行動原理を十分に理解する。それを踏まえて直面する諸課題にどう対応できるか、あるいはすべきかを学ぶ。これらの諸課題に対して自分なりの対応策を考案できるようになることを目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
授業は講義と討論形式で行う。毎週連続2コマの授業のうち、前半のコマは講義に重点をおき、後半のコマは討論に重点をおく形で行う。講義においても、一方的な説明にならないよう、随時、質問を挟みながら進める。討論においては、適宜グループ・ディスカッションを混ぜながら、院生同士の意見交換と教員からのフィードバックを行い、学んだ知識が自分のものになるように努める。4週目に入ったところで、労働組合に関する各自の関心テーマを発表してもらい、それを発展させたレポートを授業後提出してもらう。授業形式については、基本的に対面形式を予定するが、都合によってはオンライン形式も可能とする。オンラインの場合は、事前にZoomの案内を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 企業別組合の発見と存立基盤 | 戦後に成立した労働組合の多くは企業別組合であった。その特徴がどのように発見されたのかを学び、企業別組合の存立基盤を明らかにする。 |
| 第2回 | 能力主義と職能資格制度 | 日本の労働者、労働組合の行動規範としての「能力主義」をとりあげ、それが戦後、どのような形で定着していったかを論じ、その制度的表現ともいうべき職能資格制度について明らかにする。 |
| 第3回 | 仕事管理と作業組織 | 日本の労働者がいかに働いているかを仕事管理という視点から明らかにし、それが企業別組合の機能上、行動上の特徴といかに関係するかを論じる。 |
| 第4回 | 分離に基づく統合 | 製造業における作業組織の編成原理を「分離に基づく統合」と規定し、その特徴と形成過程を論じる。 |
| 第5回 | ホワイトカラーの仕事管理 | ホワイトカラーの仕事管理の仕組みと実態を具体的に明らかにする。 |
| 第6回 | 長時間労働と組合規制 | 日本社会が抱える大きな労働問題の1つである長時間労働の実態を明らかにし、それに労働組合がどう立ち向かうべきかを論じる。 |
| 第7回 | 日本における労働者の承認 | 労働組合の重要な機能の一つである承認機能が、企業の場においてどのように形成・変貌してきたのかを論じる。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特に使用しない。

【参考書】
中村圭介『日本の職場と生産システム』（東京大学出版会、1996年）、中村圭介、石田光男編著『ホワイトカラーの仕事と成果』（東洋経済新報社、2005年）、中村圭介『壁を壊す－新装版』（教育文化協会、2018年）、禹宗杭・沼尻晃伸『＜一人前＞と戦後社会―対等を求めて―』（岩波書店、2024年）。その他、授業で随時、関連文献を紹介する。

【成績評価の方法と基準】
平常点70％、レポート30%で評価する。平常点は、授業への集中度、教員の質問に対する答え、自由な発想による教員への質問、グループ・ディスカッションにおける発言の頻度と質、および全体ディスカッションにおける発言の頻度と質によって測る。レポートは、労働組合論をふまえたテーマ設定の適切性あるいは創意性、および（主に理論的な追求の場合）テーマを展開するうえでの論理性あるいは（主に実証的な探求の場合）設けた仮説とその検証の妥当性によって測る。

【学生の意見等からの気づき】
より活発な議論を行いたいという意見をふまえ、グループ・ディスカッションを含めた多様なディスカッションの場を設けるように努める。

【学生が準備すべき機器他】
オンライン授業に対応できるようなパソコンと通信環境。

【その他の重要事項】
授業の資料は、予め学習支援システムにアップロードしておくので、できるだけ予習をしておいてください。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞労使関係論
＜研究テーマ＞労働組合の機能、労働組合の意義、労使関係の国際比較、労使関係のダイナミズム
＜主要研究業績＞
①（沼尻晃伸と共著）『〈一人前〉と戦後社会―対等を求めて―』（岩波書店、2024年）
②「ストライキの現代的意義と課題 ―日本の歴史と実態をふまえて―」（『日本労働研究雑誌』第67巻第5号、2025年、4-16頁）
③「『雇用区分廃止』の人事戦略―背景・要因・効果―」（『社会政策』第13巻第2号、2021年、21-33頁）
④「『一億総活躍』と身分制雇用システム」（『社会政策』第11巻第3号、2020年、14-28頁）
⑤「アジアの賃金―『学歴別・熟練度別賃金』―」（『大原社会問題研究所雑誌』721号、2018年、46-60頁）
⑥「戦後における資格給の形成―八幡製鉄の事例を中心に―」（『大原社会問題研究所雑誌』688号、2016年、5-28頁）

【Outline (in English)】
This is an advanced course of trade union theories and students learn behavioral principles of trade unions and issues that they currently cope with. Through the course, students are expected to be able to design the measures to cope with the issues.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 協同組合概論 II

伊丹　謙太郎

単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年（春学期後半/Spring(2nd half)）
備考（履修条件等）：連帯社会インスティテュート主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本科目では、科目担当者による協同組合論文をテーマごとに輪読し、ディスカッションを行う。

【到達目標】
1）研究計画にあたり先行研究に目配りできる能力を涵養する。
2）個々の課題や研究アプローチの意義を評価できる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・本科目は2コマｘ7回で開講される。各回、指定された輪読文献を事前に読み、レポーターが報告する。その上で、著者である科目担当者からのコメントや新しい論点の提示を経て、現代協同組合論の発展的議論へと展開する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 賀川豊彦論（1） | なぜ日本の協同組合の源流として賀川が大切なのか |
| 第2回 | 賀川豊彦論（2） | 賀川豊彦論の後半 |
| 第3回 | 賀川豊彦を継承するー同時代人から現代まで | 賀川の同時代人から現代まで様々な社会運動家の思想的系譜を考える |
| 第4回 | 新しい協同を考える（1） | これからの時代の協同について具体的事例から考える |
| 第5回 | 新しい協同を考える（2） | 新しい協同の特徴的な事例を扱う |
| 第6回 | 協同組合と資本主義 | 資本主義の歴史的変貌の下で協同組合がどのような存在であり得るのかを考える |
| 第7回 | リフレクション | これまでの回で扱ってきた内容を前提に学生自身が「これからの協同組合運動」を考える報告を行う |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
教科書を使用しない。

【参考書】
堀越芳昭／JC総研編『協同組合研究の成果と課題 1980-2012』家の光協会、2014

【成績評価の方法と基準】
平常点20％，レポート課題80％。

【学生の意見等からの気づき】
事業分野ごとの概説となるが、学生によって基礎的な知識の習熟にばらつきがあるので、この点により配慮する。また、昨年度あまり意見交換の時間をとれなかったので、学生討論の時間を十分に確保できるようにする。

【学生が準備すべき機器他】
Zoom開講の場合、受講時に必要な機器・環境（PCおよびネット接続）

【担当教員の専門分野等】
＜専攻＞
協同組合論、公共哲学
＜研究テーマ＞
協同組合思想、協同組合運動史、デジタル経済と協同主義、
非営利組織連携論、賀川豊彦研究

【Outline (in English)】
Focusing on the trend and evaluation on the preceding research since 1980, students would have some understandings of issues and approaches on cooperative studies.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 憲法Ⅰ

齊藤　愛

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
憲法学の人権論に関して、以下の点について学ぶ。
①人権論の前提となる日本国憲法の基本原理（立憲主義、「個人の尊重」、憲法上の権利の重み、民主主義、法の支配等）について学ぶ。
②憲法上の個々の権利規定に関する主要な最高裁判例を学ぶことによって、現実の社会に生起する問題に対する具体的な解決の手法について知識と理解を深める。
③人権論・違憲審査基準論に関する学説を体系的に学ぶ。

【到達目標】
本講義の到達目標は以下のとおりである。
①人権論の前提となる日本国憲法の基本原理を理解し、説明できるようになること。
②憲法上の個々の権利規定に関する主要な最高裁判決の事案、判旨、意義等について説明できるようになること。
③憲法上の個々の権利規定を体系的な理論の中で理解し、とりわけ、各事例に適切な違憲審査基準を考察できるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
講義形式に質疑応答を交えた双方向型の授業を行う。中間テストと期末テストについては、採点基準を作成し、答案返却時に受講生に配布する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 日本国憲法の基本原理 | 第２回以降で学ぶ個別の権利規定の前提となる日本国憲法の基本原理を概観する。 |
| 第2回 | 精神的自由<br>＜１＞：思想良心の自由、信教の自由 | 思想良心の自由の保障内容、謝罪広告事件判決、君が代起立斉唱事件判決、信教の自由の保障内容、オウム真理教解散命令事件判決を解説する。 |
| 第3回 | 精神的自由<br>＜２＞：政教分離 | 政教分離、津地鎮祭事件判決、愛媛玉串事件判決、空知太神社事件判決を解説する。 |
| 第4回 | 精神的自由<br>＜３＞：表現の自由（１） | 二重の基準論、事前抑制・検閲の禁止、税関検査事件判決、北方ジャーナル事件判決について解説する。 |
| 第5回 | 精神的自由<br>＜４＞：表現の自由（２） | 表現内容規制・表現内容中立規制、猥褻規制、名誉毀損的表現、営利広告規制について解説する。 |
| 第6回 | 精神的自由<br>＜５＞：表現の自由（３） | マスメディアの表現の自由、集会・結社の自由について解説する。 |
| 第7回 | 精神的自由<br>＜６＞学問の自由<br>経済的自由<br>＜１＞職業選択の自由 | 学問の自由（東大ポポロ事件判決）、規制目的二分論、薬局距離制限事件判決、小売市場距離制限判決、公衆浴場距離制限事件判決にについて解説する。 |
| 第8回 | 経済的自由<br>＜２＞財産権 | 財産権の保障内容、損失補償、森林法共有林事件判決、奈良県ため池条例事件判決について解説する。 |
| 第9回 | 人身の自由 | 刑事手続の保障規定、行政手続への準用の可否について解説する。 |
| 第10回 | 社会権 | 生存権の法的性質、堀木訴訟判決、教育を受ける権利、旭川学テ事件判決について解説する。 |
| 第11回 | 幸福追求権 | 幸福追求権の法的性質、自己情報コントロール権・自己決定権をめぐる判決について解説する。 |
| 第12回 | 法の下の平等<br>＜１＞ | 平等に関する違憲審査基準、尊属殺重罰規定判決、非嫡出子相続分事件判決、再婚禁止期間判決について解説する。 |
| 第13回 | 法の下の平等<br>＜２＞ | 夫婦同氏判決、議員定数不均衡事件判決等、第１２回の授業で触れることのできなかった重要判例を解説する。 |
| 第14回 | 人権の享有主体と私人間効力 | 外国人の人権、私人間効力、マクリーン事件判決、東京都管理職事件判決、三菱樹脂事件判決を解説する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
第１回：テキスト（芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第八版）』（岩波書店・2023年）・以下同じ）第一章四・五、第五章一・二・三、第一八章をあらかじめ読んでおくこと。
第２回：テキスト第八章一～二をあらかじめ読んでおくこと。
第３回：憲法判例百選Ⅰ（39）～（45）をあらかじめ読んでおくこと。
第４回：テキスト第九章三をあらかじめ読んでおくこと。
第５回：テキスト第九章一～二をあらかじめ読んでおくこと。
第６回：テキスト第九章四をあらかじめ読んでおくこと。
第７回：テキスト第八章三、第一〇章一・二をあらかじめ読んでおくこと。
第８回：テキスト第一〇章三をあらかじめ読んでおくこと。
第９回：テキスト第一一章をあらかじめ読んでおくこと。
第１０回：テキスト第一三章をあらかじめ読んでおくこと。
第１１回：テキスト第七章一をあらかじめ読んでおくこと。
第１２回：テキスト第七章二をあらかじめ読んでおくこと。
第１３回：憲法判例百選Ⅰ（24）～（30）をあらかじめ読んでおくこと。
第１４回：テキスト第五章四・第六章三をあらかじめ読んでおくこと。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第八版）』（岩波書店・2023年）
長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ[第８版]』・『同Ⅱ[第７版]』（有斐閣・2025年）

【参考書】
赤坂正浩『憲法講義（人権）』（信山社・2011年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　授業ごとの小テスト30%
期末における評価
　定期試験70%

【学生の意見等からの気づき】
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【学生が準備すべき機器他】
レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用Gmailを用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course will examine themes on the Declaration of Rights of the Constitution of Japan.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have the basic knowledge about the constitutional rights.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Final grade will be decided based on the following process： Mid-term examination（30％）,Term-end examination（70％）.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 憲法 II

日野田　浩行

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
日本国憲法が定める国および地方の統治機構について、憲法の基本原理を根底にすえながら、具体的制度に関する学説・判例の理解を手がかりとして検討する。

【到達目標】
本授業は、憲法学のうち、いわゆる統治機構論を取り扱い、次の三つの到達目標を掲げる。
①憲法の基本原理を基礎として、統治機構に関する憲法規範と憲法制度の全体構造を概説的に説明できるようになること。
②統治機構に関する憲法および重要な憲法附属法令の諸規定と、制度に関連して現実に生じている主要な問題を摘示し、そうした問題解決のために学説や判例において提示されている具体的解釈論につき説明することができるようになること。
③特に重要な論点を提供する判例等を素材に、統治機構論の領域において憲法の原理論・解釈論を用いて議論し、みずからの見解を提示することができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
講義形式に質疑応答を交え、学生の理解度を確認しながら、各回のテーマにつき検討を進める。全体の節目で行う中間試験を返却・解説するほか、定期試験についても、答案返却とともに行う定期試験解説時に、レジュメ配布と解説を行うことを通じて、フィードバックに努める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 国民主権の原理と象徴天皇制 | 日本国憲法が定める統治機構の全体構造を、法の支配の原理と国民主権の原理を基礎にすえて概観し、そのうえで、国民主権原理の意味内容を整理する。さらに、国民主権原理のもとにおける象徴天皇制について日本国憲法の定めているところを概説する。 |
| 第2回 | 日本国憲法における直接民主制と代表民主制 | 憲法改正手続の制度と意義につき国民主権原理との関連で検討し、その他の直接民主制的制度について概観する。また、国民と議会との関係における類型論や、憲法４３条１項にいう「代表」の観念をめぐる議論を整理し、日本国憲法の代表民主制について理解を深める。 |
| 第3回 | 参政権と選挙制度＜１＞ | 選挙権・被選挙権の意義および法的性格につき概説した後、日本国憲法における代表民主制を具体的に作動させる選挙制度のあり方ないし原則につき検討する。あわせて政党の憲法上の位置づけについても解説する。 |
| 第4回 | 参政権と選挙制度＜２＞ | 投票価値の格差の憲法問題に関する判例状況を概観する。 |
| 第5回 | 権力分立原理・国会の地位と権能 | 権力分立原理の意義や歴史的展開を説明したうえで、憲法４１条に定められた国会の地位、および立法権を中心とした国会の権能につき、学説の状況を整理する。 |
| 第6回 | 国会の組織と活動 | 日本国憲法における二院制の意義や制度内容、および国会の活動方式について概観する。 |
| 第7回 | 議院の権能と国会議員の地位 | 議院自律権の意義および国政調査権の性質・限界等を概観したうえで、国会議員の特権について概括的な説明を加えた後、国会議員の免責特権にかかる最判平成９年９月９日を検討する。 |
| 第8回 | 日本国憲法における議院内閣制と内閣・内閣総理大臣の地位・権能 | 日本国憲法における議院内閣制の意義を、解散権論争を整理しながら検討する。また、憲法６５条により内閣に帰属する「行政権」の概念をめぐる学説の状況を整理したうえで、内閣の組織・権限、および内閣総理大臣の地位・権限につき、検討をおこなう。 |
| 第9回 | 財政と地方自治 | 財政に関わる憲法規範の検討をおこなうとともに、地方自治の「本旨」、地方公共団体の意味・種類・組織、地方公共団体の機関の権限など、憲法および地方自治法にもとづく地方自治の基本構造を検討する。 |
| 第10回 | 平和主義の原理 | 憲法９条に定められた戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認の意味を明らかにしたうえで、自衛隊や日米安保体制をめぐる具体的問題につき、長沼事件第一審判決や、砂川事件最高裁判決を素材に検討を行う。 |
| 第11回 | 司法権の概念と限界 | 憲法７６条１項にいう「司法権」の概念や、裁判所法３条にいう「法律上の争訟」の要件との関係につき検討する。また、司法権の限界につき、最高裁判所の判例を中心に検討を行う。 |
| 第12回 | 裁判所の組織と権能・司法権の独立 | 裁判所の組織と権能、裁判の公開原則につき、概観を行う。また、司法権独立の意義と内容につき検討する。 |
| 第13回 | 日本国憲法における違憲審査制 | 憲法保障の意義、裁判所による違憲審査制の比較憲法的考察をふまえて、憲法８１条に定められた司法審査制の意義・機能につき検討したうえで、違憲審査の主体と対象を確認する。 |
| 第14回 | 付随的違憲審査制下の憲法訴訟 | 付随的違憲審査制の下における憲法訴訟のあり方を、違憲審査の方法と結論の観点から概観する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
第１回：テキスト(芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第八版）』[岩波書店・2023年]・以下同じ)第一章、第三章をあらかじめ読んでおくこと。
第２回：テキスト第一四章二1・第一八章三を読み、Assignment sheetの指示に従って準備しておくこと。
第３回：テキスト第一四章三2、第一四章一3を読み、Assignment sheetの指示に従って準備しておくこと。
第４回：テキスト第七章二7を読み、Assignment sheetの指示に従って準備しておくこと。
第５回：テキスト第一四章一1・2、第一四章二の2・3、および同章四の1を読み、Assignment sheetの指示に従って準備しておくこと。
第６回：テキスト第一四章三の1・4を読み、Assignment sheetの指示に従って準備をしておくこと。
第７回：テキスト第一四章三の3、および同章四の2を読み、Assignment sheetの指示に従って準備をしておくこと。
第８回：テキスト第一五章を読み、Assignment sheetの指示に従って準備をしておくこと。
第９回：テキスト第一七章を読み、Assignment sheetの指示に従って準備をしておくこと。
第１０回：テキスト第四章を読み、Assignment sheetの指示に従って準備をしておくこと。
第１１回：テキスト第一六章一1〜3、および同章二・三を読み、Assignment sheetの指示に従って準備をしておくこと。
第１２回：テキスト第一六章一4を読み、Assignment sheetの指示に従って準備をしておくこと。
第１３回：テキスト第一八章二1・2・4およびを読み、Assignment sheetの指示に従って準備をしておくこと。
第１４回：テキスト第一八章二3・5を読み、Assignment sheetの指示に従って準備をしておくこと。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法・第八版』（岩波書店・2023年）

【参考書】
◆長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ・第８版』（有斐閣・2023年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　中間試験 30％
期末における評価
　定期試験 70％

【学生の意見等からの気づき】
学習支援システムやメールを通じた質疑応答や中間試験返却時のコメント等を通じて、迅速できめ細やかな指導に努めたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】
レジュメの配布や連絡等につき、Hoppii、学習支援システムおよび法政大学専用Gmailを用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】
【Course outline】

This course will examine themes on the frame of government of Japanese constitution, including separation of powers and judicial review of legislation.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have the basic knowledge about the frame of government of Japanese constitution, and to have the basic skills to analyze important legal cases on the frame of government.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text and the relevant judgments of the Supreme Court. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination:70%, mid-term examination:30%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 行政法Ⅰ

下井　康史

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
行政法総論の主要論点を学ぶ。具体的に取り扱う分野は、行政法の基本原理と行政作用法総論（様々な行政の行為形式、行政手続、行政上の義務履行確保措置等）である。必要に応じて、行政救済法の論点（その詳細は「行政法Ⅱ」で扱われる）にも言及する。

【到達目標】
行政法総論の主要論点について、通説や判例の状況を的確に理解すること、および、様々な行政法総論理論を実践的に活用できる論述能力を涵養することが本授業の到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
基礎的事項の確認から始めて、可能な限り、裁判例の検討に注力する。以下の点に留意されたい。
・授業は、事前に配布するレジュメに沿って進める。配布方法については追って通知する。
・レジュメには、予習課題としてのQが多数用意されている。これらのQについて予習済みであることを前提に授業を進める。
・レジュメでは、授業で取り扱う判例を明示しておくので、事前に精読しておくこと。
・講義形式で進めるが、適宜、受講生に対し質問を発し、回答を求める。
・小テストについては、答案を返却し、解説レジュメを「学習支援システム」で配布する。
・期末試験については、答案を添削して返却の上、定期試験解説において解説・講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 行政法の基本原則（1） | 行政法の基本原則を扱う。具体的な論点は、法律による行政の原理その他の行政法の一般原則（信義則、比例原則、平等原則、手続的正義の原則）等である。なお、行政法の基礎事項を説明するオンデマンド動画を学習支援システムで提供するので、第1回授業までに同動画を視聴しておくこと。 |
| 第2回 | 行政法の基本原則（2）、情報公開・個人情報保護 | 第1回に引き続き行政法の基本原則を取り上げた後、行政機関情報公開法と個人情報保護法の主要論点を扱う。具体的な論点は、公法と私法、行政上の法律関係における民事法の適用、情報公開の概念・目的・対象、開示請求制度、開示・不開示決定に対する争訟手続、個人情報保護の概念・目的・対象、本人開示・訂正・利用停止の各請求制度等である。 |
| 第3回 | 行政行為（行政処分）（1）－－特質 | 行政の各行為形式を概観した後、行政行為を扱う。具体的な論点は、行政行為の意義、行政処分概念との関係、行政行為（処分）と性質決定されることの法的帰結、行政行為の特質等である。 |
| 第4回 | 行政行為（行政処分）（2）－－効力① | 行政争訟法制を概観した後、第４回に引き続き行政行為を扱う。具体的な論点は、公定力、不可争力等である。 |
| 第5回 | 行政行為（行政処分）（3）－－効力②、瑕疵、取消し・撤回①、小テスト | 第4回に引き続き行政行為の効力を取り上げた後、行政行為の瑕疵、行政行為の取消し・撤回を扱う。具体的な論点は、（自力）執行力、不可変更力、行政行為の無効事由、行政行為の（職権）取消しと撤回の特質等である。なお、授業の最後の10分を使って小テストを行う。試験範囲は、第1回～第5回授業で扱った内容である。 |
| 第6回 | 行政行為（行政処分）（4）－－取消し・撤回②、種類、裁量① | 第5回に引き続き行政行為（処分）の取消し・撤回を取り上げた後、行政行為の種類と行政裁量を扱う。具体的な論点は、取消し・撤回についての法律の根拠の要否、取消し・撤回の制限、裁量の意味、裁量の検討単位、行政庁に裁量が認められる場合如何等である。なお、行政行為（処分）における裁量を中心に取り扱うが、適宜、行政立法等、他の行為形式における裁量にも言及する。 |
| 第7回 | 行政行為（行政処分）（5）－－裁量②、附款 | 第6回に引き続き行政裁量を取り上げた後、行政行為の附款を扱う。具体的な論点は、行政裁量に対する司法審査のあり方、附款の意味と限界、行政手続の意味等である。 |
| 第8回 | 行政行為（行政処分）（6）－－行政手続① | 第7回に引き続き行政処分手続を扱う。具体的には、申請に対する処分の手続である。 |
| 第9回 | 行政行為（行政処分）（7）－－行政手続② | 第8回に引き続き行政処分手続を取り上げた後、行政上の義務履行確保を扱う。具体的な論点は、不利益処分の手続、理由提示、手続的瑕疵の効果である。 |
| 第10回 | 行政行為（行政処分）（8）－－行政手続③、行政上の義務履行確保、小テスト | 第9回に引き続き行政手続を取り上げた後、行政上の義務履行確保制度について、即時強制を含めて扱う。具体的な論点は、理由追加の可否、行政上の義務履行確保制度と法律による行政の原理との関係、行政代執行法、司法的執行等である。なお、授業の最後の10分を使って小テストを行う。試験範囲は、第6回～第10回授業で扱った内容である。 |
| 第11回 | 行政調査、行政立法（1） | 行政調査と行政立法を扱う。具体的な論点は、行政調査の意味・種類、行政調査と法律による行政の原理との関係、行政調査手続、行政立法の意味・種類、法規命令の意味・種類、委任命令への委任方法、委任命令の限界、行政規則の効力等である。 |
| 第12回 | 行政立法（2）、条例（1） | 第11回に引き続き行政立法を取り上げた後、条例を巡る主要論点を扱う。具体的な論点は、行政規則の種類・効力・外部化、自己拘束の法理、事案の個別事情審査、委任条例と独自条例の違い、条例の違法性判断基準等である。 |
| 第13回 | 条例（2）、行政計画、行政契約、行政指導（1） | 第12回に引き続き条例を取り上げた後、行政計画、行政契約、行政指導を扱う。具体的な論点は、条例の違法性判断基準、行政計画の意味、行政契約の意味・種類、行政契約に対する法的統制、行政指導の意味・種類・機能等である。 |
| 第14回 | 行政指導（2）、小テスト | 第14回に引き続き行政指導を扱う。具体的な論点は、行政指導に対する法的統制、行政手続法第4章・第4章の2等である。なお、授業の最後の10分を使って小テストを行う。試験範囲は、第11回～第14回授業で扱った内容である。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習；事前配布レジュメを参考にして、ケースブック行政法や資料・判例、さらには、各自が選択した基本書の該当箇所を熟読しておくこと。
復習；授業後に簡単な復習課題を示すので、これを手がかりにして復習すること。
本授業の準備学習・復習時間は各3時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
野呂充他編『ケースブック行政法（第７版）』（弘文堂、2022年）

【参考書】
宇賀克也『行政法概説Ⅰ（第8版）』（有斐閣、2023年）
興津征雄『行政法Ⅰ行政法総論』（新世社、2023年）
稲葉馨＝人見剛＝村上裕章＝前田雅子『行政法（第5版）』（有斐閣、2023年）
中原茂樹『基本行政法（第4版）』（日本評論社、2024年）
石川敏行＝藤原静雄＝大貫裕之＝大久保規子＝下井康史『はじめての行政法（第5版）』（有斐閣、2022年）
畠山武道＝下井康史編著『はじめての行政法（第4版）』（三省堂、2023年）
『行政判例百選Ⅰ（第8版）』（有斐閣、2022年）
海道俊明＝須田守＝巽智彦＝土井翼＝西上治＝堀澤明生『精読行政法判例』（弘文堂、2023年）
村上裕章＝下井康史編著『判例フォーカス行政法（第2版）』（三省堂、2026年公刊予定）

【成績評価の方法と基準】
授業時間中の学習状況の評価（3回の小テスト）：30％（3回の小テスト各10％）。

期末試験の評価：70％。

【学生の意見等からの気づき】
受講生の意見や要望を参考にしつつ、適宜、説明方法や議論の進め方、資料の提示のあり方について、検証する。

【学生が準備すべき機器他】
行政法の学習においては、小型六法（ポケット六法、デイリー六法等）に掲載されていない条文を参照することが頻繁である。通信機器等を利用することで、授業に持参する六法に掲載されていない条文を参照できるよう準備しておくこと。

【その他の重要事項】
・時間の制約がある以上、検討すべき事項を授業内で網羅することはできない。授業で詳しく検討し得なかった事項については、各自の自学自習で補ってもらうことになる。
・自学自習の手がかりは、可能な限り、レジュメにおいて提供する。
・小テスト・中間テスト・期末試験のいずれにおいても、判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）で書き込みがないもののみ持ち込みを認める。
・小テストの出題形式は、短答式又は穴埋め式である。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course aims to learn about the main issues in the general theory of administrative law. Specific areas covered include the basic principles of administrative law and the general theory of administrative action law (various administrative action forms, administrative procedures, measures to ensure the fulfillment of administrative obligations, etc.). Where necessary, we will also touch on issues in administrative remedy law (details of which are covered in "Administrative Law II").
【Learning Objectives】
The objectives of this class are to accurately understand the current state of accepted opinion and case law regarding the main issues in general administrative law, and to cultivate the ability to apply various general administrative law theories in practical writing.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination:70%, Small test:30%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 行政法 II

下井　康史

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　行政救済法の主要論点を学ぶ。具体的に取り扱う分野は、行政事件訴訟法、国家賠償法、損失補償法制である。必要に応じて、行政法総論の論点（その詳細は「行政法Ⅰ」で扱われる）にも言及する。

【到達目標】
　行政救済法の主要論点について、通説や判例の状況を的確に理解すること、および、様々な行政救済法理論を具体の事例に当てはめて活用できる能力を涵養することが本授業の到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
　基礎的事項の確認から始めて、可能な限り、裁判例の検討に注力する。以下の点に留意されたい。
・授業は、事前に配布するレジュメに沿って進める。配布方法については追って通知する。
・レジュメには、予習課題としてのQが多数用意されている。これらのQについて予習済みであることを前提に授業を進める。
・レジュメでは、授業で取り扱う判例を明示しておくので、事前に精読しておくこと。
・講義形式で進めるが、適宜、受講生に対し質問を発し、回答を求める。
・小テストについては、答案を返却し、解説レジュメを「学習支援システム」で配布する。
・期末試験については、答案を添削して返却の上、定期試験解説において解説・講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 行政救済法概観（1） | 行政救済法の全体像のうち、行政不服審査法と行政事件訴訟法の訴訟類型制度とを概観する。具体的な論点は、不服申立ての種類・要件・審理手続・終了・仮の救済、抗告訴訟の類型である。 |
| 第2回 | 行政救済法概観（2） | 第1回に引き続き行政救済法の全体像を説明する。具体的な論点は、行政事件訴訟法における仮の救済、客観訴訟、国家補償法である。 |
| 第3回 | 抗告訴訟の対象－－処分性(1) | 取消訴訟の排他的管轄という抗告訴訟の基本的仕組みを説明した後、抗告訴訟の対象である処分の意味（処分性）に関する判例を説明する。具体的な論点は、処分性の判断枠組み、典型的・定型的な処分・非処分の例である。 |
| 第4回 | 抗告訴訟の対象－－処分性（2） | 第3回に引き続き処分性に関する判例を扱う。具体的な論点は、精神表示事実行為（その1）と規範定立行為の処分性である。 |
| 第5回 | 抗告訴訟の対象－－処分性（3）、小テスト | 第4回に引き続き処分性に関する判例を扱う。具体的な論点は、中間段階の行為、給付拒否決定（申請に対する応答）、精神表示事実行為（その2）の各処分性である。なお，授業の最後の10分を使って小テストを行う。試験範囲は、第1回～第5回授業で扱った内容である。 |
| 第6回 | 取消訴訟の原告適格（1） | 取消訴訟の原告適格を説明する。具体的な論点は、原告適格判定の判断枠組み、2004（平成16）年行政事件訴訟法改正前の判例、及び、同改正の内容である。 |
| 第7回 | 取消訴訟の原告適格（2）、訴えの利益（1） | 第6回に引き続き原告適格についての判例を取り上げた後、（狭義の）訴えの利益に関する判例を扱う。具体的な論点は、2004（平成16）年行政事件訴訟法改正後に原告適格が争われた判例、期間の経過による訴えの利益の帰趨である。 |
| 第8回 | 訴えの利益（2）、その他の訴訟要件、取消訴訟の審理手続 | 第7回に引き続き訴えの利益に関する判例を取り上げた後、取消訴訟の審理手続を説明する。具体的な論点は、名誉・信用の喪失、処分の効果完了、被告適格、出訴期間、審査請求との関係、主張制限等である。 |
| 第9回 | 取消訴訟の判決・仮の救済、小テスト | 取消訴訟の判決と仮の救済について説明する。具体的な論点は、判決の種類・効力、執行停止申立てである。なお，授業の最後の10分を使って小テストを行う。試験範囲は、第6回～第9回授業で扱った内容である。 |
| 第10回 | 取消訴訟以外の抗告訴訟（1） | 取消訴訟以外の抗告訴訟について説明する。具体的な論点は、無効等確認訴訟、不作為確認訴訟、義務付け訴訟である。 |
| 第11回 | 取消訴訟以外の抗告訴訟（2）、実質的当事者訴訟 | 第10回に引き続き取消訴訟以外の抗告訴訟を取り上げた後、実質的当事者訴訟について説明する。具体的な論点は、差止訴訟、仮の義務付け・差止め、実質的当事者訴訟の意味・類型等である。 |
| 第12回 | 国家賠償法1条（1） | 国家賠償法1条1項を説明する。具体的な論点は、同項責任の性質、同項の適用範囲、故意・過失等である。 |
| 第13回 | 国家賠償法1条（2） | 第12回に引き続き国家賠償法1条1項を扱う．具体的な論点は、違法性である。 |
| 第14回 | 損失補償、形式的当事者訴訟、小テスト | 損失補償と形式的当事者訴訟を説明する。具体的な論点は、損失補償の法的根拠、補償の要否、補償内容、国家補償の谷間、形式的当事者訴訟の法制度である。なお，授業の最後の10分を使って小テストを行う。試験範囲は、第11回～第14回授業で扱った内容である。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習；事前配布レジュメを参考にして、ケースブック行政法や資料・判例、さらには、各自が選択した基本書の該当箇所を熟読しておくこと。
復習；授業後に簡単な復習課題を示すので、これを手がかりにして復習すること。
本授業の準備学習・復習時間は各3時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
野呂充他編『ケースブック行政法（第７版）』（弘文堂、2022年）

【参考書】
宇賀克也『行政法概説Ⅱ（第8版）』（有斐閣、2025年）
稲葉馨＝人見剛＝村上裕章＝前田雅子『行政法（第5版）』（有斐閣、2023年）
中原茂樹『基本行政法（第4版）』（日本評論社、2024年）
石川敏行＝藤原静雄＝大貫裕之＝大久保規子＝下井康史『はじめての行政法（第5版）』（有斐閣、2022年）
畠山武道＝下井康史編著『はじめての行政法（第4版）』（三省堂、2023年）
『行政判例百選Ⅱ（第8版）』（有斐閣、2022年）
海道俊明＝須田守＝巽智彦＝土井翼＝西上治＝堀澤明生『精読行政法判例』（弘文堂、2023年）
村上裕章＝下井康史編著『判例フォーカス行政法（第2版）』（三省堂、2026年公刊予定）

【成績評価の方法と基準】
授業時間中の学習状況の評価（3回の小テスト）：30％（3回の小テスト各10％）。
期末試験の評価：70％。

【学生の意見等からの気づき】
受講生の意見や要望を参考にしつつ、適宜、説明方法や議論の進め方、資料の提示のあり方について、検証する。

【学生が準備すべき機器他】
行政法の学習においては、小型六法（ポケット六法、デイリー六法等）に掲載されていない条文を参照することが頻繁である。通信機器等を利用することで、授業に持参する六法に掲載されていない条文を参照できるよう準備しておくこと。

【その他の重要事項】
・時間の制約がある以上、検討すべき事項を授業内で網羅することはできない。授業で詳しく検討し得なかった事項については、各自の自学自習で補ってもらうことになる。
・自学自習の手がかりは、可能な限り、レジュメにおいて提供する。
・小テスト・中間テスト・期末試験のいずれにおいても、判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）で書き込みがないもののみ持ち込みを認める。
・小テストの出題形式は、短答式又は穴埋め式である。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course aims to learn about the main issues in the administrative remedy law. Specific areas covered include the Administrative Case Litigation Act, State Redress Act and legal system on the compensation for loss. Where necessary, we will also touch on issues in the general theory of administrative law(details of which are covered in "Administrative Law I").
【Learning Objectives】
The objectives of this class are to accurately understand the current state of accepted opinion and case law regarding the main issues in administrative remedy law, and to cultivate the ability to apply various general administrative law theories in practical writing.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination:70%, Small test:30%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民法Ⅰ

遠山　純弘

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（春学期前半/Spring(1st half)）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。
・「民法Ⅰ」および「民法Ⅱ」では、学生は「契約法」について学ぶ。「民法Ⅰ」では、「契約法」のうち、主として、「契約の締結」、「契約の有効性」、「契約の取消し」、「時効」、とりわけ「消滅時効」について学ぶ。

【到達目標】
・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・具体的には、民法Ⅰでは、主として、契約の締結方法、契約の有効要件、契約の取消し、消滅時効について学ぶ。①どのような場合に契約が成立するか、②どのような場合に契約が効力を生じ、無効な契約について給付がなされた場合にその清算がどのように行われるか、③どのような場合に契約を取り消せ、また、契約が取り消された場合に、どのようになされた給付が清算されるか、④どのような場合に債権が消滅時効にかかるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・各回の授業は、講義形式を基本とするが、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、質疑応答を通して基本事項を理解しているかを確認しながら進める。
・授業は、教科書に従って進める。
・授業内の課題および定期試験のフィードバックは、授業内または定期試験解説期間において解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ①ガイダンス<br>②民法の全体像 | ・私法の中での民法の位置づけ<br>・日本民法典編別<br>・私法（民法）の一般原理<br>・信義誠実の原則<br>・権利濫用の法理 |
| 第2回 | 人・権利能力<br>①自然人<br>②法人 | ・権利能力の意義<br>・権利能力の始期および終期<br>・住所の概念<br>・不在者の財産管理制度<br>・失踪宣告制度<br>・法人の意義および必要性<br>・法人の種類、設立<br>・法人の構成員の責任<br>・法人設立の目的と権利能力<br>・法人の理事の不法行為 |
| 第3回 | ①契約の一般原則、種類<br>②契約の締結<br>③代理（有権代理） | ・契約の意義および種類<br>・契約の成立要件<br>・約款・定型約款による契約<br>・法律行為および意思表示の意義<br>・意思表示および法律行為の解釈に関する考え方<br>・慣習の意義<br>・意思表示の効力の発生<br>・代理の意義<br>・代理の有効要件<br>・代理権の制限<br>・代理権濫用 |
| 第4回 | 表見代理① | ・表見代理の意義および成立要件 |
| 第5回 | ①表見代理②<br>②無権代理 | ・無権代理の効果 |
| 第6回 | 無権代理と相続 | ・無権代理と相続をめぐる諸問題 |
| 第7回 | 契約の有効性①<br>（意思能力） | ・意思能力の意義 |
| 第8回 | 契約の有効性②<br>（意思表示の瑕疵①） | ・心裡留保<br>・通謀虚偽表示<br>・94条2項類推適用 |
| 第9回 | 契約の有効性③<br>（契約の内容） | ・強行法規・任意法規<br>・公序良俗違反の法律行為 |
| 第10回 | 契約の有効性④<br>（条件・期限、消費者契約法上の無効原因） | ・条件、期限の種類<br>・期限の利益<br>・消費者法上の無効原因 |
| 第11回 | 契約の消滅①<br>（制限行為能力） | ・制限行為能力者による法律行為 |
| 第12回 | 契約の消滅②<br>（意思表示の瑕疵、消費者契約法上の取消原因） | ・錯誤、詐欺、強迫による法律行為<br>・消費者契約法上の取消原因 |
| 第13回 | 時効（総論） | ・時効の意義<br>・時効完成の効果<br>・時効の援用権者および援用の効果<br>・時効の完成猶予および更新 |
| 第14回 | 消滅時効 | ・期間の計算<br>・消滅時効の意義および要件 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・上記「授業計画」記載の教科書の該当ページを必ず読んで授業に臨んでもらいたい。予習では、教科書の該当部分を読み理解し、授業前にわからない部分を明確にしておくことが必要である。授業では、その不明な点について確認をし、また、授業でそれについて触れなかった場合には、授業外で質問し、理解する必要がある。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・遠山純弘『請求権から考える民法１』（信山社、2024年）4,950円

【参考書】
・参考文献として以下の文献を挙げておく。
①松久三四彦ほか著『オリエンテーション民法第３版』（有斐閣、2024年）2,750円
②潮見佳男ほか『民法判例百選Ⅰ総則・物権［第８版］』（有斐閣、2018年）2,376円
・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
・定期試験（８０％）
＊事例式問題によって「共通的な到達目標モデル（第２次案修正案）」（民法）記載の事項について理解度を確認する。
・課題（１０％）
・質疑応答（１０％）

【学生の意見等からの気づき】
・学生からは、民法は覚えることが多すぎるという意見を聞く。ただ、この問題は、法学未修者については、法学部の学生が４年間かけて修得すべきことを１年間で修得するのであるから、法学未修者にとって避けて通ることができない問題である。この点については、１年次において授業で取り上げるすべての事項を修得しようとせず、１年次で修得すべき事項（これについては、別紙資料参照）を優先的に学修し、２年次以降に取り上げる事項については、「民法演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を通して修得するといった対応が必要であろう。
・授業内容が難しいという意見を聞く。２年次の授業では、すでに民法について学習をしてきた学生たちと同じクラスで授業を受けることになる。そのため、１年次の授業は、２年次のそうした学習についていける能力を養成することが要求される。そのため、授業は、民法Ⅰから民法Ⅴにおいて、民法全般について学習しなければならず、授業レベルも一定のレベルを維持する必要がある。授業の進行については、上記の授業内容において、各回の授業がどのように進行していくかはわかるはずであり、それにあわせて予習・復習をしてもらう必要がある。授業の内容については、授業において、内容のレベルに触れながら説明をしている。そのため、授業を漫然と聞くのではなく、そういった説明もメモをとるなどの工夫をして授業を聞いてほしい。また、授業が難しいという学生のほとんどは、予習・復習をしていない、あるいは予習・復習が足りていない傾向がみられる。法学未修者の授業は、何もせずに授業に臨んでもわかるように授業をするわけではない。授業は、最低限、各自予習・復習を各２時間してきていることを前提にして進めるので注意してほしい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Through Civil Law Ⅰ-Ⅴ, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil law.
In Civil Law Ⅰ-Ⅱ students learn about Contract Law.
In Civil Law Ⅰ students especially learn about Formation of Contract, Validity of Contract and Prescription.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Class Plan" below.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%, little examination : 10%, in class contribution: 10%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民法Ⅱ

遠山　純弘

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（春学期後半/Spring(2nd half)）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。
・「民法Ⅰ」および「民法Ⅱ」では、学生は「契約法」について学ぶ。「民法Ⅱ」では、「契約法」のうち、主として、「債権の消滅原因」、「債務不履行や契約不適合給付における債権者・買主の救済手段」および「個別契約をめぐる諸問題」について学ぶ。

【到達目標】
・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅱでは、主として、債権の消滅、債務不履行および契約不適合給付における債権者または買主の救済手段および個別契約における諸問題について学ぶ。①どのような場合に債権が消滅し、②債務不履行や契約不適合給付がなされた場合に債権者や買主にどのような救済手段があるのかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになること、そして、③個別契約をめぐってどのような問題があり、それらを判例・学説がどのように考えているかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・各回の授業は、講義形式を基本とするが、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、質疑応答を通して基本事項を理解しているかを確認しながら進める。
・授業は、教科書に従って進める。
・授業内の課題および定期試験のフィードバックは、授業内または定期試験解説期間において解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 債権の消滅①（弁済・供託・代物弁済） | ・第三者弁済とその清算<br>・弁済受領権者、表見受領権者<br>・弁済の充当<br>・弁済の提供<br>・供託<br>・代物弁済 |
| 第2回 | ①債権の消滅②（相殺・更改・免除・混同）<br>②同時履行の抗弁権<br>③給付不能と危険負担 | ・相殺の意義<br>・相殺の禁止<br>・更改、免除、混同<br>・同時履行の抗弁権の意義および要件<br>・給付の不能と危険負担 |
| 第3回 | ①履行の強制<br>②債務不履行にもとづく損害賠償①（要件①） | ・債権の履行強制の意義と限界<br>・債務不履行の類型（安全配慮義務、説明義務違反を含む） |
| 第4回 | 債務不履行に基づく損害賠償②（要件②） | ・債務不履行に基づく損害賠償請求権の要件および効果 |
| 第5回 | ①債務不履行に基づく損害賠償③（効果）<br>②解除①（要件） | ・金銭債務の不履行<br>・損害賠償の予定および違約金の合意<br>・解除の意義および要件 |
| 第6回 | 解除②（効果） | ・解除権の行使<br>・解除の効果<br>・解除による給付の清算 |
| 第7回 | 契約不適合給付における買主の救済手段 | ・契約不適合給付の意義、要件、効果<br>・他人物売買 |
| 第8回 | 受領遅滞 | ・受領遅滞の意義、要件および効果 |
| 第9回 | 売買契約 | ・契約の種類<br>・契約自由の原則<br>・事情変更の原則<br>・契約締結上の過失<br>・売買契約の成立<br>・売買の（一方の）予約<br>・手付 |
| 第10回 | ①消費貸借・使用貸借<br>②賃貸借契約① | ・消費貸借、使用貸借の意義<br>・利息制限法違反の利息を約した消費貸借契約の効力<br>・賃貸借の成立、効力<br>・敷金契約の意義<br>・借地借家法との関係<br>・賃借権の対抗 |
| 第11回 | 賃貸借契約② | ・賃借権の譲渡・転貸<br>・賃借権の侵害<br>・賃貸借の終了 |
| 第12回 | 役務提供契約①（雇用・請負） | ・雇用、請負の意義<br>・請負人の権利義務<br>・注文者の権利義務<br>・建物建築請負契約における完成建物の所有権の帰属<br>・請負契約における危険負担 |
| 第13回 | 役務提供契約②（委任・寄託） | ・委任の意義<br>・寄託の意義 |
| 第14回 | ①贈与契約<br>②その他の典型契約 | ・贈与の意義<br>・贈与者の担保責任<br>・組合の意義と構成員の責任<br>・和解の意義 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・上記「授業計画」記載の教科書の該当ページを必ず読んで授業に臨んでもらいたい。予習では、教科書の該当部分を読み理解し、授業前にわからない部分を明確にしておくことが必要である。授業では、その不明な点について確認をし、また、授業でそれについて触れなかった場合には、授業外で質問し、理解する必要がある。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・遠山純弘『請求権から考える民法１』（信山社、2024年）4,950円

【参考書】
・参考文献として以下の文献を挙げておく。
①松久三四彦ほか著『オリエンテーション民法第３版』（有斐閣、2024年）2,750円
②潮見佳男ほか『民法判例百選Ⅰ総則・物権［第８版］』（有斐閣、2018年）2,530円
③窪田充見ほか『民法判例百選Ⅱ債権［第８版］』（有斐閣、2018年）2,530円
・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
・定期試験（８０％）
＊事例式問題によって「共通的な到達目標モデル（第２次案修正案）」（民法）記載の事項について理解度を確認する。
・課題（１０％）
・質疑応答（１０％）

【学生の意見等からの気づき】
・学生からは、民法は覚えることが多すぎるという意見を聞く。ただ、この問題は、法学未修者については、法学部の学生が４年間かけて修得すべきことを１年間で修得するのであるから、法学未修者にとって避けて通ることができない問題である。この点については、１年次において授業で取り上げるすべての事項を修得しようとせず、１年次で修得すべき事項（これについては、別紙資料参照）を優先的に学修し、２年次以降に取り上げる事項については、「民法演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を通して修得するといった対応が必要であろう。
・授業内容が難しいという意見を聞く。２年次の授業では、すでに民法について学習をしてきた学生たちと同じクラスで授業を受けることになる。そのため、１年次の授業は、２年次のそうした学習についていける能力を養成することが要求される。そのため、授業は、民法Ⅰから民法Ⅴにおいて、民法全般について学習しなければならず、授業レベルも一定のレベルを維持する必要がある。授業の進行については、上記の授業内容において、各回の授業がどのように進行していくかはわかるはずであり、それにあわせて予習・復習をしてもらう必要がある。授業の内容については、授業において、内容のレベルに触れながら説明をしている。そのため、授業を漫然と聞くのではなく、そういった説明もメモをとるなどの工夫をして授業を聞いてほしい。また、授業が難しいという学生のほとんどは、予習・復習をしていない、あるいは予習・復習が足りていない傾向がみられる。法学未修者の授業は、何もせずに授業に臨んでもわかるように授業をするわけではない。授業は、最低限、各自予習・復習を各２時間してきていることを前提にして進めるので注意してほしい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Through Civil Law Ⅰ-Ⅴ, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil Law.
In Civil Law Ⅰ-Ⅱ students learn about Contract law.
In Civil Law Ⅱ students especially learn about Termination of Obligations, Breach of Contract, Problems concerning individual Contracts.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Class Plan" below.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%, little examination : 10%, in class

contribution: 10%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民法III

遠山　純弘、川村　洋子

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（秋学期前半/Fall(1st half)）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。
・「民法Ⅲ」では、学生は、物権（担保物権を除く）、事務管理・不当利得・不法行為について学ぶ。

【到達目標】
・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅲでは、物権、事務管理・不当利得・不法行為について学ぶ。①所有権の帰属がどのように決められるか、②所有権侵害がある場合に、どのような要件のもとで、どのような救済手段が与えられるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになること、および、③事務管理・不当利得・不法行為に基づく請求権がどのような要件のもとで認められるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・各回の授業は、基本的には講義形式で進めるが、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、質疑応答を通して基本事項を理解しているかを確認しながら進める。
・授業は、遠山が物権部分を、川村が事務管理・不当利得・不法行為部分を担当する。各教員の担当曜日については、追って知らせる。
・授業内の課題および定期試験のフィードバックは、授業内または定期試験解説期間において解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 遠山第1回 | ①契約法との関係<br>②物権法の全体構造<br>③債権と物権との違い<br>④用益物権 | ・物権法の意義<br>・物権の性質<br>・用益物権の意義 |
| 遠山第2回 | ①所有権（概説）<br>②共同所有 | ・所有権の意義<br>・所有権の制限（特に、共有） |
| 遠山第3回 | 所有権の取得（承継取得、原始取得） | ・所有権の移転原因・移転時期<br>・所有権の原始取得原因 |
| 遠山第4回 | ①占有の意義<br>②占有の取得<br>③所有権に基づく請求権の相手方 | ・占有の意義<br>・所有権の返還請求権の相手方 |
| 遠山第5回 | ①公示の原則<br>②不動産物権変動と対抗要件① | ・公示の原則およびその必要性<br>・不動産登記制度<br>・民法177条の第三者 |
| 遠山第6回 | ①不動産物権変動と対抗要件②<br>②動産物権変動と対抗要件 | ・物権変動（契約、取得時効、相続）と登記の要否<br>・動産物権変動と引渡し |
| 遠山第7回 | 占有の効力 | ・占有訴権<br>・本権推定<br>・即時取得<br>・取得時効 |
| 川村第1回 | 一般不法行為①（要件①） | ・不法行為制度の機能および目的<br>・過失責任、無過失責任、中間責任<br>・民法709条の成立要件<br>・権利または保護法益の侵害と違法性<br>・過失の意義<br>・損害の意義 |
| 川村第2回 | ①一般不法行為②（要件②） | ・因果関係の意義<br>・責任能力の意義<br>・監督者責任 |
| 川村第3回 | 不法行為の効果 | ・賠償されるべき損害の範囲および額の算定<br>・過失相殺、損益相殺<br>・損害賠償の方法<br>・侵害行為の差止請求<br>・損害賠償請求の請求権者<br>・不法行為における消滅時効 |
| 川村第4回 | 特殊不法行為① | ・使用者責任の意義および成立要件<br>・求償 |
| 川村第5回 | 特殊不法行為② | ・工作物責任の意義お、成立要件および効果<br>・共同不法行為責任の意義、成立要件および効果 |
| 川村第6回 | ①事務管理<br>②不当利得① | ・事務管理の意義および成立要件<br>・不当利得の意義および成立要件<br>・返還範囲の制限 |
| 川村第7回 | 不当利得② | ・不法原因給付<br>・多数当事者間の不当利得 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・上記「授業計画」記載の各回における教科書の該当部分を必ず読んで授業に臨んでもらいたい。予習では、教科書および配布した教材の該当部分を読み理解し、授業前にわからない部分を明確にしておくことが必要である。授業では、その不明な点について確認をし、また、授業でそれについて触れなかった場合には、授業外で質問し、理解する必要がある。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
教科書については、後日連絡します。

【参考書】
①松久三四彦ほか『オリエンテーション民法〔第３版〕』（有斐閣、２０２４年３月）２，７５０円。
②潮見佳男ほか『民法判例百選Ⅰ総則・物権［第９版］』（有斐閣、２０２３年）２，４２０円
③窪田充見ほか『民法判例百選Ⅱ債権［第８版］』（有斐閣、２０２３年）２，４２０円
・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下の通りである。
・定期試験（８０％）
＊事例式問題によって「共通的な到達目標モデル（第２次案修正案）」（民法）記載の事項について理解度を確認する。
・課題（１０％）
・質疑応答（１０％）

【学生の意見等からの気づき】
・授業内容が難しいという意見を聞く。もっとも、そうした意見を出す学生には、民法Ⅰ・Ⅱおよび基礎ゼミで取り上げた基礎知識を理解しておらず、また、予習・復習をしていない、あるいは予習・復習が足りていないという傾向がみられる。授業は、何もせずに授業に臨んでもわかるように授業をするわけではない。上記に記載した通り、授業は予習・復習をしてくることを前提として行うので、十分に注意してほしい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Through Civil Law Ⅰ-Ⅴ, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil law.
In Civil Law Ⅲ students learn about Property Law, Delict, Unjustified Enrichment and Negotiorum Gestio.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Class Plan" below.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%, little examination : 10%, in class contribution: 10%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民法Ⅳ

遠山　純弘、川村　洋子

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（秋学期後半/Fall(2nd half)）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。
・「民法Ⅳ」では、学生は、金銭債権の担保手段（人的担保、物的担保）について学ぶ。

【到達目標】
・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅳでは、金銭債権の担保手段について学ぶ。金銭債権を「担保」するとはどういうことか、また、金銭債権を確実に回収するためにどのような手段があるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・各回の授業は、基本的には講義形式で進めるが、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、質疑応答を通して基本事項を理解しているかを確認しながら進める。
・遠山が人的担保を、川村が物的担保を担当する。
・授業内の課題および定期試験のフィードバックは、授業内または定期試験解説期間において解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 遠山第1回 | 債権担保概論 | ・責任財産の意義および必要性 |
| 遠山第2回 | 債権者代位権 | ・債権者代位制度の要件および効果<br>・債権者代位権の転用 |
| 遠山第3回 | 詐害行為取消権①（要件） | ・詐害行為取消制度の意義、性質<br>・詐害行為取消権の行使の要件 |
| 遠山第4回 | ①詐害行為取消権②（効果）<br>②債権譲渡① | ・詐害行為取消権の行使方法および効果<br>・債権譲渡の意義<br>・譲渡制限特約付き債権の譲渡の効果 |
| 遠山第5回 | ①債権譲渡②<br>②債務引受<br>③契約上の地位の移転 | ・債権譲渡の対抗要件<br>・債権譲渡の効果（特に、相殺）<br>・債務引受の意義および成立要件<br>・契約上の地位の移転および成立要件 |
| 遠山第6回 | 保証 | ・保証の意義<br>・保証債務の附従性<br>・保証人の求償権<br>・連帯保証の意義 |
| 遠山第7回 | 多数当事者の債権関係 | ・分割債権・分割債務の意義<br>・不可分債権・不可分債務の意義<br>・連帯債務（いわゆる不真正連帯債務を含む）、連帯債権の意義<br>・連帯債務者の１人について生じた事由の効力<br>・連帯債務者間の求償 |
| 川村第1回 | ①担保物権の全体構造<br>②抵当権①<br>（①設定・対抗要件）<br>（②抵当権の効力①）<br>（③第三者取得者保護） | ・担保物権の必要性および性質<br>・抵当権の意義<br>・抵当権の設定<br>・抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲<br>・抵当権侵害<br>・抵当目的不動産の第三取得者の保護 |
| 川村第2回 | 抵当権②（配当） | ・抵当権によって担保される債権の範囲<br>・抵当権の処分<br>・共同抵当における配当 |
| 川村第3回 | 抵当権③（抵当権と利用権） | ・抵当権と抵当不動産の利用権の調整<br>・法定地上権 |
| 川村第4回 | 抵当権④（物上代位①） | ・抵当権の物上代位の目的物 |
| 川村第5回 | 抵当権⑤（物上代位②）（抵当権の消滅） | ・抵当権に基づく物上代位と他の制度の競合<br>・抵当権の消滅 |
| 川村第6回 | ①根抵当権<br>②質権<br>③譲渡担保① | ・根抵当権の意義<br>・質権の意義<br>・非典型担保の必要性<br>・譲渡担保の意義<br>・譲渡担保の対内関係 |
| 川村第7回 | ①譲渡担保②<br>②仮登記担保、所有権留保<br>③留置権<br>④先取特権 | ・譲渡担保の対外関係<br>・集合譲渡担保の意義<br>・仮登記担保の意義<br>・所有権留保の意義<br>・留置権の意義および成立要件<br>・先取特権の意義および優先順位 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・上記「授業計画」記載の各回における教科書の該当部分を必ず読んで授業に臨んでもらいたい。予習では、教科書および配布した教材の該当部分を読み理解し、授業前にわからない部分を明確にしておくことが必要である。授業では、その不明な点について確認をし、また、授業でそれについて触れなかった場合には、授業外で質問し、理解する必要がある。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・教科書については，後日改めて連絡します。

【参考書】
①松久三四彦ほか『オリエンテーション民法（第３版）』（有斐閣、2024年）2,750円
②潮見佳男ほか『民法判例百選Ⅰ総則・物権［第８版］』（有斐閣、2018年）2,530円
③窪田充見ほか『民法判例百選Ⅱ債権［第８版］』（有斐閣、2018年）2,530円
・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
・定期試験（８０％）
＊事例式問題によって「共通的な到達目標モデル（第２次案修正案）」（民法）記載の事項について理解度を確認する。
・課題（１０％）
・質疑応答（１０％）

【学生の意見等からの気づき】
・授業内容が難しいという意見を聞く。民法Ⅳの内容である債権担保は、その性質上、民法の他の分野よりも難しい。そのため、予習・復習のうえ授業に臨むことが必要である。授業は、何もせずに臨んでもわかるように進めるわけではない。上記に記載した通り、授業は予習・復習をしてくることを前提として行うので、十分に注意してほしい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Through Civil Law Ⅰ-Ⅴ, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil law.
In Civil Law Ⅳ students learn about the Law of Debtors and Creditors.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Class Plan" below.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%, little examination : 10%, in class contribution: 10%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民法Ⅴ

羽生　香織

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
法学未修者を対象として、民法第4編「親族」（親族法）および第5編「相続」（相続法）を概観する。親族法・相続法の基礎的事項について、判例、主要学説を検討しつつ、知識と思考方法を習得することを目的とする。授業時間の制約上、講義で扱う内容は限られるため、受講者各自が十分な予習・復習を行う必要がある。

【到達目標】
親族法・相続法の全体構造および基礎概念を把握し、制度趣旨を正確に理解する。単に理論を覚えるだけでなく、具体的事例へのアプローチの方法をつかみ、法的議論を展開し、解決する能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
授業は担当教員による基本事項の解説が中心となる。各分野ごとに制度の概要を解説し、実践的な解決方法を考えることができるようにする。解説に関わる部分は、学生への質問を活用する。学生の理解度に応じて、授業計画は変更されることがある。定期試験の講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 婚姻 | この授業では、婚姻の成立、婚姻の効果について説明する。 |
| 第2回 | 離婚 | 前回の内容を中心に小テストを実施する。<br>この授業では、離婚の成立、離婚の効果について説明する。 |
| 第3回 | 実親子 | 前回の授業内容を中心に小テストを実施する。<br>この授業では、実親子法の構造と諸問題について説明する。 |
| 第4回 | 養親子 | 前回の授業内容を中心に小テストを実施する。<br>この授業では、養子法の構造と諸問題について説明する。 |
| 第5回 | 親権 | 前回の授業内容を中心に小テストを実施する。<br>この授業では、親権の帰属と行使、財産行為に関する法定代理権について説明する。 |
| 第6回 | 後見、扶養 | 前回の授業内容を中心に小テストを実施する。<br>この授業では、後見制度、扶養関係について説明する。 |
| 第7回 | 相続人 | 前回の授業内容を中心に小テストを実施する。<br>この授業では、相続法の基本的仕組みや原則について、相続の開始、および法定相続人について説明する。 |
| 第8回 | 相続財産 | 前回の授業内容を中心に小テストを実施する。<br>この授業では、相続の範囲について説明する。 |
| 第9回 | 相続分 | 前回の授業内容を中心に小テストを実施する。<br>この授業では、法定相続分、指定相続分、具体的相続分について説明する。 |
| 第10回 | 遺産共有 | 前回の授業内容を中心に小テストを実施する。<br>この授業では、相続の開始から遺産分割までの法律関係について説明する。 |
| 第11回 | 遺産分割 | 前回の授業内容を中心に小テストを実施する。<br>この授業では、遺産分割による権利の承継と第三者との関係、特定財産承継遺言について説明する。 |
| 第12回 | 遺言 | 前回の授業内容を中心に小テストを実施する。<br>この授業では、遺言の方式、遺贈について説明する。 |
| 第13回 | 遺言の執行 | 前回の授業内容を中心に小テストを実施する。<br>この授業では、遺言の執行、遺言執行者の権限について説明する。 |
| 第14回 | 遺留分 | 前回の授業内容を中心に小テストを実施する。<br>この授業では、遺留分制度の意義と機能について説明する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業内容を確実に消化するためには、教員の指示に従い課題をこなすほか、授業の予習・復習が必要とされる（おおむね4時間程度が標準である）。事前にレジュメを配布する予定である。教科書の該当ページおよび関連する判例や資料を熟読すること。本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
前田陽一ほか『民法６リーガルクエスト（第８版）』（有斐閣、２０２５年）
成年後見制度、遺言の方式に関する法改正に関しては講義内で適宜説明する。

【参考書】
大村敦志＝沖野眞已編『民法判例百選III（第3版）』（有斐閣、2022年）

【成績評価の方法と基準】
成績評価は、平常点（毎回の小テスト39％、授業内での参加度6％）、定期試験55％の割合でこれを行う。

【学生の意見等からの気づき】
2025年度は、レジュメの内容に加えて、改正法の解説や判例の解説を必要としたため授業進度が遅れた。2026年度は、解説内容の絞り込みを行った上で、予習を終えていることを前提に判例検討に重点を置くことを検討している。また、小テストについては、2025年度同様に、復習のみならず予習の位置づけとして小テストを実施する。

【Outline (in English)】
【Course outline】The aim of this cours is to learn the basic matters of the family law(including the newly revised parts),with cases and problems.
【Learning Objectives】The goals of this cours are to acquire legal thinking skills. I expect you not only to memorize the theories, but also to apply them in specific cases.
【Learning activities outside of classroom】Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policy】Grading will be decided based on term-end examination(55%), and evely quize(39%), in class contribution(6%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 商法Ⅰ

明田川　昌幸、笹久保　徹

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
商法Ⅰでは、学生が商法の全体像を把握した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解とその応用ができるように、それらの分野についての解説と検討を行う。

【到達目標】
学生が商法の全体像を把握した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解と応用ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
テキストと参考書や六法を素材に、商法の全体像を概説した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野について、解説と検討を行う。授業内容の理解に必要な場合には、商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても簡単に触れる。授業中に取り上げられると予想される判例については、インターネットやデーターベース等で、あらかじめ目を通しておくことが望ましい。各授業回の内容は、授業の進度等に応じて、若干前後にずれることがある。定期試験解説期間にフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 商法概説<br>会社法総論 | 商法総則・商行為法、会社法、手形法・小切手法の概説<br>会社の種類・特徴<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 5-17 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版1頁～17頁。 |
| 第2回 | 株式会社法の基礎 | 株式会社の特徴・キーワード<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 18-25 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版18頁～27頁。 |
| 第3回 | 株式会社の機関 | 株式会社の機関についての総説<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 132-139 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版145頁～147頁。 |
| 第4回 | 株主総会１ | 株主総会についての総説とその招集手続<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 139-152 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版148頁～162頁。 |
| 第5回 | 株主総会２ | 株主総会の議事・決議<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 152-168 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版162頁～182頁。 |
| 第6回 | 株主総会３ | 株主総会決議の瑕疵<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 168-174 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版182頁～190頁。 |
| 第7回 | 取締役 | 取締役の資格・員数・任期・選任・終任<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 175-180 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版191頁～204頁。 |
| 第8回 | 取締役会 | 取締役会の権限と運営<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 180-195 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版204頁～212頁。 |
| 第9回 | 代表取締役 | 代表取締役の地位と代表権<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 195-199 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版212頁～222頁。 |
| 第10回 | 監査役<br>会計監査人<br>会計参与<br>監査役会<br>指名委員会等設置会社<br>監査等委員会設置会社<br>非取締役会設置会社 | 監査役・会計監査人・会計参与の資格・任期・選任・終任・権限・報酬等<br>監査役会の権限・運営等<br>指名委員会等設置会社における取締役と取締役会、三つの委員会の構成と運営、執行役<br>監査等委員会設置会社の概要<br>非取締役会設置会社における株主総会と取締役<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 200-224 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版281頁～324頁。 |
| 第11回 | 役員等の義務<br>利益相反取引 | 善管注意義務と忠実義務、取締役・執行役と会社の利益相反取引<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 225-233 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版223頁～232頁、236頁～241頁。 |
| 第12回 | 競業取引<br>報酬規制 | 取締役・執行役の競業取引<br>取締役・執行役の報酬規制<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 233-243 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版233頁～235頁、241頁～250頁。 |
| 第13回 | 役員等の会社に対する責任 | 役員等の任務懈怠責任、経営判断原則、監視義務違反等<br>責任の免除・軽減・消滅、株主代表訴訟等<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 243-264 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版251頁～271頁。 |
| 第14回 | 役員等の第三者に対する責任 | 直接損害・間接損害、名目的取締役・登記簿上の取締役の責任等<br>［準備学習等］<br>明田川クラス→テキスト 265-273 頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版272頁～280頁。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・明田川クラス
授業で解説が予定されているテキストの部分と、それに関連する条文にあらかじめ目を通し、自分で理解できるところとわからないところを認識したうえで、授業に参加することが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。
・笹久保クラス
予習としては、指定された教科書の講義予定の部分、および、関連する条文を一読しておいていただきたい。また、適宜、柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第2版〕』も見ておいていただきたい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
・明田川クラス
伊藤靖史ほか『会社法 第6版 (LEGAL QUEST)』有斐閣（2025年）。
・笹久保クラス
柴田和史『会社法詳解〔第3版〕』（商事法務、2021）。

【参考書】
・明田川クラス
会社法判例百選〔第４版〕。
・笹久保クラス

『会社法判例百選〔第4版〕』（別冊ジュリスト254号）（有斐閣、2021）、『商法判例百選』（別冊ジュリスト243号）（有斐閣、2019）、柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第2版〕』（日本経済新聞出版社、2021）、柴田和史『商法総則・商行為法』（三省堂、2024）。

【成績評価の方法と基準】
・明田川クラス　期末試験100％。
・笹久保クラス　期末試験100％。

【学生の意見等からの気づき】
・明田川クラス
　理解が難しい項目については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。
・笹久保クラス
　プリントの配布や図解が好評であったため、引き続き行う。

【Outline (in English)】
Students will study on general principle of commercial law. Students will study on theory and important cases of shareholder meeting and responsibilities of directors.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Your overall grade in the class will be decided based on the following ： Term-end examination 100%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 商法Ⅱ

明田川　昌幸、笹久保　徹

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
商法Ⅱでは学生が、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解とその応用ができるように、それらの分野についての解説と検討を行う。商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても概略を解説する。

【到達目標】
学生が、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解と応用ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
テキストと参考書や六法を素材に、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野について、解説と検討を行う。授業内容の理解に必要な場合には、商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても簡単に触れる。授業中に取り上げられると予想される判例については、インターネットやデーターベース等で、あらかじめ目を通しておくことが望ましい。各授業回の内容は、授業の進度等に応じて、若干前後にずれることがある。定期試験解説期間にフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 株式会社の設立１ | 設立の意義、発起人、定款の作成、株主の確定<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト26-34頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版28頁～38頁。 |
| 第2回 | 株式会社の設立２ | 出資の履行、役員等の選任、変態設立事項等<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト35-42頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版38頁～43頁。 |
| 第3回 | 株式会社の設立３ | 募集設立の手続、設立登記、設立中の法律関係<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト42-47頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版43頁～49頁。 |
| 第4回 | 株式会社の設立４ | 発起人の権限等<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト47-56頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版49頁～51頁。 |
| 第5回 | 株式会社の設立５ | 会社の不成立、会社設立の無効、会社の設立に関する責任等<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト56-62頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版51頁～53頁。 |
| 第6回 | 株式１ | 株主の権利・義務・責任<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト63-78頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版131頁～144頁。 |
| 第7回 | 株式２ | 種類株式<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト78-87頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版54頁～74頁。 |
| 第8回 | 株式３ | 株主平等原則、株式の評価、株式の譲渡制限<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト88-102頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版74頁～92頁。 |
| 第9回 | 株式４ | 株式の譲渡と権利行使<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト102-114頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版92頁～100頁。 |
| 第10回 | 株式５ | 株式振替制度、株式の併合・分割、単元株制度<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト114-131頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版100頁～101頁、113頁～130頁。 |
| 第11回 | 株式会社の計算１ | 剰余金の配当と資本制度等<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト274-309頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版58頁～59頁、325頁～342頁。 |
| 第12回 | 株式会社の計算２ | 自己株式等<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト309-326頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版101頁～113頁、342頁～359頁。 |
| 第13回 | 資金調達 | 募集株式の発行、新株予約権、社債<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト327-383頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版360頁～420頁。 |
| 第14回 | 組織再編・事業譲渡等<br>商法総則・商行為法、手形法・小切手法 | 合併、会社分割、株式交換、株式移転等、事業譲渡等、敵対的買収<br>商法総則・商行為法、手形法・小切手法についての概説<br>[準備学習等]<br>明田川クラス→テキスト393-492頁の予習<br>笹久保クラス→会社法詳解3版421頁～514頁。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・明田川クラス
授業で解説が予定されているテキストの部分と、それに関連する条文にあらかじめ目を通し、自分で理解できるところとわからないところを認識したうえで、授業に参加することが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。
・笹久保クラス
予習としては、指定された教科書の講義予定の部分、および、関連する条文を一読しておいていただきたい。また、適宜、柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第2版〕』も見ておいていただきたい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
・明田川クラス
伊藤靖史ほか『会社法 第6版 (LEGAL QUEST)』有斐閣（2025年）。
・笹久保クラス
柴田和史『会社法詳解〔第3版〕』（商事法務、2021）。

【参考書】
・明田川クラス
会社法判例百選〔第４版〕。
・笹久保クラス
『会社法判例百選〔第4版〕』（別冊ジュリスト254号）（有斐閣、2021）、『商法判例百選』（別冊ジュリスト243号）（有斐閣、2019）、柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第2版〕』（日本経済新聞出版社、2021）、柴田和史『商法総則・商行為法』（三省堂、2024）。

【成績評価の方法と基準】
・明田川クラス　期末試験100％。
・笹久保クラス　期末試験100％。

【学生の意見等からの気づき】
・明田川クラス
理解が難しい項目については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。
・笹久保クラス

プリントの配布や図解が好評であったため、引き続き行う。

【Outline (in English)】
Students will study on theory and important cases of founding corporation, shares, debentures, dividend, reorganization and commercial law. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Your overall grade in the class will be decided based on the following ： Term-end examination 100%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民事訴訟法Ⅰ

大渕　真喜子

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　この講義の目的は、まず民事訴訟法の手続の基本的な構造を理解すること、その構造の背後にある理論や原則を理解することである。これらを理解することによって、はじめて民事判決を読み解くための基礎ができるといってよい。
　また、手続には時間的な経過の流れがあり、さらには、ある問題が複数の手続段階で問題になり得ることがある。民事訴訟法の勉強では、その手続の全体像を十分に理解する前に、個別具体的な問題を勉強せざるを得ないことがあるため、当該問題が手続全体のどこに位置付けられるのか、当該問題がなぜ議論されるべきなのかを理解することが、とりわけ勉強初期の段階では難しい場合がある。しかし、このような当該問題の手続全体での位置づけと、問題の趣旨を理解することは、民事訴訟法の理解に非常に重要であるため、その点に留意して講義する。

【到達目標】
　民事訴訟法の手続の基本的な構造を理解し、その背後にある理論や原則を理解できること、理論上・実務上の問題が、手続全体の中でどこに位置付けられるのか、それがなぜ議論されるべき問題であるのかを理解できることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
　講義は事前に配付したレジュメ（PDFファイル）を中心に進められる。レジュメは授業支援システム（Hoppii）で配布する。講義予定箇所に対応する教科書を事前に読んでおくことが求められる。
　期末試験については、答案を返却した上、解説期間においてフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス、民事訴訟手続全体の流れと講義予定事項の位置づけ、総論1 | 民事訴訟手続全体の流れを概観した上で、これからどのような事項を講義するのかについて解説する。民事訴訟の意義・目的、民事訴訟に関する法規についても講義する。【コアカリキュラム1-1、1-4】 |
| 第2回 | 総論2 | 民事紛争解決のための手続、訴訟と非訟について講義する。映像教材を利用して、民事訴訟全体の流れを確認する。【コアカリキュラム1-2、1-3】 |
| 第3回 | 裁判所 | 裁判所、民事裁判権、裁判所の管轄と移送について講義する。【コアカリキュラム2-1-1～2-1-4】 |
| 第4回 | 当事者の概念とその確定・当事者能力・訴訟能力 | 当事者の概念とその確定方法、当事者能力と訴訟能力について講義する。【コアカリキュラム2-2-1～2-2-3】 |
| 第5回 | 訴訟上の代理 | 法定代理・法人等の代表、訴訟代理について講義する。【コアカリキュラム2-2-4】 |
| 第6回 | 訴えの類型と請求（訴訟物） | 訴えの類型、訴訟物の範囲を画する基準などについて講義する。【コアカリキュラム3-1、3-4-1】 |
| 第7回 | 処分権主義 | 処分権主義、申立事項と判決事項について講義する。【コアカリキュラム3-4-2】 |
| 第8回 | 訴訟要件総論、訴えの利益一般、給付の訴えの利益 | 訴訟要件の意義・審理、訴えの利益の基礎のほか、将来の給付の利益などについて講義する。【コアカリキュラム3-2-1、3-2-2】 |
| 第9回 | 確認の利益 | 確認の利益を中心に講義する。【コアカリキュラム3-2-2】 |
| 第10回 | 形成の利益、当事者適格１ | 形成の利益のほか、訴訟担当などの当事者適格について講義する。【コアカリキュラム3-2-2、3-2-3】 |
| 第11回 | 当事者適格２<br>訴え提起の方式、 | 当事者適格の続き、訴え提起の方式、訴状提出後の裁判所の手続について講義する。【コアカリキュラム3-2-3、3-3-1】 |
| 第12回 | 訴え提起の効果 | 重複訴訟の禁止を中心に訴え提起の効果について講義する。【コアカリキュラム3-3-2】 |
| 第13回 | 弁論主義１ | 弁論主義の第1テーゼ、第3テーゼを中心に講義する。【コアカリキュラム4-3-1、4-3-2】 |
| 第14回 | 弁論主義２、釈明権 | 弁論主義の続きと、釈明権・釈明義務などについて講義する。【コアカリキュラム4-3-1、4-3-2】 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　配布されたレジュメの設問の解答をレジュメや教科書を参考に作成しておく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。できる限り、準備学習に重点を置くことが望ましい。

【テキスト（教科書）】
三木浩一ほか『民事訴訟法〔第5版〕』（有斐閣・2026年）…旧版（第4版）でもよい。

【参考書】
高橋宏志『重点講義民事訴訟法上〔第2版補正版〕』（有斐閣・2013年）、同『同下〔第2版補正版〕』（有斐閣・2014年）
伊藤眞『民事訴訟法〔第8版〕』（有斐閣・2023年）
新堂幸司『民事訴訟法〔第6版〕』（有斐閣・2019年）
高田 裕成=畑瑞穂編=垣内秀介『民事訴訟法判例百選[第6版]』（有斐閣・2023年）
長谷部由起子『基本判例から民事訴訟法を学ぶ』（有斐閣・2022年）

【成績評価の方法と基準】
期末試験による評価　100％

【学生の意見等からの気づき】
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline (in English)】
【Course outline】
The purpose of this lecture is to understand the basic structure of civil procedure, and to understand the theories and principles behind that structure. Only by understanding these, it is possible to establish the foundation for interpreting civil judgments. It is also quite important to understand where the issue is situated within the overall proceedings and why it should be discussed.
【Learning Objectives】
The goal of this course is to provide students with the same level of understanding of civil procedure law as those who have already studied law.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class lecture, students will be expected to have read the relevant sections of the textbook as well as the handout distributed in advance. The study time required for each class lecture is at least 2 hours.

【Grading Criteria /Policy】
Grading will be decided based on term-end exam (100%）.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民事訴訟法 II

大渕　真喜子

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　この講義の目的は、まず民事訴訟法の手続の基本的な構造を理解すること、その構造の背後にある理論や原則を理解することである。
　前期の「民事訴訟法Ⅰ」でやり残した、民事訴訟法の後半部分を講義する。前期の講義内容を忘れてしまわないように、夏期休暇中に前期の内容をしっかり復習することが重要である。

【到達目標】
　民事訴訟法の手続の基本的な構造を理解し、その背後にある理論や原則を理解できること、理論上・実務上の問題が、手続全体の中でどこに位置付けられるのか、それがなぜ議論されるべき問題であるのかを理解できることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
　講義は事前に配付したレジュメ（PDFファイル）を中心に進められる。レジュメは授業支援システム（Hoppii）で配布する。講義予定箇所に対応する教科書を事前に読んでおくことが求められる。
　期末試験については、答案を返却した上、解説期間においてフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 訴え提起後の手続の流れ<br>職権進行主義、訴訟指揮 | 訴え提起後の手続きの流れについて概観する（映像資料を用いる場合もある）。また、職権進行主義、期日・期間、弁論の併合等の訴訟指揮について講義する【コアカリキュラム4-1-1、4-1-2、4-2-4】 |
| 第2回 | 口頭弁論の諸原則とその準備、当事者の訴訟行為 | 口頭弁論の諸原則、争点整理手続き、当事者の訴訟行為、時機に後れた攻撃防御方法につい講義する。【コアカリキュラム4-2-1～4-2-3】 |
| 第3回 | 送達、当事者の欠席、訴訟手続の停止 | 送達、当事者欠席の手続、訴訟手続の停止、訴訟記録の閲覧について講義する。【コアカリキュラム4-1-3、4-1-4、4-2-5、4-2-6】 |
| 第4回 | 裁判上の自白 | 証明の対象と裁判上の自白について講義する。【コアカリキュラム4-3-3】 |
| 第5回 | 証拠調べ手続 | 証拠法総論、人証、鑑定、書証、検証、調査嘱託、証拠保全について講義する【コアカリキュラム4-3-4～4-3-10】 |
| 第6回 | 自由心証主義、事実認定 | 自由心証主義、証明度、証明責任について講義する。【コアカリキュラム4-3-11、4-3-12】 |
| 第7回 | 当事者の意思による訴訟終了<br>裁判・判決総論 | 請求の放棄・認諾、訴えの取下げ、訴訟上の和解など当事者の意思により訴訟を終了する制度、裁判・判決総論について講義する。【コアカリキュラム5-2-1～5-2-4、5-1-1、5-1-2】 |
| 第8回 | 既判力の意義・作用、既判力の時的限界 | 既判力の意義及びその作用、既判力の時的範囲について学ぶ。【コアカリキュラム5-1-3】 |
| 第9回 | 既判力の客観的範囲、既判力の主観的範囲 | 既判力の客観的範囲及び主観的範囲について講義する。【コアカリキュラム5-1-3】 |
| 第10回 | 複数請求、任意的当事者変更 | 請求の客観的併合、訴えの変更、反訴のほか、任意的当事者変更について講義する。【コアカリキュラム6-1-1～6-1-2、6-2-7】 |
| 第11回 | 共同訴訟 | 通常共同訴訟、必要的共同訴訟、同時審判申出共同訴訟、共同訴訟参加について講義する。【コアカリキュラム6-2-1、6-2-5】 |
| 第12回 | 独立当事者参加・補助参加・訴訟承継 | 独立当事者参加、補助参加、訴訟告知、訴訟承継について講義する。【コアカリキュラム6-2-2～6-2-4、6-2-6】 |
| 第13回 | 上訴総論、控訴 | 上訴の利益、不利益変更禁止の原則を中心とする上訴総論、控訴について講義する。【コアカリキュラム7-1～7-2】 |
| 第14回 | 上告・再審、略式訴訟手続 | 上告、抗告、再審のほか、略式訴訟手続を講義する。【コアカリキュラム7-3～7-6、8-1～8-4】 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　配布されたレジュメの設問の解答をレジュメや教科書を参考に作成しておく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。できる限り、準備学習に重点を置くことが望ましい。

【テキスト（教科書）】
三木浩一ほか『民事訴訟法〔第5版〕』（有斐閣・2026年）…旧版（第4版）でもよい。

【参考書】
高橋宏志『重点講義民事訴訟法上〔第2版補正版〕』（有斐閣・2013年）、同『同下〔第2版補正版〕』（有斐閣・2014年）
伊藤眞『民事訴訟法〔第8版〕』（有斐閣・2023年）
新堂幸司『民事訴訟法〔第6版〕』（有斐閣・2019年）
高田 裕成=畑瑞穂編=垣内秀介『民事訴訟法判例百選[第6版]』（有斐閣・2023年）
長谷部由起子『基本判例から民事訴訟法を学ぶ』（有斐閣・2022年）

【成績評価の方法と基準】
期末試験による評価　100％

【学生の意見等からの気づき】
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline (in English)】
【Course outline】
The purpose of this lecture is to understand the basic structure of civil procedure, and to understand the theories and principles behind that structure. Only by understanding these, it is possible to establish the foundation for interpreting civil judgments. It is also quite important to understand where the issue is situated within the overall proceedings and why it should be discussed.
【Learning Objectives】
The goal of this course is to provide students with the same level of understanding of civil procedure law as those who have already studied law.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class lecture, students will be expected to have read the relevant sections of the textbook as well as the handout distributed in advance. The study time required for each class lecture is at least 2 hours.
【Grading Criteria /Policy】

Grading will be decided based on term-end exam (100%）.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑法Ⅰ

今井　猛嘉

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑法総論、すなわち、犯罪の成立要件と、犯罪に対する効果である刑罰について、講義する。法的概念としての犯罪及び刑罰につき、判例を踏まえ、具体的に理解することを目的とする。

【到達目標】
犯罪の一般的成立要件、すなわち、構成要件該当性、違法性、責任について、判例及び学説を踏まえ、具体的に理解できること。
刑罰については、刑罰を科す根拠を責任論との関係において理解し、具体的な刑罰の種別を理解すること。
刑罰論については、法改正の動向も理解すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・講義予定に従って講義をする。学生には、多くの質問が投げかけられ、予習の度合い、理解の度合いが確認される。その上で、次の講義について、指示がなされる。
・定期試験解説期間にフィードバックを行う。
・リアクションペーパー等における良いコメントは授業内で紹介し、さらなる議論に活かす。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 罪刑法定主義 | 刑法の基本原理である罪刑法定主義の意義、判例における罪刑法定主義の現れ方を学ぶ |
| 第2回 | 犯罪の成立要件 | 行為、構成要件該当性、違法性、責任の意義を学ぶ。<br>また、単独犯と共犯の相違についても概観を得る。 |
| 第3回 | 構成要件該当性１ | 行為、作為と不作為の違いについて学ぶ |
| 第4回 | 構成要件該当性２ | 因果関係論を、判例を用いて学ぶ |
| 第5回 | 構成要件該当性３ | 因果関係論の現れ方を、不作為犯と共犯の関係を意識して、継続して学ぶ |
| 第6回 | 違法性１ | 刑法における違法性の意義、及び、正当業務行為について学ぶ |
| 第7回 | 違法性２ | 緊急避難避難に関係する諸問題を判例を用いて理解する |
| 第8回 | 違法性３ | 正当防衛に関係する諸問題を判例を用いて理解する（その第1回目）。 |
| 第9回 | 違法性４ | 正当防衛に関係する諸問題を判例を用いて理解する（その第2回目）。 |
| 第10回 | 責任１ | 刑法における責任の意義、及び、責任主義、責任能力について、判例を用いて具体的に理解する |
| 第11回 | 責任２ | 違法性の意識、及び、その可能性について、判例を用いて理解する |
| 第12回 | 責任３ | 錯誤論について、判例を用いて理解する。その際、未遂論についても、学習する。 |
| 第13回 | 共犯論１ | 共犯の処罰根拠と、これに係わる諸事例を、判例を用いて理解する |
| 第14回 | 共犯論２ | 共犯と身分について、判例を用いて理解する |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
シラバスにそって、関連する判例を予習する。
教科書ないし学説は、判例と、その前提となる条文の解釈を理解するための補助手段に過ぎない。
条文→判例→学説の順に、予習、復習に努めること。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
山口・佐伯・橋爪『判例刑法総論［第８版］』（有斐閣）

【参考書】
町野朔『刑法総論』（信山社）
大塚・十河・塩谷・豊田『基本刑法１―総論［第３版］』（日本評論社）
参考図書は、購入しなくても良いです。講義の予習、復習に合わせて、図書室で参照して貰えれば結構です。

【成績評価の方法と基準】
質疑応答　　20％
期末試験　　80％

【学生の意見等からの気づき】
条文→判例→学説の順に勉強せず、この逆順を採ることで、理解困難に陥っている学生が散見される。
法律学は、あくまで具体的事例を解釈する道具に過ぎないので、理論倒れにならずに予習、復習を続けてほしい。

【Outline (in English)】
This course lectures the principle of the criminal law with precedents and related academic opinions.
Learning Objectives of this course.
Acquiring the basic understanding of the general part of the criminal law.
Learning activities outside of classroom of this course.
Reading the materials assigned for the respective lecture.
After the lecture, reviewing the discussion in the class.
Grading Criteria /Policies
Contribution to the respective lecture accounts for 20％ of the grade.
The result of the term-end exam accounts for 80％ of the grade.
Attendance is compulsory.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑法Ⅱ

野嶋　愼一郎

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑法典第2編に規定されている犯罪類型のうち、財産犯及び文書偽造罪を除く個人的法益に対する罪、社会的法益に対する罪及び国家的法益に対する罪を中心に，それぞれの犯罪の趣旨及び成立要件を学修する。

【到達目標】
刑法各論のうち、財産犯及び文書偽造罪を除く個人的法益に対する罪、社会的法益に対する罪及び国家的法益に対する罪の主たる犯罪について，基本的な事項及び判例を理解し，それを前提に解釈論を展開できるようにする。
また，刑法各論に特徴的な，保護法益を基礎に，精緻な解釈論を展開するという思考方法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
授業では、各回テーマの該当部分について、教科書（基本刑法Ⅱ各論）及び参考書（判例刑法各論）の指定した判例について、解説を加える。また、教科書に掲載された事例及び設問について、授業中に指名して回答を求めるとともに、双方向で議論しながら理解を進めるようにする。
なお、定期試験の解答については定期試験解説週間で解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス<br>個人的法益に対する罪概論<br>１生命に対する罪 | 授業の進め方<br>殺人罪、堕胎罪、遺棄罪等 |
| 第2回 | ２身体に対する罪 | 暴行罪、傷害罪、過失傷害罪等 |
| 第3回 | ３意思決定及び場所的移動の自由に対する罪 | 脅迫罪、強要罪、逮捕監禁罪、略取誘拐罪等 |
| 第4回 | ４性的自由に対する罪 | 強制わいせつ罪、強制性交罪等 |
| 第5回 | ５住居に対する罪 | 住居侵入罪 |
| 第6回 | ６人格的法益に対する罪、信用・業務に対する罪 | 名誉毀損罪、侮辱罪<br>信用毀損罪、業務妨害罪 |
| 第7回 | 社会的法益に対する罪概論<br>１放火・失火の罪① | 放火・失火の罪①<br>（放火罪の基本構造） |
| 第8回 | ２放火・失火の罪② | 放火・失火の罪②<br>（放火罪の重要問題） |
| 第9回 | ３その他の社会的法益に対する罪(公共危険犯、風俗に対する罪）※取引等の安全に対する罪を除く | 往来妨害罪、わいせつ罪、賭博罪、死体損壊罪等 |
| 第10回 | 国家的法的に対する罪概論<br>１賄賂罪① | 賄賂罪①<br>（賄賂罪の基本構造） |
| 第11回 | ２賄賂罪② | 賄賂罪②<br>（賄賂罪の重要問題） |
| 第12回 | ３公務の執行を妨害する罪 | 公務執行妨害罪等 |
| 第13回 | ４犯人隠避罪・証拠隠滅罪 | 犯人隠避罪・証拠隠滅罪等 |
| 第14回 | ５その他の国家的法益に対する罪 | 逃走罪、偽証罪等 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
予習は、各回テーマの該当部分について、①教科書（基本刑法Ⅱ各論）を熟読・理解し、教科書に掲載された事例及び設問について自分なりの解答を用意する、②参考書（判例刑法各論）の指定された判例の事案・判決理由を検討すること。
復習は、学習した事項について、単に見返すだけでなく、事例及び設問との関係を意識しながら、整理すること。
予習に３～４時間程度、復習に４時間程度の時間がかかることを想定している。

【テキスト（教科書）】
大塚裕史ほか編『基本刑法Ⅱ各論』（第４版、日本評論社）
六法（小型のものでよい）は，毎回持参すること。

【参考書】
山口厚ほか編『判例刑法各論』（第８版、有斐閣）

【成績評価の方法と基準】
授業での発言２０%、期末試験８０%。

【学生の意見等からの気づき】
新規にこの科目を持つので、授業を進めながら、学生の意見を聴いて、取り入れていきたい。

【Outline (in English)】
This course offers the lecture about the offenses against personal interests (except property offenses) and offenses against social interests (except document forgery) and offenses against national interests.
Before each class, students are expected to read the text and prepare the answer for the questions. Your study time will be more than four hours for each class.
Your overall grade in the class will be decided based on the following.
Term-end examination: 80%, in class contribution: 20%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑法III

水野　智幸

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑法典第2編に規定されている犯罪類型のうち、財産犯及び偽造罪について、それぞれの犯罪の趣旨及び成立要件を学修する。

【到達目標】
刑法各論のうち、財産犯及び偽造罪の主たる犯罪について，基本的な判例を理解し，解釈論を展開することができる。
また，刑法各論に特徴的な，保護法益を基礎に，精緻な解釈論を展開するという思考方法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
授業では、各回テーマの該当部分について、教科書〔基本刑法Ⅱ各論〕及び参考書〔判例刑法各論〕の指定した判例につき解説を加える。また、教科書に掲載された事例及び設問について、授業中に指名して解答を求めるとともに、双方向で議論しながら理解を進めるようにする。
定期試験については定期試験解説週間で講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 財産犯総論、窃盗罪1 | 財産犯の区別<br>窃盗罪の基本構造 |
| 第2回 | 窃盗罪2 | 窃盗罪の客観的要件。 |
| 第3回 | 窃盗罪3 | 窃盗罪の主観的要件、不動産侵奪罪、親族相盗例 |
| 第4回 | 強盗罪1 | 強盗罪の基本的構造 |
| 第5回 | 強盗罪2 | 2項強盗、事後強盗罪<br>。 |
| 第6回 | 強盗罪3 | 強盗致死傷罪 |
| 第7回 | 詐欺罪1 | 詐欺罪の基本的構造 |
| 第8回 | 詐欺罪2 | 詐欺罪の諸類型、電子計算機使用詐欺罪、恐喝罪 |
| 第9回 | 横領罪1 | 横領罪の基本構造 |
| 第10回 | 横領罪2 | 横領罪の諸類型 |
| 第11回 | 横領罪3、背任罪 | 背任罪、横領と背任の関係 |
| 第12回 | その他の財産犯 | 盗品等関与罪、毀棄隠匿罪 |
| 第13回 | 偽造罪1 | 偽造の意義、文書偽造罪の基本構造 |
| 第14回 | 偽造罪2 | 文書偽造罪の諸類型、通貨偽造罪、有価証券偽造罪、印章偽造罪 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
予習は、各回テーマの該当部分について、①教科書〔基本刑法Ⅱ各論〕を熟読・理解し、教科書に記載された事例及び設問について自分なりの解答を用意する、②参考書〔判例刑法各論〕の指定された判例の事案・判決理由を検討すること。
復習は、学習した事項について、単に見返すだけでなく、事例及び設問との関係を意識しながら整理すること。
予習に3～4時間程度、復習に2時間程度の時間がかかることを想定している。

【テキスト（教科書）】
大塚裕史ほか編「基本刑法Ⅱ各論」（第4版、日本評論社）
六法（小型のものでよい）は，毎回持参すること。

【参考書】
山口厚ほか編「判例刑法各論」（第8版、有斐閣）

【成績評価の方法と基準】
授業での発言20％，期末試験80％

【学生の意見等からの気づき】
新規にこの科目を受け持つので、授業を進めながら、学生の意見を聴いて、取り入れていきたい。

【Outline (in English)】
This course offers the lecture about the property offenses and forgery. At the end of the course, students are expected to understand the basic judicial precedents on these crimes and interpret the statutes.
Before each class, students are expected to read the text and prepare the answer for the questions. Your study time will be more than four hours for each class.
Your overall grade in the class will be decided based on the following.
Term-end examination: 80%, in class contribution: 20%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑事訴訟法

中島　宏

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　この科目では、刑事訴訟法の基本的な知識を手続の流れに沿って講義する。また、刑事事件を処理にするにあたって生じる具体的な問題（いわゆる論点）のうち、基本的なものを中心に取り上げて検討する。
　これによって、刑事手続の全体像を正しく理解するとともに、刑事訴訟法を解釈・運用して具体的な問題を処理していくために必要な基礎知識と思考能力を身につける。

【到達目標】
・刑事手続の全体像をその流れに沿って正しく説明できるようになる。
・刑事訴訟法の全体を貫いている基本的な原理・原則を正しく説明できるようになる。
・刑事訴訟法の解釈・運用にかかる基本的な問題について、条文と判例の正しい知識に基づいて説明するとともに、自らの見解を説得的に論証できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
　受講者は、必ず指定教科書のうち「Ｉ手続理解編」の該当箇所を読んで理解した上で参加する。講義では、「Ⅱ論点理解篇」に沿って基本的な論点を事例形式で取り上げ、教員との問答（ソクラティック・メソッド）や学生相互の議論によって進行する。学期中に３回、事例問題についてレポートを作成・提出する。レポートは、オンデマンドで視聴可能な動画によって解説を行う。定期試験の解答については定期試験解説週間で解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 刑事手続の全体像 | 刑事手続の流れ |
| | 捜査の基本原則 | 刑事訴訟の基本原則 |
| | | 強制捜査と任意捜査 |
| 第2回 | 捜査の端緒 | 捜査の端緒 |
| | 任意捜査 | 任意捜査の限界 |
| | | 任意同行 |
| | | 写真撮影 |
| | | おとり捜査 |
| 第3回 | 証拠の発見・収集 | 捜索・差押え |
| | | 検証 |
| | | 体液の採取 |
| 第4回 | 犯人の発見・確保 | 逮捕 |
| | | 勾留 |
| 第5回 | 供述証拠の収集 | 被疑者取調べ |
| | 被疑者の防禦活動 | 協議・合意制度 |
| | 捜査の終結 | 起訴前弁護 |
| | | 接見交通 |
| 第6回 | 公訴の提起 | 公訴提起の基本原則 |
| | | 公訴提起の手続 |
| | | 訴因の明示・特定 |
| 第7回 | 訴因 | 訴因変更の可否・要否 |
| | | 訴因変更命令 |
| 第8回 | 公判手続 | 公判手続の基本原則 |
| | | 第１審公判手続の進行 |
| | | 公判前整理手続 |
| | | 裁判員制度 |
| | | 弁論の分離・併合 |
| 第9回 | 証拠法総論 | 証明と認定 |
| | 関連性 | 証拠能力と証明力 |
| | | 証拠の分類 |
| | | 厳格な証明と自由な証明 |
| | | 類似事実の立証 |
| 第10回 | 違法収集証拠排除法則 | 排除法則の根拠・要件 |
| | | 派生証拠の証拠能力 |
| 第11回 | 自白法則 | 自白法則の根拠 |
| | | 補強証拠が必要な範囲 |
| | | 違法収集証拠排除法則との関係 |
| 第12回 | 伝聞法則 | 伝聞法則の根拠 |
| | | 伝聞・非伝聞の区別 |
| 第13回 | 伝聞法則の例外 | 伝聞例外規定 |
| 第14回 | 裁判 | 一事不再理効 |
| | 上訴と救済手続 | 上訴、救済制度の概要 |
| | 犯罪被害者と刑事手続 | 犯罪被害者への配慮 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
（予習）
・予習ガイドに従って教科書及び判例百選の該当範囲を読んで理解する。
・教科書「Ｉ」の内容で理解できない点は、学修支援システムの掲示板で事前に質問する。
・教科書「Ⅱ」の内容で理解できない点は、授業で質問できるように準備しておく。
・必要に応じて予習のための解説を内容とする動画を提供する。その場合は、動画を視聴した上で参加する。
（復習）
・復習ガイドを参考に各自で講義内容を整理する。
・理解できなかったことがあれば、学修支援システムの掲示板で質問する。
・必要に応じて復習のための解説を内容とする動画を提供するので、適宜視聴する。
本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ｉ（手続理解編）』（日本評論社、2020年）
吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅱ（論点理解編）［第2版］』（日本評論社、2025年）
井上正仁ほか『刑事訴訟法判例百選（第11版）』（有斐閣、2024年）

【参考書】
○初・中級向け
寺崎嘉博・長沼範良・田中開『刑事訴訟法［第７版］（有斐閣アルマ）』(有斐閣、2025年)
池田公博・笹倉宏紀『刑事訴訟法 (有斐閣ストゥディア)』（有斐閣、2022年）
中島宏・宮木康博・笹倉香奈『刑事訴訟法（NBS）［第２版］』（日本評論社、2026年）
○中・上級向け
宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法〔第3版〕 (LEGAL QUEST)』（有斐閣、2024年）
酒巻匡『刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣、2024年）

【成績評価の方法と基準】
・授業期間中の質疑応答に対する評価　10％
・レポート提出（学期中３回）に対する評価　20%
・期末試験に対する評価（定期試験）70％

【学生の意見等からの気づき】
２単位で刑事訴訟法の全体を扱う必要があるため、講義進行が速く、理解が不十分なまま次の論点に進んでしまうとの意見があった。これに対応するため、「刑事訴訟法演習Ｉ・Ⅱ」「刑事訴訟法基礎演習」との内容の配分を見直し、この科目で扱う事項を絞り込み、厳選した基本論点に集中して、しっかりと学ぶことに重点を置く。また、講義内で直接扱う内容と予習・復習に委ねる内容を精査・分別し、予習・復習に委ねる事項を意識的に設定する。これによって受講者が自学自修する内容が増えることになるが、そこでの理解を助けるため、オンデマンドでの動画配信を積極的に活用する。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを使用できる環境を整えること。

【Outline (in English)】
This course introduces criminal procedure law and what problem is occur in criminal cases. At the end of the course, students are expected understand criminal procedure law as a whole. Before/after each class meeting. students will be expected to spend four hours to understand the course content. Final grade will be calculated according to the following process Mid-term report (20%), term-end examination (70%), and in-class contribution（10%）.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 憲法演習Ⅰ

日野田　浩行

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
人権の理念を基礎において、「憲法上の権利」をめぐる具体的な事例の事案分析と法的検討を行う。

【到達目標】
人権の基礎理論や「憲法上の権利」に関する判例・学説の基礎的・体系的知識を習得していることを前提として、人権の私人間効力論、法の下の平等、幸福追求権、および精神的自由権に関わる具体的な憲法訴訟において、事案を適切に分析したうえで、人権の実効的な救済を図るための説得力ある解釈論の展開を、具体的な論述の形で行うことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
授業は、学生への質疑応答を含む判例・学説の基本的知識の確認と、課題事例についての検討を中心に行う。したがって、受講者には、関連する判例と学説を十分予習してくることが求められる。
課題事例については、多くの授業回で、予め担当者を決めて違憲論を主張する側と合憲論を主張する側からの報告を行ってもらい、同報告をもとに受講生全員で議論を行う。課題事例についての起案報告については、授業内でコメントを行い、また定期試験についても、答案返却とともに行う定期試験解説時に、レジュメ配布と解説を行うことにより、フィードバックに努める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 人権規定の私人間効力 | 人権規定の私人間効力論の意味、無効力説・間接効力説・直接効力説の異同 |
| 第2回 | 法の下の平等 | 平等の意味、日本国憲法における平等原則、平等原則違反の合憲性審査基準 |
| 第3回 | プライバシーの権利 | 憲法１３条の法的性格、幸福追求権の意義と内容、<br>プライバシーの権利の内容 |
| 第4回 | 思想・良心の自由 | 思想・良心の自由の保障の意味、思想・良心の自由に対する間接的制約とその合憲性判断 |
| 第5回 | 信教の自由 | 信教の自由の内容と限界 |
| 第6回 | 政教分離原則 | 政教分離原則の意味、政教分離原則違反の合憲性審査基準 |
| 第7回 | 学問の自由と大学の自治、教育の自由 | 学問の自由と大学の自治、教育の自由と教科書検定 |
| 第8回 | 表現の自由（１） | 二重の基準、検閲禁止と事前抑制原則禁止の法理 |
| 第9回 | 表現の自由（２） | 明確性の基準、憲法判断回避のルールと合憲限定解釈、違憲判断の方法 |
| 第10回 | 表現の自由（３） | 性表現、名誉毀損的表現等表現内容の規制に対する合憲性判断の手法 |
| 第11回 | 表現の自由（４） | 営利的言論、海外渡航の自由の保障とその限界 |
| 第12回 | 表現の自由（５） | 報道の自由、取材の自由とその制約 |
| 第13回 | 表現の自由（６） | 集会・集団示威運動の自由、ビラ配布の自由及び結社の自由とその制限の合憲性判断の手法 |
| 第14回 | 表現の自由（７） | 公務員の政治活動の自由、裁判官の政治活動の自由とその制限の合憲性判断の手法 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テキストのうち、毎回以下に記す部分を精読の後、後掲の参考書も参照しながら、配布する課題事例につき検討を行っておくこと。
第１回：後掲テキスト・芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法（第八版)』(以下「芦部憲法」という。）６章３、課題事例第１回
第２回：芦部憲法７章二、課題事例第２回
第３回：芦部憲法７章一、課題事例第３回
第４回：芦部憲法８章一、課題事例第４回
第５回：芦部憲法８章二１・２、課題事例第５回
第６回：芦部憲法８章二３、課題事例第６回
第７回：芦部憲法８章三・１３章二、課題事例第７回
第８回：芦部憲法９章一・三１・２、課題事例第８回
第９回：芦部憲法９章三３・１８章二３・５、課題事例第９回
第１０回：芦部憲法９章二２・三４、課題事例第１０回
第１１回：芦部憲法９章二３・１０章二２、課題事例第１１回
第１２回：芦部憲法９章二１、課題事例第１２回
第１３回：芦部憲法９章四１・２・３，三４、課題事例第１３回
第１４回：芦部憲法６章二２・１３章三４、課題事例第１４回
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書)】
芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第八版)』(岩波書店・2023年）
憲法演習Ⅰ・課題事例集（別配布）

【参考書】
長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第８版)』(有斐閣・2025年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　授業への積極的参加・発言状況 ４％
　課題事例の起案報告　６％
期末における評価
　定期試験 90％

【学生の意見等からの気づき】
昨年度以上に、授業内容を適宜吟味し、学生のニーズに応じたきめ細やかな説明や、論述能力をより高める指導を行っていきたい。

【学生が準備すべき機器他】
レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用Gmailを用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
We will analyze in the course the applicable legal principles of the Supreme Court judgments.
【Learning objectives】
At the end of the course, students are expected to have the knowledge and skills to consider cases involving civil rights litigation.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading criteria/Policies】
Final grade will be decided based on the following process ： 3 short reports（6 %）,in class contribution（4 %）,Mid-term examination（20%）,Term-end examination（70%）.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 憲法演習 II

日野田　浩行

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
「憲法上の権利」のうち経済的自由・人身の自由・社会権および参政権、ならびに統治機構をめぐる具体的な事例の事案分析と法的検討を行う。

【到達目標】
人権及び統治に関する基礎知識を前提として、経済的自由、人身の自由、社会権およ参政権、および統治機構に関わる具体的な憲法訴訟において、事案を適切に分析したうえで、人権の実効的な救済をはかるための説得力ある解釈論の展開を、具体的論述の形で行うことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
授業は、学生への質疑応答を含む判例・学説の基本的知識の確認と、課題事例についての検討を中心に行う。したがって、受講者には、関連する判例と学説を十分予習してくることが求められる。
課題事例については、多くの授業回で、予め担当者を決めて違憲論を主張する側と合憲論を主張する側からの報告を行ってもらい、同報告をもとに受講生全員で議論を行う。課題事例についての起案報告については、授業内でコメントを行い、また定期試験についても、答案返却とともに行う定期試験解説時に、レジュメ配布と解説を行うことにより、フィードバックに努める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 財産権の保障 | 憲法２９条の保障の内容、財産権制限の合憲性審査基準<br>[準備学習]<br>後掲・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第八版）』（岩波書店，2023）[以下「芦部憲法」という。]１０章三<br>後掲「憲法演習Ⅱ・課題事例集」[以下「課題事例」という。]第１回 |
| 第2回 | 職業選択の自由 | 職業選択の自由の意義、規制の合憲性審査基準<br>[準備学習]<br>芦部憲法１０章一　課題事例第２回<br>(特任講師の授業を予定している) |
| 第3回 | 適正手続の保障 | 憲法３１条の意味、行政手続と適正手続の保障<br>[準備学習]<br>芦部憲法１１章　課題事例第３回 |
| 第4回 | 生存権の保障 | 憲法２５条の法的性格、生存権の権利性、生存権侵害の合憲性審査<br>[準備学習]<br>芦部憲法１３章一　課題事例第４回<br>(特任講師の授業を予定している) |
| 第5回 | 選挙権 | 選挙権・被選挙権の法的性格、議員定数と法の下の平等<br>[準備学習]<br>芦部憲法１２章二、７章二７<br>課題事例第５回 |
| 第6回 | 外国人と人権（１） | 外国人の政治活動の自由・入国の自由<br>[準備学習]<br>芦部憲法５章四３<br>課題事例第６回 |
| 第7回 | 外国人と人権（２） | 外国人の選挙権・公務就任権・生存権<br>[準備学習]<br>芦部憲法５章四３<br>課題事例第７回 |
| 第8回 | 法人・団体と人権 | 法人・団体と構成員の人権<br>[準備学習]<br>芦部５章四２<br>課題事例第８回 |
| 第9回 | 刑事施設被収容者と人権 | 刑事施設被収容者の閲読の自由制限の合憲性審査基準、<br>[準備学習]<br>芦部憲法６章二３<br>課題事例第９回 |
| 第10回 | 未成年者の人権 | 憲法と未成年者、未成年者の自由の保障と規制の根拠<br>[準備学習]<br>芦部憲法５章四８８頁<br>課題事例第１０回 |
| 第11回 | 国会議員の免責特権 | 国会議員の地位、免責特権の保障の趣旨と内容<br>[準備学習]<br>芦部憲法１４章三３<br>課題事例第１１回 |
| 第12回 | 裁判の公開 | 裁判公開の趣旨、傍聴者のメモを採る自由<br>[準備学習]<br>芦部１６章二７<br>課題事例第１２回 |
| 第13回 | 司法権の限界 | 司法の概念、法律上の争訟、自律権、統治行為、政党の処分と司法審査、宗教団体の内部紛争と司法審査<br>[準備学習]<br>芦部１６章一<br>課題事例第１３回 |
| 第14回 | 違憲審査の対象 | 国の私法行為と違憲審査<br>立法の不作為と違憲審査<br>[準備学習]<br>芦部１８章二４<br>課題事例第１４回 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各授業回の「内容」欄の[準備学習]に記した下記テキストの該当部分を精読したうえで、予め配布する各回の事例問題につき、下記の参考書も参考にして検討を行っておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第八版）』（岩波書店・2023年）
憲法演習Ⅱ・課題事例集

【参考書】
長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ[第８版]』（有斐閣・2019年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　授業への積極的参加・発言状況 ４％
　課題事例の起案報告　６％
期末における評価
　定期試験 ９０％

【学生の意見等からの気づき】
昨年度以上に、授業内容を適宜吟味し、学生のニーズに応じたきめ細やかな説明や、論述能力をより高める指導を行っていきたい。

【学生が準備すべき機器他】
レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用Gmailを用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
We will analyze in the course the applicable legal principles of the Supreme Court judgments.
【Learning objectives】
At the end of the course, students are expected to have the knowledge and skills to consider cases involving civil rights litigation.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading criteria/Policies】
Final grade will be decided based on the following process : 3 short reports（6 %）,in class contribution（4 %）,Mid-term examination（20%）,Term-end examination（70%）.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 行政法演習Ⅰ

下井　康史

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
行政法の重要論点に関する判例を素材とした多方向的議論を通じて、行政法Ⅰ及び行政法Ⅱで得られた基礎知識を確認するとともに、それらの知識を実践的に活用する論述能力の涵養を目的とする。

【到達目標】
行政法の重要判例を素材とした議論を通じで、これまでに習得してきた基礎知識を実践的に活用できるようにすることが本授業の到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
取り上げた判決を教員がある程度まで解説した後、教員と学生間、及び、複数学生間でのやり取りを通じて、当該判決を分析し、その理論構成を整理・検討する。授業内容の理解度を確認するため、随時、小テストや中間テストを実施する。小テストについては、答案を返却し、解説レジュメを「学習支援システム」で配布する。
中間テストについては、授業中に解説と講評を行う。
期末試験については、答案を添削して返却の上、定期試験解説において解説・講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 裁量（1） | 行政裁量の意味を確認した上で、行政庁の裁量が認められる論拠について述べた裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第2回 | 裁量（2） | 行政裁量に対する司法審査のあり方についての基本を確認した上で、裁量権の逸脱又は濫用の有無を判断した裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第3回 | 処分性（1） | 抗告訴訟の対象である処分の意味、及び、処分性判定要素を確認した上で、処分性の有無を判断した裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第4回 | 処分性（2） | 第3回に引き続き、処分性の有無を判断した裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第5回 | 処分性（3） | 第4回に引き続き、処分性の有無を判断した裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第6回 | 原告適格（1） | 取消訴訟における原告適格の意味を確認した上で、その有無を判断した裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第7回 | 原告適格（2）、小テスト | 第6回に引き続き、取消訴訟における原告適格の有無を判断した裁判例の分析・整理・検討を行う。なお，授業の最後の10分を使って小テストを行う。試験範囲は、第1回～第7回授業で扱った内容である。 |
| 第8回 | 訴えの利益 | 取消訴訟における訴えの利益の意味を確認した上で、その有無を判断した裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第9回 | 中間テストの講評 | 中間テストの採点・添削を踏まえた講評を行う。中間テストの日程は追って通知する。 |
| 第10回 | 行政法の一般原則 | 行政法の一般原則である、法律の留保、信義誠実の原則、権限濫用禁止原則、及び、平等原則が問題となった裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第11回 | 委任命令（1） | 委任命令の意味を確認した上で、その違法性を判断した裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第12回 | 委任命令（2） | 第11回に引き続き、委任命令の違法性を判断した裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第13回 | 行政規則 | 行政規則の意味を確認した上で、行政規則が規範として持つ意味を判断した裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第14回 | 行政行為・小テスト | 行政行為の意味を確認した上で、行政行為の瑕疵が問題となった裁判例の分析・整理・検討を行う。なお，授業の最後の10分を使って小テストを行う。試験範囲は、第8回～第14回授業で扱った内容である。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習；事前配布レジュメを参考にして、ケースブック行政法や資料・判例、さらには、各自が選択した基本書の該当箇所を熟読しておくこと。
復習；授業後に簡単な復習課題を示すので、これを手がかりにして復習すること。
本授業の準備学習・復習時間は各3時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
野呂充他編『ケースブック行政法（第７版）』（弘文堂、2022年）

【参考書】
塩野宏『行政法Ⅰ（第6版）』（有斐閣、2015年）
塩野宏『行政法Ⅱ（第6版）』（有斐閣、2019年）
宇賀克也『行政法概説Ⅰ（第8版）』（有斐閣、2023年）
宇賀克也『行政法概説Ⅱ（第8版）』（有斐閣、2025年）
『行政判例百選Ⅰ（第8版）』（有斐閣、2022年）
『行政判例百選Ⅱ（第8版）』（有斐閣、2022年）
海道俊明＝須田守＝巽智彦＝土井翼＝西上治＝堀澤明生『精読行政法判例』（弘文堂、2023年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）；2回の小テスト20％（1回当たり10％）、中間テスト20％
期末における評価；期末試験 60％

【学生の意見等からの気づき】
受講生の意見や要望を参考にしつつ、適宜、説明方法や議論の進め方、資料の提示のあり方について、検証する。

【学生が準備すべき機器他】
行政法の学習においては、小型六法（ポケット六法、デイリー六法等）に掲載されていない条文を参照することが頻繁である。通信機器等を利用することで、授業に持参する六法に掲載されていない条文を参照できるよう準備しておくこと。

【その他の重要事項】
・小テスト・中間テスト・期末試験のいずれにおいても、判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）で書き込みがないもののみ持ち込みを認める。
・小テストの出題形式は、短答式又は穴埋め式である。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Through multifaceted discussions based on court precedents on important issues in administrative law, this course aims to confirm the basic knowledge gained in Administrative Law I and Administrative Law II, as well as to cultivate the ability to apply that knowledge in practical writing.
【Learning Objectives】
The objectives of this class is to enable students to put into practical use the basic knowledge they have acquired so far through discussions based on important precedents in administrative law.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination:60%, Small tests:20%, Midterm examination:20%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 公法演習

日野田　浩行、下井　康史

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
国・公共団体と個人との間には、様々な形での紛争が生じている。かかる現実の紛争は、様々な法領域にわたる複合的な法問題を提起することとなり、また、こうした紛争に適切な法的解決を見いだすためには、たとえば憲法、行政法を主とする法問題についても、実体・手続の両面から、また理論と実務の双方を視野に入れながら、総合的に考察する視点が必要となる場合も少なくない。「公法演習」では、こうした総合的視点が要求される公法の現代的課題に焦をめぐる具体的紛争事例につき、適切な法的解決のあり方を学ぶ。なお、授業の中でインターネットを用いる。

【到達目標】
「公法演習」においては、上記のとおり、国および個人との間の、いわばタテの法律関係において、現代社会の中で生ずる様々な紛争につき、「憲法演習Ⅰ・Ⅱ」、「行政法Ⅰ・Ⅱ」又は「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」で獲得した知識やスキルを応用して、各回のテーマの現代的課題を意識しながら、そこでとりあげる具体的事例につき適切に事案分析を行ったうえで、憲法上の論点と行政法上の論点を整理し、その相互の関連性や位置づけにも留意したうえで、適切な権利の実現・救済方法を説得力ある法的議論でもって提示できる能力を養うことを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
上記到達目標を達成するため、本授業においては、憲法上の争点と行政法の争点の両方が問題となる具体的事例をとりあげ、それらの事例につき、憲法の教員と行政法の教員が交互に授業を担当しながら、各争点につき整理、検討を行っていく。受講生には、期末のレポート提出と１回または２回程度の報告が求められる。学生の報告については授業内で講評を行うと共に、学習支援システムの掲示板の利用や、メールでのやり取りでの質疑応答を通じて、学生の疑問点等についてはきめ細かなフィードバックに務める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 外国人の人権と入管法制 | マクリーン事件最高裁判決で示された外国人の人権と在留制度の関係に関する基本的判断枠組みを確認したうえで、その後の国際人権法の展開もふまえ、入管法制をめぐる議論状況を検討する。 |
| 第2回 | 行政裁量に対する司法審査①、行政規則 | マクリーン事件最高裁判決を手がかりにして、行政裁量に対する司法審査のあり方のほか、行政規則についての考察を深める。 |
| 第3回 | 精神的自由と懲戒処分（１） | 東京都教育委員会国旗国歌訴訟を手がかりに、職務上の懲戒処分により精神的自由の制約が問題となる事例につき、主として憲法論の観点から検討を行う。 |
| 第4回 | 行政裁量に対する司法審査② | 東京都教育委員会国旗国歌訴訟を手がかりにして、公務員不利益処分における行政裁量を巡る司法審査のあり方についての考察を深める。 |
| 第5回 | 精神的自由と懲戒処分（２） | エホバの証人剣道受講拒否訴訟を手がかりに、教育上の懲戒処分により精神的自由の制約が問題となる事例につき、信教の自由の保障と政教分離原則の緊張関係など、主として憲法論の観点から検討を行う。 |
| 第6回 | 行政裁量に対する司法審査③、第1回小テスト | エホバの証人剣道受講拒否訴訟最判を手がかりにして、行政裁量に対する司法審査のあり方について、近時の最高裁判例で主流となりつつあるとされる審査手法についての考察を深める。なお、授業の最後の15分を用いて第1回小テスト（9点満点）を実施する。試験範囲は、第1回〜第3回の授業内容。出題形式は追って通知する。 |
| 第7回 | 精神的自由の公法的規制 | 徳島市公安条例事件最高裁判決および成田新法事件最高裁判決等を手がかりに、条例による精神的自由の規制や精神的自由の公法的規制における手続保障の問題につき、主として憲法論の観点から検討を行う。 |
| 第8回 | 条例の違法性 | 徳島市公安条例事件最高裁判決を手がかりにして、条例の違法性判断基準についての考察を深める。 |
| 第9回 | 経済的自由の公法的規制 | タクシー運賃の変更を巡る一連の判決やあん摩マッサージ指圧師養成施設非認定処分事件最高裁判決を手がかりに、経済的自由の規制をめぐる救済のあり方につき、主として憲法論の観点から検討を行う。 |
| 第10回 | 道路運送法上の処分等における行政法上の諸論点、第２回小テスト | 関東運輸局事件を手がかりに、道路運送法上の諸措置に関する行政法上の諸論点についての考察を深める。なお、授業の最後の15分を用いて第1回小テスト（8点満点）を実施する。試験範囲は、第4回と第5回の授業内容。出題形式は追って通知する。 |
| 第11回 | 福祉受給権と司法審査 | 学生無年金訴訟、老齢加算廃止訴訟および児童扶養手当打切り事件等を手がかりに、福祉受給権に係る司法審査のあり方について、主として憲法論の観点から検討を行う。 |
| 第12回 | 社会保障法上の処分等における行政法上の諸論点 | 労災就学援護費不支給事件や生活保護老齢加算廃止訴訟を手がかりに、各種社会保障行政法上の諸措置に関する行政法上の諸論点についての考察を深める。 |
| 第13回 | 主権者としての国民の権利とその司法的実現 | 在外国民選挙権訴訟大法廷判決や在外国民審査権訴訟大法廷判を手がかりに、参政権の実現に係る司法審査のあり方について、主として憲法論の観点から検討を行う。 |
| 第14回 | 実質的当事者訴訟の適法性、第３回小テスト | 在外国民選挙権訴訟大法廷判決や在外国民審査権訴訟大法廷判を手がかりに、実質的当事者訴訟としての確認訴訟の適法性についての考察を深める。。なお、授業の最後の15分を用いて第1回小テスト（8点満点）を実施する。試験範囲は、第6回と第7回の授業内容。出題形式は追って通知する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特に指定せず。

【参考書】
神橋一彦・鵜澤剛・櫻井智章・栗島智明『憲法と行政法の交差点』（日本評論社）
市川正人・曽和俊文・池田直樹『ケースメソッド公法［第３版］』（日本評論社）
長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿・小島慎司編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ［第８版］』（有斐閣）
野呂充＝下井康史＝中原茂樹＝湊二郎＝磯部哲編『ケースブック行政法（第7版）』（弘文堂、2022年）

【成績評価の方法と基準】
期末レポート： 50 %、授業内報告： 50 %

【学生の意見等からの気づき】
各事例につき、憲法と行政法の教員が交互に授業を行う方式のため、教員間の連携には注意します。

【学生が準備すべき機器他】
レジュメの配布や連絡等につき、Hoppii および同システム内の学習支援システム（WebClass）、並びに法政専用Gmail を用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course aims to enhance the development of students' skills to analyze and consider public law cases which need the knowledge aboutconstitutional law and administrative law.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to properly analyze complex public law cases, and consider the way of legal solution about those cases.

【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant case from the text. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following:
Term-end report（50%）, mid-term reports and presentations（50%）

LAW500A2（法学 / law 500）

# 行政法演習 II

下井　康史

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
行政法の重要論点に関する判例を素材とした多方向的議論を通じて、行政法Ⅰ並びに行政法Ⅱで得られた基礎知識、及び、行政法演習Ⅰで得られた発展的知識を確認するとともに、それらの知識を実践的に活用する論述能力の涵養を目的とする。

【到達目標】
行政法の重要判例を素材とした議論を通じで、これまでに習得してきた知識を実践的に活用できるようにすることが本授業の到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
取り上げた判決を教員がある程度まで解説した後、教員と学生間、及び、複数学生間でのやり取りを通じて、当該判決を分析し、その理論構成を整理・検討する。授業内容の理解度を確認するため、中間テストを実施する。中間テストについては、授業中に解説と講評を行う。
期末試験については、答案を添削して返却の上、定期試験解説において解説・講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 公務員法 | 公務員法の内容を概観しつつ、同法における行政法総論及び行政救済法の論点が問題となった裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第2回 | 情報公開法、個人情報保護法 | 情報公開法・個人情報保護法の内容を確認した上で、両法における行政法総論及び行政救済法の論点が問題となった裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第3回 | 取消訴訟以外の抗告訴訟 | 抗告訴訟としての無効等確認訴訟、不作為確認訴訟、義務付け訴訟及び差止訴訟に関する行政事件訴訟法の内容を確認した上で、各訴訟の訴訟要件が問題となった裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第4回 | 実質的当事者訴訟 | 実質的当事者訴訟に関する行政事件訴訟法の内容を確認した上で、確認の訴えとしての実質的当事者訴訟の訴訟要件が問題となった裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第5回 | 仮の救済 | 仮の救済に関する行政事件訴訟法の内容を確認した上で、各種申立ての適法性が問題となった裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第6回 | 行政組織法 | 行政組織法の基本を確認した上で、行政組織法理が問題となった裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第7回 | 行政手続法（1） | 行政指導の中止請求、及び、行政処分並びに行政指導の実施請求に関する行政手続法の制度を概観した上で、両請求に関して問題となり得る行政事件訴訟法上の論点を、類似の論点が問題となった裁判例を踏まえて検討する。 |
| 第8回 | 行政手続法（2） | 行政手続法が定める主要制度を確認した上で、同法の解釈が問題となった裁判例、及び、同法の適用が除外された処分の手続に関する裁判例を取り上げ、それらの分析・整理・検討を行う。 |
| 第9回 | 第1回中間テストの講評 | 第1回中間テストの採点・添削を踏まえた講評を行う。第1回中間テストの日程は追って通知する。 |
| 第10回 | 国家賠償法1条 | 国家賠償法1条の内容を確認した上で、同条1項における違法の意味が問題となった裁判例、及び、同条2項が問題となった裁判例を取り上げ、それらの分析・整理・検討を行う。 |
| 第11回 | 国家賠償法3条、損失補償 | 国家賠償法3条及び損失補償法制の内容を確認した上で、両者が問題となった裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第12回 | 裁量、処分性、原告適格 | 裁量、処分性、及び、取消訴訟の原告適格について、行政法演習Ⅰで取り上げることができなかった裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第13回 | 条例 | 条例の違法性判断基準を確認した上で、条例の違法性が問題となった裁判例の分析・整理・検討を行う。 |
| 第14回 | 第2回中間テストの講評 | 第2回中間テストの採点・添削を踏まえた講評を行う。第2回中間テストの日程は追って通知する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習；事前配布レジュメを参考にして、ケースブック行政法や資料・判例、さらには、各自が選択した基本書の該当箇所を熟読しておくこと。
復習；授業後に簡単な復習課題を示すので、これを手がかりにして復習すること。
本授業の準備学習・復習時間は各3時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
野呂充他編『ケースブック行政法（第７版）』（弘文堂、2022年）

【参考書】
塩野宏『行政法Ⅰ（第6版）』（有斐閣、2015年）
塩野宏『行政法Ⅱ（第6版）』（有斐閣、2019年）
塩野宏『行政法Ⅲ（第5版）』（有斐閣、2021年）
宇賀克也『行政法概説Ⅰ（第8版）』（有斐閣、2023年）
宇賀克也『行政法概説Ⅱ（第8版）』（有斐閣、2025年）
宇賀克也『行政法概説Ⅲ（第6版）』（有斐閣、2024年）
『行政判例百選Ⅰ（第8版）』（有斐閣、2022年）
『行政判例百選Ⅱ（第8版）』（有斐閣、2022年）
海道俊明＝須田守＝巽智彦＝土井翼＝西上治＝堀澤明生『精読行政法判例』（弘文堂、2023年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）；2回の中間テスト40％（1回当たり20％）
期末における評価；期末試験 60％

【学生の意見等からの気づき】
受講生の意見や要望を参考にしつつ、適宜、説明方法や議論の進め方、資料の提示のあり方について、検証する。

【学生が準備すべき機器他】
行政法の学習においては、小型六法（ポケット六法、デイリー六法等）に掲載されていない条文を参照することが頻繁である。通信機器等を利用することで、授業に持参する六法に掲載されていない条文を参照できるよう準備しておくこと。

【その他の重要事項】
・中間テスト・期末試験のいずれにおいても、判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）で書き込みがないもののみ持ち込みを認める。
・中間テスト2回の日程は追って通知する。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Through multifaceted discussions based on court precedents on important issues in administrative law, the course aims to confirm the basic knowledge gained in Administrative Law I and Administrative Law II, as well as the advanced knowledge gained in Administrative Law Seminar I, and to cultivate the ability to practically apply legal theory based on that knowledge.
【Learning Objectives】
The objectives of this class is to enable students to put into practical use the knowledge they have acquired so far through discussions based on important precedents in administrative law.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination:60%, Midterm exams:40%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 憲法判例演習Ⅰ

日野田　浩行

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
下記のテキストでとりあげられている具体的事例問題につき、「憲法演習Ⅰ」の課題事例での素材となっている基本的判例の説くところを応用して、事案分析および論理展開能力をさらに高めていきます。「憲法判例演習Ⅰ」では、法の下の平等及び精神的自由権が主なテーマとなる事例の研究、「憲法判例演習Ⅱ」は、それ以外の人権論の領域が主なテーマとなる事例の研究を行います。なお、授業の中でインターネットを使用します。

【到達目標】
「憲法判例演習Ⅰ・Ⅱ」では、２年次の「憲法演習Ⅰ」において獲得した憲法事例の事案分析能力および憲法上の議論の展開能力を定着させ、それをより発展的な事例へと応用することができる力を養うことにより、より高度の安定した事例考察能力を獲得することを到達目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
基本的に、テキストでとりあげられている事例問題１つにつき２回の授業を費やします。１回目の授業で各事例問題のテーマにつき一定の検討を行ったうえで、２回目の授業にて、担当者の考察をたたき台にして、当該事例について参加者全員で議論していきます。各事例問題についての担当者の起案や、それに対する他の授業参加者の議論状況につき、教員としての立場からも（議論状況に過度に介入することを控えながらも）積極的なコメントを行うことを通じて、フィードバックに努めます。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 法の下の平等＜１＞ | 法科大学院における地域枠コース学生募集等と法の下の平等をめぐって：争点の検討 |
| 第2回 | 法の下の平等＜２＞ | 法科大学院における地域枠コース学生募集と法の下の平等をめぐって：担当者の考察と討論 |
| 第3回 | 思想・良心の自由＜１＞ | 国歌斉唱・教職員組合アンケート調査と思想・良心の自由をめぐって：争点の検討 |
| 第4回 | 思想・良心の自由＜２＞ | 国歌斉唱・教職員組合アンケート調査と思想・良心の自由をめぐって：担当者の考察と討論 |
| 第5回 | 政教分離原則＜１＞ | 公の施設の利用拒否と政教分離原則をめぐって：争点の検討 |
| 第6回 | 政教分離原則＜２＞ | 公の施設の利用拒否と政教分離原則をめぐって：担当者の考察と討論 |
| 第7回 | 表現の自由と助成＜１＞ | 展覧会からの作品撤去命令と表現の自由をめぐって：争点の検討 |
| 第8回 | 表現の自由と助成＜２＞ | 展覧会からの作品撤去命令と表現の自由をめぐって：担当者の考察と討論 |
| 第9回 | 集団デモ行進の自由＜１＞ | 集団デモ行進に対する規制と表現の内容規制・内容中立規制をめぐって：争点の検討 |
| 第10回 | 集団デモ行進の自由＜２＞ | 集団デモ行進に対する規制と表現の内容規制・内容中立規制をめぐって：担当者の考察と検討 |
| 第11回 | 公務員の政治活動の自由＜１＞ | 公務員法制における政治的行為の禁止と政治活動の自由をめぐって：争点の検討 |
| 第12回 | 公務員の政治活動の自由＜２＞ | 公務員法制における政治的行為の禁止と政治活動の自由をめぐって：担当者の考察と討論 |
| 第13回 | 学問の自由＜１＞ | 大学における政治的行為の禁止と学問の自由・大学の自治をめぐって：争点の検討 |
| 第14回 | 学問の自由＜２＞ | 大学における政治的行為の禁止と学問の自由・大学の自治をめぐって：担当者の考察と討論 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
第１・２回：テキスト第６章
第３・４回：テキスト第７章
第５・６回：テキスト第８章
第７・８回：テキスト第９章
第９・１０回：テキスト第１０章
第１１・１２回：テキスト第２章
第１３・１４回：テキスト第１３章
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
宍戸常寿『憲法演習ノート―憲法を楽しむ２１問[第２版]』（弘文堂・2020年）

【参考書】
長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ[第８版]』（有斐閣・2025年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　各授業回のうち、担当した起案・報告の評価 50％（１～２回程度担当）
期末における評価
　レポート　50％

【学生の意見等からの気づき】
少人数の場合、起案・報告担当が過度に負担にならないよう、配慮したいと思います。

【学生が準備すべき機器他】
レジュメの配布や連絡等につき、Hoppii、学習支援システムおよび法政大学専用Gmailを用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This seminar will develop the skills and abilities to analyze cases on issues of constitutional law and to argue for / or against constitutionality of governmental regulations in those cases in accordance with important decisions of the Supreme Ccourt.
Seminar Ⅰ　deals primarily with equal protection, religious freedom, freedom of speech and the right to peaceful assembly.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to properly analyze complex constitutional cases, and consider the way of legal solution about those cases.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text and the relevant judgments of the Supreme Court. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end report:50% , mid-term reports and presentation:50%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 基礎ゼミＡ

遠山　純弘

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・法学未修者は、２年次から法学既修者と同じクラスで学習することになる。そのため、法学未修者は、法学部の学生が４年間の学修を通して身に着けた知識やスキルを１年間で身に着けることが要求される。そこで、基礎ゼミＡ、Ｂでは、学生（法学既修者を含む）が法律を学ぶ上で必要とされる知識やスキルを身に着けることを目的する。
・より具体的には、法律学習において最も基本となる、①法律的な考え方とは何かを理解し、法的な考え方ができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に読めるようになることを目的とする。また、司法試験では、知識を修得するだけでなく、答案を書くことも重要である。そこで、③課題の検討を通して、法律的な考え方を修得するとともに、法律文章を書ける（起案ができる）ようになることも目的とする。
・基礎ゼミＡでは、特に、上記①、②の理論面について理解してもらい、学生が法律的な考え方を身に着け、また、判例を読むことができるようにすることが目的である。さらに、起案することで、法律文章（起案）を書くことができるようになることも目的とする。
・なお、基礎ゼミＡ、Ｂで取り上げる内容は、民法Ⅰから民法Ⅴの授業でも前提とされることになる。とりわけ基礎ゼミＡで取り上げる内容は、民法を受講する際の前提となる事柄ばかりであるため、基礎ゼミＡは、選択科目ではあるが、できる限り聴講することを勧める。

【到達目標】
・基礎ゼミＡ、Ｂでは、学生が【授業の概要と目的】記載の①、②、③をすることができるようになることをその目標する。
・特に、基礎ゼミＡでは、その前提として、①法律的な考え方を理解し、②教科書や判例の調べ方や読み方を知り、判例には「射程」があることを理解し、③法律的な文章の書き方を知り、これらについて問われた場合に、それについて理論的に説明することができるようになることを目標とする。
・基礎ゼミＢでは、学生が実践を通して①、②、③のことを実際にできるようになることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
・授業は、上記【授業の概要と目的】記載のように、大きく３部構成になる。
・まず第１部は、法的な思考とは何かを知ることである。ここでは、配布したレジュメを用いて法的に思考するとはどういうことかについて学ぶ。また、双方向の講義形式で授業を進める。
・第２部は、判例の役割を知り、判例の読み方を知ることが中心となる。特に、前半は、判例集や文献の種類やその意義、読み方について学ぶ。ここでも双方向の講義形式で授業を進める。後半は、右の知識を前提に、実際に判例を読むことで判例の読み方について学ぶ。
・第３部は、第１部および第２部で修得した知識をもとに、課題について起案をしてもらう。授業では、各自に行ってもらった起案をもとに、起案にあたって注意すべき点などの確認を行う。
・課題等の解説は、授業内において行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ①ガイダンス<br>②法的思考①<br>－三段論法 | ①授業内容の確認、今後の授業の進め方についての説明をする。<br>②法的に考えるとは、どういうことか（法的三段論法）について学ぶ。 |
| 第2回 | 法的思考②<br>－法源論① | 法源の意義について学ぶ（条文、判例の役割を知る）。 |
| 第3回 | 法的思考③<br>－法源論② | 前回に引き続き法源の意義について学ぶ（学説の役割を知る）。 |
| 第4回 | 法的思考④<br>－要件効果論 | 要件効果論の意義について学ぶ。 |
| 第5回 | 判例の読み方<br>－理論編 | 裁判所の構成、最高裁判所の判決の意義、判例集の意義、読み方について学ぶ。 |
| 第6回 | 判例を読む１ | 問題演習を通して判例を読む。 |
| 第7回 | 判例を読む２ | 問題演習を通して判例を読む。 |
| 第8回 | 起案解説１ | あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。 |
| 第9回 | 判例を読む３ | 問題演習を通して判例を読む。 |
| 第10回 | 判例を読む４ | 問題演習を通して判例を読む。 |
| 第11回 | 起案解説２ | あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。 |
| 第12回 | 判例を読む５ | 問題演習を通して判例を読む。 |
| 第13回 | 判例を読む６ | 問題演習を通して判例を読む。 |
| 第14回 | 起案解説３ | あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・各授業において、次回授業でやることを指示する。参加者は、それをきちんと予習して授業に臨んでほしい。
・また、基礎ゼミＡ、Ｂは、積み上げ式で学習が進んでいく。そのため、各授業については、前回授業の内容を理解してくることが必要となる。したがって、前回までの授業について不明な点がある場合には、次回の授業までに不明な部分をきちんと調べて理解してくるか、質問するなどして、前回までの授業内容をきちんと理解しておくことが必要となる。
・さらに、基礎ゼミＡは、１年次の春学期の授業（特に、民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅴ）と連動して授業を行うので、各授業で取り上げられた事項についてはきちんと理解してくることが必要となる。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅴで使用しているテキストを使用する。

【参考書】
・参考文献は、授業中に随時指定する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
①起案（７０％）
②質疑応答（３０％）

【学生の意見等からの気づき】
・授業でまだ取り上げていない問題に関する判例を取り上げられても、内容が理解できないという意見がある。この点については、授業内で判例を理解するために必要な前提知識については事前に解説をする。また、基礎ゼミでは、判例で問題となっていることそのものを理解することが目的ではない。基礎ゼミでは、あくまで「判例を読む」とは、どういうことかを理解してもらうことが目的である。問題に対する内容の理解は、別途民法のそれぞれの授業に委ねることとなる。
・起案において、模範解答を配布してほしいとのリクエストがある。もっとも、授業の内容がそもそも解答になっているのであるから、授業をきちんと受けていれば、解答は書けるはずである。また、授業内では、質問の時間を設けているから、説明が理解できない場合には、質問をして理解をしてほしい。今年度も模範解答は配布しない。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In Basic Seminar A, B students learn about legal thinking, how to understanding judical precedents and how to writing (legal) sentences. In Basic Seminar A students especially learn about their rules.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Course outline".
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following report: 70%, in class contribution: 30%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 基礎ゼミⅠ

遠山　純弘

単位数：1単位　｜　受講年次：1年（春学期前半/Spring(1st half)）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・法学未修者は、２年次から法学既修者と同じクラスで学習することになる。そのため、法学未修者は、法学部の学生が４年間の学修を通して身に着けた知識やスキルを１年間で身に着けることが要求される。そこで、基礎ゼミⅠ、Ⅱでは、学生（法学既修者を含む）が法律を学ぶ上で必要とされる知識やスキルを身に着けることを目的する。
・より具体的には、法律学習において最も基本となる、①法律的な考え方とは何かを理解し、法的な考え方ができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に読めるようになることを目的とする。また、司法試験では、知識を修得するだけでなく、答案を書くことも重要である。そこで、③課題の検討を通して、法律的な考え方を修得するとともに、法律文章を書ける（起案ができる）ようになることも目的とする。
・基礎ゼミⅠでは、特に、上記①、②の理論面について理解してもらい、学生が法律的な考え方を身に着け、また、判例を読むことができるようにすることが目的である。
・なお、基礎ゼミⅠで取り上げる内容は、民法Ⅰから民法Ⅴの授業でも前提とされることになる。

【到達目標】
・基礎ゼミⅠ、Ⅱでは、学生が【授業の概要と目的】記載の①、②、③をすることができるようになることをその目標する。
・特に、基礎ゼミⅠでは、①法律的な考え方を理解し、②教科書や判例の調べ方や読み方を知り、判例には「射程」があることを理解することを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
・授業は、上記【授業の概要と目的】記載のように、大きく２部構成になる。
・まず第１部は、法的な思考とは何かを知ることである。ここでは、配布したレジュメを用いて法的に思考するとはどういうことかについて学ぶ。また、双方向の講義形式で授業を進める。
・第２部は、判例の役割を知り、判例の読み方を知ることが中心となる。特に、前半は、判例集や文献の種類やその意義、読み方について学ぶ。ここでも双方向の講義形式で授業を進める。後半は、右の知識を前提に、実際に判例を読むことで判例の読み方について学ぶ。
・課題等の解説は、授業内において行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ①ガイダンス<br>②法的思考①<br>－三段論法 | ①授業内容の確認、今後の授業の進め方についての説明をする。<br>②法的に考えるとは、どういうことか（法的三段論法）について学ぶ。 |
| 第2回 | 法的思考②<br>－法源論① | 法源の意義について学ぶ（条文、判例の役割を知る）。 |
| 第3回 | 法的思考③<br>－法源論② | 前回に引き続き法源の意義について学ぶ（学説の役割を知る）。 |
| 第4回 | 法的思考④<br>－要件効果論 | 要件効果論の意義について学ぶ。 |
| 第5回 | 判例の読み方<br>－理論編 | 裁判所の構造、各裁判所の判決の意義、判例集の意義、読み方について学ぶ。 |
| 第6回 | 判例を読む１ | 問題演習を通して判例を読む。 |
| 第7回 | 判例を読む２ | 問題演習を通して判例を読む。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・各授業において、次回授業でやることを指示する。参加者は、それをきちんと予習して授業に臨んでほしい。
・また、基礎ゼミⅠ、Ⅱは、積み上げ式で学習が進んでいく。そのため、各授業については、前回授業の内容を理解してくることが必要となる。したがって、前回までの授業について不明な点がある場合には、次回の授業までに不明な部分をきちんと調べて理解してくるか、質問するなどして、前回までの授業内容をきちんと理解しておくことが必要となる。
・さらに、基礎ゼミⅠは、１年次の春学期の授業（特に、民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅴ）と連動して授業を行うので、各授業で取り上げられた事項についてはきちんと理解してくることが必要となる。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅴで使用しているテキストを使用する。

【参考書】
・参考文献は、授業中に随時指定する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
①起案（７０％）
②質疑応答（３０％）

【学生の意見等からの気づき】
・授業でまだ取り上げていない問題に関する判例を取り上げられても、内容が理解できないという意見がある。この点については、授業内で判例を理解するために必要な前提知識については事前に解説をする。また、基礎ゼミでは、判例で問題となっていることそのものを理解することが目的ではない。基礎ゼミでは、あくまで「判例を読む」とは、どういうことかを理解してもらうことが目的である。問題に対する内容の理解は、別途民法のそれぞれの授業に委ねることとなる。
・起案において、模範解答を配布してほしいとのリクエストがある。もっとも、授業の内容がそもそも解答になっているのであるから、授業をきちんと受けていれば、解答は書けるはずである。また、授業内では、質問の時間を設けているから、説明が理解できない場合には、質問をして理解をしてほしい。今年度も模範解答は配布しない。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In Basic Seminar Ⅰ-Ⅱ students learn about legal thinking, how to understanding judical precedents and how to writing (legal) sentences. In Basic Seminar Ⅰ students especially learn about their rules.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Course outline".
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following report: 70%, in class contribution: 30%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 基礎ゼミⅡ

遠山　純弘

単位数：1単位　｜　受講年次：1年（春学期後半/Spring(2nd half)）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・法学未修者は、２年次から法学既修者と同じクラスで学習することになる。そのため、法学未修者は、法学部の学生が４年間の学修を通して身に着けた知識やスキルを１年間で身に着けることが要求される。そこで、基礎ゼミⅠ、Ⅱでは、学生（法学既修者を含む）が法律を学ぶ上で必要とされる知識やスキルを身に着けることを目的する。
・より具体的には、法律学習において最も基本となる、①法律的な考え方とは何かを理解し、法的な考え方ができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に読めるようになることを目的とする。また、司法試験では、知識を修得するだけでなく、答案を書くことも重要である。そこで、③課題の検討を通して、法律的な考え方を修得するとともに、法律文章を書ける（起案ができる）ようになることも目的とする。
・基礎ゼミⅡでは、基礎ゼミⅠで修得したことを前提に、問題検討を通して、上記①、②、③ができるようになることをその目的とする。
・なお、基礎ゼミⅡを履修するためには、上記の理由から、基礎ゼミⅠの単位を修得済みであることを前提とする。

【到達目標】
・基礎ゼミⅡでは、実践を通して、学生が、①法律的な考え方とは何かを理解し、問題を法的に考えることができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に判例を読むことができるようになること、③課題の検討を通して、法的な考え方を修得するとともに、法律文章を書く（起案する）ことができるようになることが目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
・下記「授業計画」記載のとおり、課題の検討を通して、論点および関連判例の整理をし、その後、判例の事案分析を通して、判例の持っている意味や射程について検討する。
・また、以上の議論をまとめる形で、授業外で課題に対して起案を行ってもらう。
・課題等の解説は、授業内において行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 起案解説１ | あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。 |
| 第2回 | 判例を読む１ | 演習問題を通して判例を読む。 |
| 第3回 | 判例を読む２ | 演習問題を通して判例を読む。 |
| 第4回 | 起案解説２ | あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。 |
| 第5回 | 判例を読む３ | 演習問題を通して判例を読む。 |
| 第6回 | 判例を読む４ | 演習問題を通して判例を読む。 |
| 第7回 | 起案解説３ | あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・各授業において、次回授業の課題を課す。参加者は、その課題をきちんと予習して授業に臨んでもらいたい。
・また、基礎ゼミⅠ、Ⅱは、積み上げ式で学修が進んでいく。そのため、各授業については、前回授業の内容を理解してくることが必要となる。したがって、前回までの授業について不明な点がある場合には、次回の授業までに不明な部分をきちんと調べて理解してくるか、質問するなどして、前回までの授業内容をきちんと理解しておくことが必要となる。
・基礎ゼミⅡは、１年次の春学期の民法の各授業と連動して授業を行うので、授業で取り上げられた事項についてはきちんと理解していることが必要となる。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
・民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅴで使用したテキストおよび教材を用いる。

【参考書】
・参考文献で必要なものは、授業中に随時指定する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
①起案（７０％）
②質疑応答（３０％）

【学生の意見等からの気づき】
・授業でまだ取り上げていない問題に関する判例を取り上げられても、内容が理解できないという意見がある。この点については、授業内で判例を理解するために必要な前提知識については事前に解説をする。また、基礎ゼミでは、判例で問題となっていることそのものを理解することが目的ではない。基礎ゼミでは、あくまで「判例を読む」とは、どういうことかを理解してもらうことが目的である。問題に対する内容の理解は、別途民法のそれぞれの授業に委ねることとなる。
・起案において、模範解答を配布してほしいとのリクエストがある。もっとも、授業の内容がそもそも解答になっているのであるから、授業をきちんと受けていれば、解答は書けるはずである。また、授業内では、質問の時間を設けているから、説明が理解できない場合には、質問をして理解をしてほしい。今年度も模範解答は配布しない。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In Basic Seminar Ⅰ-Ⅱ students learn about legal thinking, how to understanding judical precedents and how to writing (legal) sentences.
In Basic Seminar Ⅱ students especially learn about them through exsamining the problems.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Course outline".
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following report: 70%, in class contribution: 30%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 基礎ゼミＢ

遠山　純弘

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・法学未修者は、２年次から法学既修者と同じクラスで学習することになる。そのため、法学未修者は、法学部の学生が４年間の学修を通して身に着けた知識やスキルを１年間で身に着けることが要求される。そこで、基礎ゼミＡ、Ｂでは、学生（法学既修者を含む）が法律を学ぶ上で必要とされる知識やスキルを身に着けることを目的する。
・より具体的には、法律学習において最も基本となる、①法律的な考え方とは何かを理解し、法的な考え方ができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に読めるようになることを目的とする。また、司法試験では、知識を修得するだけでなく、答案を書くことも重要である。そこで、③課題の検討を通して、法律的な考え方を修得するとともに、法律文章を書ける（起案ができる）ようになることも目的とする。
・基礎ゼミＢでは、基礎ゼミＡで修得したことを前提に、問題検討を通して、上記①、②、③ができるようになることをその目的とする。

【到達目標】
・基礎ゼミＢでは、実践を通して、学生が、①法律的な考え方とは何かを理解し、問題を法的に考えることができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に判例を読むことができるようになること、③課題の検討を通して、法的な考え方を修得するとともに、法律文章を書く（起案する）ことができるようになることが目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
・下記「授業計画」記載のとおり、判例をベースとした問題の検討を通して、論点および関連判例の整理をし、その後、判例の事案分析を通して、判例の持っている意味や射程について検討する。
・また、以上の議論をまとめる形で、授業外で課題に対して起案を行ってもらう。
・課題等の解説は、授業内において行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ①ガイダンス<br>②春学期授業内容の確認 | 秋学期の授業の進行についての確認をする。<br>つぎに、春学期の授業で修得した知識の確認をする。 |
| 第2回 | 問題検討１ | 課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 |
| 第3回 | 問題検討２ | 課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 |
| 第4回 | 起案解説１ | あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。 |
| 第5回 | 問題検討３ | 課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 |
| 第6回 | 問題検討４ | 課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 |
| 第7回 | 起案解説２ | あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。 |
| 第8回 | 問題検討５ | 課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 |
| 第9回 | 問題検討６ | 課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 |
| 第10回 | 起案解説３ | あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。 |
| 第11回 | 問題検討７ | 課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 |
| 第12回 | 問題検討８ | 課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 |
| 第13回 | 起案解説４ | あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。 |
| 第14回 | 起案解説５ | あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・各授業において、次回授業の課題を課す。参加者は、その課題をきちんと予習して授業に臨んでもらいたい。
・また、基礎ゼミＡ、Ｂは、積み上げ式で学修が進んでいく。そのため、各授業については、前回授業の内容を理解してくることが必要となる。したがって、前回までの授業について不明な点がある場合には、次回の授業までに不明な部分をきちんと調べて理解してくるか、質問するなどして、前回までの授業内容をきちんと理解しておくことが必要となる。
・基礎ゼミＢは、１年次の春学期、秋学期の民法の各授業と連動して授業を行うので、各授業で取り上げられた事項についてはきちんと理解していることが必要となる。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
・民法ⅠからⅤで使用したテキストおよび教材を用いる。

【参考書】
・参考文献で必要なものは、授業中に随時指定する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
①起案（７０％）
②質疑応答（３０％）

【学生の意見等からの気づき】
・起案において、模範解答を配布してほしいとのリクエストがある。もっとも、授業の内容がそもそも解答になっているのであるから、授業をきちんと受けていれば、解答は書けるはずである。また、授業内では、質問の時間を設けているから、説明が理解できない場合には、質問をして理解をしてほしい。今年度も模範解答は配布しない。
・予習をせずに基礎ゼミに出席したり、ゼミ中にあててもただ演習問題の解説を読み上げるだけという学生がいる。それにより授業内での質疑応答に時間をとられ、授業の進行の妨げとなっている。ゼミは、授業以上に積極的な参加が望まれるので、履修にあたっては、十分に注意をしてほしい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In Basic SeminarA-B students learn about legal thinking, how to understanding judical precedents and how to writing (legal) sentences. In Basic SeminarB students especially learn about them through exsamining the problems.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Course outline".
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following report: 70%, in class contribution: 30%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民事基礎演習

廣尾　勝彰

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業では、民事訴訟法、人事訴訟法、家事事件手続法、民事執行法、民事保全法、破産法、民事再生法が定める各種の民事手続について、主に六法を参照しながら、それぞれの基本的な仕組みを検討する。
本授業の目的は、民事訴訟法などの民事手続法が定める各種の民事手続の全体像を正しく理解した学生を育成することである。

【到達目標】
本授業の到達目標は、①民事訴訟法が定める第１審の訴訟手続、上訴と再審の手続、手形・小切手訴訟の手続、少額訴訟の手続、督促手続、②人事訴訟法が定める人事訴訟手続、③家事事件手続法が定める家事審判と家事調停の手続、④民事執行法が定める強制執行の手続、⑤民事保全法が定める仮差押・仮処分の手続、⑥破産法が定める破産と免責の手続、⑦民事再生法が定める通常の民事再生と個人再生の手続について、それぞれの基本的な仕組みを書面または口頭で正しく説明できるようになることである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
本授業は主に六法を参照しながら演習形式で実施する。
なお、課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス | 授業の概要・目的・方法、成績評価の方法・基準などについて説明する。 |
| 第2回 | 民事訴訟法が定める手続① | 民事訴訟の第１審の手続の基本的な仕組みを検討する。 |
| 第3回 | 民事訴訟法が定める手続② | 上訴と再審の手続の基本的な仕組みを検討する。 |
| 第4回 | 民事訴訟法が定める手続③ | 手形・小切手訴訟および少額訴訟の手続ないし督促手続の基本的な仕組みを検討する。 |
| 第5回 | 人事訴訟法が定める手続 | 人事訴訟の手続の基本的な仕組みを検討する。 |
| 第6回 | 家事事件手続法が定める手続 | 家事審判と家事調停の手続の基本的な仕組みを検討する。 |
| 第7回 | 民事執行法が定める手続① | 不動産執行の手続の基本的な仕組みを検討する。 |
| 第8回 | 民事執行法が定める手続② | 債権執行の手続の基本的な仕組みを検討する。 |
| 第9回 | 民事執行法が定める手続③ | 非金銭執行の手続の基本的な仕組みを検討する。 |
| 第10回 | 民事保全法が定める手続 | 仮差押・仮処分の手続の基本的な仕組みを検討する。 |
| 第11回 | 破産法が定める手続① | 破産手続の基本的な仕組みを検討する。 |
| 第12回 | 破産法が定める手続② | 免責手続の基本的な仕組みを検討する。 |
| 第13回 | 民事再生法が定める手続① | 通常の民事再生の手続の基本的な仕組みを検討する。 |
| 第14回 | 民事再生法が定める手続② | 個人再生の手続の基本的な仕組みを検討する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習としては、主に六法を参照しながら各回のテーマについてしっかりと予習する。
復習としては、受講した授業内容について簡単な「まとめ」を作成する。
なお、本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特定のテキストは使用しない。

【参考書】
川嶋四朗・笠井正俊編『はじめての民事手続法〔第２版〕』（有斐閣，2024）
佐藤鉄男ほか著『民事手続法入門〔第５版〕』（有斐閣，2018）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　質疑応答　４０％
期末における評価
　レポート　６０％
なお、成績評価の際は上記の到達目標を指標とします。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this class, we will examine the basic mechanisms of each of the various civil procedures stipulated by the Civil Procedure Act, the Personal Status Litigation Act, the Domestic Relations Case Procedure Act, the Civil Execution Act, the Civil Provisional Remedies Act, the Bankruptcy Act, and the Civil Rehabilitation Act.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to explain correctly the basic mechanisms of each of various civil procedures stipulated by the Civil Procedure Act, etc.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policy】
Grading will be decided based on Q&A in each class(40%) and the term-end report (60%) .

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民法演習Ⅰ

新堂　明子、川村　洋子、滝沢　昌彦

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、上記主題に関わる具体的な教材事案を示してこれを要件事実に整理し、問題解決のための基本論理を、判例および学説の現況をふまえたうえで、学習し、あわせて関連する主な制度および裁判例を検討する。

【到達目標】
民法演習Ⅰでは契約法および契約法と家族法が交錯する分野に関する諸問題を学習する。討論、対話を通して具体的事案の解決に当たっての法的な分析能力や思考能力を養成することを目標とする。
すなわち、契約法における諸制度の趣旨を正確に理解できること、基礎知識を応用して紛争を解決するための法律構成を展開できること、問題解決に至る推論過程を論理的に表現できること、以上を到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
授業においては、事前に学生に実際的な紛争に関わる具体的事例を提示し、基本類型およびそれと関連する展開例について、双方向的ないし多方向的な議論を行いつつ、事例の問題解決に導いていく。
また、特に重要であると考えられる事例については、知識を確実なものとするため小テストやレポートを課す。
授業開始直後に、インターネット上のデータベースの見方、使い方を説明する。
中間試験、定期試験実施後、問題解説、答案返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 制限行為能力者制度 | 意思能力の意義及び意思能力のない者がした意思表示・法律行為の効力について、説明することができる。／行為能力制度の趣旨（目的・必要性）について説明し、どのような類型があるかを示し、各類型の要件及び効果について、条文を参照して説明することができる。／行為能力制度における、相手方の保護を図るための制度について、条文を参照して説明することができる。 |
| 第2回 | 公序良俗違反の法律行為の効力 | 公序良俗とはどのような概念であるか、公序良俗に反する法律行為にはどのような類型があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。／公序良俗違反の法律行為が無効であるという意味について、具体例に即して説明することができる。 |
| 第3回 | 代理関係、無権代理と相続 | 代理とはどのような制度であるか、またなぜ必要であるかを、具体例を挙げて説明することができる。／代理人の行った法律行為の効果が本人に帰属するためにどのような要件が必要であるかを、具体例に即して説明することができる。／代理人が、代理権なくして代理行為を行った場合に、代理行為の効果がどうなるかを説明することができる。／無権代理行為の相手方が、無権代理人に対して、どのような要件の下でどのような責任を追及することができるかを、具体例を挙げて説明することができる。／無権代理人の本人相続／本人の無権代理人相続／双方相続 |
| 第4回 | 表見代理 | 表見代理とはどのような制度であり、また無権代理とどのような関係にあるかを、具体例に即して説明することができる。／表見代理にはどのような類型があり、本人は、それぞれ、どのような要件の下で、どのような根拠に基づいて責任を負うかを、各類型の具体例を挙げて説明することができる。 |
| 第5回 | 通謀虚偽表示、錯誤、詐欺・強迫 | 通謀虚偽表示の意義及び当事者間における効力について、説明することができる。／通謀虚偽表示の第三者に対する効力について、具体例を挙げて説明することができる。／錯誤にはどのような種類があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。／錯誤の要件及び効果について、説明することができる。／動機の錯誤の法的処理について、判例・学説の考え方とその問題点を説明すること ができる。／詐欺・強迫の要件及び当事者間における効力について、説明することができる。／詐欺・強迫による意思表示の第三者に対する効力について、説明することができる。 |
| 第6回 | 債務不履行による損害賠償 | 債務不履行のさまざまな類型を、それぞれの類型に結びつけられた効果と合わせて説明することができる。／債務不履行に基づく損害賠償の要件及び効果について、債務不履行の類型の相違に留意しつつ、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。 |
| 第7回 | 中間試験解説 | 中間試験解説により、とくに民法総則についての知識の定着を図り、理解を深める。 |
| 第8回 | 弁済の提供と受領遅滞、危険負担 | 弁済の提供とはどのような制度であり、弁済の提供があった場合にどのような効果が生ずるか、また、どのような行為をすれば弁済の提供があったといえるかを説明することができる。／受領遅滞とはどのような制度であり、その要件及び効果はどのようなものかについて、弁済の提供の制度と関連づけながら説明することができる。／双務契約において危険負担がどのような場合に問題となり、その場合に契約上の債権債務がどうなるかについて、具体例を挙げて説明することができる。 |
| 第9回 | 解除 | 解除が何を目的とした制度であるかについて、説明することができる。／債務不履行を理由とする解除が認められるための要件について、債務不履行の類型の相違を考慮しながら説明することができる。／解除権が行使された場合の当事者間での効果について、説明することができる。／解除権の行使が第三者との関係でどのような意味を持つかについて、説明することができる。 |
| 第10回 | 詐害行為取消権 | 責任財産とは何か、その保全がなぜ必要になるのかについて、債権者平等の原則との関連にも留意しながら説明することができる。／詐害行為取消権とはどのような制度であるのかについて、詐害行為取消権の法的性質をめぐる議論の概要を含めて説明することができる。／詐害行為取消権の要件（詐害行為と詐害意思）について、いくつかの具体例を挙げて説明することができる。／詐害行為取消権は誰を相手として行使すべきであり、その相手方に対する詐害行為取消権行使の効果が誰にどのような影響を及ぼすかを、具体例を挙げて説明することができる。 |
| 第11回 | 債権譲渡 | 債権の譲渡とはどのような制度であり、どのような場合に債権譲渡が行われるかを説明することができる。／債権の譲渡可能性（将来発生すべき債権の譲渡可能性・包括的な債権譲渡の可能性を含む）とその例外（譲渡禁止特約を含む）について、説明することができる。／債権譲渡の対抗要件の構造・仕組みについて、説明することができる。 |

| | | |
|---|---|---|
| 第12回 | 差押えと相殺、債権譲渡と相殺 | 基本として、511条1項および468条1項の要件および効果、ならびに判例法の到達点を理解し、説明することができる。応用として、511条2項、468条2項の要件および効果を理解し、説明することができる。 |
| 第13回 | 売買、契約不適合責任 | 売主がどのような義務ないし責任を負うかについて、説明することができる（債権法改正の内容を説明することができる）。／売買において目的物が滅失・損傷した場合における法律関係について、説明することができる。 |
| 第14回 | 賃貸借 | 賃貸借とはどのような契約であり、賃貸人と賃借人の間でどのような権利義務（賃貸人の修繕義務・費用償還義務等を含む）が生じるかを、説明することができる。／賃貸借の終了に関する民法の規律及び判例・学説の基本的な考え方について、説明することができる。／賃借権の譲渡や賃貸物の転貸がなされた場合の法律関係について、説明することができる。／賃貸借の目的物が第三者に譲渡された場合の法律関係について、説明することができる。／賃借権が第三者によって侵害された場合に、賃借人にどのような救済が認められるかについて、説明することができる。／賃貸借契約の締結に際して交付された敷金とはどのようなものであるか、また、その返還に関する権利義務関係がどうなるかについて、説明することができる。／借地借家法における借地権及び建物賃借権の対抗力に関する規律の趣旨及び概要について、説明することができる。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　授業内容を確実に消化するために、教員の指示に従い、インターネット上の判例データベース・法律文献情報等を使用して事前・事後学習を行うことが要求される。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
　【参考書】をみて、各自、自分で選択すること。

【参考書】
民法演習Ⅰ＆Ⅱに共通（第何版かは省略）
佐久間毅『民法の基礎１、２』
潮見佳男（長野史寛補訂）『債権各論Ⅰ、Ⅱ』
中田裕康『債権総論』、『契約法』
松井宏興『担保物権法』、『債権総論』
内田　貴『民法Ⅰ-1、Ⅲ』
『民法判例百選Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ』

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　授業態度、質疑応答　１０％
　中間試験　１０％
期末における評価
　定期試験　８０％

【学生の意見等からの気づき】
　事例を正確に理解するため、時系列、関係図を板書することとする。

【Outline (in English)】
【Course outline】 and 【Learning Objectives】
This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese civil law of contract and apply them to the actual examples and problems.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text and made legal memos. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policy】
Mid-term examination: 10%, term-end examination: 80%, and in-class contribution: 10%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民事訴訟法判例演習 II

大渕　真喜子

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
民事訴訟の実務では、判例を調査し、事実関係、争点、理由、判断の射程を正しく把握することが不可欠である。そこで、本授業では、重要判例の分析を通じて、判例の読み方を習得するとともに法的思考力を深化させることを目的とする。さらに，レポート課題の提出を通じて、法律家としての基礎的な論証能力の獲得を目指す。

【到達目標】
１年次の民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、２年次の民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱを通じて身に付けた基礎的学力を前提に、具体的な判例を通じて、事案の背景・概要を把握し、どのような問題が発生し、これを解決するために、どのような理由をもとに、どのような結論が導かれたか、その射程はどの範囲かを理解する。これに加えて、発展的な問題を議論することで、現代社会に生じる新たな法律問題に対処し得る柔軟な法的思考力を養う。
また、レポート課題の提出を通じて、法律家としての基礎的な論証能力を育むだけでなく、その内容を互いに議論することで、民事訴訟法に関する知識及び思考力の完成を目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
教材の事前に指定された判例と解説を精読しておく。判例ばかりではなく、解説を理解しておくことが必要になる。授業では、学生に対する質問をして、その解答を踏まえて議論をし、これを通じて理解を深める。適宜与えられた課題について課題レポートを提出する。課題レポート及び期末試験答案は、返却してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 証拠と証明責任 | 証拠上の証明、過失の推定、証明妨害、証明責任の分配 |
| 第2回 | 証拠調べ | 違法収集証拠、文書提出命令、証言拒絶権、成立の真正の推定 |
| 第3回 | 申立事項と判決事項 | 申立事項と判決事項、引換給付判決 |
| 第4回 | 既判力の時的限界 | 既判力の時的限界、標準時後の事情変更 |
| 第5回 | 既判力の客観的範囲 | 訴訟物と既判力，相殺の抗弁と別訴 |
| 第6回 | 既判力以外の判決効 | 信義則による後訴の遮断、争点効 |
| 第7回 | 既判力の主観的範囲その他 | 口頭弁論終結後の承継人、法人格否認の法理、反射効 |
| 第8回 | 通常共同訴訟と同時審判の申出訴訟 | 通常共同訴訟と訴訟人独立の原則、主観的予備的併合 |
| 第9回 | 必要的共同訴訟 | 固有必要的共同訴訟、共同相続関係訴訟、類似必要的共同訴訟 |
| 第10回 | 補助参加 | 補助参加の利益、補助参加人に対する判決の効力 |
| 第11回 | 参加的効力と訴訟告知 | 参加的効力と訴訟告知 |
| 第12回 | 独立当事者参加 | 独立当事者参加の要件、敗訴者の一人の上訴 |
| 第13回 | 控訴 | 上訴の利益、不利益変更の禁止 |
| 第14回 | 上告・再審 | 破棄判決の拘束力、再審事由と補充性、第三者による再審 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習としては、必要に応じて参考書も参照しながら、テキストに掲載された判例のうち指定されたものについて（解説も含めて）しっかりと予習する。適宜与えられた課題についてレポートを作成・提出する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
高田裕成＝畑瑞穂＝垣内秀介編『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』（有斐閣・2023年）

【参考書】
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）〔第2版補訂版〕』（有斐閣・2013年）、同『同（下）〔第2版補訂版〕』（有斐閣・2014年）
伊藤眞『民事訴訟法〔第8版〕』（有斐閣・2023年）
新堂幸司『新民事訴訟法〔第6版〕』（弘文堂・2019年）
三木浩一ほか『民事訴訟法〔第5版〕』（有斐閣・2023年）…旧版（第4版）でもよい

【成績評価の方法と基準】
授業中の発言、質疑応答の回数および内容（２０％）
課題レポートによる評価（２０％）
期末試験による評価（６０％）

【学生の意見等からの気づき】
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In the practice of civil litigation, it is essential to research judicial precedents and correctly understand factual relations, issues, reasons, and scope of judgment.
Therefore, this class aims, through the analysis of important precedents, to have students acquire how to read judicial precedents and deepen their legal thinking ability. Furthermore, by submitting report assignments, students aim to acquire the basic demonstration skills as lawyers.
【Learning Objectives】
The goal of this course is to improve the ability to construe legal issues by precisely understanding precedents.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class, students will be expected to have read the relevant precedents and comments of the textbook. The study time required for each class is at least 2 hours.
【Grading Criteria /Policies】
Grading will be decided based on term-end examination (60%), mid-term report (20%), and in-class contribution (20%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民法演習 II

新堂　明子、川村　洋子

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
物権法と担保物権法、および相続財産に関わる家族法の分野をとりあげる。この演習においては、上記主題に関わる具体的な教材事案を示してこれを要件事実に整理し、問題解決のための基本論理を、判例および学説の現況をふまえたうえで、学習し、あわせて関連する主な制度及び裁判例を検討する。

【到達目標】
民法演習Ⅱでは物権法と担保物権法、および相続財産に関わる家族法の基礎的な諸問題を学習する。討論、対話を通して具体的事案の解決に当たっての法的な分析能力や思考能力を養成することを目標とする。
すなわち、物権法と担保物権法、および相続財産に関わる家族法における諸制度の趣旨を正確に理解できること、基礎知識を応用して紛争を解決するための法律構成を展開できること、問題解決に至る推論過程を論理的に表現できること、以上を到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
授業においては、事前に学生に実際的な紛争に関わる具体的事例を提示し、基本類型およびそれと関連する展開例について、双方向的ないし多方向的な議論を行いつつ、事例の問題解決に導いていく。
また、特に重要であると考えられる事例については、知識を確実なものとするため小テストやレポートを課す。
中間試験、定期試験実施後、問題解説、答案返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 物権的請求権 | 物権的請求権とはどのような権利であり、どのような侵害についてどのような救済 手段を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。／債権的請求権と物権的請求権の行使 |
| 第2回 | 占有（権） | 占有（権）の要件を説明することができる。／占有（権）の効力を説明することができる。 |
| 第3回 | 不動産の二重譲渡と対抗問題（１） | 物権変動が生ずる時期、とくに所有権の移転が生ずる時期について、判例・学説の 考え方の対立とその問題点の概要を説明することができる。／民法177条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本 的な考え方の対立と問題点を説明することができる。／民法177条の対抗要件主義において、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、第三者（転得者を含む）の主観的要件についてどのような議論があるかを、具体例に 即して説明することができる。 |
| 第4回 | 不動産の二重譲渡と対抗問題（２） | 民法177条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本 的な考え方の対立と問題点を説明することができる。／民法177条の対抗要件主義において、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、第三者（転得者を含む）の主観的要件についてどのような議論があるかを、具体例に 即して説明することができる。 |
| 第5回 | 登記請求権 | 物権の変動が生じた場合に、どのような手続きにしたがってその登記をすることができるかを理解している（共同申請の原則と単独申請ができる例外）。／登記請求権はどのような根拠に基づいて、どのような場合に発生するかを、具体例を挙げて説明することができる。 |
| 第6回 | 取消しと登記、解除と登記 | 民法177条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契 約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本 的な考え方の対立と問題点を説明することができる。 |
| 第7回 | 取得時効と登記 | 民法177条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本 的な考え方の対立と問題点を説明することができる。 |
| 第8回 | 相続と登記 | 相続と登記／共同相続と登記／相続放棄と登記／遺産分割と登記／遺贈と登記／相続させる旨の遺言と登記 |
| 第9回 | 中間試験解説 | 中間試験解説により、とくに物権法についての知識の定着を図り、理解を深める。 |
| 第10回 | 動産の即時取得（192条） | 動産物権変動における対抗要件主義がどのような制度であり、どのような場合に問題となるかを具体例に即して説明することができる。／動産の即時取得とはどのような制度であり、それが認められるための要件はどのよ うなものか、盗品・遺失物についてどのような例外が認められるかを、具体例に即 して説明することができる。 |
| 第11回 | 共同所有 | 同一の目的物を複数の者が共同的に所有する法律関係について、通常の共有のほか、どのような場合があるか、いくつかの具体例を挙げることができる。／共有者が共有物についてどのような権利を（他の共有権者及び第三者に対して）有 するかを、条文を参照しながら説明することができる。 |
| 第12回 | 抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲、抵当権に基づく賃料債権に対する物上代位 | 抵当権の効力がどのような目的物（果実や目的不動産から分離された目的物等を含む）に及ぶかについて、具体例を挙げて説明することができる。／抵当権によって担保される債権の範囲はどうなっているか、その範囲について制限が認められる理由は何かを、具体例を挙げて説明することができる。／抵当権について物上代位が認められるのはどのような場合か、また物上代位権を行使するためにどのような要件を備えている必要があるかについて、判例・学説の基 本的な考え方を踏まえながら説明することができる。 |
| 第13回 | 抵当権に基づく明渡請求等 | 抵当目的不動産の侵害（物理的侵害や、優先弁済権の実現を困難にする侵害行為）に対して、抵当権者がどのような救済手段を行使することができるかについて、判例・学説の考え方を踏まえて、具体例に即して説明することができる。 |
| 第14回 | 譲渡担保 | 譲渡担保権者・譲渡担保設定者・第三者がそれぞれどのような法的地位を有するかを、具体例に即して説明することができる。／いわゆる集合動産譲渡担保とはどのような制度であるか、一物一権主義との関係に留意しながら、説明することができる。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業内容を確実に消化するために、教員の指示に従い、インターネット上の判例データベース・法律文献情報等を使用して事前・事後学習を行うことが要求される。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
【参考書】をみて、各自、自分で選択すること。

【参考書】
民法演習Ⅰ＆Ⅱに共通（第何版かは省略）
佐久間毅『民法の基礎１、２』
潮見佳男（長野史寛補訂）『債権各論Ⅰ、Ⅱ』
中田裕康『債権総論』、『契約法』
松井宏興『担保物権法』、『債権総論』

内田　貴『民法Ⅰ-1、Ⅲ』
『民法判例百選Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ』

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　授業態度、質疑応答　１０％
　中間試験　１０％
期末における評価
　定期試験　８０％

【学生の意見等からの気づき】
　事例を正確に理解するため、時系列、関係図を板書することとする。

【Outline (in English)】
【Course outline】 and 【Learning Objectives】
This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese civil law of contract and apply them to the actual examples and problems.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text and made legal memos. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policy】
Mid-term examination: 10%, term-end examination: 80%, and in-class contribution: 10%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民法演習III

滝沢　昌彦

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　債権各論の内いわゆる法定債権、すなわち、事務管理、不当利得および不法行為（６９７条から７２４条の２まで）を扱う。この内、事務管理と不当利得とは契約法を補うものであり、他方、不法行為は、契約法と並ぶ１大分野である。したがって、関連する分野にも触れながら学習を進めれば、民法全体の総復習の機会にもなる。
　授業の形式としては、事前に提示した事例問題に基づいて、教員と学生との対話や学生同士の討論を行う。単なる暗記勉強ではなく、議論を通じて相手を説得する能力を養う為である。

【到達目標】
　まずは、基本的な概念や制度を確認して、問題となる論点についての判例や学説についての理解を深める。この講義は、民法全体について一通りの知識があることを前提としているので、ここまでは当然のことのようであるが、一度勉強した位で全範囲について深く正確な知識を取得していることは期待できないので（それは分かっている）、基礎的な知識の確認をする。その範囲・理解度については、いわゆるコア・カリキュラムの修得が（最低限の）目標である。
　そして、さらに、未知の問題に直面したときに、自分の知識から推して考える応用力を養うことも目標である。上記のように、これは判例や学説を参考にしつつ、相手を納得させる独自の議論を展開する説得力を身につけることである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
　上記のように、事前に提示した事例問題について対話や討論によって授業を進める。また、文章を書く能力を養う為に、レポートを（最低１回は）課す予定である。この場合、レポートは添削して返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 事務管理 | 事務管理の成立要件および効果　代理との関係 |
| 第2回 | 不当利得 ①：給付利得 | 不当利得の一般的な理解（成立要件）と類型論　給付利得としての双務契約の清算方法 |
| 第3回 | 不当利得②：侵害利得・支出利得 | 類型論のうち侵害利得と支出利得　侵害利得と物権法との対比 |
| 第4回 | 不当利得③：不当利得の三角関係 | 三当事者間における不当利得　転用物訴権に関する判例・学説 |
| 第5回 | 不法行為の要件①：過失故意・過失 | 不法行為の成立要件の枠組み（客観的要件と主観的要件）　主観的要件：故意・過失 |
| 第6回 | 不法行為の成立要件②：違法性・因果関係 | 不法行為の客観的成立要件：違法性と因果関係　事実的因果関係と相当因果関係 |
| 第7回 | 不法行為責任の効果①：損害賠償等 | 損害概念：差額説・損害＝事実説　相当因果関係　損害額の算定 |
| 第8回 | 不法行為の効果②：責任能力・正当防衛等 | 責任能力　正当防衛・緊急避難　その他の違法性阻却事由 |
| 第9回 | 不法行為の効果③：過失相殺 | 過失相殺　被害者側の過失　共同不法行為における過失相殺 |
| 第10回 | 特殊な不法行為①：監督者責任 | 監督義務者の責任　監督義務者固有の（７０９条による）責任 |
| 第11回 | 特殊な不法行為②：使用者責任 | 使用者責任の主な場合と判断基準 |
| 第12回 | 特殊な不法行為③：土地工作物責任 | 土地工作物責任の主な場合と判断基準　（瑕疵に関する）客観説と義務違反説 |
| 第13回 | 特殊な不法行為④：製造物責任等 | 製造物責任　欠陥概念 |
| 第14回 | 特殊な不法行為⑤：共同不法行為 | 主観的関連共同性と客観的関連共同性　競合的不法行為 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　毎回の事例問題について、事前に、どの条文が適用されるのか、その際どのような問題が生じるのかを考え、各自の教科書などを参考にして判例や学説を調べて自分の見解をまとめてくる必要がある。なお、本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
　あえて指定しないが、いわゆる体系書を各自で１冊は準備してほしい。

【参考書】
　いわゆる共著の教科書としては、滝沢昌彦ほか『新ハイブリッド民法４債権各論』（法律文化社・2022年）を挙げさせてもらうが、他にも良書はある。単著のものとしては、最近では潮見佳男『基本講義　債権各論Ⅱ　不法行為法（第４版）』（新世社・2021年）などがある。なお、窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権（第９版）』（有斐閣・2023年）は基本的な必須文献として備えてほしい。

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　授業態度、質疑応答　１０％
　レポート　１０％
期末における評価
　定期試験　８０％

【学生の意見等からの気づき】
事例について具体的なイメージにするため、時系列、関係図を板書することとする。

【学生が準備すべき機器他】
（全く当然であるが）六法（小型のものでよい）は毎回持参すること。

【Outline (in English)】
The purpose of this seminar is to discover what is the problem in cases including various problems related to Japanese benevolent intervention in another's affairs, unjust enrichment and tort law, and then to discuss logically based on judgments and theories. Your study time will be more than four hours for a class.  Your overall grade in the class will be decided based on the following Term-end examination:80%, Mid-term report:10%, and in-class contribution:10%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 商法演習Ⅰ

明田川　昌幸、笹久保　徹

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
授業では、学生がひととおり商法および会社法の基本的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な問題を検討する。重要な判例については、事案の概要および判決の射程距離などを丁寧に検討する。授業は、教師による解説、および、対話形式の質疑応答を織り交ぜて行う。学生には十分な予習を行うことが求められる。少人数の演習であるから、文章のまとめ方、実際に討論を行っているなかでの議論の進め方などの指導も可能である。さらに、必要に応じて現実に生起する高度でかつ最新の問題についても取り上げる予定である。

【到達目標】
商法演習Ⅰでは、学生がひととおり商法および会社法の基礎的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な授業を展開する。授業の範囲は、会社法および商法総則・商行為法である。本授業は、上記の範囲にわたって、基礎的知識・基礎理論が定着していることを確認したうえで、学生が基礎的知識・基礎理論の理解を活用する能力、判例を分析し批判的に検討する能力、発展的な専門知識を活用する能力を習得し、最終的には、複雑な事案を的確に整理し分析し、適切な法的推論を行い、理論的・実務的な問題の適切な処理を行うことができる能力を獲得することを目指すものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar、L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
各回において、必要最小限の講義を行い、それと織り交ぜながら、質疑応答を行う。学生は、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。提出された課題等に対して、授業内または学習支援システムで講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 会社法総論 | 会社の種類と特徴、目的の範囲、法人格の否認<br>［準備学習等］<br>教科書1頁～27頁<br>百選1-3 |
| 第2回 | 株主総会① | 株主総会および株主総会の権限・招集手続・決議方法の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書145頁～166頁<br>百選27-29 |
| 第3回 | 株主総会② | 株主による議決権行使方法・株主提案権の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書167頁～179頁<br>百選30-32 |
| 第4回 | 株主総会③ | 株主総会における取締役等の説明義務および株主総会の議長・議事録等の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書179頁～182頁<br>百選33-36 |
| 第5回 | 株主総会④ | 株主総会の決議の瑕疵の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書182頁～190頁<br>百選37-40 |
| 第6回 | 取締役① | 取締役の地位・権限の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書191頁～204頁<br>百選41-44 |
| 第7回 | 取締役② | 取締役会および代表取締役その他の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書204頁～222頁<br>百選45-48 |
| 第8回 | 取締役③ | 取締役の義務の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書223頁～232頁<br>百選49-52 |
| 第9回 | 取締役④ | 取締役の競業・利益相反取引・報酬その他の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書233頁～250頁<br>百選53-56 |
| 第10回 | 取締役⑤ | 取締役の会社に対する責任の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書251頁～261頁<br>百選57-60 |
| 第11回 | 取締役⑥ | 株主代表訴訟の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書261頁～271頁<br>百選61-64 |
| 第12回 | 取締役⑦ | 取締役の第三者に対する責任および法人格否認の法理の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書272頁～280頁、21頁～27頁<br>百選65-69 |
| 第13回 | 監査役・会計監査人・会計参与・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社 | 監査役・会計監査人・会計参与・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書281頁～324頁<br>百選70-71 |
| 第14回 | 商法総則・商行為法 | 商法総則・商行為法の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書〔柴田〕1頁～132頁、〔近藤〕1頁～126頁 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学生は、教科書を熟読し、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。また、講義範囲に関連する重要判決等（会社法判例百選に掲載されているものでよい）を予習してくることが必要である。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
柴田和史『会社法詳解〔第３版〕』（商事法務、2021年）、
柴田和史『商法総則・商行為法』（三省堂、2024年）、
近藤光男『商法総則・商行為法〔第９版〕』（有斐閣、2023年）
会社法判例百選〔第４版〕。

【参考書】
商法判例百選
柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第２版〕』（日経BP、2021年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　中間テスト 20％
期末における評価
　期末試験 80％

【学生の意見等からの気づき】
説明が早口になることが、たまにあるようなので、十分に注意したい。

【その他の重要事項】
学生は、『会社法判例百選〔第４版〕』を必ず持参すること。
2022年5月に、柴田和史著『教養としての会社法入門』（日本実業出版社）が刊行された。会社法が苦手という学生は、この本を読むことをお薦めする。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, Students will study on theory and important cases of shareholder meeting, responsibilities of directors. And students will study on commercial law.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to (1) able to obtain advanced knowledge about the corporation law, (2) able to explain clauses and systems of the corporation law, (3) able to understand the relationship between the corporation law and our society.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Final grade will be decided based on the following process：
Term-end examination:80%, Mid-term examination:20%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 商法演習 II

明田川　昌幸、笹久保　徹

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
授業では、学生がひととおり商法および会社法の基本的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な問題を検討する。重要な判例については、事案の概要および判決の射程距離などを丁寧に検討する。授業は、教師による解説、および、対話形式の質疑応答を織り交ぜて行う。学生には十分な予習を行うことが求められる。少人数の演習であるから、文章のまとめ方、実際に討論に入ってからの議論の進め方などの指導も可能である。さらに、必要に応じて現実に生起する高度でかつ最新の問題についても取り上げる予定である。

【到達目標】
商法演習Ⅱでは、学生がひととおり商法、会社法、および、手形小切手法の基礎的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な授業を展開する。授業の範囲は、会社法、および、手形法小切手法である。本授業は、上記の範囲にわたって、基礎的知識・基礎理論が定着していることを確認したうえで、学生が基礎的知識・基礎理論の理解を活用する能力、判例を分析し批判的に検討する能力、発展的な専門知識を活用する能力を習得し、最終的には、複雑な事案を的確に整理し分析し、適切な法的推論を行い、理論的・実務的な問題の適切な処理を行うことができる能力を獲得することを目指すものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar、L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
各回において、必要最小限の講義を行い、それと織り交ぜながら、質疑応答を行う。学生は、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。提出された課題等に対して、授業内または学習支援システムで講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 株式会社の設立 | 設立の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書28頁～53頁<br>百選4-7 |
| 第2回 | 株式・種類株式 | 株式・種類株式の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書54頁～77頁<br>百選8-11 |
| 第3回 | 株式の譲渡ほか | 株式の譲渡の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書77頁～101頁<br>百選12-15 |
| 第4回 | 自己株式ほか | 自己株式ほかの意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書101頁～130頁<br>百選16-19 |
| 第5回 | 募集株式の発行等① | 募集株式の発行等の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書360頁～376頁<br>百選20-22 |
| 第6回 | 募集株式の発行等② | 募集株式の発行等の意義・瑕疵と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書376頁～384頁<br>百選23-24 |
| 第7回 | 新株予約権① | 新株予約権の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書385頁～398頁<br>百選25 |
| 第8回 | 新株予約権②・社債 | 新株予約権の意義・瑕疵および社債の意義と法構造の解説と問題点および社債の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書398頁～401頁、402頁～420頁<br>百選26 |
| 第9回 | 計算・配当 | 計算・配当の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書325頁～358頁<br>百選72-75 |
| 第10回 | 組織再編① | 吸収合併・新設合併・株式交換・株式移転の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書421頁～453頁、469頁～480頁<br>百選82-87 |
| 第11回 | 組織再編② | 新設分割・吸収分割・株式交付の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書454頁～468頁、481頁～505頁<br>百選88-92 |
| 第12回 | 企業買収・支配権争奪 | 企業買収・支配権争奪の意義と法的構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書374頁～384頁、390頁～395頁、398頁～401頁、435頁～442頁<br>百選94-100 |
| 第13回 | 解散・清算・持分会社 | 解散・清算および持分会社の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書506頁～526頁<br>百選93 |
| 第14回 | 手形法 | 約束手形の振出・裏書の意義と法構造の解説と問題点<br>［準備学習等］<br>教科書25頁～42頁、60頁～125頁、201頁～248頁 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学生は、教科書を熟読し、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。また、講義範囲に関連する重要判決等（会社法判例百選、手形小切手判例百選に掲載されているものでよい）を予習してくることが必要である。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
柴田和史『会社法詳解〔第３版〕』（商事法務、2021年）、
関俊彦『金融手形小切手法〔新版〕』
会社法判例百選〔第４版〕。

【参考書】
手形小切手判例百選〔第７版〕
柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第２版〕』（2021年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　中間テスト 20％
期末における評価
　期末試験 80％

【学生の意見等からの気づき】
説明が早口になることがたまにあるようなので、十分に注意したい。

【その他の重要事項】
学生は、『会社法判例百選〔第４版〕』を必ず持参すること。
柴田和史著『教養としての会社法入門』（日本実業出版社）が、2022年5月に刊行された。会社法が苦手な学生にこの本を読むことをお薦めする。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, Students will study on theory and important cases of share, stock-option, debenture, dividend, mergers, share-exchange. And students will study on general principle of commercial law and negotiable instruments.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to (1) able to obtain advanced knowledge about the corporation law, (2) able to explain clauses and systems of the corporation law, (3) able to understand the relationship between the corporation law and our society.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Final grade will be decided based on the following process：
Term-end examination:80%, Mid-term examination:20%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民事訴訟法演習Ⅰ

鷹取　信哉、大渕　真喜子

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業では、民事訴訟法の重要論点に対する理解の深化を目的とする。具体的には、①重複起訴の禁止と相殺の抗弁、②当事者の確定・変更、③集団訴訟、④訴えの利益、⑤処分権主義、⑥弁論主義・自白、⑦立証活動、⑧訴訟上の和解、⑨一部請求の各論点について、双方向、多方向の議論を通じて、理解を深める。
なお、本授業と共通的な到達目標モデルとの関係については、授業開始時に文書が配布されるので、それを参考にする。

【到達目標】
授業を通じて、「訴訟要件」、「審判の対象と資料」、「審理の過程」などをめぐる重要論点についての理解を深める。また、民事訴訟法関係の多くの判例を検討することにより、判例の理解を深める。以上の学習を通じて、民事訴訟法の解釈・適用に関する応用力を習得し、民事訴訟法についての総合的な学力を向上させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
本授業は、研究者と実務家のオムニバス方式で進める。
テキストに掲載されている判例及び事例問題を具体的に検討する。結論を知ることが目的ではなく、事案を分析し、判例や学説の考え方を理解することに重点を置く。そのうえで、テキストの事例問題についても個別に検討し、重要論点についての理解を深めていく。
受講生には積極的に発言を求め、皆で議論ができる授業とする。
定期試験の答案は返却し，定期試験解説期間においてフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 重複起訴の禁止と相殺の抗弁（大渕） | 重複起訴の禁止の原則の制度趣旨、重複起訴の禁止の原則と訴えの利益との関係<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT１の熟読と設問（Q１）解答 |
| 第2回 | 当事者の確定・変更（鷹取） | 当事者の確定の基準、氏名冒用訴訟<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT３の熟読と設問（Q１）解答 |
| 第3回 | 重複起訴の禁止と相殺の抗弁（つづき）（大渕） | 重複起訴の禁止の原則と相殺の抗弁との関係<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT１の熟読と設問（Q２）解答 |
| 第4回 | 当事者の確定・変更（つづき）（鷹取） | 死者名義訴訟、当事者を誤ったときの措置<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT３の熟読と設問（Q２）解答 |
| 第5回 | 集団訴訟（大渕） | 当事者能力、当事者適格、任意的訴訟担当<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT４の熟読と設問（Q１・２）解答 |
| 第6回 | 訴えの利益（鷹取） | 訴えの利益、確認の利益、訴訟要件の審理と判断<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT５の熟読と設問（Q１・２）解答 |
| 第7回 | 処分権主義（大渕） | 処分権主義、債務不存在確認訴訟<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT７の熟読と設問（Q１）解答 |
| 第8回 | 弁論主義・自白（鷹取） | 弁論主義、自白の成立要件、権利自白<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT９の熟読と設問（Q１）解答 |
| 第9回 | 処分権主義（つづき）（大渕） | 引換給付判決、不利益変更禁止の原則<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT７の熟読と設問（Q２）解答 |
| 第10回 | 弁論主義・自白（つづき）（鷹取） | 自白の撤回要件、間接事実の自白<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT９の熟読と設問（Q２～４）解答 |
| 第11回 | 立証活動（大渕） | 立証手段、文書提出命令<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT13の熟読と設問（Q１・２）解答 |
| 第12回 | 訴訟上の和解（鷹取） | 訴訟上の和解、訴訟上の和解に関する訴訟代理人の権限、訴訟上の和解における手続的規律<br>[準備学習等]<br>UNIT15の熟読と設問（Q１～３）解答 |
| 第13回 | 立証活動（つづき）（大渕） | 証言拒絶権、損害額の認定<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT13の熟読と設問（Q３）解答 |
| 第14回 | 一部請求（鷹取） | 一部請求の意義、既判力の範囲<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT16の熟読と設問（Q１～３）解答 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業にあたり、解説レジュメを用意することがある。事前配布されたレジュメについては必ず目を通し、必要な準備をして授業に臨む。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
三木浩一・山本和彦『ロースクール民事訴訟法　第５版』有斐閣

【参考書】
高田裕成他編『民事訴訟法判例百選（第６版）』有斐閣
高橋宏志著『重点講義民事訴訟法（上）・（下）（第２版補訂版）』有斐閣
民事訴訟法に関する標準的な教科書、たとえば以下のもの
三木浩一他著『民事訴訟法　第４版（ＬＥＧＡＬ　ＱＵＥＳＴ）』有斐閣
長谷部由起子『民事訴訟法　第４版』岩波書店

【成績評価の方法と基準】
授業中の質疑応答　１０％
期末試験　　９０％

【学生の意見等からの気づき】
民事訴訟法は難解であるとのイメージが強いようである。できるだけ平易・簡潔な授業を心がけたい。

【学生が準備すべき機器他】
特にない。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this class, we aim at deepening the understanding of important issues of the Civil Procedure Law.
【Learning Objectives】
The goal of this course is for students to have an understanding of the Code of Civil Procedure at the level of passing the bar exam.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.
【Grading Criteria /Policy】
Grading will be decided based on the normal points in class (10%) and on the results of the final exam(90%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民事訴訟法演習 II

鷹取　信哉、大渕　真喜子

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業では、民事訴訟法の重要論点に対する理解の深化を目的とする。具体的には、①判決効の客観的範囲と上訴の利益、②既判力の時的限界、③判決効の主観的範囲、④複数請求訴訟と控訴、⑤相続関係訴訟、⑥補助参加と同時審判申出訴訟、⑦独立当事者参加、⑧訴訟承継の各論点について、双方向、多方向の議論を通じて、理解を深める。
なお、本授業と共通的な到達目標モデルとの関係については、授業開始時に文書が配布されるので、それを参考にする。

【到達目標】
授業を通じて、「判決および訴訟の終了」、「多数当事者訴訟」などをめぐる重要論点についての理解を深める。また、民事訴訟法関係の多くの判例を検討することにより、判例の理解を深める。以上の学習を通じて、民事訴訟法の解釈・適用に関する応用力を習得し、民事訴訟法についての総合的な学力を向上させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
本授業は、研究者と実務家のオムニバス方式で進める。
テキストに掲載されている判例及び事例問題を具体的に検討する。結論を知ることが目的ではなく、事案を分析し、判例や学説の考え方を理解することに重点を置く。そのうえで、テキストの事例問題についても個別に検討し、重要論点についての理解を深めていく。
受講生には積極的に発言を求め、皆で議論ができる授業とする。
定期試験の答案は返却し，定期試験解説期間においてフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 既判力の時的限界（鷹取） | 既判力の時的限界、上訴の利益、付帯控訴<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT18の熟読と設問（Q１・２）解答 |
| 第2回 | 判決効の客観的範囲と上訴の利益（大渕） | 既判力の客観的範囲<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT17の熟読と設問（Q１・２）解答 |
| 第3回 | 相続関係訴訟（鷹取） | 固有要的共同訴訟<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT30の熟読と設問（Q１・２）解答 |
| 第4回 | 判決効の客観的範囲と上訴の利益（つづき）（大渕） | 上訴の利益<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT17の熟読と設問（Q３）解答 |
| 第5回 | 相続関係訴訟（つづき）（鷹取） | 限定承認と判決効<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT30の熟読と設問（Q３）解答 |
| 第6回 | 判決効の主観的範囲（大渕） | 既判力の主観的範囲、反射効<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT19の熟読と設問（Q１）解答 |
| 第7回 | 補助参加と同時審判申出訴訟（鷹取） | 補助参加<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT22の熟読と設問（Q１）解答 |
| 第8回 | 判決効の主観的範囲（つづき）（大渕） | 口頭弁論終結後の承継人<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT19の熟読と設問（Q２）解答 |
| 第9回 | 補助参加と同時審判申出訴訟（つづき）（鷹取） | 同時審判申出訴訟<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT22の熟読と設問（Q２）解答 |
| 第10回 | 複数請求訴訟と控訴（大渕） | 訴えの変更、反訴、控訴<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT21の熟読と設問（Q１～３）解答 |
| 第11回 | 独立当事者参加（鷹取） | 独立当事者参加<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT23の熟読と設問（Q１）解答 |
| 第12回 | 訴訟承継（大渕） | 訴訟承継主義、訴訟承継の要件<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT24の熟読と設問（Q１・２）解答 |
| 第13回 | 独立当事者参加（つづき）（鷹取） | 債権者代位訴訟<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT23の熟読と設問（Q２・３）解答 |
| 第14回 | 訴訟承継（つづき）（大渕） | 訴訟承継の手続<br>[準備学習等]<br>テキストUNIT24の熟読と設問（Q３・４）解答 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業にあたり、解説レジュメを用意することがある。事前配布されたレジュメについては必ず目を通し、必要な準備をして授業に臨む必要がある。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
三木浩一・山本和彦編『ロースクール民事訴訟法　第５版』有斐閣

【参考書】
高田裕成他編『民事訴訟法判例百選（第６版）』有斐閣
高橋宏志著『重点講義民事訴訟法（上）・（下）（第２版補訂版）』有斐閣
民事訴訟法に関する標準的な教科書、たとえば以下のもの
三木浩一他著『民事訴訟法第４版（ＬＥＧＡＬ　ＱＵＥＳＴ）』有斐閣
長谷部由起子『民事訴訟法　第４版』岩波書店

【成績評価の方法と基準】
授業中の質疑応答　１０％
期末試験　　９０％
試験範囲は、秋学期に講義をした内容となるが、春学期の内容の理解が前提となる。

【学生の意見等からの気づき】
民事訴訟法は難解であるとのイメージが強いようである。できるだけ平易・簡潔な授業を心がけたい。

【学生が準備すべき機器他】
特にない。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this class, we aim at deepening the understanding of important issues of the Civil Procedure Law.
【Learning Objectives】
The goal of this course is for students to have an understanding of the Code of Civil Procedure at the level of passing the bar exam.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.
【Grading Criteria /Policy】
Grading will be decided based on the normal points in class (10%) and on the results of the final exam(90%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民事法演習

新堂　明子、鷹取　信哉

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
民事紛争の解決の要諦を一定の紛争類型ごとに学習することができる。本演習の内容は民事法の総まとめ的な学習という位置付けとなる。したがって、民事執行手続や民事保全手続についても学習することができる。すでに、民法のうち、債権法および相続法の改正等が実現し施行となっているので、この改正法の内容に基づいた授業となる。
民事紛争の解決には断片的な知識でだけでは不十分であり、実体法、訴訟法を含めた総合的な法的知識の理解が必要不可欠である。そのうえで、方針決定に関する決断力、他者への説得力、信頼関係を構築する能力などの諸能力が必要となる。このような総合的な民事紛争解決能力を修得できるようになることを授業の目的とする。

【到達目標】
民事紛争の解決に必要となる実体法、訴訟法を含めた総合的な法的知識が理解できるようにする。また、最新の法改正にも対応できるようにする。そのうえで、方針決定に関する決断力、他者への説得力、信頼関係を構築する能力などの諸能力が身に付くようにする。このような総合的な民事紛争解決能力を修得できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
上記の到達目達成のための重要な要素は討論である。よって、教員と学生及び学生同士の討論を授業の最も大きな柱とする。討論を通じて、民事法に関する基礎的知識の理解及び紛争解決能力の修得を実現させたい。予め出題する設例に関して、双方向授業及び多方向授業方式で検討を行う。
なお、定期試験に関しては定期試験解説期間にフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 法律行為の基本問題（民法分野） | 94条2項の本来適用と類推適用の法理の分析、契約の解釈に関する基礎的内容の検討及び解説<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |
| 第2回 | 代理の基本問題（民法分野） | 権限濫用行為と権限逸脱行為の区別、表見代理の要件事実の的確な理解に関する検討及び解説<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |
| 第3回 | 時効の基本問題（民法分野） | 改正による新たな消滅時効規定の論点の検討及び解説<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |
| 第4回 | 不動産取引の諸問題（民法分野） | 不動産物権変動論に関する知識の整理と相続分野における対抗要件主義の導入の理解に関する検討及び解説<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |
| 第5回 | 不動産担保の諸問題（民法分野） | 抵当権の効力に関する重要論点の分析と抵当権の実行手続に関する検討及び解説<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |
| 第6回 | 動産担保の諸問題（民法分野） | 譲渡担保をめぐる諸問題と動産担保法制の改正の状況に関する検討及び解説<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |
| 第7回 | 契約法の重要問題（民法分野） | 売買契約を例とした債務不履行責任と契約不適合責任の規律に関する検討及び解説<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |
| 第8回 | 金融取引の重要問題（民法分野） | 保証法制に関する新たな規律についての検討及び解説<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |
| 第9回 | 不動産賃貸の重要問題（民法分野） | 改正による新しい不動産賃貸借契約に関する規律の検討及び解説<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |
| 第10回 | 約款取引の重要問題（民法分野） | 明文化された定型約款の規律の検討及び解決<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |
| 第11回 | 訴訟の主体及び訴え（民事訴訟法分野） | 訴訟の主体（裁判所、当事者等）及び訴え（訴訟上の請求、申立事項と判決事項等）の検討及び解説<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |
| 第12回 | 訴訟の審理及び進行（民事訴訟法分野） | 口頭弁論、弁論主義、証拠等の検討及び解説<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |
| 第13回 | 訴訟の終了（民事訴訟法分野） | 訴訟上の和解、判決とその効果等の検討及び解説<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |
| 第14回 | 複雑訴訟及び上訴（民事訴訟法分野） | 共同訴訟、訴訟参加、上訴等の検討及び解説<br>[準備学習等]<br>事前配付問題及びレジュメの検討 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に配布された問題については、必ず検討して授業に臨む必要がある。また、事前配布レジュメについても目を通す必要がある。なお、自らの理解度を判断するために、問題に対する解答案を文章化することも有要であり、推奨する。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
　今年度も昨年度に引き続き特定のテキストを使用せず、事前配付問題及び事前配付レジュメを使用する。また、民法分野に関しては改正法関係の資料等を適宜、提供する。

【参考書】
　民法、民事訴訟法の基本的教科書（民法に関しては改正法に関する記述のあるもの）を随時、参照する必要がある。

【成績評価の方法と基準】
① 事例全般にかかわる横断的な知識が正確か否か
② 明確かつ妥当な方針を構築しうるか否か
③ 見解を異にする他の学生に対する反論及び説得を十分に行えるか否か
等を評定の基準とする。知識の正確性もさることながら、紛争を解決するための諸能力の有無をより重視したいと考えている。
授業期間中における評価（平常点）
　毎回の授業における質問への返答及び発言　２０％
期末における評価
　定期試験　８０％

【学生の意見等からの気づき】
　民事紛争の実態について、できるだけ現実的に理解してもらうように心がけて授業を行いたい。また、民法の改正に対する関心が高いので、改正法の要諦を理解してもらえるように工夫したい。

【学生が準備すべき機器他】
　特にない。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Students will learn the essentials of civil dispute resolution for each type of dispute. This seminar is positioned as a comprehensive study of civil law. Therefore, procedures of the Civil Enforcement Act and the Civil Provisional Remedies Act can also be studied. Since the amendments to the law of obligations and the law of Succession in the Civil Code have already been realized and enforced, this class will be based on the contents of these amended laws.
　It is essential to have a comprehensive understanding of legal knowledge, including substantive and procedural law, to resolve civil disputes. In addition, the ability to make decisions, to persuade others, and to build relationships of trust are also necessary. The objective of the class is to enable students to acquire such comprehensive civil dispute resolution skills.
【Learning Objectives】
Students will be able to understand the comprehensive legal knowledge, including substantive and procedural law, necessary to resolve civil disputes. Students will also be able to keep up with the latest amendments to the law. In addition, students will acquire the ability to make decisions, persuade others, and build relationships of trust. The students will be able to acquire such comprehensive civil dispute resolution skills.
【Learning activities outside of classroom】
Students are required to review the questions distributed in advance of the class. Students are also required to read through the pre-distributed resumes. In order to judge your own level of understanding, it is also important and recommended that you write down your answers to the questions. The standard preparation and review time for this class is 2 hours each.
【Grading Criteria /Policies】
(1)Evaluation during the class period (regular points)
　Answers to questions and remarks in each class 20%.
(2)Evaluation at the end of the term
　Examinations 80%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民法判例演習Ⅰ

新堂　明子

単位数：1単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅰにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。

【到達目標】
民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅰにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析することによって、民法の解釈と適用のプロセスを理解するとともに、それを実践できる能力を養う。
レポートの返却およびそれに関する質疑応答を通じてフィードバックをする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅰにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。
なお、判例を読み解く上で必要な民法の基礎的な知識の定着を図るため、また、民法演習Ⅰの復習も兼ねて、補助的に、ＴＫＣ・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。
レポート課題の解説、返却、質疑応答を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス | ガイダンス |
| 第2回 | 代理関係、無権代理と相続 | 最判平成4・12・10民集46巻9号2727頁 |
| 第3回 | 通謀虚偽表示、錯誤、詐欺・強迫 | 最判昭和45・9・22民集24巻10号1424頁（百選Ⅰ20）／最判平成18・2・23民集60巻2号546頁（百選Ⅰ21）／最判平成28・1・12民集70巻1号1頁（百選Ⅰ22） |
| 第4回 | 債務不履行による損害賠償 | 大判大正15・5・22民集5巻386頁（富喜丸事件判決） |
| 第5回 | 債権譲渡 | 最判平成13・11・22民集55巻6号1056頁（百選Ⅰ98） |
| 第6回 | 差押えと相殺、債権譲渡と相殺 | 最大判昭和45・6・24民集24巻6号587頁（百選Ⅱ32）、最判昭和50・12・18民集29巻11号1864頁、最判平成24・5・28民集66巻7号3123頁 |
| 第7回 | 売買、契約不適合責任 | 最判昭和36・12・15民集15巻11号2852頁（百選Ⅱ45） |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テーマ（単元）の基本書を読んだ上で、指定された判例とその判例解説を検討し、（1）原告の主張（請求原因、再抗弁等）および被告の主張（抗弁、再々抗弁等）を整理し、（2）第１審、控訴審、上告審がどのような判旨を展開し、どのような当てはめを行ったかについて、全員、レポートを作成し、事前に提出する（その週の月曜日の昼休み終了まで）。なお、補助的に、ＴＫＣ・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。
なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
【参考書】をみて、各自、自分で選択すること。

【参考書】
民法判例演習Ⅰ＆Ⅱに共通（第何版かは省略）
佐久間毅『民法の基礎１、２』
潮見佳男（長野史寛補訂）『債権各論Ⅰ、Ⅱ』
中田裕康『債権総論』、『契約法』
松井宏興『担保物権法』、『債権総論』
内田　貴『民法Ⅰ-1、Ⅲ』
『民法判例百選Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ』

【成績評価の方法と基準】
準備学習（メモの作成）および復習（レポートの提出）（50％）
授業中の質疑応答（30％）
ＴＫＣ・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストへの取組み状況（20％）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【Outline (in English)】
【Course outline】 and 【Learning Objectives】
This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese case law of contract and apply them to the actual examples and problems.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text and made reports. Your required study time is 4 hours for each class meeting.
【Grading Criteria/Policy】
Reports: 50%, in-class contribution 30%, and Quizzes on TKC: 20%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民法判例演習 II

新堂　明子

単位数：1単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　物権法および家族法の中から物権法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅱにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。

【到達目標】
　物権法および家族法の中から物権法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅱにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析することによって、民法の解釈と適用のプロセスを理解するとともに、それを実践できる能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
　物権法および家族法の中から物権法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅱにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。
　なお、判例を読み解く上で必要な民法の基礎的な知識の定着を図るため、また、民法演習Ⅱの復習も兼ねて、補助的に、ＴＫＣ・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。
　レポート課題の解説、返却、質疑応答を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 185条・186条 | 最判平成8・11・12民集50巻10号2591頁（百選Ⅰ63）／最判平成7・12・15民集49巻10号3088頁 |
| 第2回 | 不動産の二重譲渡と対抗問題（1） | 大判明治41・12・15民録14輯1301頁（百選Ⅰ50）／大判明治41・12・15民録14輯1276頁 |
| 第3回 | 不動産の二重譲渡と対抗問題（2） | 最判平成18・1・17民集60巻1号27頁（百選Ⅰ54）／最判平成8・10・29民集50巻9号2506頁（百選Ⅰ58） |
| 第4回 | 取消しと登記、解除と登記 | 大判昭和17・9・30民集21巻911頁（百選Ⅰ51）／最判昭和35・11・29民集14巻13号2869頁（百選Ⅰ52） |
| 第5回 | 取得時効と登記 | 最判昭和46・11・5民集25巻8号1087頁（百選Ⅰ53）（対所有権）／最判平成24・3・16民集66巻5号2321頁（百選Ⅰ55）（対抵当権） |
| 第6回 | 即時取得 | 最判平成12・6・27民集54巻5号1737頁（百選Ⅰ65） |
| 第7回 | 抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲、抵当権に基づく賃料債権に対する物上代位 | 最判昭和44・3・28民集23巻3号699頁（百選Ⅰ81）／最判平成10・1・30民集52巻1号1頁（百選Ⅰ84）／最判平成13・3・13民集55巻2号363頁（百選Ⅰ85） |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　テーマ（単元）の基本書を読んだ上で、指定された判例とその判例解説を検討し、（1）原告の主張（請求原因、再抗弁等）および被告の主張（抗弁、再々抗弁等）を整理し、（2）第１審、控訴審、上告審がどのような判旨を展開し、どのような当てはめを行ったかについて、全員、レポートを作成し、事前に提出する（その週の月曜日の昼休み終了まで）。なお、補助的に、ＴＫＣ・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。
　なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
　【参考書】をみて、各自、自分で選択すること。

【参考書】
民法判例演習Ⅰ＆Ⅱに共通（第何版かは省略）
佐久間毅『民法の基礎１、２』
潮見佳男（長野史寛補訂）『債権各論Ⅰ、Ⅱ』
中田裕康『債権総論』、『契約法』
松井宏興『担保物権法』、『債権総論』
内田　貴『民法Ⅰ-1、Ⅲ』
『民法判例百選Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ』

【成績評価の方法と基準】
準備学習（メモの作成）および復習（レポートの提出）（50％）
授業中の質疑応答（30％）
ＴＫＣ・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストへの取組み状況（20％）

【学生の意見等からの気づき】
　特になし。

【Outline (in English)】
【Course outline】 and 【Learning Objectives】
This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese case law of contract and apply them to the actual examples and problems.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text and made reports. Your required study time is 4 hours for each class meeting.
【Grading Criteria/Policy】
Reports: 50%, in-class contribution 30%, and Quizzes on TKC: 20%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民事訴訟法判例演習Ⅰ

大渕　真喜子

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
民事訴訟の実務では、判例を調査し、事実関係、争点、理由、判断の射程を正しく把握することが不可欠である。そこで、本授業では、重要判例の分析を通じて、判例の読み方を習得するとともに法的思考力を深化させることを目的とする。さらに，レポート課題の提出を通じて、法律家としての基礎的な論証能力の獲得を目指す。

【到達目標】
１年次の民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、２年次の民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱを通じて身に付けた基礎的学力を前提に、具体的な判例を通じて、事案の背景・概要を把握し、どのような問題が発生し、これを解決するために、どのような理由をもとに、どのような結論が導かれたか、その射程はどの範囲かを理解する。これに加えて、発展的な問題を議論することで、現代社会に生じる新たな法律問題に対処し得る柔軟な法的思考力を養う。
また、レポート課題の提出を通じて、法律家としての基礎的な論証能力を育むだけでなく、その内容を互いに議論することで、民事訴訟法に関する知識及び思考力の完成を目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
教材の事前に指定された判例と解説を精読しておく。判例ばかりではなく、解説を理解しておくことが必要になる。授業では、学生に対する質問をして、その解答を踏まえて議論をし、これを通じて理解を深める。適宜与えられた課題について課題レポートを提出する。課題レポート及び期末試験答案は、返却してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス、民事訴訟の対象、裁判所 | 法律上の争訟、訴訟と非訟 |
| 第2回 | 当事者の確定、当事者能力 | 氏名冒用訴訟、死者を当事者とする訴訟、法人格の実質的同一性、法人でない社団の当事者能力 |
| 第3回 | 当事者適格１ | 法定訴訟担当 |
| 第4回 | 当事者適格２ | 任意的訴訟担当 |
| 第5回 | 法定代理、訴訟代理 | 代表権と表見法理、訴訟代理人の代理権 |
| 第6回 | 訴えの利益１ | 給付の訴えの利益、確認の利益 |
| 第7回 | 訴えの利益２ | 確認の利益、形成の利益 |
| 第8回 | 処分権主義 | 訴訟物、請求の特定、境界確定訴訟 |
| 第9回 | 重複訴訟の禁止 | 重複訴訟の禁止、相殺の抗弁と別訴 |
| 第10回 | 期日・期間・送達等 | 郵便に付する送達、補充送達の効力 |
| 第11回 | 訴訟行為 | 訴訟行為と私法法規、訴訟上の和解と意思表示の瑕疵 |
| 第12回 | 弁論主義 | 弁論主義、主要事実と間接事実 |
| 第13回 | 権利抗弁、釈明 | 権利抗弁、釈明権、釈明義務 |
| 第14回 | 自白 | 自白の拘束力、間接事実の自白、権利自白、自白の撤回 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習としては、必要に応じて参考書も参照しながら、テキストに掲載された判例のうち指定されたものについて（解説も含めて）しっかりと予習する。適宜与えられた課題についてレポートを作成・提出する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
高田裕成＝畑瑞穂＝垣内秀介編『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』（有斐閣・2023年）

【参考書】
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）〔第2版補訂版〕』（有斐閣・2013年）、同『同（下）〔第2版補訂版〕』（有斐閣・2014年）
伊藤眞『民事訴訟法〔第8版〕』（有斐閣・2023年）
新堂幸司『新民事訴訟法〔第6版〕』（弘文堂・2019年）
三木浩一ほか『民事訴訟法〔第5版〕』（有斐閣・2023年）…旧版（第4版）でもよい

【成績評価の方法と基準】
授業中の発言、質疑応答の回数および内容（２０％）
課題レポートによる評価（２０％）
期末試験による評価（６０％）

【学生の意見等からの気づき】
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In the practice of civil litigation, it is essential to research judicial precedents and correctly understand factual relations, issues, reasons, and scope of judgment. Therefore, this class aims, through the analysis of important precedents, to have students acquire how to read judicial precedents and deepen their legal thinking ability. Furthermore, by submitting report assignments, students aim to acquire the basic demonstration skills as lawyers.
【Learning Objectives】
The goal of this course is to improve of the ability to construe legal issues by precisely understanding precedents.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class, students will be expected to have read the relevant precedents and comments of the textbook. The study time required for each class is at least 2 hours.
【Grading Criteria /Policies】
Grading will be decided based on term-end examination (60%), mid-term report (20%), and in-class contribution (20%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑事基礎演習Ⅰ

野嶋　愼一郎

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
初学者に対し、刑法、刑事訴訟法の基本的な概念を体得させることを目的とする。刑法総論・各論は「どのような場合に犯罪が成立するか」を考察するのであり、「構成要件該当性→違法性→責任」という体系的な思考をする。刑事訴訟法は「捜査や刑事裁判がどのように行われるのか」という手続面を考察するものである。
本講義では、刑法、刑事訴訟法の基本的な概念をできるだけ平易に解説し、理解してもらうつもりである。

【到達目標】
法律的な問題の解決とは、①法律的な問題点の抽出、②適切な規範を定立、③規範の当てはめ、④一定の解決、結論を導く、という思考・表現をすることである。
この過程で最も大切なのは適切な規範を定立することであり、法律、判例、学説などについて基本的な理解、知識がなければ定立することができない。基本的な理解、知識が欠落していれば規範を定立することができず、問題解決には至らない。また、それがあいまいであれば、不十分な解決しかできない。
本講義の到達目標は、①刑法、刑事訴訟法について基本的な知識、理解をすること、②問題解決の前提となる適切な規範を定立すること、である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
事前に、レジュメ・検討課題等を配布するので、読み込んで予習（課題の提出を含む）してくることを前提とする。
授業は、双方向の対話形式で進行する。
課題については、次回授業までに添削・返却し、次回授業内で講評を加える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス | 今後の進め方 |
| | 構成要件該当性（１） | 不作為、因果関係 |
| 第2回 | 構成要件該当性（２） | 故意、過失 |
| | | 錯誤論 |
| 第3回 | 違法性 | 正当防衛 |
| | | 緊急避難 |
| 第4回 | 責任 | 責任能力（原因において自由な行為） |
| | 未遂 | 実行の着手 |
| | | 中止犯、不能犯 |
| 第5回 | 共犯（１） | 共同正犯、共謀共同正犯、狭義の共犯 |
| | | 間接正犯 |
| 第6回 | 共犯（２） | 共犯と身分 |
| | | 共犯と錯誤 |
| | | 承継的共犯 |
| 第7回 | 個人的法益に対する罪 | 殺人、遺棄、傷害 |
| | （１）財産犯以外 | 監禁、名誉毀損 |
| 第8回 | 個人的法益に対する罪 | 窃盗、強盗、恐喝、詐欺 |
| | （２）財産犯 | 横領、背任 |
| 第9回 | 社会的・国家的法益に対 | 放火 |
| | する罪 | 偽造 |
| | | 賄賂 |
| 第10回 | 捜査（１） | 任意捜査と強制捜査 |
| | | 職務質問、任意同行 |
| 第11回 | 捜査（２） | 逮捕・勾留 |
| | | 捜索・差押え |
| | | 自白 |
| 第12回 | 公訴提起 | 訴因と公訴事実 |
| | | 訴因の明示・特定 |
| 第13回 | 公判 | 訴因変更 |
| | | 公判準備と証拠開示 |
| 第14回 | 証拠 | 証拠の関連性 |
| | | 伝聞法則、伝聞例外 |
| | | 違法収集証拠 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に、レジュメ・検討課題を配布するので、読み込んで予習（課題の提出を含む）してくること。本授業の準備・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特に指定はしない

【参考書】
大塚裕史他「基本刑法Ⅰ」（日本評論社）
大塚裕史他「基本刑法Ⅱ」（日本評論社）
池田修他「刑事訴訟法講義」（東京大学出版会）

【成績評価の方法と基準】
授業中における評価（平常点）
　授業での質疑応答　２０％
　課題の評価　４０％
期末における評価
　レポート　４０％

【学生の意見等からの気づき】
教師と受講生の双方向の議論により、受講生の理解をより深めたいと考えている。
疑問に思う点、分からない点は、気後れせず、遠慮せず、何でも質問してほしい。

【Outline (in English)】
For an abecedarian, I tell the basics of the Criminal Law and Criminal Procedure Code. There is the aim by ① case analysis, ② model, ③ solution. Of these, it is the most important that theses do a model. When we solve a problem, what is the appropriate model? The student puts on a model in the body through a problem. Before class, it is necessary for the student to prepare for the lesson about a problem. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Evaluation (1 questions and answers 20%, 2 problem evaluations 40%, 3 reports 40%)

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑事基礎演習

野嶋　愼一郎

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
初学者に対し、刑法、刑事訴訟法の基本的な概念を体得させることを目的とする。刑法総論・各論は「どのような場合に犯罪が成立するか」を考察するのであり、「構成要件該当性→違法性→責任」という体系的な思考をする。刑事訴訟法は「捜査や刑事裁判がどのように行われるのか」という手続面を考察するものである。
本講義では、刑法、刑事訴訟法の基本的な概念をできるだけ平易に解説し、理解してもらうつもりである。

【到達目標】
法律的な問題の解決とは、①法律的な問題点の抽出、②適切な規範を定立、③規範の当てはめ、④一定の解決、結論を導く、という思考・表現をすることである。
この過程で最も大切なのは適切な規範を定立することであり、法律、判例、学説などについて基本的な理解、知識がなければ定立することができない。基本的な理解、知識が欠落していれば規範を定立することができず、問題解決には至らない。また、それがあいまいであれば、不十分な解決しかできない。
本講義の到達目標は、①刑法、刑事訴訟法について基本的な知識、理解をすること、②問題解決の前提となる適切な規範を定立すること、である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
事前に、レジュメ・検討課題等を配布するので、読み込んで予習（課題の提出を含む）してくることを前提とする。
授業は、双方向の対話形式で進行する。
課題については、次回授業までに添削・返却し、次回授業内で講評を加える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス | 今後の進め方 |
| | 構成要件該当性（１） | 不作為、因果関係 |
| 第2回 | 構成要件該当性（２） | 故意、過失 |
| | | 錯誤論 |
| 第3回 | 違法性 | 正当防衛 |
| | | 緊急避難 |
| 第4回 | 責任 | 責任能力（原因において自由な行為） |
| | 未遂 | 実行の着手 |
| | | 中止犯、不能犯 |
| 第5回 | 共犯（１） | 共同正犯、共謀共同正犯、狭義の共犯 |
| | | 間接正犯 |
| 第6回 | 共犯（２） | 共犯と身分 |
| | | 共犯と錯誤 |
| | | 承継的共犯 |
| 第7回 | 個人的法益に対する罪 | 殺人、遺棄、傷害 |
| | （１）財産犯以外 | 監禁、名誉毀損 |
| 第8回 | 個人的法益に対する罪 | 窃盗、強盗、恐喝、詐欺 |
| | （２）財産犯 | 横領、背任 |
| 第9回 | 社会的・国家的法益に対 | 放火 |
| | する罪 | 偽造 |
| | | 賄賂 |
| 第10回 | 捜査（１） | 任意捜査と強制捜査 |
| | | 職務質問、任意同行 |
| 第11回 | 捜査（２） | 逮捕・勾留 |
| | | 捜索・差押え |
| | | 自白 |
| 第12回 | 公訴提起 | 訴因と公訴事実 |
| | | 訴因の明示・特定 |
| 第13回 | 公判 | 訴因変更 |
| | | 公判準備と証拠開示 |
| 第14回 | 証拠 | 証拠の関連性 |
| | | 伝聞法則、伝聞例外 |
| | | 違法収集証拠 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に、レジュメ・検討課題を配布するので、読み込んで予習（課題の提出を含む）してくること。本授業の準備・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特に指定はしない

【参考書】
大塚裕史他「基本刑法Ⅰ」（日本評論社）
大塚裕史他「基本刑法Ⅱ」（日本評論社）
池田修他「刑事訴訟法講義」（東京大学出版会）

【成績評価の方法と基準】
授業中における評価（平常点）
　授業での質疑応答　２０％
　課題の評価　４０％
期末における評価
　レポート　４０％

【学生の意見等からの気づき】
教師と受講生の双方向の議論により、受講生の理解をより深めたいと考えている。
疑問に思う点、分からない点は、気後れせず、遠慮せず、何でも質問してほしい。

【Outline (in English)】
For an abecedarian, I tell the basics of the Criminal Law and Criminal Procedure Code. There is the aim by ① case analysis, ② model, ③ solution. Of these, it is the most important that theses do a model. When we solve a problem, what is the appropriate model? The student puts on a model in the body through a problem. Before class, it is necessary for the student to prepare for the lesson about a problem. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Evaluation (1 questions and answers 20%, 2 problem evaluations 40%, 3 reports 40%)

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑事訴訟法基礎演習

中島　宏

単位数：2単位　｜　受講年次：1年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　春学期に開講する「刑事訴訟法Ⅰ」の内容を前提として、刑事訴訟法の解釈における基本的・代表的な論点について、具体的な事例を用いながら掘り下げて検討する。
　これによって、刑事訴訟法を解釈・運用して具体的な問題を処理していくために必要な知識と思考力、さらにはその推論の過程を正しく伝えるための表現力を身につける。

【到達目標】
・刑事訴訟法の解釈・運用にかかる基本的な問題について、条文と判例の正しい知識に基づいて説明できるようになる。
・刑事訴訟法の基本判例を読みこなし、その射程を検討し、別の事案の処理において正しく引用できるようになる。
・具体的な事案について、自分の法的推論の過程を口頭や文章で正確かつセット地区的に伝えられるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar、L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
受講者は、必ず指定教科書の該当箇所及び判例百選の指定された判例を読み込んでおく。また、事前に示す事例について、法律構成を検討した上で参加する。講義ではこれを前提に、判例法理や通説的学説の内容を確認するとともに、事例問題を教員との問答（ソクラティック・メソッド）や学生相互の議論によって検討する。受講者は、学期中に３回、事例検討のレポートを作成して提出する。レポートについては、添削して返却するとともに、オンデマンドで視聴可能な動画によって解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 任意捜査と強制捜査 | GPS捜査 |
| | 任意処分の限界 | 任意同行のための説得・留め置き |
| | | 写真・ビデオ撮影 |
| 第2回 | 令状による捜索・差押え | 令状による捜索の範囲 |
| | | 令状による差押えの範囲 |
| 第3回 | 逮捕に伴う捜索・差押え | 逮捕の現場 |
| | | 被逮捕者の身体・所持品の捜索 |
| 第4回 | 逮捕・勾留（１） | 準現行犯 |
| | | 逮捕の違法と勾留 |
| 第5回 | 逮捕・勾留（２） | 別件逮捕 |
| | 被疑者取調べ | 余罪取調べ |
| 第6回 | 被疑者の防禦 | 接見交通権 |
| | | 接見指定 |
| 第7回 | 公訴の提起 | 訴訟条件 |
| | | 公訴権の濫用 |
| | | 訴訟能力 |
| 第8回 | 訴因 | 訴因の特定・明示 |
| | | 訴因変更の要否 |
| | | 訴因変更の可否 |
| | | 公判前整理手続後の訴因変更 |
| 第9回 | 自白 | 自白法則 |
| | | 補強法則 |
| 第10回 | 違法収集証拠排除法則 | 証拠排除の要件 |
| | | 先行手続の違法と証拠排除 |
| | | 派生証拠の排除 |
| 第11回 | 伝聞法則 | 伝聞と非伝聞 |
| | | 犯行計画メモ |
| 第12回 | 伝聞例外（１） | 被告人以外の者の供述書・供述録取書 |
| | | 被告人の供述書・供述録取書 |
| 第13回 | 伝聞例外（２） | 犯行状況等の再現結果を記録した実 |
| | | 況見分調書再伝聞 |
| | | 弾劾証拠 |
| 第14回 | 裁判 | 択一的認定 |
| | | 一事不再理効 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
（予習）
　あらかじめ配付する判例を読んで、レジュメの設問を検討しておくこと。また、『基本刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ』の該当箇所と刑訴法判例百選の該当判例（及び判決・決定文）を通読し、疑問点を整理する。その上で、あらかじめ示す簡単な事例問題について法律構成を検討しておくこと。
（復習）
　各自で講義内容を整理する。講義内容の復習を兼ねて学期中に３回レポートを課すので、期限までに文書による解答を作成して提出する。その内容については、解説及びフィードバックのための動画を配信するので、受講者は課外で視聴する。
　本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅰ（手続理解編）』（日本評論社、2020年）
吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅱ（論点理解編）［第２版］』（日本評論社、2025年）
井上正仁ほか『刑事訴訟法判例百選（第11版）』（有斐閣、2024年）

【参考書】
（演習・解説書）
川出敏裕『判例講座 刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕〔第2版〕』（立花書房、2021年）
川出敏裕『判例講座 刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判・上訴篇〕〔第2版〕』（立花書房、2023年）
古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第3版〕』（202年、有斐閣）
斎藤司『刑事訴訟法の思考プロセス』（日本評論社、2019年）
（基本書）
宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法〔第3版〕(LEGAL QUEST)』（有斐閣・2024年）
酒巻匡『刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣・2024年）
寺崎嘉博・長沼範良・田中開『刑事訴訟法［第7版］（有斐閣アルマ)』(有斐閣閣・2025年）

【成績評価の方法と基準】
定期試験による評価　50%
レポート（3回）に対する評価　30％
授業期間中の質疑応答等に対する評価　20％

【学生の意見等からの気づき】
前年度履修者が少数であったため、アンケート結果が存在しない。法学未修者向けの演習科目であるため、法解釈学の基本的な作法を修得する機会となることを意識したい。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを使用できる環境を整えること。

【Outline (in English)】
After the lesson of criminal procedure law, this advanced course covers and deepens the understanding of the procedures and the way of analyzing. At the end of the course. students should be able to analyze of the criminal procedure. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Final grade will be calculated according to the following process term-end examination (50%), Mid-term report (30%), and in-class contribution（20%）.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑法演習 I

水野　智幸、佐藤　輝幸

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑法総論の重要な問題点についての知識を確実なものとし、具体的な設例などに対する解決を図る能力を涵養する

【到達目標】
刑法総論に関する判例の理解を深め、判例に応じて発展を続ける学説も踏まえることで、刑法総論のより深い理解を得ることを目的とし、事例問題に対応できる実力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
教材の簡単な事例から出発し、基本事項の確認と関連判例を中心とした課題についての質疑応答を行うことにより刑法総論の理解を深める。
定期試験解説期間にフィードバックを行う。
なお各クラスごとに担当者が定められている。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 共犯の諸問題（１） | 共謀共同正犯、間接正犯など |
| 第2回 | 共犯の諸問題（２） | 承継的共同正犯、共犯関係からの離脱など |
| 第3回 | 共犯の諸問題（３） | 教唆幇助，その他の共犯の問題など |
| 第4回 | 不作為犯論 | 作為義務、不作為の因果関係など |
| 第5回 | 正当防衛（１） | 正当防衛状況など |
| 第6回 | 正当防衛（２） | 相当性など |
| 第7回 | 故意（１） | 故意の種類､故意と過失の区別など |
| 第8回 | 故意（２） | 錯誤論など |
| 第9回 | 因果関係 | 因果関係の判断基準など |
| 第10回 | 未遂犯（１） | 実行の着手など |
| 第11回 | 未遂犯（２） | 不能犯、中止犯など |
| 第12回 | 責任論・原因において自由な行為 | 責任論の基礎、責任能力、原因において自由な行為など |
| 第13回 | 過失犯 | 過失犯の認定基準など |
| 第14回 | 罪数論、まとめ | 罪数論の基礎、第1回～第13回までの学習の理解度を確認する |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
予定にしたがって十分に予習をし、事前に配布された課題に回答できるようにして出席する。講義や添削を受けた後は復習を尽くす。
また、授業内で短答式問題の知識確認テストを行うので、その準備も行うこと。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
井田良他『刑法演習サブノート210問』（第2版、弘文堂）
山口厚他『判例刑法総論・各論』（第8版、有斐閣）
各自の有する刑法総論のテキスト
六法

【参考書】
特になし

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価
　知識確認テスト 10%、質疑応答20%
期末における評価
　期末試験　70％

【学生の意見等からの気づき】
できるだけ分かりやすく説明していきます。積極的な発言を求めます。
学生の意見や希望を踏まえて、授業内容を改善していきます。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを使用できる環境を整えておいて下さい。

【Outline (in English)】
This advanced course covers and deepens important general doctrines of substantive criminal law and cultivate the ability to settle cases which need deep knowledge on above mentioned doctrines.
Before each class meeting, students will be expected to have think the questions and read the commentary from the text. Your study time will be more than four hours for a class.
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 70%、quiz: 10%、in class contribution: 20%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑法演習 II

今井　猛嘉、水野　智幸、佐藤　輝幸

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑法各論の重要な問題点についての知識を確実なものとし、具体的な設例などに対する解決を図る能力を涵養する

【到達目標】
刑法各論に関する判例の理解を深め、判例に応じて発展を続ける学説も踏まえることで、刑法各論のより深い理解を得ることを目的とし、事例問題に対応できる実力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
教材の簡単な事例から出発し、基本事項の確認と関連判例を中心とした課題についての質疑応答を行うことにより刑法各論の理解を深める。
定期試験解説期間にフィードバックを行う。
なお各クラスごとに担当者が定められている。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 財産犯（1） | 窃盗罪など |
| 第2回 | 財産犯（2） | 強盗罪・恐喝罪など |
| 第3回 | 財産犯（3） | 詐欺罪の基礎など |
| 第4回 | 財産犯（4） | 特殊な詐欺罪 |
| 第5回 | 財産犯（5） | 横領罪、背任罪など |
| 第6回 | 財産犯（6） | その他の財産犯、財産犯相互の関係など |
| 第7回 | 生命・身体に対する罪 | 同意殺人罪、遺棄罪など |
| 第8回 | 自由に対する罪 | 逮捕監禁罪、略取誘拐罪、住居侵入罪など |
| 第9回 | その他の個人的法益に対する罪 | 業務妨害罪、名誉毀損罪 |
| 第10回 | 社会的法益に関する罪（1） | 文書偽造罪など |
| 第11回 | 社会的法益に関する罪（2） | 放火罪など |
| 第12回 | 国家的法益に関する罪（1） | 賄賂罪など |
| 第13回 | 国家的法益に関する罪（2） | 司法作用に関する罪、公務執行妨害罪など |
| 第14回 | 総合問題 | 各罪相互の関係、複雑な事例の分析など |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
予定にしたがって十分に予習をし、事前に配布された課題に回答できるようにして出席する。講義や添削を受けた後は復習を尽くす。
また、授業内で短答式問題の知識確認テストを行うので、その準備も行うこと。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
井田良他『刑法演習サブノート210問』（第2版、弘文堂）
山口厚他『判例刑法総論・各論』（第8版、有斐閣）
各自の有する刑法各論のテキスト
六法

【参考書】
特になし

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価
　知識確認テスト10%、質疑応答20%
期末における評価
　期末試験70%

【学生の意見等からの気づき】
見解の対立点を研ぎほぐすような進行を図るつもりです。
学生からの意見や要望を踏まえて、授業を改善していきます。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを使用できる環境を整えておいて下さい。

【Outline (in English)】
This advanced course covers and deepens important problems of special part of substantive criminal law and cultivate the ability to settle cases which need deep knowledge on above mentioned areas.
Before each class meeting, students will be expected to have think the questions and read the commentary from the text. Your study time will be more than four hours for a class.
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 70%、quiz: 10%、in class contribution: 20%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑事訴訟法演習Ⅰ

水野　智幸、中島　宏

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
授業範囲は、捜査を中心とした起訴前の手続。各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例について検討議論することを通じて、関係する法の規定とその解釈、判例等を学ぶ。法解釈においては、立法目的や法原則・原理を探求した上で行うことができる法解釈能力を、判例の学習においては、その裁判例が定立した規範・判断枠組がいかに当該具体的事案の合理的解決を導いたかを解明できる法的分析能力を体得し、法律実務家に必要な法的思考力、事案解決能力等を身に付けることが目的である。

【到達目標】
設例に関係する法規定のほか、関係する法原則・原理を正しく理解し、関係する判例が、当該具体的事実関係において、どのような法的問題を捉え、具体的な事実にどのような法を適用して、当該事案の合理的解決を図ったのかを解明して判例の射程距離を正しく把握した上、取り上げる設例と判例の事案の相違を意識しながら、設例の合理的解決を検討することを通じて、未知の問題事例に遭遇しても応用のきく柔軟な法的思考力、事案解決能力等が身に付けられる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar、L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例に基づき、当該設例の法的問題点は何か、その問題点を解決するために必要な法の規定、法原則・原理、関連する判例は何か、設例の事実の中から法的に意味のある事実を抽出して上記の法を当てはめ、いかに合理的な結論を導くか（以下「検討事項」という。）について討論する。授業は、これらの点について学生に発表させて議論する形で進める。学生は、事前にテキストをよく読み、特に関係する判例は「ケースブック刑事訴訟法」で当該判例の具体的事実関係を十分把握しつつ読み込んで、設例の検討を行っておく必要がある。必要に応じて、参考資料、文献を配付する。課題のフィードバックは討論を通じて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 捜査の基本原則<br>逮捕・勾留(1) | 強制処分法定主義、任意捜査の原則、令状主義<br>逮捕・勾留の要件、逮捕前置主義、事件単位の原則 |
| 第2回 | 逮捕・勾留(2) | 一罪一勾留の原則、再逮捕・再勾留,別件逮捕・勾留と余罪の取調べ⑴ |
| 第3回 | 逮捕・勾留(3) | 別件逮捕・勾留と余罪の取調べ⑵ |
| 第4回 | 令状による捜索・差押え(1) | 物的証拠の収集手段、令状主義の趣旨、捜索差押状発付の手続と要件、捜索差押状の記載、捜索差押状の執行 |
| 第5回 | 令状による捜索・差押え(2) | 捜索・差押えの範囲、コンピュータ・記録媒体等の差押え、捜索差押えの際の写真撮影 |
| 第6回 | 逮捕に伴う無令状の捜索・差押え | 趣旨、逮捕に伴う捜索・差押えの要件、被逮捕者の身体・所持品の捜索・差押え |
| 第7回 | 体液等の強制的な取得<br>強制捜査と任意捜査⑴ | 身体を対象とした強制処分の種類、体液、嚥下物等の強制的な取得<br>強制捜査と任意捜査の区別の基準・根拠、任意捜査の限界 |
| 第8回 | 職務質問 | 職務質問と捜査、職務質問のための停止,, 自動車検問 |
| 第9回 | 任意同行と取調べ | 任意同行の限界、任意同行に引き続く取調べの限度 |
| 第10回 | 所持品検査 | 所持品検査 |
| 第11回 | 強制捜査と任意捜査⑵ | 写真撮影、ビデオ撮影・録画、荷物のＸ線検査、ＧＰＳ捜査等 |
| 第12回 | 強制捜査と任意捜査⑶ | 会話・通信の傍受の法的性質、電話の通話内容の傍受等 |
| 第13回 | おとり捜査 | おとり捜査の問題点・許否 |
| 第14回 | 身柄拘束中の被疑者と弁護人との接見交通 | 弁護人の援助を受ける権利と接見交通権、接見指定の要件 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習として、①各自の教科書の該当か所、「ケースブック刑事訴訟法」中の判例、各回毎に配付されるレジュメ、参考資料等をよく読み込んでおくこと、②事前に配付・指示される設例について、授業で発表できる程度に検討事項をよく検討し，討論に臨むこと。なお、事前学習では、根拠条文をその都度確認すること。判例については、判旨だけでなく、具体的にどのような事実関係であったかについても、十分理解しておくこと
授業後は、授業内容を復習すること。
本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
１　井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第5版〕』（有斐閣）
２　各自が使用している刑事訴訟法の基本書

【参考書】
１　大澤裕ほか編『刑事訴訟法判例百選［第11版］』（別冊ジュリスト）（有斐閣）
２　長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）
３　寺崎嘉博ほか『刑事訴訟法〔第7版〕』（有斐閣アルマ）（有斐閣）
４　酒巻匡『刑事訴訟法［第3版］』（有斐閣）
５　宇藤崇ほか『刑事訴訟法［第3版］』(リーガルクエスト)（有斐閣）
６　吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅰ［手続理解篇］』（日本評論社）
７　吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅱ［論点理解篇］［第２版］』（日本評論社）
８　古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』（有斐閣）
９　川出敏裕『判例講座刑事訴訟法［捜査・証拠篇］［第2版］』（立花書房）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　授業における質疑応答・発表内容　20％
授業期間終了後における評価
　定期試験　80％

【学生の意見等からの気づき】
効率的な予習ができるような資料を配付し、各学生のレベルにも応じた柔軟な対応を心掛けたい。

【Outline (in English)】
[Course Outline]
Through case study in this course, students learn analysis of both statute and case law, and application of the law in criminal procedure. This course mainly includes criminal investigation.
[Learning Objectives]
By the end of the course, students are expected to be able to acquire the skill of analyzing both statute and case law, and applying the law in criminal procedure.
[Learning activities outside of classroom]
Students will be expected to have read the indicated judicial precedents and relevant chapters from textbooks before class meeting. Afterwards, students should review the course content thoroughly and sometimes will be expected to complete short reports of the required assignments. Before/after each class meeting. students will be expected to spend four hours in total to understand the course content.
[Grading Criteria/Policy]
Your overall grade in the class will be decided based on the followings: Term-end examination: 80%, in class contribution: 20%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑事訴訟法演習 II

水野　智幸、中島　宏

単位数：2単位　｜　受講年次：2年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
授業範囲は、公訴、公判、証拠等起訴後の手続。刑事訴訟法演習Ⅰと同様に、各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例について検討議論することを通じて、関係する法の規定とその解釈、判例等を学ぶ。法解釈においては、立法目的や法原則・原理を探求した上で行うことができる法解釈能力を、判例の学習においては、その裁判例が定立した規範・判断枠組がいかに当該具体的事案の合理的解決を導いたかを解明できる法的分析能力を体得し、法律実務家に必要な法的思考力、事案解決能力等を身に付けることが目的である。

【到達目標】
設例に関係する法規定のほか、関係する法原則・原理を正しく理解し、関係する判例が，当該具体的事実関係において、どのような法的問題を捉え、具体的な事実にどのような法を適用して、当該事案の合理的解決を図ったのかを解明して判例の射程距離を正しく把握した上、取り上げる設例と判例の事案の相違を意識しながら、設例の合理的解決を検討することを通じて、未知の問題事例に遭遇しても応用のきく柔軟な法的思考力，事案解決能力等が身に付けられる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar、L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例に基づき、当該設例の法的問題点は何か、その問題点を解決するために必要な法の規定、法原則・原理、関連する判例は何か、設例の事実の中から法的に意味のある事実を抽出して上記の法を当てはめ、いかに合理的な結論を導くか（以下「検討事項」という。）について討論する。授業は、これらの点について学生に発表させて議論する形で進める。学生は、事前にテキストをよく読み、特に関係する判例は「ケースブック刑事訴訟法」で当該判例の具体的事実関係を十分把握しつつ読み込んで、設例の検討を行っておく必要がある。必要に応じて、参考資料、文献を配付する。課題のフィードバックは討論を通じて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 公訴の提起 | 公訴提起の諸原則、検察官の訴追裁量権、公訴提起の要件、予断排除の原則 |
| 第2回 | 訴因の意義・機能<br>訴因の変更(1) | 訴因の意義・機能、訴因の明示・特定<br>訴因変更の意義・要否 |
| 第3回 | 訴因の変更(2) | 訴因変更の要否・可否 |
| 第4回 | 訴因の変更(3) | 訴因変更の要否・可否のほか、訴因変更に関連するその他の問題 |
| 第5回 | 被告人、黙秘権<br>弁護人 | 被告人の訴訟能力、被告人の地位、黙秘権の意義、範囲<br>弁護人の選任、国選弁護 |
| 第6回 | 挙証責任と推定<br>証拠の関連性 | 挙証責任と推定<br>関連性の意義、被告人の前科・類似行為の立証 |
| 第7回 | 自白法則(1) | 自白法則、自白の証拠能力、約束による自白、偽計による自白、違法手続で獲得された自白 |
| 第8回 | 自白法則(2) | 自白の証拠能力、派生証拠、自白の証明力・補強法則 |
| 第9回 | 伝聞法則(1) | 伝聞法則の趣旨、伝聞の意義・伝聞と非伝聞 |
| 第10回 | 伝聞法則(2) | 伝聞の意義・伝聞と非伝聞、伝聞例外、弾劾証拠、再現実況見分調書 |
| 第11回 | 伝聞法則(3) | 伝聞例外、弾劾証拠、再現実況見分調書 |
| 第12回 | 違法収集証拠の排除法則 | 違法収集証拠排除の根拠、証拠排除の基準、違法な手続と証拠との関係、違法性の承継・毒樹の果実論 |
| 第13回 | 公判の準備 | 公判の準備、公判前整理手続 |
| 第14回 | 公判の裁判 | 概括的認定・択一的認定、裁判の効力 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習として、①各自の教科書の該当部分、「ケースブック刑事訴訟法」中の判例、各回毎に配付されるレジュメ、参考資料等をよく読み込んでおくこと、②事前に配付・指示される設例について、授業で発表できる程度に検討事項をよく検討し，討論に臨むこと。なお、事前学習では、根拠条文をその都度確認すること。判例については、判旨だけでなく、具体的にどのような事実関係であったかについても、十分理解しておくこと
授業後は、授業内容を復習すること。
本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
1　井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法』〔第5版〕（有斐閣）
2　各自が使用している刑事訴訟法の基本書

【参考書】
1　大澤裕ほか編『刑事訴訟法判例百選［第11版］』（別冊ジュリスト）（有斐閣）
2　長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）
3　寺崎嘉博ほか『刑事訴訟法〔第7版〕』（有斐閣アルマ）（有斐閣）
4　酒巻匡『刑事訴訟法［第3版］』（有斐閣）
5　宇藤崇ほか『刑事訴訟法［第3版］』(リーガルクエスト)（有斐閣）
6　吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅰ［手続理解篇］』（日本評論社）
7　吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅱ［論点理解篇］［第２版］』（日本評論社）
8　古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』（有斐閣）
9　川出敏裕『判例講座刑事訴訟法［捜査・証拠篇］［第2版］』（立花書房）
10　川出敏裕『判例講座刑事訴訟法［公訴提起・公判・裁判・上訴篇］［第2版］』（立花書房）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　授業における質疑応答・発表内容　20％
授業期間終了後における評価
　定期試験　80％

【学生の意見等からの気づき】
効率的な予習ができるような資料を配付し、各学生のレベルにも応じた柔軟な対応を心掛けたい。

【Outline (in English)】
{Course of outline}
Through case study in this course, students learn analysis of both statute and case law, and application of the law in criminal procedure. This course mainly includes criminal prosecution and trial.
[Learning Objectives]
By the end of the course, students are expected to be able to acquire the skill of analyzing both statute and case law, and applying the law in criminal procedure.
[Learning activities outside of classroom]
Students will be expected to have read the indicated judicial precedents and relevant chapters from textbooks before class meeting. Afterwards, students should review the course content thoroughly and sometimes will be expected to complete short reports of the required assignments. Before/after each class meeting. students will be expected to spend four hours in total to understand the course content.
[Grading Criteria/Policy]
Your overall grade in the class will be decided based on the followings: Term-end examination: 80%, in class contribution: 20%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑事訴訟法判例演習Ⅰ

中島　宏

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑事訴訟法分野における重要判例を精読し、その意義や射程を分析する。その上で、そこで導かれた判例法理を前提に、他の事案について裁判所がどのように判断すべきか、また検察官・弁護人の立場でどのような主張を展開すべきかを検討する。このことを通じて、判例を事実との関係を踏まえて正しく読み解く力、判例法理を応用・活用して新たな事案を処理する力を磨く。

【到達目標】
刑事訴訟法の基本的かつ重要な判例すべてを正しく説明できるようになる。判決文から当該事案の事実関係、裁判所の法解釈、事実に対する法的評価を正しく読み解けるようになる。その上で、過去の判例・学説を適切に参照し、その判例・裁判例の意義を論じることがでるきようになる。さらには、そのことを通じて、判例の射程を論定して、別の事案の解決にどのような影響を及ぼすことになるのかを、検察官・弁護人双方の立場から説得的に立論できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
刑事訴訟法の重要判例を毎回２～３件取り上げ、下級審を含む判決・決定文を全員で熟読するとともに、調査官解説や判例評釈を併せて読んでその内容を分析する。教室では、事前に配付するレジュメを用いて、その判決や決定が示した「判例法理」の内容やその射程について検討する。また、それらの判例法理を前提に、他の事例について、どのような立論・判断をすべきかを議論する。
学期中に３回、授業で扱う判例に関連する事例に対する判断を示した文書を起案し、レポートとして提出する。提出されたレポートは個別に添削し、必要に応じて再提出を繰り返すことによって、フィードバックを行う。、
なお、具体的な実施方法は、実際の受講者数等に応じて変更することがある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 任意捜査と強制捜査 | ＧＰＳ捜査 |
| | 任意捜査の限界 | 写真・ビデオ撮影 |
| | | 宿泊を伴う取調べ |
| 第2回 | 逮捕・勾留（１） | 現行犯逮捕 |
| | | 準現行犯逮捕 |
| 第3回 | 逮捕・勾留（２） | 別件逮捕・勾留 |
| | 被疑者取調べ | 余罪の取調べ |
| 第4回 | 捜索・押収（１） | 令状による捜索の範囲 |
| | | 令状による差押えの範囲 |
| 第5回 | 捜索・押収（２） | 逮捕に伴う捜索・差押え |
| 第6回 | 被疑者の防禦 | 接見交通 |
| 第7回 | 訴因と公訴事実（１） | 訴因の特定 |
| 第8回 | 訴因と公訴事実（２） | 訴因変更の要否 |
| | | 訴因変更の可否 |
| 第9回 | 証拠法と証明 | 類似事実による立証 |
| 第10回 | 違法収集証拠排除法則 | 違法収集証拠排除法則 |
| | | 先行手続の違法 |
| 第11回 | 伝聞法則（１） | 伝聞と非伝聞の区別 |
| 第12回 | 伝聞法則（２） | 検察官面前調書 |
| | | 実況見分調書 |
| 第13回 | 伝聞法則（３） | 再伝聞 |
| | | 証明力を争うための証拠 |
| 第14回 | 裁判 | 択一的認定 |
| | | 一事不再理 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
（予習）
対象判例の判決文、配付資料（判例評釈など）を事前に読み込んだ上で、事前に配付するレジュメ記載の設問について検討する。
（復習）
各自で講義内容を整理し、「刑事訴訟法」「刑事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ」で学修した内容との関連づけを行う。疑問が残る点や議論が必要な点があれば、学修支援システムの掲示板で教員および他の受講者と共有する。
授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法［第5版］』（有斐閣、2022年）

【参考書】
○判例教材
・大澤裕・川出敏裕『刑事訴訟法判例百選［第11版］』（有斐閣、2024年）
・川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕〔第2版〕』（立花書房、2021年）
・川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判・上訴篇〕〔第2版〕』（立花書房、2023年）
○演習・解説書
・斎藤司『刑事訴訟法の思考プロセス』（日本評論社、2019年）
・古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第3版〕』（2023年、有斐閣）
・後藤昭『伝聞法則に強くない［第2版］』（日本評論社、2023年）
・川出敏裕・池田公博・笹倉宏紀・成瀬剛『事例から考える刑事証拠法』（有斐閣、2025年）

【成績評価の方法と基準】
レポート課題（事例についての論述・合計３通）60%
授業での検討への貢献度 40%

【学生の意見等からの気づき】
本年度新規担当科目につきアンケートを実施していない。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを使用できる環境を整えること。

【Outline (in English)】
In this course, students will analyze the significance and scope of important court decisions in the field of criminal procedure.
The goal of this course is to help students develop a proper understanding of court cases and the ability to handle similar cases.
Before/after each class meeting. students will be expected to spend four hours in total to understand the course content.
Final grade will be calculated according to the following process Mid-term report (60%), and in-class contribution(40%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民事訴訟実務の基礎

鷹取　信哉、派遣裁判官

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
紛争の解決のためにはどのような請求をすればよいのか（訴訟物）、それを基礎づけるのに必要な事実は何か（要件事実）、その事実の存否はいかにして確定されるのか（事実認定）を、紛争類型別に取り上げながら順次学ぶ。また、口頭弁論、争点整理手続等における裁判官、訴訟代理人の訴訟活動を理解する。さらに、民事保全及び民事執行の基礎を学ぶ。

【到達目標】
要件事実の考え方を理解した上で、実務上重要な売買代金支払請求、貸金返還請求等の要件事実の具体的学習を通じて、民事訴訟における要件事実の活用の仕方を学ぶ。模擬裁判を通じて、訴状・答弁書等の起案、争点整理手続の関与、証拠調べ、事実認定を体験し、生きた民事訴訟手続の理解を深める。
民事保全及び民事執行について、具体的な事例を通じて、基本的な知識を習得し、その機能、手続の概要を理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」と「ＤＰ３」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
派遣裁判官と弁護士のオムニバス方式で授業を進める。
授業では、実際に考え、書くことの重要性から、課題を通じて、多角的・双方向的な授業を行う。提出された課題等については、授業内で講評する。
模擬裁判では、原告代理人役、被告代理人役、裁判官役等に分かれ、それぞれの立場における訴訟行為を体験する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス<br>売買代金支払請求及び貸金返還請求に関する要件事実 | 授業の進め方を理解する。<br>要件事実の基本的な考え方や概念を修得した上で、売買代金支払請求及び貸金返還請求に関する要件事実を理解する。[準備学習等]<br>事前課題の検討<br>テキストp.1～p.52の予習 |
| 第2回 | 民事保全制度及び民事執行制度 | 民事保全の意義・機能を理解し、被保全権利と保全の必要性等について、基本的な枠組みを理解する。<br>民事執行の意義・機能を理解し、債務名義・執行の種類・方法等について、基本的な枠組みを理解する。<br>[準備学習等]<br>事前課題の検討 |
| 第3回 | 事実認定 | 証明の対象を確認した上で、事実認定の構造及び事実認定に関する基本的なルールを理解する。<br>民事事実認定教材をもとに、事実認定の具体的な手法を学ぶ。<br>[準備学習等]<br>事前課題の検討<br>民事事実認定教材の検討 |
| 第4回 | 法律相談、訴状・答弁書 | 法律相談の目的と進め方を学ぶ。訴状・答弁書の意義・記載事項・要件事実との関係を理解する。<br>[準備学習等]<br>事前課題の検討 |
| 第5回 | （模擬裁判）<br>法律相談の実施<br>訴状、答弁書及び証拠説明書の起案 | 模擬裁判において、訴訟代理人役は、法律相談を行い、これをもとに訴状又は答弁書等を起案する。<br>裁判官役は、訴状審査、争点整理手続、証拠調べ手続等に関する課題に取り組む。 |
| 第6回 | 所有権に基づく不動産明渡請求に関する要件事実 | 所有権に基づく不動産明渡請求に関する要件事実を理解する。<br>[準備学習等]<br>テキストp.53～p.84の予習 |
| 第7回 | （模擬裁判）<br>争点整理手続① | 授業前半で、争点整理手続における裁判所の役割と訴訟代理人の訴訟活動の講義を受け、その内容を理解する。<br>授業後半で、模擬裁判において、争点整理手続を体験する。<br>[準備学習等]<br>裁判官役は釈明事項を、当事者・訴訟代理人役は求釈明事項を検討する。 |
| 第8回 | （模擬裁判）<br>準備書面・書証申出・証拠説明書の追加提出、交互尋問の準備等 | 模擬裁判において、訴訟代理人役は、訴えの変更申立書、準備書面、証拠説明書、人証申出書等を起案する。<br>裁判官役は、訴訟代理人が提出した書面を検討し、争点整理手続の事前評議を行う。 |
| 第9回 | 証拠調べ<br>（模擬裁判）<br>争点整理手続② | 授業前半で、交互尋問における裁判所の役割及び訴訟代理人の尋問技術の基礎を学ぶ。<br>授業後半で、模擬裁判において、争点整理手続を実施し、立証計画を立てる。 |
| 第10回 | 不動産登記手続請求に関する要件事実 | 不動産登記手続請求に関する要件事実を理解する。<br>[準備学習等]<br>事前課題の検討<br>テキストp.85～p.119の予習 |
| 第11回 | （模擬裁判）<br>交互尋問 | 模擬裁判において、交互尋問（証人尋問）を行う。<br>裁判官役は、事後評議を行い、判決の内容を検討する。<br>[準備学習等]<br>裁判官役は主張整理案を、訴訟代理人役は尋問事項書を作成する。 |
| 第12回 | （模擬裁判）<br>判決言渡し<br>講評 | 模擬裁判において、裁判官役は判決の骨子を言い渡す。<br>交互尋問を中心に、模擬裁判全体の講評を受け、民事訴訟手続の理解を深める。 |
| 第13回 | 賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求に関する要件事実 | 賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求に関する要件事実を理解する。<br>[準備学習等]<br>事前課題の検討<br>テキストp.120～p.131の予習 |
| 第14回 | 動産引渡請求に関する要件事実<br>訴訟上の和解 | 動産引渡請求に関する要件事実を理解する。訴訟上の和解を巡る実務上の諸問題を理解する。<br>[準備学習等]<br>事前課題の検討<br>テキストp.132～p.146の予習 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
要件事実に関する授業を受講するときは、司法研修所編『改訂新問題研究要件事実』の該当箇所を予習する。
民事訴訟手続に関する授業を受講する場合、事前に課題が与えられたときは、その解答を用意して授業に臨む。
模擬裁判では、手続進行に合わせ、その都度指示される課題に取り組む。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
司法研修所編『改訂新問題研究要件事実』（法曹会、2023）
その他、各回毎に指示する。

【参考書】
司法研修所編『４訂紛争類型別の要件事実』（法曹会、2023）
司法研修所監修『第４版民事訴訟第１審手続の解説－事件記録に基づいて－』（法曹会、2020）
司法研修所編『民事事実認定教材－貸金請求事件－』（司法協会、2003）

【成績評価の方法と基準】
質疑・討論及び積極性　２０％
期末試験　８０％

【学生の意見等からの気づき】
民事訴訟の具体的事件を素材として、要件事実と事実認定を中心に身近なものとして理解させていく。

【学生が準備すべき機器他】
特にない。

【その他の重要事項】
前記授業計画は、特定のクラスにおける授業の計画を示すものである。模擬裁判に関連して、クラスによって授業の順番が異なることがある（第１回授業のガイダンスで、クラス毎の授業計画を示す予定である。）。

【Outline (in English)】
In this course, students will learn of statutes and rules that govern civil action litigation in district courts. Subsequently students will learn what the object of the claim should be, and what is the fact that based on, and how the fact is determined to exist, while picking up some types of disputes. Students will also acquire the basis of litigation activities such as preparation of a complaint, the way of writing answers, and documents stating offer of evidence.

Before/after each class meeting, students will expected to spend two hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following.
Term-end examinetion:80%,  in class contribution:20%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑事訴訟実務の基礎

野嶋　愼一郎、柴崎　菊恵

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
実際の事件記録を基に作成された事件記録教材又はその内容をまとめた資料（以下「事件記録教材等」という。）に基づき，刑事手続の主要な段階，すなわち，勾留請求，終局処分，公判準備，証拠調べ，論告・弁論，判決等の各段階において，法曹三者が行う活動の在り方を検討したレポート及びそれらの局面で作成すべき書面を起案し，さらには交互尋問を実践する。これらの学習を通じて，刑事訴訟実務の実践において法曹に不可欠な事案分析力，事実認定力，手続遂行力，尋問技術等の基礎を学ぶ。

【到達目標】
事件記録教材等の事案の問題点等を的確に把握した上で，刑事手続の主要な各段階において法曹が行う活動の在り方を検討したレポート作成や当該段階で作成すべき書面の起案により事案分析力，事実認定力，手続遂行力等の基礎を，交互尋問の実践により尋問技術等の基礎を身に付けることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」と「ＤＰ３」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
授業では，学生が提出したレポート及び起案を踏まえ，質疑応答形式でその内容を検討していく。交互尋問の実践においては，学生が，証人尋問及び被告人質問における主尋問及び反対尋問を主体的に実践することが主であるが，終了後その内容について教員が質問・コメントし，必要に応じて討論により，よりよい交互尋問の在り方等を検討する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 事件記録の読み方（捜査） | 参考事件記録教材を用い，現実の刑事事件記録の構成，編綴順序，各書類の内容等について理解し，事件記録から実際に行われた手続を読み解く。<br>[準備学習等]<br>事前の指示に基づき，参考事件記録から分かる，捜査段階において実際に行われた手続の内容に関するレポートを作成・提出する。 |
| 第2回 | 事件記録の読み方（公判） | 参考事件記録教材を用い，現実の刑事事件記録の構成，編綴順序，各書類の内容等について理解し，事件記録から実際に行われた手続を読み解く。<br>[準備学習等]<br>事前の指示に基づき，参考事件記録から分かる，公判段階において実際に行われた手続の内容に関するレポートを作成・提出する。 |
| 第3回 | 勾留請求の要否，被疑者段階における弁護活動の在り方の検討 | 事件記録教材等に基づき，勾留請求の要否及び被疑者段階における弁護活動の在り方について学習する。<br>[準備学習等]<br>事前の指示に基づくレポートの作成・提出 |
| 第4回 | 検察官の終局処分の在り方の検討 | 事件記録教材等に基づき，検察官の終局処分の在り方について検討する。<br>[準備学習等]<br>事前の指示に基づく起訴状（又は不起訴裁定書）及び当該終局処分とした理由についてのレポートの作成・提出 |
| 第5回 | 弁護人の公判準備の在り方，保釈の許否等の検討 | 事件記録教材等に基づき，検察官請求証拠の選別，弁護人の証拠意見の在り方，保釈の許否を検討する。<br>[準備学習等]<br>事前の指示に基づくレポートの作成・提出 |
| 第6回 | 検察官の冒頭陳述の内容・公判立証方針策定の検討 | 冒頭陳述の内容及び検察官・弁護人の公判での立証方針の策定を検討する。<br>[準備学習等]<br>事前の指示に基づく冒頭陳述要旨及び立証方針検討のレポートの作成・提出 |
| 第7回 | 証人尋問・被告人質問の検討 | 証人尋問・被告人質問の要点の検討<br>[準備学習等]<br>事前の指示に基づくレポート作成・提出 |
| 第8回 | 検察官の論告の内容検討 | 論告で論ずべき内容の検討<br>[準備学習等]<br>事前の指示に基づくレポートの作成提出 |
| 第9回 | 弁護人の弁論要旨の内容検討 | 弁論要旨で論ずべき内容の検討<br>[準備学習等]<br>事前の指示に基づく弁論の要点レポートの作成・提出 |
| 第10回 | 公判前整理手続の講義<br>交互尋問の要領説明 | 事件記録教材等に基づき，公判前整理手続を学習する。<br>[準備学習等]<br>事件記録教材中の公判前整理手続の記録の検討 |
| 第11回 | 交互尋問の準備(1) | 交互尋問の準備１<br>証人役と面談して証人に対する尋問事項を準備する。 |
| 第12回 | 交互尋問の準備(2) | 交互尋問の準備２<br>証人役と面談して証人に対する尋問事項を準備する。 |
| 第13回 | 交互尋問の準備(3) | 交互尋問の実践２<br>被告人役と面談して被告人質問事項を準備する。 |
| 第14回 | 交互尋問に基づく判決内容の検討 | 交互尋問に基づき判決内容を検討する。<br>[準備学習等]<br>事前の指示に基づく判決の要点レポートの作成・提出 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に配付する事件記録教材等をよく読み，指示されたレポート及び起案を作成・提出すること
検討する課題に応じて，刑法及び刑事訴訟法の知識の復習を必要に応じて行うこと
本授業の準備学習・復習時間はそれぞれ３時間・１時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
事件記録教材等（学生全員にコピーを配付）

【参考書】
法曹会『刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－』（平成２１年版）
法曹会『刑事判決書起案の手引』（平成１９年版）
法曹会『検察講義案』（平成２７年版）
日弁連『刑事弁護実務』（平成２９年版）

【成績評価の方法と基準】
起案・レポート　30％
授業中の質疑応答　10％
交互尋問　30％
定期試験　30％
※本授業は，事件記録教材等に基づく起案・レポートの作成及び交互尋問の実践という刑事訴訟実務に直結した授業期間中における学習内容が主要なものとして位置付けられるため，刑事法及び刑事訴訟実務の知識を問う定期試験の比率を相対的に低くし，30％としたものである。

【学生の意見等からの気づき】
実際の刑事訴訟実務の実情を分かりやすく説明していきたい。

【その他の重要事項】
刑事訴訟実務について豊富な経験のある実務家教員により，実務に即した指導を行う。交互尋問の実践においては，具体的事案における当該尋問の立証趣旨を踏まえた指導を行う。
事前に必要な能力としては，刑事法全般に関する知識を身に付けていることが前提となるので，２年次配置の刑事訴訟法演習ＩⅡ，刑法演習ＩⅡの内容はすべてマスターしていることが要求される。

【注意事項】
レポート及び起案の作成においては，学生間の合議及び過年度配付資料の参照を禁止する。この禁止事項違反の事実が認定できた場合は，今年度の単位取得を認めない。

【Outline (in English)】
In this course, students learn practical act and advocacy technique in criminal procedure from investigation to trial by use of mock case materials. The aim of this course are 1. case analysis power, 2. power of recognition of fact, 3. questioning technology.
In this course the students must think what is the figure which should have the judicial officer. The student must draft the document which a judicial officer (judge, prosecutor, lawyer) makes, in the criminal case.
Evaluation ( 1 evaluations of 1 drafting30%, 2 questions and answers10%, 3 cross examination 30%, 4 regular examinations 30%)

LAW500A2（法学 / law 500）

# 法曹倫理

坂本　正幸

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
裁判官，検察官，弁護士に職務上要求される倫理を勉強する。司法を運営するのは，法曹であり，法曹の行動が市民からみて納得のいく行動をとることが，司法の手続・結論が納得される。司法が期待されることに繋がる，信頼される法曹になることを目的とする。

【到達目標】
弁護士職務基本規程を中心とした弁護士の倫理の規程の条文と解釈を理解する。特に弁護士としての依頼者に対する誠実義務と，弁護士に求められる公正さ（公益的性格）が対立するようにみえるときに，具体的な行動のあり方を具体的事例を通じて，自ら考えたうえで理解する。
また、弁護士としてどのようなケースには慎重になるべきか、なども体得できるようにしたい。
裁判官及び検察官として，公務員としての公平さ，適正な手続と論理的な結論を導き出すために必要な態度・心構えを理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
弁護士職務基本規程のテキストや担当者作成の事例を予習とした内容を授業までに勉強し各自が考えたうえで，授業においては質疑応答方式で，具体的事例の中で弁護士として求められる行動・対処を理解できるようにする。
また、時事問題を取り上げることもある。時事問題については、直近に事件として報道された弁護士の不祥事などを対象とする。
元裁判官及び元検察官から過去の経験を講義してもらい，それぞれの役職に必要な職務上の倫理を理解する。
課題については、講義時間内に講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 法曹倫理を何故学ぶのか？<br>弁護士の社会的役割 | 授業計画・テキスト・成績評価基準の説明。大学院において法曹倫理を学ぶ必要性について理解する。<br>また弁護士制度の歴史を学び、懲戒制度についての基礎知識を得る（レジュメ配布予定） |
| 第2回 | 受任と辞任<br>事件処理の倫理 | 受任義務の有無と法律事務独占との相克。<br>弁護士業務における自由と独立の意義と，依頼者の決定権。<br>辞任の可否と方法。 |
| 第3回 | 利益相反１ | 弁護士職務基本規程第27条，同第28条の弁護士としての職務を行ない得ない事件の規律の理由。<br>利益相反になる相談，依頼の対処の仕方 |
| 第4回 | 利益相反２<br>複数当事者<br>共同事務所における利益相反 | 利益相反事件の内，特に複数当事者間との間における職務を行ない得ない事件の範囲と理由。<br>複数当事者を巡る弁護士の職務。<br>共同事務所における利益相反事件の取扱いと注意点。 |
| 第5回 | 守秘義務 | 弁護士に守秘義務が課せられる理由。依頼者の秘密と相手方・第三者の秘密とでは違いがあるか。<br>守秘義務を負う範囲と内容。<br>守秘義務が解除される場合。 |
| 第6回 | 誠実義務と真実義務１ | 民事事件の弁護士及び当事者に真実義務はあるか。<br>守秘義務・誠実義務と真実義務が対立した場合の対処の仕方。 |
| 第7回 | 誠実義務と真実義務２<br>相談における過誤等基本的に抑えるべき内容について | 不当な事件と判断される場合の受任の適否と対処<br>受任中に不当な事件と判断された場合の対処と辞任。証人との事前打合せの際の注意点<br>適切あるいは不当な助言，依頼者のｾｶﾝﾄﾞｵﾋﾟﾆｵﾝ権<br>自力救済に対する弁護士の抑止義務<br>不当な調査，不当な交渉<br>相手方本人との交渉について |
| 第8回 | 多様な弁護士の業務とそれぞれの倫理<br>インハウスローヤーなどについて | 弁護士が法廷でのみ働く時代は過ぎ去ったといってよい<br>弁護士にも多様な働き方があり、社会にも求められている<br>多様な弁護士像とそれにともなう倫理の変化について検討する |
| 第9回 | 刑事弁護１ | 弁護人の誠実義務<br>真実義務の有無<br>身代わり犯に対する弁護の方法 |
| 第10回 | 刑事弁護２ | 国選弁護人の辞任の可否と方法<br>共犯の共同受任の適否と対処 |
| 第11回 | 法律事務の独占と競争<br>基本的な非弁提携について | 非弁護士が法律事務を禁止される理由<br>弁護士法第72条の要件<br>弁護士が法律業務を独占することは市民の役に立っているか(弁護士人口，事務所配置など)<br>他の士業との協働の是非<br>非弁護士との提携の禁止 |
| 第12回 | 裁判官，検察官の倫理１ | 元裁判官あるいは元検察官に過去の経験を語ってもらい，職務上必要な倫理を理解してもらう。<br>裁判官倫理は裁判官出身者<br>検察官倫理は検察官出身者<br>担当教員によるまとめを行う |
| 第13回 | 裁判官，検察官の倫理２ | 元裁判官あるいは元検察官に過去の経験を語ってもらい，職務上必要な倫理を理解してもらう。<br>裁判官倫理は裁判官出身者<br>検察官倫理は検察官出身者<br>担当教員によるまとめを行う |
| 第14回 | 非弁と広告<br>弁護士倫理の現状認識 | 非弁提携などが現在は広告の利用に関連して発生していることにかんがみ、広告規制などの職務基本規程以外の規則について解説する<br>授業全体のまとめ |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
予定表において指示する。
なお、時事的な問題がある場合は適宜指示するので検討し議論することとしたい。
特に弁護士の不祥事が報じられた場合はそれをテーマに取り上げることがある。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
１　森脇康友編「法曹の倫理」第４版　名古屋大学出版会
なお、弁護士職務基本規程については、改訂が予定されたがとん挫しているためか、解説が入手困難であるようなので、条文を参照できるようにしておくこと（テキストに掲載されている）

【参考書】
必要に応じて資料を配布する。
「自由と正義」の懲戒欄を適宜調査してほしい。
また、ニュースなどで「現在起きている」事件で法曹がどのように対応すべきかを気に掛ける習慣をつけるために、ネットニュースや新聞を参照すること

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　質疑応答３０％
　レポート２０％
期末における評価
　定期試験５０％
　授業に特段の理由なく5回以上欠席することあるいは度重なる遅刻をする場合は単位を与えない。

【学生の意見等からの気づき】
事案により判断が異なりうることは当然ではあるが可能な限り共通の理解を得るようにケーススタディをさらに取り上げたい）
また、危機察知能力を醸成したいので、時事問題をもっと取り上げることも必要であると考えるので、報道なども多く紹介していきたい。

【その他の重要事項】
ネットなどで弁護士や裁判官、検察官の不祥事が報じられた場合には、その事件を知っておくことを求めます。発生原因などを考察することにより予防ができるようになるので、普段からアンテナを張っておくことが重要。

【Outline (in English)】
Course outline
The aim of this course it to help students acquire　Professional basics
Learning objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:
Problem finding ability and crisis management
Learning activities outside of classroom
Before each class meeting, students will be expected researching Lawyer news　and Read the text
Your required study time is at least one hour for each class meeting.
Grading
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term end examination:50
Short reports:20
In class contribution:30
I hope your Participation in active discussions
Study the ethics required by the judges, prosecutors, lawyers on duty.It is the legal profession that manages the judiciary, and it is convinced that the actions of the judiciary take actions convincing from the perspective of the citizen, the judicial procedures and conclusions.It aims to become a trusted legal professional, leading to expectation of law.

LAW500A2（法学 / law 500）

# ローヤリング（面接交渉）

坂本　正幸

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期・秋学期/Spring・Fall）
備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
弁護士の基本的技法としてクライアント・相手方との関係論を、①面接、②交渉、③ＡＤＲという３つの基軸から取り扱う。いずれにおいても、知識としての事実や法情報収集の技法の習得に留まることなく、法律家らしく振る舞うということが、クライアントや相手方にどのような意味と影響を与えるものであり、そのプロセスにおいて、法律家として如何なる点に留意すべきかを、各種ケースを素材としてロールプレイなどを通じて体験的に身につけていく。また、法専門家として必要なプレゼンテーションの手法についても学習する。

【到達目標】
弁護士とクライアントの関係の諸相の中で、両者の関わり合いから、弁護士の役割をどこに見出し、どのように事案に取り組んでいくかということを考え、そのマインドとスキルを身につけることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ４」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
各分野毎に最初に担当者による概説的な説明を行い、それぞれの意見などを述べてもらう。
その後具体的ケースによる学生同士、あるいは外部の模擬相談者を依頼してのロールプレイとその振り返りを行うことで授業を進めていく。
積極的に発言し、ロールプレイに参加することを求める。
課題については、講義時間に講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 弁護士・クライアント関係論 | ローヤリングの基本としての「自分を知る」ことの意味とクライアント関係論のあり方を考える |
| 第2回 | 面接論１ | リーガル・カウンセリングの基礎理論<br>カウンセリングとは何か<br>「リーガル」という場合に他の専門職のカウンセリングとどう異なるのか |
| 第3回 | 面接論２ | リーガル・カウンセリングの技法（面談の導入）<br>カウンセリングと行うものと受けるものとの関係を考えること<br>どのような関係構築が必要か<br>関係構築の技術 |
| 第4回 | 面接論３ | 面談初期のスキル練習ロールプレイ<br>模擬事例を使い、実際にカウンセリングの技法を学ぶ |
| 第5回 | 面接論４ | いわゆる「難しい依頼者・相談者」についての対応を考える。<br>また、アンガーマネジメントについても知識を得ておきたい。 |
| 第6回 | 面接論５ | 弁護士による助言と収束<br>いかなる助言が求められているか<br>助言をしても有効な解決にならない場合にどう対応するか |
| 第7回 | 面接論６ | 面談の終了・面談に伴う諸問題<br>ロールプレイ |
| 第8回 | 交渉論１ | 交渉とはなにか<br>様々な交渉術の書籍が出版されているが、どのような場面で使われることを前提としているのか |
| 第9回 | 交渉論２ | 交渉の技術<br>交渉にあたって必要な知識等<br>行動経済学など |
| 第10回 | 交渉論３ | 交渉の技術<br>行動経済学と法的交渉<br>主導権の握り方と切り替え |
| 第11回 | 交渉論４ | 戦略論<br>戦術論<br>孫子やクラウゼビッツという古典、その後の戦術論の発展から何を学ぶか |
| 第12回 | 交渉論５ | ロールプレイ<br>交渉を実際に行ってみる |
| 第13回 | 調停１ | 調停の技法について検討する。<br>弁護士業務では家事調停など調停を活用することが多いので、利用者、設営者双方の考え方を知っておきたい。 |
| 第14回 | 調停２ | ロールプレイ<br>事例をもとにして、当事者及び調停委員役として実際に進行について体験する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
配布資料やロールプレイの事例について、事前検討を行ったり、関連文献を読んでもらってくる宿題を課すことがある。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。
なお、調停や交渉に関しては特に家事事件を前提として進行することがあるので、基本的な家族法については知識を整理しておくことを求める（離婚など）。

【テキスト（教科書）】
レジュメを配布するとともに、参考にすべき文献を指示する。
範囲が広く内容も多岐にわたるため、特定の教科書を指定することはしない。

【参考書】
小林秀之編『交渉の作法　法交渉学入門』（弘文堂,2012）など法交渉に関するもの

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
講義中の質疑応答への積極的な参加　４０％
法律相談等のロールプレイにおける工夫　２０％
期末における評価
レポート ４０％

【学生の意見等からの気づき】
さらにロールプレイを増やし、積極的に全受講生が参加できるようにする。
受講生同士での討論を充実させ、アクティブに進めたい。

【Outline (in English)】
Course outline
The aim of this course it to help students acquire　Acting as a lawyer
Learning objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
Relationship with the client　and Correspondence with the other party
Learning activities outside of classroom
Before each class meeting, students will be expected Understanding the Civil Code
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content
Grading
Your overall grade in the class will be decided based on the following
simulation:20
Short reports:40
In class contribution:40
I want your Participation in active discussions
As a basic technique of lawyers deal with clients / counterparts with counterparties from the three key points of (1) interview, (2) negotiation, and (3) ADR.In any case, what does meaning and influence to clients and counterparts by acting like a lawyer without staying in facts as knowledge and techniques for gathering legal information, and in the process, lawI learn experientially through role plays etc. various cases as material as to what point should be kept in mind as a home.Also learn about the method of presentation necessary as a legal expert.

LAW500A2（法学 / law 500）

## クリニック１

廣尾　勝彰、坂本　正幸

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期・秋学期/Spring・Fall）
備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
企業経営においてコンプライアンスの重要性が叫ばれて久しい。しかし、その内容は多岐に渡っており、また、その実践には数々の困難が付きまとっている。このような状況のなかで、コンプライアンスを実践、定着させていくためには法律家の多大な努力が必要となる。コンプライアンスの基本を学習することにより、将来、法律家として企業法務にかかわる場合の心構え、さらには企業と法律家の関わりのあり方などについて理解できるようにする。

【到達目標】
企業におけるコンプライアンスを担う法律実務家として、いかにコンプライアンスを実践するかという意識を持つことができ、そして、そのための実践の手法を理解することができるようになることを到達目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ４」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
授業方法は、教員が説明する形式と、受講生が発表する形式とを併用する予定である。
なお学生が行った発表に関しては、原則としてその場で講評し、フィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス | 授業の概要・目的・方法、成績評価の方法・基準などについて説明する。 |
| 第2回 | コンプライアンス総論① | 企業におけるコンプライアンスの意義について検討する。 |
| 第3回 | コンプライアンス総論② | 企業におけるコンプライアンスに関係する重要な法令を確認する。 |
| 第4回 | コンプライアンス総論③ | 企業におけるコンプライアンス違反に関する法的な制裁・責任を検討する。 |
| 第5回 | コンプライアンス総論④ | 企業におけるコンプライアンス違反に起因する民事紛争の解決手続を確認する。 |
| 第6回 | 企業活動におけるコンプライアンス① | 契約法との関係が問題となる事例を検討する。 |
| 第7回 | 企業活動におけるコンプライアンス② | 会社法との関係が問題となる事例を検討する。 |
| 第8回 | 企業活動におけるコンプライアンス③ | 経済法との関係が問題となる事例を検討する。 |
| 第9回 | 企業活動におけるコンプライアンス④ | 知的財産法との関係が問題となる事例を検討する。 |
| 第10回 | 企業活動におけるコンプライアンス⑤ | 環境法との関係が問題となる事例を検討する。 |
| 第11回 | 企業活動におけるコンプライアンス⑥ | 個人情報保護法の概要を確認する。 |
| 第12回 | 従業員に対するコンプライアンス① | 労働法との関係が問題となる事例を検討する。 |
| 第13回 | 従業員に対するコンプライアンス② | 公益通報者保護法の概要を確認する。 |
| 第14回 | 消費者に対するコンプライアンス | 消費者保護法との関係が問題となる事例を検討する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
個別発表を求められたテーマについては、発表レジュメ等を作成・提出する必要がある。
なお本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特定のテキストは使用しない。

【参考書】
郷原信郎・元榮太一郎ほか著『初級ビジネスコンプライアンス〔第３版〕』（東洋経済新報社、2022）
経営法友会・企業法務入門テキスト編集委員会編著『企業法務入門テキストーありのままの法務』（商事法務、2016）

【成績評価の方法と基準】
成績は平常点（１００％）で評価するが、考慮される要素と配分は下記の通りである。

| | |
|---|---|
| 個別発表のために提出するレジュメ等の内容 | ５０％ |
| 個別発表時の説明および質疑応答の内容 | ２０％ |
| 毎回の授業時の発言 | ３０％ |

なお、成績評価の際は上記の到達目標を指標とします。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【Outline (in English)】
【Course outline】
It is a long time since and importance of the compliance is demanded in corporate management. However, the content is introduced to many divergences, and the practice is haunted by many difficulties again. In such a situation, I practice compliance, and the great effort of the lawyer is necessary to fix it. I want to have, besides, be conscious of mental attitude when it will affect company legal affairs as a lawyer in the future about a company and the way of the relation of the lawyer by learning basics of the compliance.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to fixation of the consciousness to practice compliance and understanding of the technique of the practice of the compliance.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content
【Grading Criteria /Policies】
Grading will be decided based on contents such as the resume (50%), contents of explanation at the time of the individual announcement and questions and answers(20%), and remarks at the time of the class of every time (30%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# クリニック２

坂本　正幸

単位数：２単位　｜　受講年次：2〜年（春学期・秋学期/Spring・Fall）
備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　弁護士が対応する法律関係は多岐に及ぶ。また、その仕事も訴訟に限らず契約交渉、書面作成など多様である。
　本講義では、弁護士が行う業務を追体験し、そこから実体法、手続法の理解の深化を目指すものである。

【到達目標】
　弁護士にとっての日常は、クライアントにとっては、人生にとって多くは１回限りの非日常の出来事である。
日常的に起こりうる法律問題として本クリニックでは交通事故を中心に取り上げ、法的な理解を深めることを目的とする。
　特に損害賠償法を中心として、民法と民事訴訟法の総合的な理解を目指す。具体的には事実の重要性、法的な判断の重要性を理解した上で、条文を使いこなせることを目標とする。
適切な対応とともに、必要な書面の作成、証拠の評価の基礎の体得も目指す。
なお、刑法の過失概念の復習などもかねて行う予定である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ４」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
　各分野毎に具体的ケースを取り上げて、事案の特徴や問題点を検討していき、フリーディスカッションを重視して進めていく。
　ディスカッションでは、基本的な法律知識を確認するとともに、具体的立体的に法規がどのように運用されるか、を特に重視する。
積極的に発言し議論に参加することを求める。
課題については講義時間に講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第１回 | リーガル・クリニックの基本的な考え方と取組姿勢<br>及び法律相談の準備等 | 何故臨床的な体験が必要かを、具体的ケースを使って考えてもらい、科目の特徴と取組姿勢の基本的理解を目指す |
| 第２回 | 事実の整理 | 主要事実、間接事実等の区別をしたうえで理論的に考えなければならない。まずは当事者からどのように聞き取りをし、事実を明確にするかをテーマとする。 |
| 第３回 | 不法行為法の基礎１ | すでに一定の知識があることを前提としているので、交渉や訴訟になることを前提として、法的な構造の具体化を目指す。 |
| 第４回 | 不法行為法の基礎２ | 訴訟での主張立証を考えた上で、どのように法解釈をすべきかを深めることを目的とする。 |
| 第５回 | 証拠収集１ | どのような証拠が必要か、という視点から、事実と証拠との結びつきを理解していく。 |
| 第６回 | 証拠の収集２ | 具体的にどのように証拠を収集するか、を検討する。 |
| 第７回 | 保険 | 交通事故において保険の果たす役割は大きい。<br>そこで基本的な保険についての知識を整理していく。 |
| 第８回 | 過失相殺１ | 債務不履行においても問題となる過失相殺であるが、交通事故でもっとも大きな問題となる。<br>ここでは過失相殺の基本的な考え方を復習する。 |
| 第９回 | 過失相殺２ | 具体的な事案を通じて過失相殺の実務的な使われ方を学ぶ。 |
| 第10回 | 特殊な事故類型 | 従前は自転車が加害者となる事案はあまり問題とならなかったが、近時自動車が加害者となり歩行者が被害者となる事案が増えている。<br>そこで、このような従前あまり話題とならなかった事案を検討する（自転車に限定する者ではない）。 |
| 第11回 | 後遺症１ | 後遺症の基本的な考え方<br>計算方法等について検討する。 |
| 第12回 | 後遺症２ | 後遺症の計算等の続きと、訴訟で主張できなかった後遺症等の扱いについて検討する。 |
| 第13回 | 損害論１ | 損害論の基本的な内容を検討する。<br>また、特殊な損害についても検討する。 |
| 第14回 | 損害論２<br>まとめ | 13回に続き、損害論を検討するとともに、紛争解決の手段としての交渉、訴訟についても検討する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
民法の基本的な事項については予習しておくこと。
特に不法行為を中心として扱うため、当該分野の教科書を読んでおくことは必須である。
クリニック内では活発内意見交換を求めるので、基本的な知識は持っておいてもらいたい。
また必要に応じて配布される事前配布資料を読んで事案の概要を把握しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
必要な資料や文献をその都度配布する。
また、必要な判例を指示するので、その際は各自準備しておくこと。
テキストとして必携とはしないが、参考書に掲示した書籍は有益であるので持っていると便利である。
基本的に判例を検討していく比率が高い。
なお、交通事故実務に必要な知識として保険法の基礎も取り上げる予定がある。

【参考書】
各自所有している民法の教科書を十分読んでおくこと。
「交通事故判例百選」【第５版】（有斐閣、2017年）
「例題解説交通損害賠償法」（法曹会、2006年）

【成績評価の方法と基準】
　質疑応答　３０％
　討論　　３０％
　レポート　４０％

【学生の意見等からの気づき】
広く弁護士業務を追体験することとしていたが、今年度は弁護士業務でも比較的多い事件である交通事故をテーマとして実務で必要な知識や技術を学ぶ方向とした。

【Outline (in English)】
Course outline
The aim of this course it to help students acquire　Traffic accident legal issues
Learning objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
A:Case analysis
B:Legal thinking ability
Learning activities outside of classroom
Before each class meeting, students will be expected
Your required study time is at least two hours for each class meeting.
Studying of Tort law　and Negligence theory
Grading
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Q&A in classroom:30
Short reports:40
In class contribution:30
I want your Participation in active discussions
Legal relationships that lawyers respond vary widely.　The work is not limited to litigation, but it is diverse, such as contract negotiation, writing preparation.
This lecture aims to deepen the understanding of the substantive law and the procedural law from the after-work experience of the lawyer.

LAW500A2（法学 / law 500）

# クリニック３

野嶋　愼一郎

単位数：２単位　｜　受講年次：2〜年（春学期・秋学期/Spring・Fall）
備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑事弁護の実務につき、当職が手掛けた事件等を題材として授業する。受講生が刑事実務の実際につき、基本的な知識と理解を得ることを目的とする。

【到達目標】
受講生が、刑事弁護実務、刑事裁判における刑事法運用の実際について基本的な知識を得るとともに、理解を深め、実際に実務についたときに役立つ基本的なスキルを身につけることが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ４」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
具体的な題材をもとに、刑事弁護活動の内容等について、受講生への質問もなされ、活発な応答が期待される。また、各授業の際に、次回までの課題を出題するので、受講生は予習・復習を十分に行うことが必要である。提出された課題については、次回授業内で講評する。
なお、期末レポート課題では、無罪事件に関する弁論要旨の骨子を起案させる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 刑事弁護の基礎 | 被疑者・被告人の諸権利、弁護人の地位・役割 |
| 第2回 | 被疑者の刑事弁護(1)<br>接見の留意点 | 初回接見の重要性<br>黙秘権等権利、刑事手続等の教示、事件に関するアドバイス |
| 第3回 | 被疑者の刑事弁護(2)<br>模擬接見 | 模擬初回接見の実施 |
| 第4回 | 被疑者の刑事弁護(3)<br>逮捕勾留対応 | 逮捕・勾留等に対する対応 |
| 第5回 | 被疑者の刑事弁護(4)<br>違法捜査対応 | 違法捜査（別件逮捕勾留、余罪取調べ等）に対する対応 |
| 第6回 | 被疑者の刑事弁護(5)<br>その他 | 接見禁止、接見指定等への対応<br>弁護人の調査準備活動<br>被害者との示談 |
| 第7回 | 保釈 | 具体例をもとに保釈の可否について考究する |
| 第8回 | 第１審の弁護活動<br>(1)公判前整理 | 公判前整理手続の概略<br>弁護人の証拠開示請求 |
| 第9回 | 模擬法律相談 | 模擬法律相談の実施<br>内容証明郵便の起案 |
| 第10回 | 第１審の弁護活動<br>(2）冒頭手続・証拠意見 | 冒頭手続における注意<br>証拠能力と証拠意見 |
| 第11回 | 模擬示談交渉 | 模擬示談交渉の実施 |
| 第12回 | 第１審の弁護活動<br>(3）自白の任意性、信用性の弾劾<br>(4)第三者供述の信用性の弾劾 | 自白の任意性・信用性、被害者、目撃者等の信用性の弾劾について、具体例をもとに考究する |
| 第13回 | 第１審の弁護活動<br>(5)弁護側の立証 | 弁護側の証拠請求<br>アリバイ、正当防衛、違法収集証拠、責任能力 |
| 第14回 | 第１審の弁護活動<br>(6）最終弁論<br>(7）裁判員裁判 | 情状事件、否認事件における最終弁論<br>裁判員裁判の手続の流れと弁護活動（冒頭陳述、弁論のやり方） |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
講義予定にしたがって、十分に予習をし、講義の後は復習を尽くすこと。本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
事前に配布ないし指示する

【参考書】
刑事弁護実務（日本弁護士連合会）
類型別　刑事弁護の実務（新日本法規）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　質疑応答　　２０％
　課題の評価　３０％
期末における評価
　レポート　　５０％

【学生の意見等からの気づき】
講師が実際に取り扱った刑事事件等の具体的事例をもとに考察してもらい、刑事弁護活動、事実認定などのおもしろさを体感してもらえるように心掛けたい。

【その他の重要事項】
　第２回と第３回は，刑事事件に関連して，クリニック４と共同授業を行う。受講生は，模擬接見を体験する。
　第９回，第１０回及び第１１回は，クリニック４と共同して民事事件に関する同一カリキュラムに取り組む。第８回は，クリニック４の受講生において、模擬法律相談を行い、クリニック３の受講生に対して内容証明郵便を送ってくる。第９回では、クリニック３の受講生において、それに対する模擬法律相談を行い、反論の内容証明郵便を作成、送付する。第１０回では，改めて相談者の意向を聴取して示談交渉の準備を整え，第１１回で，クリニック４の受講生と模擬示談交渉を行う（共同授業）。

【Outline (in English)】
This lecture is learned about defense activity of actual criminal case. I refer to trouble talk of the criminal case I experienced.
The aim of this lecture is to put on the basis which are the analysis power and interrogation technology etc.
In the case of each class, I make questions for a problem until the next time. It is necessary for the attendance student to perform preparations for lessons, a review enough. The standard time for preparation and review for this class is two hours each.
Evaluation (1 questions and answers 20%, 2 problem evaluations 30%, 3 reports 50%)

LAW500A2（法学 / law 500）

# クリニック４

鷹取　信哉

単位数：２単位　｜　受講年次：2〜年（春学期・秋学期/Spring・Fall）
備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
弁護の実務では、訴訟手続はもとより、契約書作成などの予防法的業務においても、良質な情報を迅速に収集することが必要である。本授業では、具体的な事例を通じて、情報収集のための実践的な技法を学ぶとともに、それぞれの手段が抱える問題点に触れることで、生きた弁護活動の在り方を学ぶ。

【到達目標】
示談交渉、民事訴訟、民事保全・執行等における代表的な事例を通じて、民事弁護実務における情報収集制度を学習し、その具体的な活用方法を学ぶ。不動産登記制度、商業登記制度等の仕組みを学習することで、民法、商法等の理解を深化させるとともに、民事訴訟法第４編証拠の具体的な活用法を学び、手薄になりがちな証拠の理解を補う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ４」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
講義形式と演習形式をとり混ぜて行い、活発に質疑応答、議論を行なう形で進める。生の体験を伝え，弁護活動に対する関心を抱ける授業にする。
事前に課された課題の解答（レポート）について、授業中に講評する。
学生が体験する模擬接見と模擬民事調停について、講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 民事弁護における情報収集の意義、判例調査 | 授業計画と授業の進め方を確認する。判例の意義、判例調査の方法、判例の読み方を学習する。 |
| 第2回 | 刑事事件における接見と法律相談 | 初回接見の重要性を踏まえ、黙秘権等の説明、刑事手続等の教示、事件に関するアドバイスの在り方を学習する。 |
| 第3回 | 模擬接見 | 模擬初回接見を体験し、第2回授業の学習内容を修得する。 |
| 第4回 | 契約書の作成、商業登記制度 | 契約書作成の実務、継続的取引・企業活動における契約書の意義を学ぶ。契約書のリーガルチェックを経験し、依頼者からの情報収取の重要性について理解を深める。商業登記制度の概要を学習する。 |
| 第5回 | 弁護士会照会、調査嘱託の申立て、当事者照会制度 | 弁護士会照会制度の仕組みとその限界を理解する。被照会者の回答義務を巡る近時の判例を学ぶ。調査嘱託の申立て及び当事者照会制度の概要を理解し、これらの具体的な活用方法を学ぶ。 |
| 第6回 | 証人尋問 | 証人尋問、当事者尋問の手続上の規律を理解した上で、尋問技術の基礎を学ぶ。証人汚染と弁護士倫理の問題についても知見を広める。 |
| 第7回 | 法律相談、内容証明郵便 | 依頼者等からの事情聴取の在り方、法律相談の進め方を学ぶ。内容証明郵便の仕組みとその機能を理解し、内容証明郵便の起案の基礎を学ぶ。 |
| 第8回 | 法律相談（民事模擬調停に向けた準備活動） | 具体的な事例を踏まえて、法律相談のポイントを理解する。依頼者から聴取した内容を踏まえて内容証明郵便を起案する。 |
| 第9回 | 書証 | 文書、書証と準文書、形式的証拠力、二段の推定など書証に関する基本的事項を理解した上で、証拠説明書の果たす役割と作成の要領を学ぶ。 |
| 第10回 | 文書提出命令の申立て、文書送付嘱託の申立て、模擬民事調停の直前準備 | 文書提出命令申立ての手続、文書提出義務、文書送付嘱託の申立てを理解する。<br>次回の模擬民事調停に向けた戦略等を練る。 |
| 第11回 | 模擬民事調停 | 代理人役の立場で模擬民事調停を経験する。 |
| 第12回 | 職務上請求（戸籍・住民票）、情報公開法及び情報公開条例等 | 職務上請求（戸籍・住民票）の制度を理解し、これによって収集した情報の活用方法とその限界を学ぶ。情報公開法、情報公開条例等に基づく情報収集についても知見を広める。 |
| 第13回 | 不動産登記制度 | 不動産登記制度を理解した上で、登記事項証明書、附属書類の閲覧などの情報収取の手法とその活用方法を学ぶ。 |
| 第14回 | 鑑定、財産開示手続 | 鑑定及び財産開示手続の概要を理解し、これらの手続を通じた情報収集の在り方を学ぶ。一物五価、固定資産評価証明、路線価、ブルーマップを通じて、多様な情報収集の手法を理解する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に課された課題を検討し，その内容をレポートとして提出する。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
授業前に適宜資料を配布する。

【参考書】
編集代表門口正人『民事証拠法大系第１巻〜第５巻』（青林書院）
その他授業中に参考になる文献を適宜紹介し，又は配布する予定である。

【成績評価の方法と基準】
評価は平常点に基づいて行う。
課題に対するレポート　６０％
授業時の発言内容　４０％

【学生の意見等からの気づき】
実務の運用を紹介し，できるだけ生の弁護士業務の実際を知ることができるように配慮したい。

【その他の重要事項】
第２回と第３回は，刑事事件に関連して，クリニック３と刑事被疑事件に関する同一カリキュラムに取り組む。第２回の授業で，接見に関する講義を受けた上で，第３回の授業では，被疑者役を相手に自ら模擬接見を体験する。
第８回，第１０回及び第１１回は，クリニック３と共同して民事調停申立事件に関する同一カリキュラムに取り組む。第８回の授業で法律相談の内容を踏まえた内容証明郵便をクリニック３の受講生に送り，第１０回の授業でクリニック３の受講生から届いた反論の内容証明郵便を検討し，双方の主張の相違点を認識した上で，第１１回の授業でクリニック３の受講生と模擬民事調停を行う。

【Outline (in English)】
In legal practice, it is imperative that high quality information is gathered quickly for not only judicial proceedings but also preventive legal affairs such as preparation of contracts. In this course, students will learn practical techniques for information gathering through concrete cases and how to advance allegations and evidence.
At the end of the course, students are expected to gather good information quickly.
Before/after each class meeting, students will expected to spend two hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following.
Short report:60%，in class contribution:40%

LAW500A2（法学 / law 500）

# エクスターンシップ

野嶋　愼一郎、水野　智幸、下井　康史

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜（春学期は3）年（春学期・秋学期/Spring・Fall）
備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　エクスターンシップは、単なる見学ではなく、それまで学んできた法的知識が実際にどのような形で使われていくかを観察し、あるいは法律家の活動のあり方を学ぶことを通じて、法律家らしく考えるための場としての意義がある。したがって、実務での体験を通じて制度の運用の実際や事実を見る眼を養い、あるいは、事実認定や法適用のあり方について検討する習慣を身につけることができるようになることを目標とする。
　エクスターンシップ先としては、①法律事務所及び法テラス、②企業法務部、③各種行政機関（霞ヶ関インターンシップ）などを想定している。

【到達目標】
　エクスターンシップ先は、法律事務所や企業法務部、さらには行政機関などである。そこでの実務を体験・理解することを通じて法律家らしく考えることの意味を具体的に明らかにできるようになることを基本的目標としている。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ４」に関連

【主な授業方法】
Z その他 /Other

【授業の進め方と方法】
　各派遣先と学生の協議により日程等を調整しつつ行う。
　派遣先において与えられた課題については、その場で指導担当弁護士からフィードバックしていただくことになる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス | １．院生の実務への主体的参加を促すため、事前に受講の可否について説明会などを実施して意向を確認し、派遣先を決定する（別途派遣先が選定する場合もある）。その上で、院生に対し、エクスターンシップ先の確定、エクスターンシップ先での注意事項、特に院生の法令遵守及び守秘義務並びに、研修すべき重要事項を説明する。また、参加院生から法令遵守及び守秘義務についての誓約書を徴する。<br>２．協力法律事務所としては、「法政法曹会」（法政大学卒業の法曹による組織）の協力を得て、そのメンバーである法律事務所を中心に行う。これらの事務所と担当教員により、法律相談への同席、各種起案や調査、裁判所・行政機関・顧問先企業等への同行、事務所での弁護士の活動の観察、法令遵守及び守秘義務の点についての指導、その他留意事項について協議調整して実施する。 |
| 第2回 | 実習心得 | 院生は、受身的な研修に留まらないように、①研修期間を通じた観察事項、②関与した事件に関する事項、③法律家の活動のあり方に関する事項、などに関するレポート（実習報告書）を、終了後、エクスターンシップ先及び担当教員に提出する。 |
| 第3回 | 派遣先での実習（合計７０時間以上） | エクスターンシップ先での研修期間と時期は、派遣先の意向によっても異なるが、概ね春休み期間あるいは夏休み期間に行う。具体的な派遣先・実施時期・実施期間（合計７０時間以上）については、別途その都度事前ガイダンスを行う。 |
| 第4回 | 派遣先での実習の継続 | 派遣先との間でスケジュールを調整して引き続き実習を行う。 |
| 第5回 | 派遣先での実習の継続 | 派遣先との間でスケジュールを調整して引き続き実習を行う。 |
| 第6回 | 派遣先での実習の継続 | 派遣先との間でスケジュールを調整して引き続き実習を行う。 |
| 第7回 | 派遣先での実習の継続 | 派遣先との間でスケジュールを調整して引き続き実習を行う。 |
| 第8回 | 派遣先での実習の継続 | 派遣先との間でスケジュールを調整して引き続き実習を行う。 |
| 第9回 | 派遣先での実習の継続 | 派遣先との間でスケジュールを調整して引き続き実習を行う。 |
| 第10回 | 派遣先での実習の継続 | 派遣先との間でスケジュールを調整して引き続き実習を行う。 |
| 第11回 | 派遣先での実習の継続 | 派遣先との間でスケジュールを調整して引き続き実習を行う。 |
| 第12回 | 派遣先での実習の継続 | 派遣先との間でスケジュールを調整して引き続き実習を行う。 |
| 第13回 | 派遣先での実習の継続 | 派遣先との間でスケジュールを調整して引き続き実習を行う。 |
| 第14回 | 経験報告 | 実習報告書を提出させ、必要に応じて担当教員とのディスカッション等を行う |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
派遣先の指示に対応すること。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特になし

【参考書】
特になし

【成績評価の方法と基準】
　エクスターンシップ先からの報告・院生から提出された報告書及び事後の経験交流会での報告をもとに、担当教員が評価する。
授業期間中における評価（平常点）
　研修参加の状況 ４０％
期末における評価
　レポート（実習報告書）及びディスカッション等での報告 ６０％

【学生の意見等からの気づき】
　派遣先の選定に際には、学生の希望を可能な限り考慮したい。

【学生が準備すべき機器他】
　特には想定していない。

【その他の重要事項】
　特になし

【Outline (in English)】
【Course outline】
As a place to seem to be a lawyer through observing the essence turn ship not a simple visit whether the legal knowledge that learned is used in really what kind of form till then or learning the way of the activity of the lawyer, and to think is important. Therefore, I feed eyes watching a fact and a fact of the use of the system through an experience by the business or aim for letting you wear a custom to examine the way of a finding and the law application. A lot of,① law office and law terrace,② company legal affairs part,③ administrations are planned for an essence turn ship point.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to think like a lawyer through experiencing business, and understanding.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content
【Grading Criteria /Policies】
Grading will be decided based on the situation of the training participation (40%), and reported in a report and the discussion (60%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 英文契約文書作成

中島　新

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業は、国際的な商取引を行う企業の企業内弁護士・法務担当者や、当該企業から依頼を受けた外部法律事務所の弁護士を目指す学生に対し、有用なものと考える。そのような職種には英文契約文書の読解能力・作成能力はもちろん、問題の事前回避および解決能力が求められる。そこで、受講者は、本授業を通じて、基本的な種類の英文契約文書に触れることにより、読解能力および作成能力を習得するだけでなく、契約上の立場のみならず文化や価値観が異なる当事者間に将来発生し得る紛争（これは単純な解釈の相違から法廷での争いまでを含めたものを意味する）の回避策及び実際に紛争が発生した場合の解決策を、依頼人の最善の利益のために模索し、契約文書という「装置」を用いて提案する能力（法的な問題解決能力）を習得することを目標とする。

【到達目標】
① 英文契約文書の読解能力・作成能力を習得する。
② 問題に対する法的な解決能力を習得する。
③ 英米法に関する基本的な知識を取得する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ５」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
授業形式は、講義および演習の組み合わせを予定している。３つの基本的な種類の契約書を取り上げ、講義ではサンプル契約書（一部インターネットから取得の予定）等を用いて基本的・典型的な内容の理解を深め、英文契約文書の読解能力を身につける。演習では、まずは与えられたシナリオにおいて最適と考えられる内容の検討・ディスカッションを行うことで問題解決能力を培い、そのうえでサンプル契約書を用いて実際に文書作成（ドラフティング）を行うことで、英文契約文書の作成能力を身につける。さらに、演習後の課題を通じて実務上役立つドラフティングスキルを磨いていく。提出された課題に対しては、授業内で講評する。
授業は日本語で行うが、科目の性質上、英文の読解能力・作成能力は一定程度必要となる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 英文契約文書の学習への誘い | 授業のねらい、進め方について理解するとともに、英文契約文書の作成実務の面白さや難しさに触れる。 |
| 第2回 | Non-Disclosure Agreement | Non-Disclosure Agreement（秘密保持契約（NDA））のサンプルを用いて、英文契約文書の基本的構造を学習するとともに、NDA特有の構造や内容についても学習する。 |
| 第3回 | NDA 演習①（基礎編） | NDA雛形を用いて、与えられたシナリオに合わせたNDAのドラフティングを実践する。（双方向開示型・一方向開示型） |
| 第4回 | NDA 演習②（応用編） | サンプル条項を用いて、与えられたシナリオに合わせたNDAに含まれる条項のドラフティングを実践する。（三者間NDA） |
| 第5回 | Service Agreement | Service Agreement（業務委託契約）のサンプルを用いて、Service Agreement特有の構造や内容について学習する。 |
| 第6回 | Service Agreement 演習①（受託者） | サンプルService Agreementを受託者の視点で検討し、修正案を作成する。 |
| 第7回 | Service Agreement 演習②（委託者） | 受託者より提示された修正案を委託者の視点で検討し、最終合意に向けた修正案を作成する。 |
| 第8回 | Term &Termination（講義・演習） | Term（契約期間）及びTermination（解約）条項の内容及びその重要性を学習する。そのうえで、Termination Notice（解約通知）を作成する。 |
| 第9回 | General Provisions | サンプルService Agreementに含まれるGeneral Provisions（一般条項）の内容について学習する。 |
| 第10回 | Amendment 演習 | Amendment（変更覚書）を作成する。 |
| 第11回 | Basic Purchase Agreement | Basic Purchase Agreement（取引基本契約）のサンプルを用いて、Basic Purchase Agreement特有の構造や内容について学習する。 |
| 第12回 | Basic Purchase Agreement 演習①（買主） | サンプルBasic Purchase Agreementを用いて、与えられたシナリオに合わせたBasic Purchase Agreementに含まれる条項のドラフティングを、買主の立場で実践する。 |
| 第13回 | Basic Purchase Agreement 演習②（売主） | Basic Purchase Agreementに含まれる条項のドラフティングを、売主の立場で実践する。 |
| 第14回 | 総括 | これまでの学習を振り返る。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
演習の前には関連する講義内容を復習する。また、各演習後に提示されるドラフティング課題を、次の授業時までにメール（MS Wordファイル添付）にて提出する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用せず、主に担当者が用意する資料やサンプル契約書をもとに授業を行う。

【参考書】
理解の強化のために参考書も適宜併用してもらいたいが、特に指定はない。英文契約文書をテーマとした参考書は複数出版されているため、各自合ったものを選んでもらいたい。

【成績評価の方法と基準】
質疑応答　50％
課題　50％

【学生の意見等からの気づき】
ドラフティングの実践の機会をより多く設け、さらなるスキルアップを目指してもらう。また、教科書や参考書には載っていないような、実務現場で役立つ情報をより多く発信していく。

【学生が準備すべき機器他】
PC（Microsoft Wordインストール済み）が必須となる。

【Outline (in English)】
Course Outline: This class is suited for students interested in becoming in-house counsel of global enterprises that engage in international commercial transactions, as well as outside lawyers retained by such enterprises. For such professions, reading comprehension and drafting skills in relation to commercial contracts written in English are, of course, necessary, but problem prevention and solving skills are also equally crucial. Through this class, students will be introduced to the basic types of commercial contracts in English and learn to interpret and draft them. Through reading and drafting such contracts, students are expected to develop the ability to generate ideas for protecting the interests of one's client and to propose contractual language that will be effective in preventing disputes (from simple interpretive discrepancies to legal actions) before they arise, and resolving disputes that actually arise, between contractual parties with opposing interests as well as differences in cultures and values.
Learning Objectives: By the end of this course, students are expected to have acquired the basic skills to: (i) read and draft the basic types of commercial contracts in English; and (ii) propose solutions to problems through contract language.
Learning Activities Outside of Classroom: Before each exercise class, students will be expected to have reviewed the previous lecture. In addition, students will be expected to complete a drafting assignment, which will be given after each exercise class. The drafting assignment are expected to be submitted prior to the next class by e-mail or through Google Classroom. The expected time for preparation and review/assignment for each class is one hour, respectively.
Grading Criteria: Grading will be decided based on Class Participation (50％) and Assignments (50％).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 法情報調査

中網　栄美子

単位数：1 単位 ｜ 受講年次：1〜2 年（春学期集中/Intensive(Spring)）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
「法情報調査」とは、法令、判例、学説等の探索・整理・分析の技法、判例の意義・読み方等、法律を学ぶ上で必要な専門的技能を学ぶ科目である。
法科大学院で最初に必須となる技能であり、法曹実務を行う上でも基本となる技能であるため、初年度・集中授業の形で実施し、確実に修得すること。

【到達目標】
法曹としての最も基礎的な専門的技能を学ぶことを目的とする。
この授業を通じて、
・法情報調査（リーガル・リサーチ）の専門的技能を修得する
・法情報調査の技能を活用し、法文書作成やプレゼンテーションの能力を高める
・法情報調査の技能を応用し、法や法制度の変化に自ら対応できる能力を高めることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」と「ＤＰ３」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
授業は講義と演習を組み合わせて行う。
いずれの回にもノートＰＣ・インターネットを利用しての課題解決型・検索実習が含まれる（授業時にノートＰＣを持参すること）。
多様な資料・データベースを駆使して、“効率的な”リサーチができるよう訓練する。各自がリサーチ結果をまとめ、発表（ショートプレゼンテーション）を行う。
※各授業の初めに、前回の授業で提出された課題からいくつか取り上げ、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 情報検索の確認<br>情報セキュリティ・<br>情報モラルの確認 | 適切で効率的なリサーチのために各資料の種類や特徴、所在、リサーチの手法や手順などについて学ぶ。併せて、情報セキュリティや情報モラルについても確認する。<br>〔準備学修等〕<br>ガイダンスで指示<br>予習課題あり。 |
| 第2回 | 法令調査１（法令集とリーガル・データベースほか） | 法令の基礎知識（法令の種類・効力）を確認し、法令集やリーガル・データベースの利用方法について学ぶ。<br>〔準備学修等〕<br>ガイダンスで指示 |
| 第3回 | 法令調査２（法令沿革ほか） | 法体系・立法過程・立法情報などを確認するとともに、条約や条例、通達・告示等の調べ方についても学ぶ。<br>〔準備学修等〕<br>ガイダンスで指示 |
| 第4回 | 判例調査１（裁判所の仕組みと判例の読み方） | 判例の基礎知識（判例の役割・裁判の仕組み）を確認し、判例集やリーガル・データベースの利用方法について学ぶ。<br>〔準備学修等〕<br>ガイダンスで指示<br>（法令・判例に関する課題あり） |
| 第5回 | 判例調査２（判例や判例評釈の調べ方） | 判例や判例評釈の調べ方、さらには審決・裁決等の調べ方について学ぶ。<br>〔準備学修等〕<br>第４回授業時に指示 |
| 第6回 | 法文献調査１（行政情報及び企業情報の調査ほか） | 行政機関が発する法情報（白書・統計、審議会・研究会情報等）をはじめ法律関連文献の調べ方について学ぶ。<br>〔準備学習等〕<br>第４回授業時に指示 |
| 第7回 | 法文献調査２（先端法学の視点から） | 生活関連法・知的財産法・情報公開・公文書管理などの文献（データベース）の調べ方について学ぶ。<br>〔準備学習等〕<br>第４回授業時に指示 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
法情報調査における資料（紙媒体・電子媒体）は利用してこそ価値あるものである。「知っている」だけでは実務に生かせない。確実に「使いこなせる」ように、かつ、必要な情報更新を自分で行えるように、反復の学習が求められる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
教科書の使用なし。
教室でレジュメ等の資料を配布するほか学習支援システム（WebClass）にも掲出する。

【参考書】
『リーガル・リサーチ（第５版）』いしかわまりこ他著（日本評論社、2016年）
『法情報の調べ方入門：法の森のみちしるべ（第2版）』
ローライブラリアン研究会編（日本図書館協会、2022年）。
『新・法律学の基礎技法Ⅰ　基礎・理論編』川﨑 政司著（弘文堂、2025年）
上記ほか、授業時に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
次の３つの項目から成績評価を行う。
①授業期間中における評価（平常点）
質疑応答 １５％
ショート・プレゼンテーション１５％（第６回・第７回授業時）
②中間レポート（第４回授業時出題・第５回授業時提出）　２０％
③期末レポート（第７回授業時出題）　５０％

【学生の意見等からの気づき】
集中授業ということで、限られた時間内に学修すべき内容が非常に多い。
講義と（検索）実習の繰り返しとなるが、主体的な学びを重視するため、適宜ペアワークやグループワーク、ディスカッションを取り入れる。

【学生が準備すべき機器他】
授業時にノートPC持参のこと。
また、インターネットやデータベースの接続準備をしておくこと
（ガイダンス時に案内あり）。

【その他の重要事項】
予習課題・中間レポート・期末レポート作成にはPCによる基本的な文書作成技能（WORD・EXCELなど）が必要となる。
※授業は２日間の集中授業として実施する
（第１日目：１限〜４限／第２日目：１〜３限）。
１日でも欠席した場合、単位取得は不可となるので要注意。

【Outline (in English)】
[Course outline]
Legal Research is a subject to learn the practical skills necessary for studying the law. It includes the skills of searching, organizing and analyzing laws, ordinances, theories, etc.. It also includes the method of reading judicial precedents.
Legal Research is essential for law school students and then of course for legal professionals. So students should learn the subject firmly at the very beginning of their first year.
[Learning objectives]
The goals of this course are to
[1] acquire the professional skills in legal research
[2] develop the basic skills for creating legal documents, and
[3] improve applied ability to the changes of the law and the judicial system.
[Learning activities outside of classroom]
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content one-credit.
[Grading Criteria /Policy]
Your overall grade in the class will be decided based on the following
[1] In-class contribution including short presentations : 30%
[2] Midterm research paper : 20%
[3] Final research paper : 50%,

LAW500A2（法学 / law 500）

# 法律文書作成

小池　邦吉

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
弁護士の立場から作成する法律文書について，簡単な事例を前提に，講義時間内に実際に起案してもらうことにより，実務において必要とされる法的思考の実践能力を確かめ、そこから理論を振り返ります。
「実践と、そから理論を振り返る」ことが目的です。

【到達目標】
これまでに学んだ法律の知識や理解を具体的事案に当てはめ，典型的な法律文書について，基礎的な内容の起案ができるようにします。
その際，いわゆる要件事実を意識しつつも，それのみにとらわれず，法律要件や法律効果を意識した起案ができるようにします。
以上を通じて，事実を前提とした法の当てはめの能力を身につけ，実践的な法的思考ができるようにします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」と「ＤＰ３」に関連

【主な授業方法】
Z その他 /Other、L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
簡単なモデル事案を前提に，講義時間内に，テスト形式で，訴状・答弁書等の法律文書を起案してもらい（その際、原則として何を考えて起案をしたのか、起案の理由も記載してもらいます。），翌週にその起案内容について講義することを基本とします。
起案時は，パソコンで起案し、データ（Word形式）で提出することを原則とします。参考文献等の持ち込みは自由とする予定です。
講義時には，質問もしますので，指名されなくても学生諸君から積極的に回答を述べていただきたいと思います。
また，モデル事案の内容に合わせて，不動産の登記簿謄本等，実務で利用される基礎資料をお配りし，その資料の見方，使い方等の簡単な解説もします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 本講義の進め方の説明と、翌週の起案についての簡単な説明 | 本講義で、半年間どのようなことを行うのか、概括的な説明をし、本講義の狙いなどを理解してもらいます。<br>また、授業の最後の方で、翌週の訴状の起案に向けて、簡単な説明をします。 |
| 第2回 | 訴状の起案 | 簡単なモデル事案に基づいて訴状の起案等をしてもらいます。 |
| 第3回 | 上記の解説等及び揚州の起案についての簡単な説明 | 主に、起案した訴状に関して，実体法・手続法を含めた解説等をします。<br>また、１０分程度、翌週の起案の説明をします。 |
| 第4回 | 答弁書の起案 | 簡単なモデル事案に基づいて答弁書の起案等をしてもらいます。事案としては，会社法がらみの事案を予定しています。 |
| 第5回 | 上記の解説等及び揚州の起案についての簡単な説明 | 起案した答弁書に関する実体法・手続法の解説等をします。 |
| 第6回 | 民事保全の概括的な解説及び翌週の起案についての簡単な説明 | 翌週に、民事保全の起案をしてもらいますが，その前に，１回分の講義時間を使って，民事保全の全体像について，必要な範囲で概括的な解説を行います。<br>また、簡単に翌週の起案の説明をします。 |
| 第7回 | 民事保全の起案 | 簡単なモデル事案に基づいて民事保全申立書の起案等をしてもらいます。 |
| 第8回 | 上記の解説等及び揚州の起案についての簡単な説明 | 起案した民事保全申立書の実体法・手続法の解説等をします。<br>また、１０分程度、翌週の起案の説明をします。 |
| 第9回 | 内容証明郵便の起案 | 簡単なモデル事案に基づいて内容証明郵便の起案等をしてもらいます。 |
| 第10回 | 上記の解説等及び揚州の起案についての簡単な説明 | 起案した内容証明郵便に関する実体法等の解説等をします<br>また、１０分程度、翌週の起案の説明をします。。 |
| 第11回 | 公正証書案の起案 | 簡単なモデル事案に基づいて公正証書の案についての起案等をしてもらいます。 |
| 第12回 | 上記の解説等及び揚州の起案についての簡単な説明 | 起案した公正証書の案に関する実体法及び公正証書についての解説等をします。<br>また、１０分程度、翌週の起案の説明をします。 |
| 第13回 | 和解条項案の起案 | 簡単なモデル事案に基づいて和解条項の案についての起案等をしてもらいます。事案としては、会社法がらみの事案を予定しています。 |
| 第14回 | 上記の解説等 | 起案した和解条項の案に関する実体法・手続き法についての解説等をします。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
起案を行う授業前の予習としては、当該文書に関する手続法の基本書の該当部分を読みます。ただし、内容証明郵便の起案及び公正証書の案の起案の前は、法的に内容証明郵便が問題となってくる場面、法的に公正証書が問題となってくる場面を、条文を検索したり、基本書の索引から検索したりして、確認をします。
起案を行った後解説の授業の前は、起案で問題となった実体法上の部分について、法律要件・法律効果を基本書で確かめた上で、問題となった事案と照らし合わせながらどのような当てはめが可能だったのかを、改めて考えます。
解説の授業後は、レジュメを参考にしながら、該当部分の基本書を再度よく読み、授業内容が基本書の内容とどの様に関係してくるのかを、よく復習します。
以上を通じて、基本書レベルでの法律用家・法律効果の重要性を確認していきます。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用せず，レジュメその他の資料を配布します。

【参考書】
特にありません。
起案すべき法律文書については、見本として資料をお配りします。

【成績評価の方法と基準】
平常点で評価し、参考とするのは、
６回の授業内起案　　９０％
授業での質疑応答　　１０％
で評価します。
各起案は，テストと同様にＡ（優），Ｂ（良），Ｃ（可），Ｄ（不可）で評価します。
目安としては、各起案のＡ評価は１５点、Ｂ評価は１２.５点、Ｃ評価は１０点、Ｄ評価は５点を標準としますが（したがって、すべてＡ評価の起案だった場合の合計点は９０点が標準で、すべてＣ評価だった場合は６０点が標準)、起案内容によっては、多少の増減を考慮する場合があります（ただし、合計点の上限は９０点)。
なお、起案日に授業を欠席した場合の当該起案の評価は０点としますが、やむを得ない欠席もあり得ますので、課題として起案を提出すれば、それなりに評価したいと思います。ただし、授業内起案と同じ評価にはなりませんので、ご注意下さい。
授業での質疑応答は、０点から１０点の範囲で評価致します。学生の積極的な発言を期待します。

【学生の意見等からの気づき】
基本的には，前年の法律文書作成の講義を敷衍しますが，これまでの様子からして，民事保全については学生の知識不足がありそうなので，民事保全の起案をする前に，１回の講義時間を使って，概括的な民事保全の解説を行うこととします。

【学生が準備すべき機器他】
起案日は，パソコンをご用意下さい。
起案日にお配りした資料は，翌週の授業に必ず持参してください。

【その他の重要事項】
新型コロナウイルス等の感染等の状況によっては、オンライン授業に切り替える可能性もあります。起案日に限りオンライン授業という可能性もありますので、予めご承知下さい。
オンライン授業に切り替えるときは、学習支援システムやメールにてお知らせ致します。

【Outline (in English)】
Course outline
Regarding legal documents created from the standpoint of a lawyer, by having them actually draft a legal document within the lecture time on the premise of a simple case, confirm the practical ability of legal thinking required in practice, and look back on the theory from there. The purpose is to "practice and look back on theory".
Learning Objectives
Apply the knowledge and understanding of the law that you have learned so far to specific cases so that you can draft the basic contents of typical legal documents.

At that time, while being aware of the so-called requirement facts, we will be able to make drafts that are not limited to that, but are also aware of legal requirements and legal effects.
Through the above, you will acquire the ability to apply fact-based laws and be able to think practically.
Learning activities outside of classroom
As a pre-class preparation for drafting, read the relevant part of the basic document of the Procedure Law concerning the document. However, before drafting the content certification mail and the draft of the notarial act, search the text to find out where the content certification mail is legally a problem and when the notarial act is legally a problem. Or search from the index of the basic book to check.
After making the draft, before the commentary class, how to check the legal requirements and legal effects of the substantive law part that became a problem in the draft in the basic book, and then compare it with the problematic case. I will reconsider whether the fitting was possible.
After the commentary lesson, while referring to the resume, read the basic book of the relevant part again and review how the lesson content is related to the content of the basic book.
Through the above, we will confirm the importance of legal homes and legal effects at the basic book level.
The standard preparatory study and review time for this class is 2 hours each.
Grading Criteria /Policy
Evaluate at normal points.
At that time, we will refer to 6 in-class drafts and questions and answers in class, and evaluate the drafts at a rate of 90% and the questions and answers at a rate of 10%.
Each draft is scored by A (excellent), B (good), C (possible), D (impossible).
If you are absent from class on the drafting day, you will be given a D rating.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑事事実認定の基礎

野嶋　愼一郎

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　刑事事件、民事事件を問わず、裁判の審理において最も重要なのは事実認定である。犯罪行為は、動機、計画（共謀）・準備、実行行為、結果、因果関係について、証拠に基づいて事実認定をする必要がある。証拠から事実が認定できるか否かによって、有罪無罪の分かれ目となる。
　本講義では、法律の解釈に加え、刑事事件における事実認定がどのようになされるのかを体得してもらうことを目的とする。

【到達目標】
　近時の司法試験でも、問題文の中に事実が記載され、それをもとに事実認定をさせる問題が出題されている。
　本講義では、刑事事件で問題となる典型的な事実認定について、事案の分析力、証拠の評価（証拠能力、証拠価値）、事実認定の手法を体得することが達成目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」と「ＤＰ３」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
事前に課題を与えるので、各自が基本書、判例、参考文献等にあたって、授業で議論できるように準備をする。授業では、課題について、いかなる証拠に基づき、いかなる事実が認定できるのか、それによってどのような結論が導き出せるのか、を双方向で質疑応答する形式で進める。なお、提出された課題等に対して、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 故意の認定(1) | 殺意の認定<br>殺人か傷害致死か<br>情況証拠の評価 |
| 第2回 | 故意の認定(2) | 薬物事犯における薬物所持の故意の認定 |
| 第3回 | 過失の認定 | 自動車運転者の過失か被害者の過失（自爆行為）か<br>民事事件との相違（過失割合） |
| 第4回 | 因果関係の認定 | 保護責任者遺棄と遺棄致死の区別 |
| 第5回 | 実行行為の認定(1) | 事件性の争い<br>傷害罪か被害者の自傷行為か<br>被害者供述の信用性 |
| 第6回 | 実行行為の認定(2) | 被害者宛の刑事告訴取下げ要求の手紙（脅迫、強要、証人威迫の区別） |
| 第7回 | 実行行為の認定(3) | 結婚詐欺<br>寸借詐欺<br>経済事犯（取引行為と詐欺の区別） |
| 第8回 | 実行行為の認定(4) | 家庭内暴力、折檻と傷害の成否 |
| 第9回 | 違法性阻却事由、責任能力 | 喧嘩における傷害（正当防衛・過剰防衛か）<br>盗癖等の責任能力の有無 |
| 第10回 | 共謀共同正犯 | 事前共謀、現場共謀<br>情況証拠の評価<br>共犯者の役割による量刑 |
| 第11回 | 自白の任意性、信用性 | 自白に陥るメカニズム<br>自白の任意性、信用性に関する事実認定 |
| 第12回 | 第三者供述の信用性 | 被害者・目撃者等の第三者供述の信用性に関する事実認定<br>犯人識別供述の信用性に関する事実認定 |
| 第13回 | アリバイ | アリバイに関する事実認定<br>弁護人の主張時期、立証活動 |
| 第14回 | 情状事件<br>裁判員裁判 | 情状事実の事実認定、量刑に与える影響<br>裁判員裁判における事実認定 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に課題を与えるので、各自が基本書、判例、参考文献等にあたって、授業で議論できるように準備をする。なお、授業期間中、数回レポートを提出させて、成績評価の対象とする。提出された課題等に対して、授業内で講評する。
なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特に指定はしない。

【参考書】
日弁連「刑事弁護実務」

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　質疑応答　５０％
　レポート　５０％

【学生の意見等からの気づき】
講師が取り扱った実際の刑事事件等を題材として、刑事事実認定の基礎となる証拠の構造、各証拠の位置付けなどをきちんと理解した上で、各証拠の評価を検討させるようにしたい。

【Outline (in English)】
The most important one is recognition of fact in a trial. It is a guilty innocent turning point in a criminal case. The aim of this lecture is learning about recognition of fact.
I give a problem beforehand. The student reads a basic book, precedent, and it is necessary to think about an answer about legal problems.
The standard time for preparation and review for this class is two hours each.
Evaluation (1 questions and answers 50% , 2 reports 50%)

LAW500A2（法学 / law 500）

# 要件事実演習

鹿島　秀樹

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　いわゆる要件事実論の基礎を学ぶ。民事訴訟の具体的な事案を素材とし、まずは訴訟物が何であるかを考える。次に、種々雑多な事実の中から、特定の法律効果を導き出すための必要かつ十分な事実を抽出する。そして、それら事実の主張・立証責任が当事者のいずれにあるか等を分析する。以上を要するに、民事実体法としての民法の規定を、民事訴訟における攻撃防御方法の観点から、より立体的・動態的に検討することが本授業の目的である。

【到達目標】
　具体的な紛争事例において、要件事実を中心とする論理的な分析思考能力の基本を習得すること。その過程を通じて、要件事実の素材をなす民法、要件事実が用いられる「場」としての民事訴訟の構造につき、理解を深めること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」と「ＤＰ３」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
　教員の指示に従い、パワーポイント教材を事前に予習し検討すること。
　授業は、学生の事前準備を前提として、双方向で進める。
　課題等に対するフィードバックは、その都度行う。また、定期試験に関するフィードバックの方法は、学習支援システムを通じて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス・要件事実総論１ | 教員の自己紹介、要件事実を学習する前提を確認する。 |
| 第2回 | 要件事実総論２ | 最も簡単な事例をもとに、要件事実の基本的な考え方を学ぶ。 |
| 第3回 | 売買代金請求訴訟 | 売買代金請求訴訟の要件事実 |
| 第4回 | 賃貸借終了に基づく建物明渡請求訴訟 | 賃貸借契約の終了に基づく明渡請求訴訟の要件事実 |
| 第5回 | 消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟 | 消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟の要件事実 |
| 第6回 | 保証債務履行請求訴訟 | 保証債務履行請求訴訟の要件事実 |
| 第7回 | 所有権に基づく不動産明渡訴訟 | 所有権に基づく不動産明渡訴訟の要件事実 |
| 第8回 | 登記請求訴訟 | 登記請求訴訟の要件事実 |
| 第9回 | 判決規範による要件事実 | 抵当権に基づく不動産明渡請求訴訟の要件事実 |
| 第10回 | 事例問題研究１ | 事例問題による検討１（売買契約の契約不適合に関する訴訟） |
| 第11回 | 事例問題研究２ | 事例問題による検討２（請負契約の事例） |
| 第12回 | 事例問題研究３ | 事例問題による検討３（建物明渡訴訟・転貸借の事例） |
| 第13回 | 事例問題研究４ | 事例問題による検討４（詐害行為取消訴訟の事例） |
| 第14回 | 総復習（予備的主張に関する補習を含む） | 要件事実学習のまとめと定期試験に向けての注意 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業の翌日を目途として、学習支援システム上に、①当該週に実施した授業の復習メモ及び関連資料、②翌週授業の教材であるパワーポイント教材をそれぞれアップする。学生は、これらの資料を見て復習及び予習を行う。
課題は、練習用の課題１回（任意提出）、平常点に関わる本課題１回（提出必須）の合計２回実施する。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
教科書は用いない（パワーポイント教材を事前にアップし、授業終了後に復習メモをアップする）。

【参考書】
①司法研修所民事裁判教官室編『要件事実ー基本編・応用編』（最高裁ホームページ、民事裁判教官室コーナー）
②司法研修所編『新問題研究要件事実　付ー民法（債権関係）改正に伴う追補ー』（法曹会）
③司法研修所編『４訂 紛争類型別の要件事実－民事訴訟における攻撃防御の構造』（法曹会）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）　３０％
　授業での質疑応答等（１０％）、期間中に提出する本課題（２０％）
期末における評価
　定期試験 ７０％

【学生の意見等からの気づき】
要件事実学習が民法の学習と繋がっていることを前提として、要件事実の基礎を学ぶだけでなく、民法学修に役立つ授業を心掛けたい。

【学生が準備すべき機器他】
特にありませんが、事前にアップされたパワポ資料と授業後にアップされる復習メモを閲覧し、予習・復習をしていただくことが必須です。したがって、これらを適時に閲覧できるデバイスを準備し、授業にも持参してください。

【その他の重要事項】
３０年余にわたる法曹（裁判官・弁護士）としての経験を通じ，多くの民事訴訟事件を担当し、要件事実の問題と常に向き合ってきた。「要件事実に助けられた」と感じることも度々であった。また、本務校での授業（学部生向けの民法）を通じ、実体法としての民法知識と訴訟における技術としての要件事実論が密接に関連していることを日々痛感している。
こうした経験を踏まえ、「楽しく、役に立つ授業」を行いたいと考えている。

【Outline (in English)】
【Course outline】
this seminar's aim is to learn the material facts of civil law, exploring the vital points of civil cases.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to the basic acquisition of requirements facts and understand the structure of substantive law and civil action.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content
【Grading Criteria /Policies】
Grading will be decided based on class manner, questions and answers (30%), and Regular examination (70%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 現代法曹論

新堂　明子

単位数：1単位　｜　受講年次：1〜4年（春学期前半/Spring(1st half)）
備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　社会の変化に伴い、法曹の役割も大きく変わろうとしている。法科大学院で学ぶ院生として、現代の法曹に求められる使命と職責を理解することを目的とする。とりわけ未修者コースの新入生は、将来、自らが担う法曹の具体的なイメージを持てるようになることを考えている。そのために、実際に法曹として活動している弁護士等にゲストスピーカーとして講義の一部を担当してもらう予定である。

【到達目標】
　現職の弁護士等の講義を聴き、質疑応答をすることにより、現代社会において法曹として活動することの意義を理解できるようにする。特に現代社会における法曹の役割が多様化していることを理解する。そして、ゲストスピーカーの人柄に触れることにより、法曹として求められる資質を学びとることを目標とする。
　この授業を通して、法曹のイメージを具体化させ、そして、自らも法曹として生きたいというモチベーションを高めることも重要な目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
　何人かのゲストスピーカーをお呼びして、その方の専門分野に関する具体的な講義をお願いする予定である。また、特定の対象分野に偏ることのないように、民事、刑事、公設事務所、インハウスローヤー等、様々な事柄を取り上げて行きたい。
　なお、テーマにもよるが、具体的な冤罪事件の記録の事前検討や、実際の法律相談を意識したローヤリング（疑似体験）等も試みる。さらにはゲストスピーカーの講義のあと、振り返り、まとめを行うことを予定している。
　これらに対するフィードバックは、その都度行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 民事裁判のＩＴ化（現代化） | 民事訴訟法の改正も実現し、現在、急ピッチで勧められている民事裁判のデジタル化（ＩＴ化）、そして、その先にある法曹の職務とＩＴ、ＡＩとの関係を、日本弁護士連合会民事裁判手続等のIT化に関する検討ワーキンググループ・民事訴訟法チーム・チーム長である本田正男弁護士に話を聴く。また、民事裁判情報のオープンデータ化の動きも解説する。 |
| 第2回 | 社外取締役としての役割と組織内弁護士の役割（企業法務） | 本法科大学院の修了生である香月由嘉弁護士は、上場会社数社の社外取締役（監査等委員）を務めるとともに、組織内弁護士としても企業法務にも従事していることから、社外取締役として弁護士が果たす役割と、組織内弁護士としての役割についての話を伺う。 |
| 第3回 | 公設事務所の役割と職務内容（公益化） | 高知県安芸ひまわり基金法律事務所、弁護士法人かながわパブリック法律事務所と過疎型と都市型の各法律事務所を立ち上げた石川裕一弁護士に公設事務所についてお話いただきます。法律相談の基本となるローヤリングの疑似体験も試みます。 |
| 第4回 | 法曹と人権－刑事裁判、刑事弁護（専門家化） | 冤罪事件として記憶に新しい布川事件。この再審弁護団に所属していた井浦謙二弁護士に刑事裁判の真髄に関する話を伺う。 |
| 第5回 | 多様化する法曹の仕事（国際化・組織化） | 本法科大学院の修了生である土取義朗弁護士は現在、法律事務所BlueWorksLawの代表弁護士である。国際化や他業種（公認会計士・税理士）との協業によって、弁護士としての新たな業務が増加・拡張している現状をお伝えする。 |
| 第6回 | 法曹の立法関与と組織内弁護士の役割（公益化・組織化） | 法務省出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室に在籍されている田尻有斗氏に、法曹が立法に関与することの重要性と組織内弁護士の役割について話を伺う。法曹の職務の新たな可能性について、ともに考える機会となる。 |
| 第7回 | 弁護士・弁護士会の公的職務（公益化） | 弁護及び弁護士会の業務の公益性について、元日本弁護士連合会事務総長、第一東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長であった菰田優弁護士の話を伺う。現代の弁護士・弁護士会が担っている公益的職務の重要性を認識することを目標とする。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　事前学習や復習はあくまで本人が授業を有効に活用するために行えば足りる。事前課題の提出等は予定していない。むしろ、授業時間中にいかに集中して、講師の講義内容から、いかに多くのことを学び取るかが重要となる。
　他者の話からどれだけ自身のモチベーションを高めることができるかが問われる授業である。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
　テキストは特に使用しない。必要な資料は、その都度、配付する。

【参考書】
　必要があれば、授業の際に指摘する。

【成績評価の方法と基準】
　平常点評価の授業である。ゲストスピーカーの話から何を学んだかを判定するための簡単なレポートの内容などに基づく成績評価することを考えている。
　以下の割合に基づき評価する。
　授業態度、授業での質疑応答　４０パーセント
　レポートの内容　６０パーセント

【学生の意見等からの気づき】
　多くの受講生に参加いただいている。現代の多様化した法曹の役割りについて、関心が高いことに改めて気付かされた。ゲストスピーカーの選定について、さらに工夫して行きたい。

【学生が準備すべき機器他】
　特にない。

【Outline (in English)】
【Course outline】
With changes in society, the role of the legal profession is also undergoing significant change. The purpose of this course is to help students understand the mission and responsibilities required of contemporary legal professionals.
【Learning Objectives】
Students will be able to understand the significance of working as a legal professional in today's society by listening to lectures by lawyers and others and engaging in question-and-answer sessions. In particular, students will be able to understand that the role of the legal profession in today's society is becoming increasingly diverse.
【Learning activities outside of classroom】
The standard preparation and review time for this class is 2 hours each.
【Grading Criteria /Policies】
Questions and answers in class: 40%
　Report: 60%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 英米法

岩田　太

単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　英米法では，英米法の特徴である陪審制度，判例法主義，憲法・連邦制度，裁判制度，契約法，刑事法，懲罰的損害賠償などについて，その法文化的背景を含めた法制度の全体像を学ぶことを主眼とします．
　内容としては，オンライン（リアルタイム）講義で，日本語のテキスト（アメリカ法入門）を用いて，受講者が担当部分を発表することを前提に，また可能であれば実際の判例（英語）やビデオ教材（英語）などの利用をしつつ，可能な限りアメリカ法の実像に迫りたいと思います．各トピックについては，事前に教材（日本語中心）を準備し，それを読んだことを前提に議論を進めたいと考えています．
・正式な授業の予定を含め連絡事項などは、基本的に学習支援システム上などに掲載し、ダウンロード可能な状態にするので、随時参照してください．

【到達目標】
英米法の特徴である陪審制度，判例法主義，連邦制度などについて正確に理解し，その法文化的背景を含めた法制度の全体像を学ぶことを主眼とします．さらにそのような学習を通じ，日本法及び日本社会を批判的な視点から見つめ直し，相対化できることが最終目標です．
＊受講する場合，事前に以下のメールアドレスにご連絡下さい．
iwataf20ku（アットマーク）gmail.com まで（アットマークを@に変更して送信ください）

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
　本講義では，テキスト（日本語文献）などについての受講者発表，教員による補足説明，受講者間でのディスカッションなどを組み合わせた受講者の積極的参加方式をとります．報告，提出された課題等に対して、授業内で講評します（すべてオンライン（リアルタイム）で実施予定）

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | イントロダクション　＊下記すべて予定（詳細は初回授業）．以下の予定はあくまでも目安であり，進捗状況によって変更の可能性があります．1　序 | 外国法・英米法を学ぶ意義、その際に必要な姿勢などについて概略する（１）英米法とは何か；（２）なぜ英米法を学ぶのか：比較法，外国法研究の意義；（３）英米法の特徴；４）イギリス法とアメリカ法；（５）一応の目標 |
| 第2回 | 裁判制度（p．1－） | 裁判制度について学ぶ（ビデオ：合衆国の裁判＆解説） |
| 第3回 | 司法システムを支える人材　（p．21－） | 弁護士，裁判官，検察官など司法の人的側面の特徴を学ぶ |
| 第4回 | 民事訴訟手続（p．36－） | 民事訴訟手続きの基本的枠組み，考え方を学ぶ |
| 第5回 | 契約法（p．57－） | 契約法の基礎を学ぶ |
| 第6回 | 物権法・財産法（p．77－） | 物件法・財産法の基本的枠組みを学ぶ |
| 第7回 | 信託法（p．95－） | 英米法の特徴の1つである信託法の基本的枠組みを学ぶ |
| 第8回 | 会社法1（p．116－） | 会社法について学ぶ1 |
| 第9回 | 会社法2（p．134－） | 会社法について学ぶ2 |
| 第10回 | 憲法1　憲法史（p．153－） | 憲法の歴史を学ぶ |
| 第11回 | 私人による法の実現（ビデオ） | 私人による法の実現を促進する制度の例として，懲罰的賠償について学ぶ |
| 第12回 | 憲法2　統治機構（p．172－） | 憲法における統治機構の特徴について学ぶ |
| 第13回 | 憲法3 人権訴訟（p．186　－） | 憲法における人権について学ぶ |
| 第14回 | 刑事事件の流れ（p．211－）<br>刑事法史（p．232－） | 刑事法の基本的枠組みについて学ぶ |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
可能な限りアメリカ法の実像に迫るため，事前の教材を入手し準備をした上で，授業に臨んで下さい．報告者によるプレゼンテーションに加え，授業中にランダムに発言を求めます．本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
『基礎から学べるアメリカ法』（弘文堂，2020）．

【参考書】
購入不要（図書館などでご参照下さい）
田中英夫『英米法総論　上下』（東大出版会）
樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）
伊藤正巳，木下毅『アメリカ法入門』（第４版）（日本評論社）
判例集：別冊ジュリスト『アメリカ法判例百選』（有斐閣）
田中英夫編集代表『Basic英米法辞典』（東大出版会　1993(2800円)）
そのほか授業内で適宜紹介します。

【成績評価の方法と基準】
配分は，報告４０%，授業参画３５%，提出物２５%です．

【学生の意見等からの気づき】
該当なし

【その他の重要事項】
授業の初回で、講義の進め方、報告担当者など説明しますので、初回から参加するようにしてください。なお、上記計画は適宜変更されることがあります。
＊注意：受講する場合，事前に以下のメールアドレスにご連絡下さい．
iwataf20ku（アットマーク）gmail.com まで（アットマークを@に変更して送信ください）

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this class, it will focus on the basic features of Anglo-American law such as the jury system, the case law system, and Federal system in the U.S. by using capital cases as examples.
【Learning Objectives】
The main purpose of this class is to better understand the basic structures of the legal system as a whole including its cultural aspects. It plan to look at recent U.S. Supreme Court decisions and video recordings of actual jury deliberation.
【Learning activities outside of classroom】
Students are expected to prepare each classes by reading assignments for each topic (assignment are mainly written in Japanese but might include English materials. Also, students are expected to print out each assignment and class handout by themselves from this class website. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
【Grading Criteria /Policy】
The Grading would be basically evaluated by presentations (40%), class participation (35%), assignment (25%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# ドイツ法

日野田　浩行

単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
下記の「到達目標」に即して、本授業は、全体を大きく次の４つの部分に分けて講義を進めて行きます。
Ⅰ　統治の基本構造（３回）　憲法の統治機構論に該当する部分ですが、行政法の一般原則である「法律による行政」の原理についても検討します。なお、ドイツやドイツ法の歴史については、自学自習の対象とします。テキスト該当部分（Ⅰ〜Ⅲ章）を読んでおいて下さい。
Ⅱ　基本権の保障（５回）　憲法の人権論に該当する部分のうち、自由権の保障を中心に検討します。
Ⅲ　私法と社会法の基本秩序（４回）　私的自治の諸相とその限界の基礎、およびドイツ労働法の特徴をなす共同決定を中心に検討します。
Ⅳ　憲法と刑事法の交錯（１回）　刑法の領域におけるテーマの中から、憲法との関係で注目される判例をピック・アップして検討します。
なお、授業内でインターネットを使用することがあります。

【到達目標】
(1) わが国の法曹をめざす法科大学院の学生諸君が、ドイツ法を学ぶことの意義はどこにあるでしょうか。
まず第一に、日本法の枠組みと論理自体ドイツ法に影響されているところが大きいことをふまえて、日本法の基本原理や理論的枠組み、あるいは個別の解釈論等につき、より深い知見を得られること。第二に、他方で、ドイツ法の制度には日本のそれと異なるものもたくさんあるので、そうした比較法的視座を得ることにより、日本法の特徴をより鋭く捉えることができるようになること。そして、第三に、日本の法律学が直面している課題につき、比較法的見地からの分析を加えることにより、法曹に必要なスキルのうち、特に「創造的・批判的検討能力」を高めること。訴訟代理人が、上告趣意書で原審の解釈等を批判する際などに外国の制度や解釈を援用することはけっこうありますが、たとえば「憲法上の権利」侵害が問題となる事案において、憲法裁判所制を採用するドイツの判例理論が採用している三段階審査の手法が憲法の学界のみならず、法科大学院生の間でもにわかに注目を集めてきていることを考えても、ドイツ法の全体像についての基礎的知識を獲得することの意味は、決して小さくはないと思います。
(2) 以上述べたドイツ法学習の意義を前提として、本授業の到達目標を次のように定めます。すなわち、基礎的な法分野についてのより深い理解や創造的検討能力の涵養に資するドイツ公法・私法の基礎につき、ドイツ連邦共和国基本法が要求する基本的秩序の観点から整理して概説することができるようになること、です。
ただ気をつけなければいけないのは、一国の基本的法秩序は確かに憲法において定められている部分が大きいのですが、法制度というものは、社会の自生的法の形成を通じても確立していくということです。その点については、私的自治の諸相とその限界という形で授業の中にとり入れていくつもりです。
　以上をふまえていえば、本授業のテーマは、ドイツ公法・私法の基礎を、私的自治（ Privatautonomie ）の原理にも配慮しながら、ドイツ基本法の定める基本的秩序の観点から検討していくことです。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
授業は、ドイツ連邦共和国基本法が定める統治機構の基本構造を概観する第１〜３回授業を除き、各回毎のテーマとの関係で重要な連邦憲法裁判所の判例をとりあげ、具体的な事例との関係での制度の運用や解釈論を意識しながら、講義形式に質疑応答を織り交ぜながら進めてゆきます。テキスト該当部分や検討する判例の評釈等については、下記の「準備学習等」の指示のほか、事前に配布する Assignment sheet の指示に従って、しっかりと準備しておいて下さい。
また、各授業参加者には、指示する授業テーマに関して報告をお願いします。また、それとは別にレポートを作成していただきます（後記「成績評価の方法と基準」参照）。
授業内で行ってもらう研究報告については、他の授業参加を交えた議論もふまえ、教員がコメントを行い、フィードバックを行います。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | Ⅰ　統治の基本構造<br>＜1＞：ドイツ連邦共和国憲法の基本原理と政治部門の国家機関 | 連邦制を含むドイツ連邦共和国の統治に関する基本原理、EUとの関係、及び政治部門の統治機構につき、ドイツの憲法であるドイツ連邦共和国基本法が定めるところを概観する。 |
| 第2回 | Ⅰ　統治の基本構造<br>＜2＞：ドイツ連邦共和国憲法の選挙制度 | ドイツ連邦議会の選挙制度につき概説し、特に比例代表選挙におけるいわゆる阻止条項に関する連邦憲法裁判所の判断について解説する。 |
| 第3回 | Ⅰ　統治の基本構造<br>＜3＞：司法権と憲法裁判所概論 | ドイツにおける司法権の概念や裁判所制度について概説したうえで、連邦憲法裁判所による違憲審査や違憲政党禁止の制度につき、基本的な説明を行う。 |
| 第4回 | Ⅰ　統治の基本構造<br>＜4＞：行政法の一般理論 | 行政法の一般理論のうち、「法律による行政」の原理につき概説したうえで、「法律の留保」原則との関係で連邦憲法裁判所が展開した「本質性理論」について検討する。 |
| 第5回 | Ⅱ　基本権の保障<br>＜1＞：一般理論 | 基本権保障の総論部分のうち、とりわけ第三者効力に関するリュート判決（連邦憲法裁判所1958年1月15日判決）、および国家の基本権保護義務論や実効的権利保障論に関わる判例を検討する。 |
| 第6回 | Ⅱ　基本権の保障<br>＜2＞：信仰の自由 | 信仰の自由の保障につき、十字架決定（連邦憲法裁判所1995年5月16日決定）およびスカーフ判決（連邦憲法裁判所2003年9月24日判決）を中心に検討する。 |
| 第7回 | Ⅱ　基本権の保障<br>＜3＞：表現の自由 | 表現の自由の保障につき、報道の自由と人格権に関するレーバッハ判決（連邦憲法裁判所1973年6月5日判決）を中心に検討する。 |
| 第8回 | Ⅱ　基本権の保障<br>＜4＞：集会の自由 | 集会の自由の保障につき、ブロックドルフ決定（連邦憲法裁判所1985年5月14日決定）およびNPD政治集会決定（連邦憲法裁判所2004年6月23日決定） |
| 第9回 | Ⅱ　基本権の保障<br>＜5＞：職業選択の自由 | 職業選択の自由の保障につき、薬局判決（連邦憲法裁判所1958年7月11日判決）を中心に検討する。 |
| 第10回 | Ⅲ　私法と社会法の基本秩序<br>＜1＞：私的自治とその制約 | 契約の自由の位置づけや意義、およびドイツ民法におけるその制度化につき概観したうえで、連帯保証決定（連邦憲法裁判所1993年10月19日決定）について検討する。 |
| 第11回 | Ⅲ　私法と社会法の基本秩序<br>＜2＞：財産権保障とその制限 | 基本法における財産権保障やドイツ民法における物権法の特徴を概観したうえで、クラインガルテン決定（邦憲法裁判所1979年6月12日決定）、ハンブルク堤防整備法判決（邦憲法裁判所1968年12月18日判決）および砂利採取事件決定（邦憲法裁判所1981年7月15日決定）について検討する。 |
| 第12回 | Ⅲ　私法と社会法の基本秩序<br>＜3＞：家族法 | ドイツ家族法の特徴を概観したうえで、婚姻名の選択に関する連邦憲法裁判所2004年2月18日判決、期限つき苛酷条項違憲決定（連邦憲法裁判所1980年10月21日決定）、非嫡出子判決（連邦憲法裁判所1969年1月29日判決）について検討する。 |
| 第13回 | Ⅲ　私法と社会法の基本秩序<br>＜4＞：労働法の基礎 | ドイツ労働法の特徴を概観したうえで、労働者の共同決定権に関する共同決定判決（連邦憲法裁判所1979年３月１日判決）について検討する。 |
| 第14回 | Ⅳ　憲法と刑事法の交錯 | 民衆扇動罪規定に関するヴンジーデル集会決定（連邦憲法裁判所2009年11月4日決定）および堕胎罪に関する第一次堕胎判決（連邦憲法裁判所1975年2月25日判決）を検討する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
第１〜３回：テキストⅣ章§1・2、XI章§2、XII章、BVerfGE 5,85（(BVerfGEとは、Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts（連邦憲法裁判所判例集）の略で、その後の数字は、それぞれ巻と頁を示している。邦語文献として、後掲・『ドイツの憲法判例Ⅰ（第２版）』[以下「憲法判例Ⅰ」という。]判例番号68 ）、BVerfGE 6,84（憲法判例Ⅰ・79）
第４回：テキストⅤ章§1〜3、BVerfGE 33, 303（憲法判例Ⅰ46 ）、BVerfGE 49,89 （憲法判例Ⅰ・61 ）
第５回：BVerfGE 7, 198（憲法判例Ⅰ24）、BVerfGE 53, 30（憲法判例Ⅰ・9 ）、BVerfGE 81,242（後掲・『ドイツの憲法判例Ⅱ（第２版）』[以下「憲法判例Ⅱ」という。]判例番号40 ）

第６回：テキストⅣ章§3（p.61-68)、BVerfGE 93,1 （憲法判例Ⅱ・16 ）、BVerfGE 108, 282（後掲・『ドイツの憲法判例Ⅲ』[以下「憲法判例Ⅲ」という。]判例番号21 )、小山剛「第二次スカーフ決定」自治研究96巻1号（2020）
第７回：BVerfGE 35,202 （憲法判例Ⅰ・29 ）
第８回：BVerfGE 69, 315（憲法判例Ⅰ・40 )、BVerfGE 111, 147 （憲法判例Ⅲ・41）
第９回：BVerfGE 7, 377（憲法判例Ⅰ・44 ）
第１０回：テキストⅥ章§1～3、BVerfGE 89, 214（憲法判例Ⅱ・6 ）
第１１回：テキストⅥ章§4、BVerfGE 52,1（事前に資料配付)、BVerfGE 24, 367 （憲法判例Ⅰ・50 )、BVerfGE 58, 300 （憲法判例Ⅰ・51 ）
第１２回：テキストⅥ章 §5・6、BVerfGE 109, 256 （憲法判例Ⅲ・10 )、BVerfGE 55, 134（憲法判例Ⅰ・34 )、BVerfGE 25, 167（憲法判例Ⅰ・37 ）
第１３回：テキストⅨ章、BVerfGE 50,290 （憲法判例Ⅰ・49 ）
第１４回：BVerfGE 124, 300（後掲・『ドイツの憲法判例Ⅳ』判例番号29)、BVerfGE 39,1 （憲法判例Ⅰ・8 ）
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書)】
村上淳一＝守矢健一/ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門[改訂第９版]』（有斐閣・2018年）

【参考書】
ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅰ（第２版)』、『同Ⅱ（第２版)』、『同Ⅲ』、『同Ⅳ』、『同Ⅴ』(信山社・2003年,2006年,2008年、2018年、2025年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　中間研究報告 50％
期末における評価
　レポート　50％

【学生の意見等からの気づき】
報告やレポートについては、受講者の人数をも考慮して、課題の設定等、適切なものとなるよう工夫していきたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】
レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用Gmailを用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have the knowledge of basic characteristics of German law.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text and other materials. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end report:50% , mid-term reports and presentation:50%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 法と経済学

今井　猛嘉

単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
法と経済学とは、多くの法律学科目で学んでいるような教義学的な法律学ではなく、ミクロ経済学の観点からの法の理解である。この授業では、伝統的な法学のミクロ経済学の立場からの理解、解釈を目指す。

【到達目標】
ミクロ経済学のごく初歩を理解した上で、所有権法、不法行為法、契約法、刑法、独占禁止法に関連する領域について、ミクロ経済学の理解を踏まえた理解ができる。教義学的な解釈論とは異なる解釈論を展開する能力に加え、法政策形成能力、法的制度設計を入れて構想することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
3回目までは通常の講義方式である。4回目以降では、割り当て部分を担当受講生が報告し、それについて議論をするという方法で講義を進める。
・定期試験解説期間にフィードバックを行う。
・リアクションペーパー等における良いコメントは授業内で紹介し、さらなる議論に活かす

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ミクロ経済学の基礎（1） | ミクロ経済学とは？<br>[準備学習等]<br>微分法の基礎を復習 |
| 第2回 | ミクロ経済学の基礎（2） | 消費者行動と企業行動 |
| 第3回 | ミクロ経済学の基礎（3） | 競争市場と効率性。市場の失敗 |
| 第4回 | 小テスト、所有権法の経済分析（1） | 前回の授業までの小テスト、所有権法の基礎<br>[準備学習等]<br>民法の所有権を復習 |
| 第5回 | 所有権法の経済分析（2） | コースの定理 |
| 第6回 | 所有権と情報、所有権と公共財 | 共同消費性、排除不可能性 |
| 第7回 | 契約法の経済分析（1） | 契約違反と損害賠償<br>[準備学習等]<br>民法の契約法を復習 |
| 第8回 | 契約法の経済分析（2） | 契約違反と損害賠償2 |
| 第9回 | 不法行為法の経済分析（1） | コスト最小化アプローチ<br>[準備学習等]<br>不法行為法を復習 |
| 第10回 | 不法行為法の経済分析（2） | 過失責任、無過失責任 |
| 第11回 | 刑法の経済分析（1） | 犯罪の経済学とは<br>[準備学習等]<br>刑法総論を復習 |
| 第12回 | 刑法の経済分析（2） | 抑止刑論 |
| 第13回 | 独占禁止法の経済分析（1） | 独占禁止法の基礎に関する論争の概説（シカゴ学派による主張、その他） |
| 第14回 | 独占禁止法の経済分析（2） | 独占の禁止が経済学的に効率的と言えるのかが問題となる、最新の事例等を検討する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
講義の対象となった法領域(例えば所有権）に対応する伝統的な法律学的なアプローチの基礎的な理解が求められる。なお、法律学的な高度な内容は求めないので、未修コースの学生もハンデなく学習可能である。数学についても、授業の中で説明するので、前提となる知識は不要である。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
クーター、ユーレン（太田勝造訳）『新版　法と経済学』商事法務研究会であるが、現在絶版なので再版がなされない場合は、必要個所をコピーして配布。

【参考書】
特になし

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価
質疑応答50%
期末における評価
レポート50%
Questions and answers in the class, 50%
Report 50%

【学生の意見等からの気づき】
学生からの意見を踏まえて、分かりやすい講義、細かな脇道にはこだわらない講義を目指す。

【学生が準備すべき機器他】
特になし

【Outline (in English)】
In this course,the several main issues in the Law and Econonmics field will be lectured.
Through studying them,the participants will be able to get the different viewpoint to the issues from their supposedly acquired traditional legal thinking.
In prepartion for doing so,they are required to have the basic knoledge to the micro economics.
Studying outside of class hours and number of hours:Read materials before the class.
2 hours would be required for preparation of the class.
Evaluation methods and standards are questions and answers in the class(50％) and repoort score(50％).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 法制史

中網　栄美子

単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
日本の近・現代法制史を、主として憲法、民法、商法、刑法など主要法典の制定過程を中心に学ぶ。授業の中心は幕末・明治維新以降〜現代に至るまでの日本法制史だが、古代・中世・近世の法や裁判についても近・現代と比較する目的で適宜取り上げる。併せて、「法曹養成」「差別と法」「災害と法」の歴史など各論的テーマについても学ぶ。

【到達目標】
未来の法曹として、過去と現在の関わりを時に客観的に時に批判的に問いながら、日本の法や裁判への理解を深化させ、法的思考力や分析力を培うことを目的とする。
この授業を通じて、
・主要法典の成立過程の概要を理解する
・前近代と近代の裁判の相違を理解する
・現代の法的諸課題を理解する
ことができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
授業は講義を中心に質疑応答・討論を行う。
各回授業終了後はリアクションペーパーの提出を求める。
このほか授業後半の回では各自が30分程度の報告（プレゼンテーション）を1回行う。
授業内でインターネットを使用し、オンライン上の資料検索や資料紹介を行うことがある。
※提出されたリアクションペーパーに対して、添削・返却する。併せて、
授業の初めに、前回の授業で提出されたリアクションペーパーから
いくつか取り上げ、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 法制史入門 | 法制史とは　〜最近の裁判事例から〜<br>[準備学修等]<br>予習課題を別途指示 |
| 第2回 | 古代法特論 | 律令法の継受<br>[準備学修等]<br>参考テキストp8〜11、p14〜15及び28〜29 |
| 第3回 | 中世法特論 | 中世法の基本的特徴と裁判制度<br>[準備学修等]<br>参考テキストp38〜41、p76〜77及びp84〜86 |
| 第4回 | 近世法特論 | 近世法の基本的特徴と裁判制度<br>[準備学修等]<br>参考テキストp94〜97、p100〜103及びp122〜124 |
| 第5回 | 近代の法①<br>（幕末維新と近代国家形成） | 幕藩体制から近代国家への移行と大日本帝国憲法の制定<br>[準備学修等]<br>参考テキストp160〜163及びp198〜201 |
| 第6回 | 近代の法②<br>（不平等条約） | 領事裁判と条約改正<br>[準備学修等]<br>参考テキストp158〜159及びp164〜165 |
| 第7回 | 近代の法③<br>（西欧法の継受） | 旧民・商法の起草と法典論争<br>[準備学修等]<br>参考テキストp170〜171、174〜175、204〜205及び208〜109 |
| 第8回 | 近代の法④<br>（刑法理論の争い） | 旧刑法の制定と現行刑法の制定<br>[準備学修等]<br>参考テキストp172〜173、192〜193及びp212〜213 |
| 第9回 | 近代の法⑤<br>（内地延長主義） | 植民地の法と法制度<br>[準備学修等]<br>参考テキストp232〜233 |
| 第10回 | 近代の法⑥<br>（労働者の権利） | 社会法の形成<br>[準備学修等]<br>参考テキストp238〜239 |
| 第11回 | 近・現代の法①<br>（民主主義） | 日本国憲法の制定と戦後改革<br>[準備学修等]<br>参考テキストp262〜265 |
| 第12回 | 近・現代の法②<br>（司法制度改革） | 陪審裁判と裁判員裁判<br>法曹養成の歴史<br>[準備学修等]<br>参考テキストp178〜183 |
| 第13回 | 通史①<br>（差別と法） | 差別と法<br>ハンセン病・新型コロナウイルス<br>[準備学修等]<br>資料配布 |
| 第14回 | 通史②<br>（災害と法） | 自然災害（地震・津波・火山の噴火など）と人災の歴史と法<br>[準備学修等]<br>資料配布 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各回授業に該当する参考テキスト部分を予習する。事前配布資料がある場合は参考テキストと併せて予習を行う。特に読み方・意味などが不明の歴史・法律用語は各回の授業前に可能な限り調べてくること（調べ物の際の基本検索ツールについては初回授業で紹介する）。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
参考テキスト：
岩谷十郎ほか編『よくわかる日本法制史』（ミネルヴァ書房、2025年）
上記ほか授業でレジュメ・資料を配布する。
※参考テキスト及び参考書については初回時に説明する（初回時に持参不要）。

【参考書】
浅古弘・伊藤孝夫ほか編『日本法制史』（青林書院、2010年）
川口由彦著『日本近代法制史』（第2版）新世社、2014年
出口雄一ほか著『概説　日本法制史』弘文堂、2018年
このほか適宜授業で紹介する。

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
各回課題及びコメントペーパー 30％
報告（プレゼンテーション）　20％
期末における評価（レポート） 50％

【学生の意見等からの気づき】
「歴史」の授業を「暗記物」ととらえ、覚えることばかり多くて「大変」とか「つまらない」と感じていた学生諸君に「歴史」は貴方の生きる国の、そして貴方自身の過去・現在・未来を「考える」ための授業であることを自覚してもらいたい。
この授業は貴方がこれまで「そういうものだ」と漠然と考えていた、あるいは、「それが常識だ」と信じていた既存の「歴史的事実」を一旦壊し、あるいは揺るがし、再構成する訓練を行うものである。

【学生が準備すべき機器他】
初回授業では各自貸与パソコンを持参し、インターネットに接続できるように準備しておくこと。

【その他の重要事項】
授業前後に質問を受け付けるほか、Ｅメールでの質問も受け付ける。
毎週の課題の提出は「学習支援システム」(WebClass)を利用する。
連絡用メールアドレス等は初回に案内する。

【Outline (in English)】
[Course outline]
This course is for learning the Japanese Modern Legal History, especially about the process of establishing major codes such as the Constitution, Civil Code, Commercial Code, Penal Code etc. The core part of the course is the history of Japanese legislation from the end of the Tokugawa period and the Meiji Restoration to the modern era, But the distinctive aspects of the laws and the legal systems in ancient times, medieval times and early-modern times are also discussed for the comparison with the modern and present times. In addition, we also learn about the history of the legal education system, the antidiscrimination law and the disaster law in Japan.
[Learning Objectives]
The goals of this course are to
[1] understand the outline of the process of establishment of the major codes
[2] understand the difference between pre-modern and modern trials, and
[3] understand present legal issues from those historical backgrounds.
[Learning activities outside of classroom]
Students will be expected to have completed the required assignments after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.
[Grading Criteria /Policy]
Your overall grade in the class will be decided based on the following
[1] Term-end Paper: 50%,
[2] Short Reports: 30%, and

[3] Short Presentation: 20%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 立法学

長谷川　彰一

単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
現代社会では、時代の変遷に応じて国民の福祉を向上させ、複雑な国民の利害を調整するため、様々な法規範の定立（立法）が行われている。そして、そのように定立された法規範は国民によって遵守されなければならないが、一方で、社会経済情勢の変化に応じて必要な改廃は迅速的確に行われなければならない。このような、法規範の定立や改廃の、意義、内容、手続きなどを理解し、さらに進化させようという試みが立法学である。
本講義では、このような立法学およびその周辺事情を概観する。

【到達目標】
1）学生が、以下のことを理解できるようにする。
① 法とは何か、法令の体系、法令の効力
② 立法政策や立法内容の在り方、立法過程の現状
③ 法律の形式や構造、附則、一部改正、法令用語などの立法技術の要点
④ 地方自治立法や行政立法の仕組み、法令解釈の要点
2）学生が、実際の条例立案に取り組み、立法作業を体得する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
1）本年は、対面授業で、次の様な進め方を想定している。
① 各回のレジュメは、原則として授業日の概ね2日前までに、学習支援システムの教材欄に掲示するので、各受講生は、それを予習する。
② 各回の授業では、レジュメの講義、質疑、演習などを行う。講義は、レジュメを予習していることを前提とし、レジュメの内容をかいつまんで概説する。演習は、条例立案の演習とし、各人が行う演習と、グループ演習とを行う。
2）授業は、2026年度春学期時間割に従い、原則として水曜日の第４限（15:00〜16:40）に行う。
ただし、司法試験の日程を考慮し、学年暦の春学期水曜日の第14回目である7月8日(水)は休講とし、代替として、第8回の授業を5月23日(土)第4限に補講として行うのでご留意いただきたい。
3）演習の提出物等に対するフィードバック方法として、提出された演習シート等に対して、適宜、授業内で講評を行う。
4）感染症対策などの関係でオンライン授業などとなった場合には、授業の変更がありうる。その場合には、その都度、学習支援システムにより提示するので、ご留意いただきたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第 1 回（4/8） | 1）立法学へのいざない<br>2）法令の効力①（場所に関する法令の効力） | 1）「法」とは何かや法令の秩序を考察しながら「立法学」の概要を把握する。あわせて、日本の法令の種類や法体系を概観する。<br>2）法令は、どのように効力を発揮するのか。まず、法令がどこで効力を発揮するのかについて、把握する。 |
| 第 2 回（4/15） | 1）法令の効力②（人・時に関する法令の効力）<br>2）立法事実<br>3）法律事項 | 1）ここでは、法令が、だれに対して、いつからいつまで効力を発揮するのかについて、把握する。<br>2）法的な制度は、どのような動機で、どのような社会事実を踏まえて、形成されていくか。「立法事実」の理解を通じて立法政策の在り方を考察する。<br>3）「法律事項」などの立法の要件について考察する。 |
| 第 3 回（4/22） | 1）法律案の企画立案<br>2）演習①（50分） | 1）法律案はどのようにして作成されていくのであろうか。法律案の企画立案の手続きや過程を内閣立法と議員立法について概観し、法律の立案過程を理解する。<br>2）演習では、具体的な事例で、条例立案の取り組みを経験する。<br>まず、各人による立案演習シート（1）の作成、提出 |
| 第 4 回（4/29） | 1）立法内容<br>2）演習②（50分） | 1）法律の内容として、どのような事柄が規定されるのであろうか。法律の具体的な規定内容を考察する。<br>2）グループによる立案演習シート（1）の検討 |
| 第 5 回（5/6） | 1）法律の基本形式・構造（配字を含む。）<br>2）演習③（50分） | 1）そもそも法律はどのような形式で書かれているのであろうか。立法技術の基本として、公布文から署名に至るまでの法律の基本的な構造、配字などを理解する。<br>2）各人による立案演習シート（2）の作成、提出 |
| 第 6 回（5/13） | 1）条の基本形式・構造（文体・用字を含む。）<br>2）演習④（50分） | 1）条・項・号の基本的な形式、条文の構造、文体、用字などの立法技術を理解する。<br>2）グループによる立案演習シート（2）の検討 |
| 第 7 回（5/20） | 1）附則<br>2）地方自治立法<br>3）演習⑤（50分） | 1）立法技術の一環として、附則の規定内容を理解する。<br>2）地方公共団体の条例や規則を概観する。<br>3）各人による条例案の作成① |
| 第 8 回（5/23） | 1）法令の制定過程<br>2）演習⑥（50分） | 1）法律案及び条例案の国会・地方議会提出から、審議、可決・成立、公布、施行までの一連の制定過程を把握する。<br>2）各人による条例案の作成②、提出 |
| 第 9 回（5/27） | 1）法律の一部改正・全部改正・廃止<br>2）演習⑦（50分） | 1）立法技術の一環として、一部改正・全部改正・廃止などの形式を把握する。<br>2）提出された条例案のうちいくつかをとりあげ、形式面の検討（全体討議） |
| 第 10 回（6/3） | 1）法令用語①<br>2）演習⑧（50分） | 1）立法技術の一環として、法令用語を概観する。<br>2）グループによる条例案などの検討① |
| 第 11 回（6/10） | 1）法令用語②<br>2）演習⑨（50分） | 1）法令用語（続き）<br>2）グループごとに、条例案についての教官への質疑応答 |
| 第 12 回（6/17） | 1）法令用語③<br>2）演習⑩（50分） | 1）法令用語（続き）<br>2）グループによる条例案などの検討②、提出 |
| 第 13 回（6/24） | 演習⑪ | 各グループから条例案などを発表する。<br>その後、全員で吟味する。 |
| 第 14 回（7/1） | 1）行政立法<br>2）法令の解釈<br>3）全体の総括 | 1）法律以外の国の法令の立法内容や立法過程を概観する。<br>2）法令の読み方・解釈について理解する。<br>3）講義を総括し、これからの立法のあり方について考察する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各受講生は、事前にレジュメを予習する。なお、レジュメは、本文と参考資料からなっているが、基本的には、本文を予習することとする 。参考資料は、必要に応じて参照すればよい。講義は、レジュメを予習していることを前提とし、レジュメの内容をかいつまんで概説することとなる。
条例立案の演習のうち、各人によるシートや条例案の作成及びグループによる条例案などの作成については、適宜、提出を求めるので、授業時間中に終わらなかった場合には、宿題となる。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
授業中に行う講義に関しては、テキストの指定はせず、レジュメを配布する。
授業中に行う条例立案演習に関しては、テキストとして、拙著「Q&A実践法制執務」（ぎょうせい）を指定する。

【参考書】
（実務の基本書）
「新訂　ワークブック法制執務　第2版」法制執務研究会　編（ぎょうせい・2018）
「法令用字用語必携　第4次改訂版」法令用字用語研究会　編（ぎょうせい・2011）
（教官著書）
「Q&A実践法制執務」長谷川彰一　著（ぎょうせい・2025）
「改訂　法令解釈の基礎」長谷川彰一　著（ぎょうせい・2008）
「自治立法」松永邦男／長谷川彰一／江村興治　著（ぎょうせい・2002）
（その他の基本的な書籍）
「立法学講義＜補遺＞」大森政輔／鎌田　薫　編（商事法務・2011）
「立法学―理論と実務」大島稔彦　著（第一法規・2013）

【成績評価の方法と基準】
1）成績評価の方法
○ 授業期間中における評価（授業における質疑応答・発言など、立案演習で提出された資料及びその発表）
○ 期末における評価（課題に対するレポート）
2） 成績評価の基準

① 授業における質疑応答・発言など ２０％
② 立案演習で提出された資料及びその発表 ５０％
（各人が作成した立案演習シート（１）・（２）・条例案などを個別評価し、グループで作成された条例案などをグループ評価する。）
③ 課題に対するレポート ３０％

【学生の意見等からの気づき】
本講義では、これまでの講義内容を踏まえ、知識の量よりも知識に対する理解度や知識を用いた実践的な力を重視する。

【学生が準備すべき機器他】
講義のレジュメ等は、学習支援システムへの掲示にてデータで配布する。また、演習の資料もデータで配布し、各受講生は、そのデータへの書き込みにより演習を行うこととなる。このため、各受講生は、貸与ＰＣその他の、データの閲覧・データへの書き込みができるデバイスを準備すること。

【Outline (in English)】
This course introduces the legislative studies to students taking this course. At the end of the course, students are expected to acquire legislative policy making, legislative contents, legislative techniques and legislative process.

Before each class meeting, students will be expected to have read the lecture resume materials. Your required study time to understand the course content is at least four hours before/after each class meeting.

Grading will be decided based on the follwing : in class contribution 20%, materials submitted in the class 50%, term-end reports 30%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# アメリカ政治論

石川　敬史

単位数：2単位　｜　受講年次：1〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
（概要）
アメリカ合衆国憲法の基本的特徴について、その歴史的経緯から概観した上で、アメリカ合衆国憲法の本文、その制定者によるコンメンタールである『ザ・フェデラリスト』（岩波文庫）を読みながら、政治史の中でどのようにその解釈が変遷してきたのかを検討します。
(目的)
アメリカ合衆国憲法の制定過程から、憲法制定権力とはアメリカ合衆国の場合どのようなものであったかを理解し、日本国憲法を学ぶ上で有益な題材を獲得していただくことにあります。

【到達目標】
・アメリカ合衆国の憲法体制を政治史の中で理解する視座を涵養します。
・日本の憲法や統治体制との比較考察を行い、法と政治文化の関係についての識見を磨きます。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
この授業は次の順で進めます。
（初回〜3回目）アメリカ合衆国憲法制定までの政治史についての講義を行う。
（4回目〜11回目）この授業の教科書である『ザ・フェデラリスト』の諸論考を検討する。
（12回目〜14回目）具体的な政治的事象を通してアメリカ合衆国における立憲主義についての講義を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | イギリス領13植民地とイングランドの国制 | アメリカ合衆国憲法を理解するための前提１ |
| 第2回 | 連邦憲法と連合規約 | アメリカ合衆国憲法を理解するための前提２ |
| 第3回 | 連邦憲法の作成経緯と「憲法制定権力」についての考察 | アメリカ合衆国憲法を理解するための前提３ |
| 第4回 | 連邦憲法を読む１ | 連邦政府の構築 |
| 第5回 | 連邦憲法を読む２ | 連邦政府の正当化 |
| 第6回 | 連邦憲法を読む３ | 共和政と連邦制 |
| 第7回 | 連邦憲法を読む４ | 権力分立 |
| 第8回 | 連邦憲法を読む５ | 連邦議会下院の構成と権限 |
| 第9回 | 連邦憲法を読む６ | 連邦議会上院の構成と権限 |
| 第10回 | 連邦憲法を読む７ | 大統領制 |
| 第11回 | 連邦憲法を読む８ | 大統領の権限 |
| 第12回 | 連邦憲法を読む９ | 司法権 |
| 第13回 | 18世紀に制定された憲法とその運用(1) | ・修正条項の歴史的検討<br>・大統領制における立法権 |
| 第14回 | 18世紀に制定された憲法とその運用(2) | アメリカ合衆国における立憲主義とは何か |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・授業参加に当たって教科書・参考文献の該当部分を読んでおいてください。
・本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
アレグザンダーハミルトン、ジョン・ジェイ、ジェイムズ・マディソン（斎藤眞・中野勝郎訳）『ザ・フェデラリスト』（岩波文庫、1999年）

【参考書】
田中秀夫［編集］『ベーシック英米法辞典』（東京大学出版会、1993年）
久保文明・阿川尚之・梅川健［編］『アメリカ大統領の権限とその限界』（日本評論社、2018年）

【成績評価の方法と基準】
①授業期間中に行うレポートと報告（50％）
・レポート（25％）
・報告（25％）
②ディスカッションへの参加姿勢（50％）

【学生の意見等からの気づき】
・近年の連邦最高裁判決へのコメントや研究の紹介など、今日のアメリカ司法権の動向についてより理解を深める授業にしたいと考えています。
・その比較として日本の司法制度への理解を深める視座を提供いたします。
・アメリカの政治文化についてより解像度の情報を提供します。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【その他の重要事項】
・授業毎にレジュメ・資料を配布するので、それを復習の材料にしてください。
・履修者の人数によって、授業形態（講義形式に近いものか、演習形式に近いものか）には多少の変動があると考えられます。
・意見・質問等は積極的に伝えてください。
・積極的な発言を歓迎します。

【Outline (in English)】
(Overview)
This course provides an overview of the fundamental characteristics of the United States Constitution, tracing its historical development.  We will examine how interpretations of the Constitution have chaged within the context of political history, by reading both the text of the Constitution itself and The Federalist Papers (Iwanami Bunko), the commentary written by its framers.
(Objective.)
This course aims to provide students with an understanding of the Constitution-making power in the United States through the process of enactment of the U.S. Constitution and to provide useful material for studying the Constitution of Japan.
(Learning activities outside of the classroom)
At the end of each class, the theme of the next class will be announced, so please look over the relevant sections of the textbook and reference books.
Focus on reviewing after each class.
Your study time will be more than four hours for a class.
(Grading Criteria /Policy)
At the end of each class, the theme of the next class will be announced, so please look over the relevant sections of the textbook and reference books.
Focus on reviewing after each class.
Grading criteria are as follows.
① Reports and presentations during the course period (50%)
・ Reports (25%)
・ Presentations (25%)
② Participation attitude in discussions (50%)

LAW500A2（法学 / law 500）

# 債権回収法

大中　有信

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
民法上の金銭債権は，実体法上の権利として，請求力，掴取力，給付保持力を有する。したがって，債権者はこれらの権能のうち請求力と掴取力を行使して債権回収を図るが，請求に対する任意の弁済がえられず債務不履行状態に陥った場合の救済方法としては，手続法である民事執行法上の強制執行による回収を図ることになる。さらに進んで，債務者が支払不能に陥った場合は，倒産処理にかかる法制度によって回収を図ることになるが，このような状況下では，単独の債権者と債務者の関係のみでは問題を処理することはできず，債権者集団の満足の最大化という観点を中心におくことになる。単なる債務不履行から，支払不能に至る諸段階の中で，実体法上の債権は，手続きと手続法による実体法規範の変更によって，様々な変容を被る。
手続法による実体法の変容の現象形態とその正当化原理がどのようなものであるか，個別の回収対象ごとに具体的な考察をおこなうことで，債権回収という観点から見た，実体法および手続法の総合的な理解を深めることがこの授業の目的である。

【到達目標】
この講義は，主として民法上の債権の物的・人的担保および債権の効力，債権の消滅並びに多数当事者の債権関係に関する諸規定のうち金銭債権の回収に関わる制度と関連する民事執行法，倒産処理法（破産法，会社更生法，民事再生法等）の諸制度における債権の処遇の比較を通じて，債権を回収するに際して生ずる法律問題群を明確に理解することが目標である。
このことを通じて，債権回収という機能的観点から見た，実体法と手続法のより立体的な理解に到達する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
一応講義形式ではあるが，比較的複雑な具体的事例を中心にして，与えられた設問に解答を与える中で，主要な判決例，民法，民事執行法，倒産処理法の制度の内容について理解を深めて行く。
第1，2回において，導入として債権回収法というコンセプト自体について解説するとともに，民法以外の関係諸制度の概要について概観する。
第3回以降は，個別の回収についての問題群を，債権回収対象ごとに大きく，I. 金銭債権を対象とする債権回収（第3回〜第6回），II. 動産を対象とする債権回収（第7及び第8回），III. 不動産を対象とする債権回収（第9回〜第11回），IV. 保証による債権回収（第12回〜第14回）に分けて検討する。設問については，適宜質疑応答を行うから，事前に配布する教材の事案を，判例集，教科書等を参考にしながら，各自検討したうえで受講していただきたい。
また授業中に指示する課題等に対して，授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 債権回収法の意義と視角（その1） | 債権回収法の対象，債権回収における実体法と手続法の関係<br>［準備学習等］<br>教材の検討 |
| 第2回 | 債権回収法の意義と視角（その２） | 民事執行法，倒産処理法の概要<br>手続法による実体法の変容とその分析視角<br>債権回収と「私的整理」および「私的整理ガイドライン」の意義 |
| 第3回 | 金銭債権執行による債権の回収 | 金銭債権執行の構造，金銭債権執行による債権の回収，金銭債権執行と債権者代位権による債権の回収 |
| 第4回 | 倒産手続きにおける否認と詐害行為取消権 | 否認と詐害行為取消権の対比，個別構成要件の比較，個別債権についての優先的債権回収とその正当化 |
| 第5回 | 債権譲渡 | 指名債権債権譲渡の対抗要件構造，特例法による登記，集合債権譲渡担保とその効力，倒産手続きにおける集合債権譲渡担保の効力 |
| 第6回 | 相殺 | 相殺による債権回収の概要，差押えと相殺についての債権回収的視角からする文責，相殺の担保的機能を巡る倒産処理法における処遇 |
| 第7回 | 集合動産譲渡担保 | 動産執行の手続き，集合動産譲渡担保の性質と意義，集合動産譲渡担保の実行手続，倒産処理における集合動産譲渡担保の処遇 |
| 第8回 | 動産売主の代金債権回収 | 売主の代金債権回収方法の概観，執行手続における代金債権回収，倒産処理における代金債権の処遇 |
| 第9回 | 占有による執行妨害 | 占有による執行妨害と執行法上の対応，執行妨害に対する実体法上の対応，執行妨害に対する倒産法上の処遇 |
| 第10回 | 不動産の果実を対象とする債権回収 | 賃貸不動産からの債権回収，抵当権による物上代位，不動産収益執行制度，賃貸不動産の倒産処理法における処遇 |
| 第11回 | 抵当不動産の任意売却 | 抵当不動産の売却，代価弁済と抵当権消滅請求，倒産手続きによる抵当不動産の譲渡 |
| 第12回 | 弁済による代位と共同抵当 | 弁済による代位の法的性質，共同抵当における負担の割り付け，弁済による代位と法定代位権者の負担割合，一部弁済と個別執行の関係，一部弁済による代位と倒産処理法 |
| 第13回 | 主債務者の免責と保証 | 主債務者の免責と保証，付従性との関係，倒産処理法における主債務者の免責と保証，私的整理における主債務者の免責 |
| 第14回 | 機関保証と特約 | 協会保証の契約複合類型，保証人間の特約，保証人と債権者との特約 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に配布するプリント教材にあげられた問題について解答を検討する。本授業の準備学習・復習時間は各回予習2時間，復習に2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
事前に配布するプリント教材
高須・木納・大中編著『事案分析　要件事実―主張整理の基礎』（弘文堂，2015 年）

【参考書】
講義中に指示する

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）

予習課題に即した授業内での質疑応答についての評価をおこなう
10％
期末試験
期末に課す事例式問題を出題内容とする試験において，債権を回収するに際して生ずる法律問題についての理解度と表現力を評価する
90 ％

【学生の意見等からの気づき】
法的文書の起案に際しての注意点についても，詳細な指示をおこなう。

【Outline (in English)】
Civil law receivables under the Civil Code have claiming power, grasping ability, benefit retention capability as substantial rights. Therefore, the obligee exercises the claiming power and the grasping ability of these authorities to collect the debts, but as a remedy method in the case of arbitrary repayment of the claim can not be obtained and falling into the defaulted state, the procedure law It is planned to collect by force enforcement under the civil execution enforcement law. If we go further and the obligor falls into insolvency, we will try to recover by the legal system concerning the bankruptcy process. Under such circumstances, however, under the circumstances of a single creditor and the debtor only the problem can not be processed and focuses on the viewpoint of maximizing the satisfaction of the creditors group. Under various stages leading from insolvent defaults to insolvency, substantive claims are subject to various transformations due to procedural and procedural law changes to substantive legal norms.
By analyzing the phenomenon form of the transformation of the substantive law by the Procedural Law and its justification principle and concrete consideration for each individual collection target, it is possible to analyze the substantive law and It is the purpose of this lesson to deepen the comprehensive understanding of the procedural law.
Work to be done outside of class (preparation, etc.)-
Students will examine the answers to the questions given in the printed materials distributed in advance. The standard preparation and review time for this class is 2 hours for preparation and 2 hours for review each time.
Grading criteria -
Evaluation during the class period (normal points)
Evaluation of question-and-answer session in class based on preparatory work 10%.
Final exam
A final exam will be given at the end of the semester to evaluate the students' understanding and ability to express themselves on the legal issues that arise in the collection of receivables.
90%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 現代家族の法と手続

野嶋　愼一郎

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　法律家のみならず、誰しもが身近に直面する問題として離婚と相続がある。家族法の問題は、金銭的な解決だけではなく、夫婦・親子の情が絡んでいるため、事件を複雑、深刻なものとしている。また、家庭裁判所で審理される少年事件（刑事事件）も講義する。
本講義では、家庭裁判所で審理される刑事事件、家事事件を対象として、それがどのように解決されているのか、を学習するすることを目的とする。

【到達目標】
　本講義では、具体的題材をもとに、少年事件、家事事件に関する基本的な知識、具体的問題の解決方法、を体得することを目的とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
事前に示される課題（授業内課題、択一問題）、資料などを目を通し、関係する文献を読むなど準備をし、授業当日においては双方向で質問や議論をする形式で進める。
授業内において、数回、レポート課題を出題する予定である。提出された課題に対して、授業前に各自に返却し、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 少年法概説 | 少年法の適用事件<br>少年審判の目的・機能・対象・基本原理 |
| 第2回 | 少年審判と弁護活動 | 事件の受理<br>事件の調査<br>当事者の役割<br>審判手続と弁護活動 |
| 第3回 | 家事調停手続 | 調停手続の概略<br>手続代理人としての活動 |
| 第4回 | 家事審判手続<br>人事訴訟手続 | 審判手続・人事訴訟手続の概略<br>手続代理人としての活動 |
| 第5回 | 親族１ | 親族法総則<br>夫婦（婚姻） |
| 第6回 | 親族２ | 夫婦（離婚） |
| 第7回 | 親族３ | 親子（実子） |
| 第8回 | 親族４ | 親子（養子）<br>親権 |
| 第9回 | 親族５ | 後見、保佐、補助<br>扶養 |
| 第10回 | 相続１ | 相続法の基礎<br>相続人と相続分 |
| 第11回 | 相続２ | 遺産共有<br>遺産分割 |
| 第12回 | 相続３ | 相続の承認、放棄<br>相続人の不存在<br>相続回復請求権 |
| 第13回 | 相続４ | 遺言 |
| 第14回 | 相続５ | 遺留分 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に示されるテーマ、資料などを目を通し、関係する文献を読むなどして、授業当日において、質問や議論をすることができるように、相応の準備をしてくることが必要になる。本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用しない。
レジュメ・資料については、別途、配布する。

【参考書】
「少年法入門」裁判所職員総合研修所監修（司法協会）
「民法７親族・相続第８版」（有斐閣アルマ）
「民法VI親族・相続」（有斐閣リーガルクエスト）

【成績評価の方法と基準】
授業中における評価（平常点）
　授業での質疑応答　２０％
　課題の評価　６０％
期末における評価
　レポート　２０％

【学生の意見等からの気づき】
テーマ・授業の進め方などは、学生の意見を取り入れて、柔軟に対応することを心掛けたいと考えている。
実際に取り扱った少年事件、家事事件の苦労、面白さ、やりがいなどを話すことによって、実務に対する興味を持ってもらいたいと考えている。

【Outline (in English)】
There are a divorce and succession as the problem of everyone's facing it close. Feeling as well as money involves the family's problem. Students learn about the boy criminal case at a domestic relations court. The aim of this course is to acquire 1 the basic knowledge about a boy case, the housework case, 2 the solution of problem based on a concrete subject.
The student must prepare about a problem, a document, references. I push forward the class in the form of bi-directionally discuss. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Evaluation (1 questions and answers 20%, 2 evaluation of problems 60%, 3 reports 20%)

LAW500A2（法学 / law 500）

# 労働法Ⅰ

沼田　雅之

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・労働契約法・労働基準法の法理論と実務的法知識および問題を解決する応用力の修得を目的とする。各項目について最初に学説判例の概観をし、それを踏まえて事例問題を題材にケース・スタディ方式で労働法理論を学んでいく。とくに労働契約法・労働基準法の主要テーマについて、最高裁を中心とした判例動向を押さえながら、判例学説の議論を学習し、問題を適切に解決する能力を身につける。

【到達目標】
・本授業を受講した院生は、労働法総論として労働法全体の基本的仕組みや労働法の基本理念・原理を踏まえたうえで、昨今の労働法の改正動向を理解することができる。
・各論としては、労働契約法については、労働契約の締結から終了にいたる過程で発生する労働契約をめぐる法的問題を学習することを通じて、採用や配転・出向、就業規則による労働条件の決定と変更、解雇規制などの具体的問題を正確に理解することができる。
・また、労働基準法上の労働時間規制をめぐる問題として、具体的には労働時間の原則、労働時間の弾力化、休憩・休日・休暇に関する法律問題などを正確に理解することができる。
・本授業を受講した院生は、これらの学習を通じて、労働契約法や労働基準法の適用に関する具体的事例問題について、論点を正確に把握し、その点をめぐる裁判実務の現状を踏まえたうえで、適切な解答を記述できる力を身につけることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・各テーマについて判例学説の到達点を概観する。そして、各テーマに関する事例問題を提示し、その論点の析出と議論の整理を中心としたケース・スタディ方式の授業とする。
・各テーマごとに事例問題を宿題として出し、院生と応答しながら論点整理を行う。
・毎回授業で用いる事例問題や資料等は学習支援システムを通して配布する。
・ソクラテスメソッドを用いて授業を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス、労働法とはなにか | ・この授業の進め方について説明する。<br>・労働法総論として労働法の理念と基本原理および労働法の全体を概観して、この授業の全体の組み立てを説明した後に、契約・就業規則・労働協約・労使慣行等の各種法源の相互関係を理解する。<br>[準備学習等]<br>授業前に学習支援システムにアップした資料を事前に読んでくること、授業で配布した事例問題の解答を用意してくること。 |
| 第2回 | 労働法上の「労働者」 | 労働基準法・労働契約法・労働組合法上の労働者の概念をめぐる最近の議論の整理とそれを前提とした法適用のあり方を検討する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第3回 | 労働法上の「使用者」 | 労働基準法、労働契約（法）、労働組合法上の使用者をめぐる最近の議論を整理し、判例法理の到達点を学習する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第4回 | 労働法規・労働契約 | 労働基準法の実効性確保手段と労働契約上の権利・義務をめぐる法的問題を検討する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第5回 | 就業規則（１） | 就業規則の効力をめぐる法的問題を理解する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第6回 | 就業規則（２） | 就業規則による労働条件の不利益変更をめぐる法的問題を労働契約法の規制を含めて授業する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第7回 | 労働協約 | 労働協約の規範的効力及び不利益変更について授業する<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第8回 | 労働関係の成立 | 募集・採用・試用をめぐる法的問題を労働契約法の規制を含めて講義する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第9回 | 労働者の人格的利益の保護 | 人格の保護、ハラスメントをめぐる問題について学ぶ。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第10回 | 賃金 | 労基法上の賃金規制と成果主義的賃金制度などの最近の賃金制度の変容に伴う法律問題を検討する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第11回 | 労働時間（１） | 労働基準法の法定労働時間の原則と例外（適用除外も含む）を整理し、労働時間の概念や起算点をめぐる法律問題を学ぶ。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第12回 | 労働時間（２） | 労働基準法の法定労働時間の原則と例外（適用除外も含む）を整理し、労働時間の概念や起算点をめぐる法律問題を学ぶ。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第13回 | 休暇・休業 | 休憩・休暇等をめぐる法的規制と判例法理の到達点を学ぶ。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第14回 | 安全衛生・労働災害 | 労働災害の防止と救済について学ぶ。<br>[準備学習等]<br>同上 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・各テーマについてテキストを読んでくること。
・事前に学習支援システムにアップされたレジュメや資料を読んでおくこと。
・出題される事例問題の解答を用意してくること。
・本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・神吉知郁子ほか『労働法ケースブック』（有斐閣、2024年）
・配布プリント

【参考書】
・労働判例百選（第10版）
・労働法の争点（2014年）
・土田道夫『労働法概説［第5版］』（弘文堂、2024年）
・水町勇一郎『詳解労働法［第4版］』（東京大学出版会、2025年）
※最新版が公刊されたらそれを利用します※

【成績評価の方法と基準】
・授業期間中における評価（平常点）
　－授業出席時の質疑応答－２０％
・期末試験における評価
　－定期試験 ８０％

【学生の意見等からの気づき】
・講義形式で行うべきという意見があったが、法律専門職の資質として自己研鑽が重要と考えるので、ソクラテスメソッドを採用する。
・反転授業の形式を用います（講義に関しては動画で事前に見られるようにします）。

【学生が準備すべき機器他】
特になし

【その他の重要事項】
・オフィスアワーについては、授業後に応じることとする。

【専門領域と研究業績】
＜専門領域＞　社会法（社会保障法・労働法）
＜研究テーマ＞　非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
＜主要研究業績＞
【主な著書】
（編著）「社会法をとりまく環境の変化と課題」（旬報社）
（編著）「労働法における最高裁判例の再検討」（旬報社）
（分担執筆）（共著）「日本女性差別事件資料集成19　第7巻」（すいれん舎）
（分担執筆）「クラウドワークの進展と社会法の近未来」（労働開発研究会）
（分担執筆）「ニューレクチャー労働法［第3版］」（成文堂）
（編著）「ファーストステップ労働法」（エイデル研究所）

（分担執筆）「講座労働法の再生第３巻　労働条件論の課題」（日本評論社）
（分担執筆）「労働者派遣と法」（日本評論社）
【主な論文】
「派遣労働者の均等・均衡処遇―労使委員会方式における過半数代表・派遣労働者個人への情報提供を中心にして」（労働法律旬報2095+2096号、」2026年）
「労働契約申込みみなしにより成立した派遣先の労働契約と雇止め法理の適用」（労働法律旬報2078号、2025年）
「労働委員会の裁量と損害賠償的救済命令の可能性」労働法律旬報（2071+2072号、2025年）
「フリーランス新法はフリーランスの需要を満たすものか」（労働法律旬報2035号、2023年）
「デジタルプラットフォームを介して就労している『配達パートナー』の労働組合法上の労働者該当性」（労働法律旬報2026号、2023年）
「就労形態の多様化と労働者・被用者概念の変容」（年金と経済41巻4号、2023年」）
「デジタルプラットフォームとワーカーの社会法上の保護」（季刊労働者の権利349号、2023年」）
「プラットフォームワーカーの自由と保障―『新しい働き方』のため、社会が準備すべきこと」（世界960号、2022年）

【Outline (in English)】
・This lecture aims at acquire legal theory and practical legal knowledge of Labor Contract Law/Labor Standards Law and application skill to solve problems.  For each item, we first give an overview of the theoretical precedents and learn labor law theory in a case-study manner with the case problem.  The goal is to acquire the ability to solve the problem appropriately, especially with regard to major themes of the Labor Contract Law and the Labor Standards Law.
・Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
・Grading will be based on questions and answers during class attendance (20%) and a final exam (80%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 労働法 II

沼田　雅之

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・労働組合法の理論と実務的法知識の習得および問題解決する応用力を修得する。
・労働組合法以外に、労働法Ⅰで取り上げることのできなかったその他の問題として、非正規労働者、労働者派遣法、企業組織に関する理論と実務的知識および問題解決の応用力を修得する。

【到達目標】
・本授業を受講した院生は、労働組合法の主要テーマについて、基本知識を身につけると同時に、具体的ケースについて、正確な論点を抽出し、論点ごとに学説判例の到達点を踏まえながら、最適な法的解決の道筋を導き出し、表現できる応用力を身につけることができる。
・非正規労働や労働者派遣法などの労働法上の特殊な問題についても、基本的知識を修得するとともに、その法制度の仕組みや適用上の問題点を把握し、具体的な事例について最適な解を導き出すことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・各テーマについて判例学説の到達点を概観する。そして、各テーマに関する事例問題を提示し、その論点の析出と議論の整理を中心としたケース・スタディ方式の授業とする。
・各テーマごとに事例問題を宿題として出し、院生と応答しながら論点整理を行う。
・毎回授業で用いる事例問題や資料等は学習支援システムを通して配布する。
・ソクラテスメソッドを用いて授業を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス<br>人事（１） | ・授業の進め方に関して説明する。<br>・配転・出向に関する判例法理等にかんして授業する。<br>[準備学習等]<br>授業前に学習支援システムにアップした資料を事前に読んでくること、授業で配布した事例問題の解答を用意してくること。 |
| 第2回 | 人事（２） | 配転・出向に関する判例法理等にかんして授業する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第3回 | 懲戒 | 企業内制裁としての懲戒に関する問題を学ぶ。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第4回 | 労働関係の終了 | 解雇について検討する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第5回 | 労働関係の終了２ | 雇止め、辞職、合意解約、定年について検討する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第6回 | 雇用差別 | 労基法3条・4条、均等法等の差別禁止法制ついて学習する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第7回 | 非正規労働者 | パートタイマー・有期契約労働者の保護について学習する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第8回 | 労働者派遣 | 労働者派遣の仕組みについて講義する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第9回 | 労働組合 | 労働組合と組合員との法的問題について学ぶ。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第10回 | 団体交渉 | 労組法7条2号の団交拒否と誠実交渉義務について検討する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第11回 | 団体行動 | 労働組合の行うストライキ等の争議行為の正当性と刑事・民事免責について学習する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第12回 | 不当労働行為（不利益取扱い・支配介入） | 団体交渉の拒否以外の不当労働行為、具体的には不利益取扱いと支配介入について学ぶ。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第13回 | 企業組織の変動と労働契約 | 企業の合併・事業譲渡・分割にともなう労働契約の承継のあり方について学習する。<br>[準備学習等]<br>同上 |
| 第14回 | 労働紛争の処理 | 国際的な労働紛争の解決方法について学習する。<br>[準備学習等]<br>同上 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・各テーマについてテキストを読んでくること。
・事前に学習支援システムにアップされたレジュメや資料を読んでおくこと。
・出題される事例問題の解答を用意してくること。
・本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・神吉知郁子ほか『労働法ケースブック』（有斐閣、2024年）
・配布プリント

【参考書】
・労働判例百選（第10版）
・労働法の争点（2014年）
・土田道夫『労働法概説［第5版］』（弘文堂、2024年）
・水町勇一郎『詳解労働法［第4版］』（東京大学出版会、2025年）
※最新版が公刊されたらそれを利用します※

【成績評価の方法と基準】
・授業期間中における評価（平常点）
　－授業出席時の質疑応答－２０％
・期末試験における評価
　－定期試験 ８０％

【学生の意見等からの気づき】
・講義形式で行うべきという意見があったが、法律専門職の資質として自己研鑽が重要と考えるので、ソクラテスメソッドを採用する。
・反転授業の形式を用います（講義に関しては動画で事前に見られるようにします）。

【専門領域と研究業績】
＜専門領域＞　社会法（社会保障法・労働法）
＜研究テーマ＞　非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
＜主要研究業績＞
【主な著書】
（編著）「社会法をとりまく環境の変化と課題」（旬報社）
（編著）「労働法における最高裁判例の再検討」（旬報社）
（分担執筆）（共著）「日本女性差別事件資料集成19　第7巻」（すいれん舎）
（分担執筆）「クラウドワークの進展と社会法の近未来」（労働開発研究会）
（分担執筆）「ニューレクチャー労働法［第3版］」（成文堂）
（編著）「ファーストステップ労働法」（エイデル研究所）
（分担執筆）「講座労働法の再生第３巻　労働条件論の課題」（日本評論社）
（分担執筆）「労働者派遣と法」（日本評論社）
【主な論文】
「派遣労働者の均等・均衡処遇―労使委員会方式における過半数代表・派遣労働者個人への情報提供を中心にして」（労働法律旬報2095+2096号、」2026年）
「労働契約申込みみなしにより成立した派遣先の労働契約と雇止め法理の適用」（労働法律旬報2078号、2025年）
「労働委員会の裁量と損害賠償的救済命令の可能性」労働法律旬報（2071+2072号、2025年）
「フリーランス新法はフリーランスの需要を満たすものか」（労働法律旬報2035号、2023年）
「デジタルプラットフォームを介して就労している『配達パートナー』の労働組合法上の労働者該当性」（労働法律旬報2026号、2023年）
「就労形態の多様化と労働者・被用者概念の変容」（年金と経済 41 巻 4 号、2023年」）
「デジタルプラットフォームとワーカーの社会法上の保護」（季刊労働者の権利349号、2023年」）
「プラットフォームワーカーの自由と保障―『新しい働き方』のため、社会が準備すべきこと」（世界960号、2022年）

【Outline (in English)】
・This lecture aims at acquiring the theory of trade union law and practical knowledge of law and acquiring applied skill to solve problem. In addition to the labor union law, as other problems which could not be picked up by Labor Law I, we acquire the theory and practical knowledge on labor accident and corporate organization, the worker dispatching law.
・Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
・Grading will be based on questions and answers during class attendance (20%) and a final exam (80%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 労働法演習

早田　賢史

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
労働法が対象とする分野はとても広く（なにせ，労働者の一生，企業の存立に関わる問題ですから。），そのうえ労働者側と使用者側とで激しく利害が対立している分野です。また，実際に生じた争いを解決する場面の法解釈は，社会情勢と極めて密接に関連しています。その意味で，労働法を学ぶには具体的事例の検討、とりわけその事案における裁判所の判断の検討が最も重要だと思います。授業では，「労働判例百選」を中心に，はじめに指定した重要判例（個別的労働関係，団体的労使関係に一応分けます。）を題材として，実際の労働現場でどのような利益対立があり，それに対して労働法がどのように解釈されて結論が導かれたのか，それは果たして妥当だったのか等々，学生の皆さんと討論しながら理解を深めたいと思います。

【到達目標】
基本的な労働判例における利害関係，争点，規範の定立，具体的処理とその妥当性の検討等を通じて，労働法解釈の実務における応用を学ぶことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
判例百選の該当番号の判例について担当を決め（通常は１人２判例程度），演習の前日までにＡ４版１枚ないし２枚程度のレジュメ（事案の概要，利害関係，争点，規範の定立，具体的処理及び妥当性を要領よくまとめたもの）を作成し，演習時順番に発表してもらいます。その後，学生間で質疑応答の時間をとり，適宜私からの講評を行います。なお、小テストなどの後は、全体の講評をするのと、個別に質問事項があれば個別にも講評します。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 労働法演習のすすめ方 | 労働法分野における判例の意味と位置づけ，学習の方向性<br>[準備学習等]<br>判例百選（必須）及び基本書（各自使用のもの）を持参 |
| 第2回 | 個別的労働関係の重要判例① | 個別的労働関係における労働者性と使用者性，採用時の問題<br>[準備学習等]<br>百選No.1，2，7，9，10 |
| 第3回 | 個別的労働関係の重要判例② | 労働者の人格保護・雇用平等，就業規則<br>[準備学習等]<br>16，18，19，22，23 |
| 第4回 | 個別的労働関係の重要判例③ | 労働契約上の権利義務<br>[準備学習等]<br>24，25，27，29 |
| 第5回 | 個別的労働関係の重要判例④ | 賃金に関する問題，労働時間の問題<br>[準備学習等]<br>32，33，34，35，36，38 |
| 第6回 | 個別的労働関係の重要判例⑤ | 労働時間の問題，労働災害<br>[準備学習等]<br>40，43，45，46，49 |
| 第7回 | 個別的労働関係の重要判例⑥ | 服務規律と懲戒<br>[準備学習等]<br>52，54，55，62，63 |
| 第8回 | 個別的労働関係の重要判例⑦ | 雇用関係終了時の問題，非典型雇用<br>[準備学習等]<br>71，73，76，80，81，82 |
| 第9回 | その他，個別的労働関係における最新重要判例について | 配布するプリント教材に沿って最新重要判例について解説<br>確認テストを行う予定 |
| 第10回 | 団体的労働関係の重要判例① | 団体的労働関係における労働者性と使用者性，ユ・シ協定，チェックオフ協定<br>[準備学習等]<br>3，4，83，86 |
| 第11回 | 団体的労働関係の重要判例② | 労働協約に関する問題<br>[準備学習等]<br>90，91，92，93 |
| 第12回 | 団体的労働関係の重要判例③ | 争議行為に関する問題<br>[準備学習等]<br>97，98，99，102 |
| 第13回 | 団体的労働関係の重要判例④ | 不当労働行為に関する問題<br>[準備学習等]<br>104，106，108，109 |
| 第14回 | その他，団体的労働関係における最新重要判例について | 配布するプリント教材に沿って最新重要判例について解説 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
担当する判例のレジュメを作成するため，当該判例のみならず，当該判例の原審や原原審判例を調査し，類似判例や最新判例があればそれらについても調査してまとめておく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
『労働判例百選』有斐閣・第１０版

【参考書】
菅野和夫『労働法』第１３版
水町勇一郎『労働法』第１１版

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
質疑応答　５０％
期末における評価
期末試験ないしレポート　５０％

【学生の意見等からの気づき】
（本年度授業担当者変更によりフィードバックできません）

【学生が準備すべき機器他】
課題の担当レジュメについてはすべて前日までにメールで送付していただきます

【Outline (in English)】
The field covered by the Labor Law is very wide (because it is a matter related to the life of a worker, the existence of a company), so it is the field where an interest is opposed intensely on the worker side and the user side. Also, the legal interpretation of the scene to solve the conflict actually occurred is very closely related to the social situation. In that sense, I think that the examination of the concrete instance, the examination of the judgment of the court in the, in particular, case are the most important in this sense to learn labor law. In the classes, we focus on mainly "labor judicial precedent", with regard to the important precedents (initially designated as individual labor relations and collective labor relations), with regard to what kind of profit conflict is present in the actual workplace , I would like to deepen my understanding while discussing with the students, etc., how the Labor Law was interpreted and how the conclusion was led, whether it was reasonable and so on.
In class contribution:50%
Term-end examination or report:50%
In order to create a resume of the case in charge, not only the case, but also the original case and the original case of the original case are investigated, and if there are similar cases or the latest case, they are also investigated and summarized. The standard preparatory study and review time for this class is 2 hours each.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 刑事政策

中島　宏

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　日本の刑事政策について、制度の全体像と運用の実態を概観するとともに、現に直面している課題について検討する。文献資料だけでなく映像資料なども活用し、刑事政策の具体的なイメージを共有する。
　このことによって、犯罪・非行の予防やそれらを行った者に対する処遇や、その被害を受けた者の保護・救済について、刑事実務に携わる法曹に必要な知見を獲得することを目的とする。

【到達目標】
　日本の犯罪情勢や様々な種類の犯罪の実状について、正しい資料に基づいて実証的に説明できるようになる。また、日本における犯罪や非行への処遇や犯罪被害者のための施策について、制度と運用の両面から正しく説明できるようになる。さらに、それらの問題点と今後のあり方を、正確な知見に基づいて論じられるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
　授業は、あからじめ教科書、犯罪白書、事前配布資料（論文など）を読んでいることを前提に、講義形式と学生・教員間での議論とを併用して進行する。また、保護や矯正の実際について具体的なイメージを持つため、映像教材を積極的に活用するほか、刑事施設などの参観を実施する。
　学期末に提出するレポートについては、個別に評価及びコメントを記した返却するとともに、全体を総括する解説及び採点実感を学習支援システムで公開する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 刑事政策の意義と課題 | 刑事政策とは何か |
| | 犯罪情勢の分析 | 刑事政策の対象 |
| | | 犯罪統計と暗数 |
| | | 日本の犯罪情勢 |
| 第2回 | 刑罰と保安処分（１） | 刑罰の目的 |
| | | 刑罰の種類 |
| | | 死刑 |
| 第3回 | 刑罰と保安処分（２） | 自由刑 |
| | | 財産刑 |
| | | 保安処分 |
| 第4回 | 司法的処遇 | 警察による事件処理 |
| | | 検察による事件処理 |
| | | 裁判 |
| 第5回 | 施設内処遇（１） | 受刑者の矯正処遇 |
| 第6回 | 施設内処遇（２） | 受刑者の法的地位 |
| 第7回 | 刑事施設見学 | 刑務所などの参観 |
| | | 受刑者処遇の実際と矯正職員の役割 |
| 第8回 | 社会内処遇 | 仮釈放 |
| | | 保護観察 |
| 第9回 | 犯罪被害者の保護と支援 | 刑事手続における被害者保護 |
| | | 刑事手続への関与 |
| | | 刑事手続外における被害者保護 |
| | | 修復的司法 |
| 第10回 | 少年非行 | 少年非行の動向 |
| | | 少年法の基本理念 |
| | | 少年保護事件の手続 |
| | | 少年の刑事事件 |
| | | 非行少年の処遇 |
| 第11回 | 暴力団犯罪への対策 | 暴力団と暴力団犯罪 |
| | | 暴力団対策法 |
| 第12回 | 薬物犯罪への対策 | 薬物犯罪の現状 |
| | | 薬物犯罪への対策 |
| 第13回 | 精神障がい者の犯罪 | 精神保健福祉法上の措医療観察制度 |
| | | 精神障がい者に対する更生保護 |
| 第14回 | まとめ | 全体の振り返り |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
（予習）
　教科書と犯罪白書の該当箇所に目を通しておく。事前に配付する資料（論文等）があるときは、それらにも目を通しておく。
（復習）
　講義内容を各自で振り返り、感想や疑問点を学習支援システムの掲示板で共有する。
　授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
川出敏裕・金光旭『刑事政策［第３版］』（成文堂、2023年）

【参考書】
令和７年度犯罪白書（法務省Webサイトで閲覧可能）
武内謙治・本庄武『刑事政策学』（日本評論社、2019年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中の議論・質疑応答の内容に対する評価　50%
学期末レポート　50%

【学生の意見等からの気づき】
前年度のアンケート結果は存在しない。受講者からは「講義内で扱う情報量が多く、双方向での議論が十分でなかった」との声があり、教員側も自覚するところであった。本年度は事前配布する論文の内容を教室で議論する時間を増やしたい。そのために、他の開講科目（「少年法」「経済刑法」「現代家族の法と手続」など）との役割分担を踏まえ、扱う項目を絞り込むこととした。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを使用できる環境を整えること。

【その他の重要事項】
特になし

【Outline (in English)】
This course provide an overview of the overall picture of the system and the actual operation of Japan's criminal policy. At the end of the course, students expected to have the knowledge of the prevention of crime and delinquency, the treatment of those who commit such crimes, and the protection and relief of those who have been victimized by such crimes. Final grade will be calculated according to the following process term-end report (50%) and in-class contribution (50%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 経済法Ⅰ

石岡　克俊

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義では、現在、わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系とそれを構成する諸規定を概観し、その主要な論点の考察を通じて、独占禁止法の基礎理論の理解と問題解決のための基礎的能力の習得を目的としている。

【到達目標】
受講生諸氏が、独占禁止法上の基本的な考え方を正確に理解すると同時に、主な論点に関する議論状況を的確に把握することを通じて、経済法的な思考や分析・理論構成ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
事前に公開・配布する講義案に基づき、独占禁止法の体系と内容を講述したあと、主要な論点につき受講者との対話・討論を通じて知識の確実な定着を図っていく。
なお、効果的な授業を実現するためにも、受講生諸君による周到な予習が不可欠である。提出された課題については、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | イントロダクション | 講義の目標や、授業の方法、経済法の勉強の仕方など受講に当たっての心構えについて述べる。また、イントロダクションとして現代経済における独占禁止法の意義について講義する。 |
| 第2回 | 目的と構成 | 独占禁止法の目的規定の意義とその基本的理解を示した上で、経済法における独占禁止法の理論的位置を確認する。また、同法の基本的構成について解説を加え、全体像を鳥瞰する。 |
| 第3回 | エンフォースメント | 排除措置命令や課徴金納付命令など法違反に対する行政措置とその手続についての解説と、その他刑事及び民事上の規律の概要を説明する。また、主要な法執行機関である公正取引委員会の組織や権限について解説する。 |
| 第4回 | 規制の対象・手法及び分析の枠組み | 独占禁止法上、禁止・制限される行為を検討する前に、同法の基本的な概念について説明し、法目的実現のための手法や、具体的な判断に当たっての基準、分析上の枠組みについて整理する。 |
| 第5回 | 不公正な取引方法（１） | 不公正な取引方法の一般的意義についての説明をした上で、価格制限行為の典型例であり、かつ原則違法類型の一つである再販売価格維持行為について説明する。 |
| 第6回 | 不公正な取引方法（２） | 非価格制限行為を中心にその違法性判断のポイントを説明する。 |
| 第7回 | 不公正な取引方法（３） | 競争を望み得ない状況下において行われる不当な行為への法的接近と不当廉売規制について説明する。 |
| 第8回 | 不公正な取引方法（４） | 不当な競争手段として位置付けられる顧客誘引行為、取引強制行為、取引妨害行為の意義とその判断基準について検討する。 |
| 第9回 | 私的独占の禁止 | 私的独占の行為態様の検討と「一定の取引分野における競争の実質的制限」・「公共の利益」の意義の検討を行う。 |
| 第10回 | 企業集中行為の規制 | 合併、合併類似行為、株式保有等に対する規制の内容とその問題点の検討を行う。 |
| 第11回 | 不当な取引制限の禁止（１） | 共同行為（不当な取引制限）の行為態様の検討を行う。 |
| 第12回 | 不当な取引制限の禁止（２） | 諸々の共同行為の類型に関する違法性判断のポイントを解説する。 |
| 第13回 | 事業者団体に対する活動規制 | 事業者団体を場として行われる競争制限行為・競争阻害行為についての解説とそれぞれの意義についての検討を行う。 |
| 第14回 | 過度経済力の集中・高度寡占対策 | いわゆる一般集中規制と構造規制をめぐる諸論点について検討する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
受講生諸氏は、事前に配布されるハンドアウトおよび図解資料を読み込んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
授業は、講師が事前に公開・配布する講義案に基づいて行う。詳細は初回講義で触れる。なお、川濱昇=武田邦宣=和久井理子編『経済法判例・審決百選〔第3版〕』（2023年）及び公正取引委員会事務総局編『独占禁止法関係法令集』（公正取引協会）があれば今後有用便宜である。

【参考書】
予習には、菅久修一編著『独占禁止法』(商事法務)、金井貴嗣『独占禁止法』（青林書院〔絶版〕）、金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄編著『独占禁止法』(弘文堂)、根岸哲=舟田正之『独占禁止法概説』（有斐閣）を上げておく。

【成績評価の方法と基準】
期末試験80%と平常点（具体的には授業において展開される議論への寄与度）20%で評価を行う。

【学生の意見等からの気づき】
肯定的なコメントをいただいたので、引き続きハンドアウトや解説教材の作成に取り組み、講義の充実に努めたいと考えている。

【Outline (in English)】
In this lecture, the overview of the system of antitrust law which occupies the central position of Japanese economic law and the provisions making up it, and through understanding the main points of concern, understanding the fundamental theory of antitrust law and problem solving.
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%、in class contribution: 20%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 経済法 II

石岡　克俊

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義は、現在、わが国の経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系や、それを構成する諸規定の正確な理解を踏まえ、現実に生起した/生起している経済上・競争上の問題に対し、実践的かつ妥当な問題解決を導く応用力の習得を目指している。

【到達目標】
受講生諸氏が、本講義において取り扱う素材（下記参照）を通して、経済法的な思考と応用可能な分析力や理論構成力を習得することが目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
本年は、公正取引委員会が独占禁止法の解釈運用について公表しているガイドラインを素材として、その内容を検討して行く。「経済法Ⅰ」でもガイドラインの主要なものについては取り扱うが、ガイドラインそれ自体を検討の対象とすることで、ガイドラインが策定された意図や背景、参考となった判決・審決、策定後の判決等への影響など、今後も独占禁止法の理解に大いに役立つと考える。各素材については、担当者を決め、30-40分程度の報告をしてもらう。その後、報告者及び講師から指摘された論点について受講者全員で議論する。提出された課題については、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | イントロダクション | 独占禁止法におけるガイドラインの意義について説明を加えたあと、担当者の割り振りを行う。 |
| 第2回 | 流通・取引慣行GLの検討（パート1） | テーマ：垂直的制限に関する考え方と違法性の判断基準（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」はじめに・第１部（1〜3）〔pp.1-8〕） |
| 第3回 | 流通・取引慣行GLの検討（パート2） | テーマ：再販売価格維持行為（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第１部第１〔pp.9-13〕）<br>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より<br>・66事件「再販売価格の「拘束」と公正競争阻害性」〔第一次育児用粉ミルク（和光堂）事件〕<br>・67事件「間接の取引先に対する拘束」〔日産化学工業事件〕<br>・68事件「再販売価格・値引き表示・並行輸入品取扱いの制限」〔ナイキジャパン事件〕<br>・69事件「再販売価格の拘束と「正当な理由」」〔ハマナカ毛糸事件〕 |
| 第4回 | 流通・取引慣行GLの検討（パート3） | テーマ：非価格制限行為（パート１）（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第１部第2（1〜3）〔pp.14-18〕）<br>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より<br>・65事件「専売店制の公正競争阻害性」〔東洋精米機製作所事件〕<br>・72事件「販売地域の制限」〔富士写真フイルム事件〕<br>・73事件「全農による系当外ルートによる供給制限」〔全国農業協同組合連合会事件〕<br>・74事件「農協による直売用農産物の出荷先制限」〔大分大山町農業協同組合事件〕 |
| 第5回 | 流通・取引慣行GLの検討（パート4） | テーマ：非価格制限行為（パート2）（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第１部第2（4〜6）〔pp.18-22〕）<br>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より<br>・70事件「横流し禁止・中古品取扱制限の公正競争阻害性」〔ソニー・コンピュータエンタテインメント（SCE）事件〕<br>・71事件「対面販売義務の公正競争阻害性」〔①資生堂東京販売事件，②花王化粧品販売事件〕<br>・75事件「広告における価格表示の制限」〔ジョンソン・エンド・ジョンソン事件〕 |
| 第6回 | 流通・取引慣行GLの検討（パート5） | テーマ：取引拒絶（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第2部第2及び第3〔pp.30-36〕）<br>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より<br>・51事件「原盤権の利用許諾拒否と共同の取引拒絶の共同性」〔着うた事件〕<br>・52事件「特定工法からの排除と共同の取引拒絶」〔ロックマン工法施工業者事件〕<br>・53事件「低額運賃を抑制する共同の取引拒絶」〔新潟タクシー事件〕<br>・54事件「提携契約の解約と単独の取引拒絶」〔東京スター銀行事件〕<br>・55事件「安売り業者に対する間接の取引拒絶」〔松下電器産業事件〕 |
| 第7回 | 流通・取引慣行GLの検討（パート6） | テーマ：並行輸入の不当阻害（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第3部第2〔pp.40-43〕）<br>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より<br>・68事件「再販売価格・値引き表示・並行輸入品取扱いの制限」〔ナイキジャパン事件〕<br>・83事件「輸入総代理店による並行輸入阻害」〔星商事事件〕<br>・84事件「輸入品取引の妨害」〔ヨネックス事件〕 |
| 第8回 | 排除型私的独占GLの検討（パート1） | テーマ：私的独占の排除行為（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」はじめに、第1、第2（「排他的取引」および「供給拒絶・差別的取扱い」）〔pp.1-7,pp.11-17,pp.21-26〕）<br>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より<br>・7事件「排除型私的独占の要件」〔NTT東日本事件〕<br>・8事件「排除効果と人為性」〔JASRAC事件〕<br>・9事件「乳業メーカーによる競争者の集乳活動の排除」〔雪印乳業・農林中金事件〕<br>・10事件「共同のライセンス拒絶による競争者排除」〔ぱちんこ機製造特許プール事件〕<br>・12事件「リベート提供の排除行為該当性」〔インテル事件〕 |

| | | |
|---|---|---|
| 第9回 | 不当廉売GLの検討 | テーマ：不当廉売（「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」〔全〕、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」第2（「商品を供給しなければ発生しない費用を下回る対価設定」）〔pp.7-11〕）<br>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より<br>・11事件「差別的廉売による競争者排除」〔有線ブロードネットワークス事件〕<br>・59事件「原価割れ料金と『正当な理由がないのに』の判断」〔都営芝浦と畜場事件〕<br>・60事件「業務提携関係がある場合の原価の算定」〔中部読売新聞社事件〕<br>・61事件「供給に要する費用を著しく下回る対価」〔①シンエネコーポレーション事件、②東日本宇佐美事件〕<br>・62事件「不当廉売における原価の基準」〔ヤマト運輸郵政公社事件〕 |
| 第10回 | 排除型私的独占GLの検討（パート2） | テーマ：抱き合わせ（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」第2（「抱き合わせ」）〔pp.11-21〕、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第2（7）〔pp.22-23〕）<br>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より<br>・63事件「表計算ソフトと他のソフトの抱合せ」〔日本マイクロソフト抱合せ事件〕<br>・64事件「アフターマーケットにおける抱合せ」〔東芝昇降機サービス事件〕 |
| 第11回 | 企業結合GLの検討（パート1） | テーマ：企業集中（企業結合）（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第1）<br>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より<br>・44事件「結合関係の認定」〔広島電鉄事件〕<br>・45事件「水平型企業結合（1）」〔新日鉄合併事件〕<br>・46事件「水平型企業結合（2）」〔新日鐵・住金合併事件〕<br>・47事件「水平型企業結合（3）」〔JAL・JAS事業統合事件〕<br>・48事件「非水平型企業結合（1）」〔ASML・サイマー経営統合事例〕<br>・49事件「非水平型企業結合（2）」〔ヤフー・一休株式取得事例〕<br>・50事件「企業結合規制における経済分析の利用方法」〔ファミリーマート・ユニーグループ経営統合事例〕 |
| 第12回 | 排除型私的独占GL（パート3）および企業結合GLの検討（パート2） | テーマ：市場支配力の形成・維持・強化（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」：第1公正取引委員会の執行指針および第3一定の取引分野における競争の実質的制限および「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第2～第6）<br>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より<br>・2事件「一定の取引分野」〔シール談合刑事事件〕<br>・3事件「一定の取引分野、競争の実質的制限（1）」〔多摩談合（新井組）事件〕<br>・4事件「一定の取引分野、競争の実質的制限（2）」〔東宝スバル事件〕<br>・5事件「公共の利益」〔石油価格協定刑事事件〕<br>・6事件「正当化理由」〔日本遊戯銃協同組合事件〕 |
| 第13回 | 優越的地位の濫用GLの検討 | テーマ：優越的地位の濫用（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」）<br>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より<br>・76事件「融資先に対する金融商品の購入強制」〔三井住友銀行事件〕<br>・77事件「納入業者に対する経済上の利益の強要」〔ローソン事件〕<br>・78事件「加盟店に対する見切り販売の制限」〔セブン-イレブン・ジャパン事件〕<br>・79事件「優越的地位の濫用に対する課徴金」〔日本トイザらス事件〕<br>・80事件「納入業者に対する押し付け販売・従業員の派遣要請等」〔山陽マルナカ事件〕 |
| 第14回 | 事業者団体GLの検討 | テーマ：事業者団体の禁止行為（「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」<br>検討事例：エアーソフトガン事件【百選45事件】東京地裁平成9年4月9日判決、平成5年（ワ）第7544号損害賠償等請求事件、判例時報1629号70頁 |

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**
ガイドラインの該当箇所の読み込みと事前に配布する論点ペーパーへの解答準備。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**
テキストの解説によらず、どの回にあってもガイドラインの本文に直接当たってもらう。

**【参考書】**
予習には、菅久修一編著『独占禁止法』（商事法務）、金井貴嗣『独占禁止法』（青林書院〔絶版〕）、金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄編著『独占禁止法』（弘文堂）、根岸哲=舟田正之『独占禁止法概説』（有斐閣）を上げておく。

**【成績評価の方法と基準】**
担当した報告の内容（30%）、授業における積極性・寄与度（20%）、試験期間中に実施する記述式試験（50%）によって採点・評価を行う。

**【学生の意見等からの気づき】**
肯定的なコメントをいただいたので、引き続きハンドアウトや解説教材の作成に取り組み、講義の充実に努めたいと考えている。

**【Outline (in English)】**
Based on the accurate understanding of the system of antitrust law currently occupying the central position of Japan's economic law and the various provisions constituting it.
In order to solve problems, we aim to acquire applied skills to guide practical and reasonable problem solving.
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
Grading and evaluation will be based on the content of the assigned report (30%), the degree of proactivity and contribution to the class (20%), and a written examination (50%) conducted during the examination period.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 民事執行・保全法

大渕　真喜子

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
民事執行及び民事保全制度は、民法などの実体法上の権利を実現する手段として機能する。民法などの実体法、判決手続を中心とする民事訴訟法のみならず、民事執行法や民事保全法をも理解して初めて、社会における権利実現プロセスの全体像を理解することが可能となる。したがって、実際に法律実務家として仕事をするに際して、民事執行法及び民事保全法の正確な理解が不可欠である。
本講義は、実体法（特に担保物権法・債権総論）及び判決手続に関する基礎知識を前提としつつ、実体法上の権利実現のための民事執行手続及び民事保全手続の基本構造、実体法及び判決手続との関係などについて講義するとともに、重要な理論的・実務的問題についても学説・判例を踏まえて解説する。

【到達目標】
本講義における目標は、民事執行手続・民事保全手続の基本構造、基本概念を理解することである。その上で、理論上・実務上問題となっている事項を中心に、実際の裁判例や実務での取扱いの検討を通じて、事案分析能力、法適用能力、個別具体的な事案に対する問題解決能力の獲得を目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
講義形式で行う。講義は配布するプリント（PDFファイル）を基にして行う。プリントは、授業支援システム（Hoppii）で配布するので、各自であらかじめプリントを入手しておく。
期末試験（レポート課題に変更した場合はレポート）は、「学習支援システム」（Hoppii）を通じてフィードバックを行う予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス<br>執行・保全の手続の全体像<br>執行機関 | 民事執行手続・民事保全手続全体の流れを概観した上で、今後の講義予定事項を確認するとともに、執行機関について講義する。 |
| 第2回 | 強制執行の総論１（執行当事者、債務名義） | 強制執行の総論として、執行当事者、債務名義を中心に講義する。 |
| 第3回 | 強制執行の総論２（執行文、請求異議の訴え、第三者異議の訴え、執行文付与をめぐる救済） | 引き続き、強制執行の総論として、執行文について講義を行い、さらに、不当執行に対する救済、執行文付与をめぐる救済手続について講義する。 |
| 第4回 | 担保執行の総論、不動産執行１ | 各論としての各種執行手続では、担保執行に特有の部分を指摘しない限り、強制執行と担保執行の共通の部分として講義する。その前提として、担保執行特有の総論を講義した後、不動産執行の申立て等を講義する。 |
| 第5回 | 不動産執行２ | 不動産執行につき差押後〜売却準備までの手続を講義する。 |
| 第6回 | 不動産執行３、動産執行、 | 不動産執行につき売却〜配当までの手続、動産執行手続を講義する。 |
| 第7回 | 債権執行１ | 債権執行につき申立て〜差押えまでの手続を講義する。 |
| 第8回 | 債権執行２ | 債権執行につき差押後〜配当までの手続について講義する。 |
| 第9回 | その他の財産権の執行１ | 明渡・引渡請求権の執行、及びこれら以外の財産権の執行手続について講義する。 |
| 第10回 | その他の財産権の執行２、意思表示の執行 | 引き続き、明渡・引渡請求権以外の財産権の執行手続、意思表示の執行について講義する。 |
| 第11回 | 形式的競売、財産開示制度<br>民事保全の総論 | 執行の残りとして形式的競売と財産開示制度について触れた後、民事保全の全体像について講義する。 |
| 第12回 | 仮差押え、係争物に係る仮処分 | 仮差押え、係争物に係る仮処分に関する手続について講義する。 |
| 第13回 | 仮地位仮処分 | 仮の地位を定める仮処分に関する手続について講義する。 |
| 第14回 | 民事保全決定に対する不服申立て、保全執行 | 仮差押・仮処分に対する不服申立ての流れと種類、保全の執行手続について講義する。時間が残れば、講義全体について質疑応答の時間を設ける。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に配布するプリントを講義前に読んでおくこと。本授業の準備学習・復習時間は各4時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
講義は配布したプリント（PDFファイル）を基にして行うので、特にテキストを指定しない。ただし、細かい手続については、必要に応じて、下記掲載の参考書を適宜参照されたい。

【参考書】
上原敏夫=長谷部由起子=山本和彦『民事執行・保全法［第7版］』（有斐閣・2024年）
中野貞一郎（青木哲補訂）『民事執行・保全入門』（有斐閣・2022年）
上原敏夫=長谷部由起子=山本和彦編『民事執行・保全判例百選第6版』（有斐閣，2020年）

【成績評価の方法と基準】
期末試験の成績による評価　100％
受講生との話し合いで、期末試験を期末レポート課題に変更する場合がある。

【学生の意見等からの気づき】
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Civil Execution and Civil Provisional Remedies function as a means to realize substantive rights. An accurate understanding of the rights realization process, including Civil Execution and Civil Provisional Remedies, is indispensable for practicing as a legal practitioner.
This course provides lectures on the basic structure of civil execution and civil provisional remedies, their relationship with substantive law and adjudication procedures, and also explain important theoretical and practical issues based on academic theories and judicial precedents.
【Learning Objectives】
The goal of this course is to understand the Civil Execution and Civil Provisional Remedies at the level of passing the bar exam.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class lecture, students will be expected to have read the relevant sections of the handout distributed in advance. The study time required for each class lecture is 4 hours.
【Grading Criteria /Policy】
Grading will be decided based on term-end exam (100%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 少年法

加藤　学

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
非行を犯した少年に対する司法による処遇の現状を踏まえ、その目的、法的仕組み、実務における工夫を理解し、今後のより良き実践の基盤とする。

【到達目標】
我が国の非行少年に対する司法の処遇の現状について正確に理解する。決定に至る手続の法的規制及び処遇の実際を理解し、実務で行われている工夫についても知識を得る。それらを前提に、少年司法の目的について確認する

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
基本的には講義の方法を採るが、事前に小問を提出し、授業においてその回答を口頭で求めるので、その予習が必要となる。また、模擬記録を用いた演習も行なう。それらについての解説は当該授業でなされる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 少年司法概説 | 我が国における非行を犯した少年に対する司法的処遇の仕組みの概況、現状（統計）を学ぶ。 |
| 2 | 保護処分における処遇 | 少年院送致、児童自立支援施設等送致、保護観察といった少年に対する処遇の内容、家庭裁判所はどのような点を考慮して処遇を決めているかについて学ぶ |
| 3 | 審判に付すべき少年① | 少年法が対象とする年齢、少年の種類等を学ぶ |
| 4 | 審判に付すべき少年② | 引き続き少年法が対象とする少年の種類を学ぶ |
| 5 | 家庭裁判所に係属する過程 | 審判に付すべき少年を、どのような機関がどのように取り扱い、家庭裁判所に係属させるかを学ぶ |
| 6 | 家庭裁判所での手続の関与者並びに観護措置① | 家庭裁判所の調査及び審判に関与するのはどのような者であるか、それらの役割、権限及び義務について学ぶ。<br>また、家庭裁判所による少年の身柄の保全措置である観護措置の要件、手続、効果について学ぶ。 |
| 7 | 観護措置② | 引き続き家庭裁判所による少年の身柄の保全措置である観護措置の要件、手続、効果について学ぶ |
| 8 | 調査 | 家庭裁判所の調査とは何か、調査を担当するのはどのような機関で、どのように行なうのかかについて学ぶ |
| 9 | 審判① | 審判手続の基本原則、適正手続の保障、黙秘権の保障、伝聞法則の適否、証拠調べの範囲等について学ぶ |
| 10 | 審判② | 非行事実及び要保護性の認定に必要な証明の程度、余罪考慮の可否、非行事実の認定替え等について学ぶ |
| 11 | 処遇選択及び少年法の基本原理 | 第２回講義で触れていない審判不開始、不処分、検察官送致、児童相談所長送致という処遇の内容及び第２回講義で触れた保護処分を含めて処遇選択のあり方を学び、さらに試験観察について学ぶ。そして、これまでの講義を振り返り、少年法の基本原理について考える。 |
| 12 | 処遇選択演習 | 模擬記録を使用して、対象となる少年について最適な保護処分を選択するにはどうすべきかを学ぶ |
| 13 | 抗告及び保護処分の取消し | 少年事件における抗告及び保護処分の取り消しについて学ぶ |
| 14 | 少年の刑事事件 | 検察官送致決定後の刑事手続の特則について学ぶ |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各回、事前に課題を提出し、講義においてその回答を口頭で求める予定である。準備・復習には学則に従い各２時間程度を要する

【テキスト（教科書）】
特にない

【参考書】
・講義内容と同方向の編集方針を有しているもの
河原俊也編著『ケースから読み解く少年事件　-実務の技-』(青林書院、2017年)※2026年1月現在版元で残部僅少であり、入手は早い者勝ちとなる
・体系書
川出敏裕『少年法』(第２版、有斐閣、2022年)
平場安治『少年法』(新版、有斐閣、1987年)
・論点ごとの学習の入口
田宮裕＝廣瀬健二編集『注釈少年法』(第5版、有斐閣、2024年)
守屋克彦＝斉藤豊治代表編集『コンメンタール少年法』(現代人文社、2012年)※第2版がまもなく出る
川出敏裕編『少年法判例百選』(第2版、有斐閣、2024年)
・実務上の論点を考えるもの
加藤学編著『裁判所における少年事件の実務』(日本加除出版、2025年)

【成績評価の方法と基準】
期末試験70％、事前課題及び演習への取組みを内容とする平常点30％

【学生の意見等からの気づき】
本年度新規科目につきアンケートを実施していません

【Outline (in English)】
(Course outline) Based on the current state of judicial treatment of juvenile delinquents, this course will provide an understanding of its purpose, legal mechanisms, and practical innovations, and serve as a foundation for better practice in the future.
(Learning activities outside of classroom) Students will be required to submit assignments in advance and answer them orally during the lecture. Preparation and review will take approximately two hours each, in accordance with school regulations.Feedback on class assignments and regular exams will be provided during class or during the regular exam explanation period.
(Grading Criteria /Policy) Final exam: 70%, regular points including pre-assignments and practice: 30%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 経済法演習

担当者未定

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　本演習では、独占禁止法について基本的な内容を理解していることを前提として、独占禁止法について重要な論点を掘り下げた事例研究を行う。

【到達目標】
独占禁止法に対する総合的な理解を深め、具体的な事案の解決能力を向上させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
事前に指定した事案について各自が検討及び起案することを前提とする。各自がお互いの起案を読んだ上で授業に参加し、各論点につき議論、検討を行う。提出された課題等に対して、授業内で講評した上で、添削・返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 不当な取引制限① | 不当な取引制限（ハードコアカルテル）に関する事例（相互拘束）につき検討する。 |
| 第2回 | 不当な取引制限② | 不当な取引制限（ハードコアカルテル）に関する事例（事業者）について検討する。 |
| 第3回 | 不当な取引制限③ | 不当な取引制限（ハードコアカルテル）に関する事例（競争の実質的制限）について検討する。 |
| 第4回 | 不当な取引制限④ | 不当な取引制限（非ハードコアカルテル）に関する事例（競争促進効果との衡量）について検討する。 |
| 第5回 | 不当な取引制限⑤ | 不当な取引制限（非ハードコアカルテル）に関する事例（公共目的のカルテル）について検討する。 |
| 第6回 | 事業者団体の禁止行為 | 事業者団体による8条違反行為に関する事例について検討する |
| 第7回 | 企業結合 | 企業結合に関する事例につき検討する。 |
| 第8回 | 私的独占及び不公正な取引方法① | 共同の取引拒絶等に関する事例につき検討する。 |
| 第9回 | 不公正な取引方法② | 不当廉売に関する事例につき検討する。 |
| 第10回 | 不公正な取引方法③ | 抱き合わせに関する事例につき検討する。 |
| 第11回 | 不公正な取引方法④ | 拘束条件付取引に関する事例（地域制限）につき検討する。 |
| 第12回 | 不公正な取引方法⑤ | 拘束条件付取引に関する事例（販売方法の制限）につき検討する。 |
| 第13回 | 不公正な取引方法⑥ | 再販売価格維持に関する事例につき検討する。 |
| 第14回 | まとめ | 全体のまとめ |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に指定する事案につき、各自検討し起案を行う。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
　特に指定しない。授業開始後、参照文献については受講生と相談したい。

【参考書】
・金井貴嗣ほか編著『独占禁止法（第6版）』(弘文堂 2018)
・金井貴嗣ほか編著『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト268号 (有斐閣 2024)

【成績評価の方法と基準】
基本は以下のように評価する予定であるが、状況に応じて、学生と相談の上変更する可能性もある。
　平常点により評価する。
　(1) 起案の内容　60％
　(2) 授業貢献度　40％

【学生の意見等からの気づき】
現在の授業形態は学生の方から一応好評をいただいているので、今年度も修正を加えつつ、基本的には従来の方法を継続したい。

【学生が準備すべき機器他】
zoomが利用できるPC

【Outline (in English)】
【授業の概要（Course outline）】
This course will explore important legal issues in Japanese Antimonopoly law through case study.　Basic understanding of the Antimonopoly Act required.
【到達目標（Learning Objectives）】
At the end of this course, students are expected to have profound understanding of Japanese Antitrust Act and an ability to prepare documents in practice.
【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】
Students are required to write a paper on selected issues for each class. Your study time will be about three hours for a class.
【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】
In the case of having less than 4 students in a class;
　(1) Preparatory paper. 60％
　(2) Class participation (not just attendance) 40％
In the case of having more than 3 students in a class;
　(1) Preparatory paper　30％
(2) Class participation 20％
　(3) Final exam 50％

LAW500A2（法学 / law 500）

# 税法

今本　啓介

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業は、税法のうち国税通則法・所得税法・法人税法を中心に扱い、これらの制度の概要を学ぶとともに、代表的な判例を通じて税法の解釈能力を身につけることを目的とする。

【到達目標】
国税通則法、所得税法、法人税法の諸問題を説明することができ、具体的事例において法解釈を行うことができることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
講義による。各回においてリアクションペーパーの提出を求めることにより、税法に関心を持ってもらうことを心掛ける。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 税法総論 | 租税の意義<br>租税法律主義<br>租税公平主義・租税平等主義<br>租税法の解釈<br>節税・脱税・租税回避 |
| 第2回 | 租税手続法（１） | 申告納税制度と賦課課税制度<br>更正の請求<br>更正・決定の手続 |
| 第3回 | 租税手続法（２） | 質問検査権<br>延滞税・加算税<br>還付金<br>徴収手続 |
| 第4回 | 所得税法（１） | 所得概念<br>包括的所得概念<br>課税単位<br>課税標準と所得税額算出の手順<br>所得の年度帰属 |
| 第5回 | 所得税法（２） | 利子所得<br>配当所得<br>金融所得一体課税 |
| 第6回 | 所得税法（３） | 不動産所得<br>事業所得<br>給与所得<br>退職所得 |
| 第7回 | 所得税法（４） | 譲渡所得 |
| 第8回 | 所得税法（５） | 山林所得<br>一時所得<br>雑所得<br>人的控除<br>雑損控除と医療費控除<br>その他の所得控除<br>必要経費 |
| 第9回 | 法人税法（１） | 法人税の意義<br>法人税の特色<br>法人所得の計算<br>企業会計と租税法会計<br>法人税の納税義務者<br>法人税の税率 |
| 第10回 | 法人税法（２） | 益金<br>益金の別段の定め |
| 第11回 | 法人税法（３） | 損金<br>損金の別段の定め |
| 第12回 | 法人税法（４） | 損金の別段の定め |
| 第13回 | 法人税法（５） | 組織再編税制<br>同族会社の行為計算の否認 |
| 第14回 | その他租税法における今日的問題 | 13回までに取り上げられなかった最近の注目される判例を取り上げて紹介する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各回、事前に配布した資料を読んで授業に臨むとともに、復習において課題等に対応することが求められる。
本学学則に鑑み、本授業の準備・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
配布資料により授業を進める。

【参考書】
金子宏『租税法〔第二十四版〕』(弘文堂、2021年) ISBN:978-4-335-31555-8　7,150円（6,500円＋税）
増井良啓『租税法入門〔第3版〕』(有斐閣、2023年) ISBN 978-4-641-22860-3　3,190円（2,900円＋税）
佐藤英明『スタンダード所得税法〔第４版〕』(弘文堂、2024 年) ISBN:978-4-335-35985-9　4,510円（4,100円＋税）
渡辺徹也『スタンダード法人税法〔第３版〕』(弘文堂、2023 年) ISBN:978-4-335-35925-5　3,520円（3,200円＋税）
渕圭吾『租税法講義』(有斐閣、2024年) ISBN:978-4-641-22859-7　5,500円（5,000円＋税）
中里実ほか編『租税判例百選〔第7版〕(別冊ジュリスト253号)』(有斐閣、2021年) ISBN 978-4-641-11553-8　2,970円（2,700円＋税）
金子宏ほか編『ケースブック租税法〔第6版〕』(弘文堂、2023年) ISBN:978-4-335-30521-4　4,730円（4,300円＋税）
中里実ほか編『租税法判例六法〔第7版〕』(有斐閣、2025年) ISBN 978-4-641-00163-3　3,300円（3,000円＋税）

【成績評価の方法と基準】
期末試験（60％）、授業における質疑応答（20％）、リアクションペーパーの内容（20％）により評価する。

【学生の意見等からの気づき】
昨年度の授業を踏まえ、構成を見直し、予定された内容を十分に扱えるよう努めます。

【学生が準備すべき機器他】
大部分の回をオンラインにより開講することから、オンライン接続可能なラップトップ型PCが必要である。また、リアクションペーパーの提出は、学習支援システムを利用して行う。

【その他の重要事項】
・対面の回は今のところ上記の回で予定しているが、本務校の会議の関係で変更の可能性があることをあらかじめご了承ください（オンラインで予定している回を対面にすることはありません）。
・税法は条文が長いものが少なからずあるため、慣れるためにも、まず条文を積極的に読んでいくことを心掛けてください。
・税法の判例は、問題となっている法令の趣旨・目的や、先例の射程範囲を常に意識し、事実関係の違いに注目しながら読んでいってください。

【Outline (in English)】
Course Outline
This course focuses on the Act on General Rules for National Taxes (Act No.66 of 1962), the Income Tax Act (Act No.33 of 1965), and the Corporation Tax Act (Act No.34 of 1965), and aims to provide an overview of these systems as well as to equip students with the ability to interpret tax law through representative court cases.
Learning Objectives

The goals of this course are to explain various issues in the Act on General Rules for National Taxes, the Income Tax Act, and the Corporation Tax Act, and to provide legal interpretation in specific cases.
Learning activities outside of classroom
The content of the next class will be presented at the end of each class, so students are expected to read the designated sections of the textbook before coming to class. The standard preparation and review time for this class is 4 hours each.
Grading Criteria/Policy
Evaluation will be based on the final exam (60%), regular class performance (20%), and the content of the reaction paper (20%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 地方自治法

原島　良成

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　本科目では、自治体の法的地位に関する一般理論が講義される。学生は、個別行政法およびその争訟事案を参考にしながら、地方自治法が構築した行政組織法制の分権機能および自治機能を読み取り、現実の自治体行政現象の分析に応用する。そうした作業は、自治体から運営上の助言を求められる弁護士、あるいは自治体財務会計の適正化を求める住民訴訟の代理人弁護士としての資質を高める上で、有効なトレーニングとなる。

【到達目標】
１：自治体原告訴訟を類型ごとに整理し、判決文に自治体の法的地位を探る手掛かりを見出すことができる。
２：住民訴訟が政策過程に与えうる影響を、判例と地方自治法改正経緯を踏まえ議論することができる。
３：法令の執行における自治と分権の機能について、地方自治法の条文に触れつつ説明することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
　講義方式で進める。提出されたレポートにはコメントを付して返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 自治体の法的地位（概観） | 地方自治法を参照して、自治体の組織と運営の基本構造を把握する。特別区の法的地位に関する判決と自治「会」の法的地位に関する判決を対照し、住民結社ではなく地方政府として自治体を把握する。付随して「住民とは誰か」も問いたい。<br>[準備学習等]<br>自治会をめぐる法的紛争について調査検討してくること。住民自治の意義について調査検討してくること。 |
| 第2回 | 自治体原告の可能性 | いわゆる「自治権」論を概説した上で、自治体が原告となった古典的判決を分析し、学説に対する判例理論の位相を測る。後半は、自治体原告民事訴訟を素材に、行政実体法上の自治体の「権利」について議論する。<br>[準備学習等]<br>予習用シートの指示に従って予習。 |
| 第3回 | 自治体原告訴訟の最先端（概観） | 自治体が原告として提起する民事訴訟には、司法過程をつうじた公益実現の目論見が「伏在」するが、必ずしも却下されないことを前回確認した。公益実現を全面に出した行政訴訟を更に検証し、自治体の法的地位に関する認識を深める。<br>[準備学習等]<br>予習用シートの指示に従って予習。 |
| 第4回 | 自治体原告訴訟の最先端（個別事案分析） | 函館市大間原発訴訟、泉佐野市交付税訴訟等を素材にこれまでの学修内容を確認した上で、辺野古紛争の司法解決可能性について導入的検討をする。<br>[準備学習等]<br>予習用シートの指示に従って予習。 |
| 第5回 | 特殊な自治体機関原告訴訟（機関訴訟） | 地方自治法上の「関与」制度について講義した上で、実例（辺野古紛争関係）を検証する。大阪国保最判と辺野古裁決取消訴訟（最一小判令和4年12月8日）を対照し、裁定的関与に係る抗告訴訟の可能性にも触れる。<br>[準備学習等]<br>予習用シートの指示に従って予習。 |
| 第6回 | 特殊な自治体機関被告訴訟（住民訴訟） | 主として四号請求訴訟を念頭に、住民訴訟が自治体の政策過程に与える影響について考察を深める。２００２年改正と損害賠償請求権放棄議決に関する判例、さらにその後の地方自治法改正の経緯を素材とする。<br>[準備学習等]<br>予習用シートの指示に従って予習。 |
| 第7回 | 紛争調停者としての自治体（行政不服審査） | 自治体の法的地位は自治権ないし行政権限の主体としてのそれにとどまらない。自治体には、住民等の申立てを受けて公正かつ専門能力のある紛争調停者としての役割も期待される。行政不服審査法の審理員・不服審査会過程を概観した上で、案件処理実務の観点から、とりわけ行政判断「不当」性審査のあり方を検証する。<br>[準備学習等]<br>予習用シートの指示に従って予習。 |
| 第8回 | 法定自治事務の執行 | 前回まで、手続法を手掛かりとして自治体の法的地位を総論的に分析してきた。今回から実体法を貫く一般理論として「事務論」「条例論」に触れ、各論的検証に入る。手始めに累次の分権的法改正経緯を概観し、自治事務執行の実態について講義する（いわゆる委任条例の便宜性を中心に）。<br>[準備学習等]<br>予習用シートの指示に従って予習。 |
| 第9回 | 非法定自治事務の執行 | 前回に続き国からの自律性に注目する。国からの補助が付く事務事業は非法定事務であることが多く、自治事務でありながら国による統制の密度が極めて高い。このことの是非を議論する。いわゆる並行（自主）条例の制定可能性は第12回の話題とする。<br>[準備学習等]<br>予習用シートの指示に従って予習。 |
| 第10回 | 法定受託事務の執行 | 自治体の事務ではあるが「処理基準」による国の統制が及ぶ。公健法に基づく水俣病認定の争訟事例（最三小判平成25年4月16日）を素材に処理基準の機能を概説する。<br>[準備学習等]<br>予習用シートの指示に従って予習。 |

| | | |
|---|---|---|
| 第11回 | 自治体政策の実効性確保 | 話題を執行法務から政策法務に転換する。条例で刑罰を規定することの是非に関する判例を概観した上で、代執行、過料、公表等の刑罰以外の実効性確保手法の導入可能性について講義する。規制政策におけるインフォーマル手法志向（要綱行政）の経緯と現状にも言及する。<br>［準備学習等］<br>予習用シートの指示に従って予習。 |
| 第12回 | 規制政策の条例化（地域環境管理を例に） | 地域環境管理の分野ではいわゆる自主条例による自治事務のフォーマライズも多く行われてきた。その行政実務的意義（自然保護規制、産廃処理施設規制、旅館業規制等を素材に）を講義した上で、並行条例の法律抵触性審査に関する判例理論を確認し、今日における自治体事務条例の制定可能性について議論する。<br>[準備学修等]<br>予習用シートの指示に従って予習。 |
| 第13回 | 自治体政策の正統性 | 統治は正統でなければならない。自治体事務の裁量性を拡大させる論理として住民自治が説かれる半面で、伝統的な公法理論は、行政の民主化を警戒してきた。宗教団体信者の住民票編成を拒否した事案等を素材として、自治体（政策裁量）の存在意義と逆機能を講義する。直接参政制度（町村総会制度を含む）にもここで言及する。<br>［準備学習等］<br>予習用シートの指示に従って予習。 |
| 第14回 | 自治体の任務・責任・権限 | 防災・公衆衛生行政等の時事的話題を取り上げ、自治体の法的地位に関しこれまで講義してきたところとの接点を確認する。<br>［準備学習等］<br>予習用シートの指示に従って予習。 |

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

各回講義の一週間前に予習用シートが配布される。学生は、各回の受講前に予習用シートの指示に従って予習する（メモを作成する）。受講後は、予習用シートのメモに講義で得た知識を補完して情報を整理しつつ、必要な補充調査を行う。

学則に照らし、本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

・教科書は特に指定しない。
・地方自治法が収録されている法令集を持参するか、タブレットないしパソコンで検索できる態勢を整えること。
・予習用シートを持参すること。印刷して持参でもパソコンに入れて持参でも構わない。講義中にメモを取ることになる。

**【参考書】**

・原島良成『条例理論の基礎』（有斐閣、２０２５年）
・宇賀克也『地方自治法概説〔第１１版〕』（有斐閣、２０２５年）
・小幡純子ほか編『地方自治判例百選〔第５版〕』（有斐閣、２０２３年）
・曽和俊文『住民訴訟の法理と改革』（第一法規、２０２３年）
・北村喜宣先生還暦記念『自治立法権の再発見』（第一法規、２０２０年）

**【成績評価の方法と基準】**

評価割合は以下のとおり。小レポートは第７回までの講義内容に基づいて提出を指示する。
・期末レポートにおける評価　６０％
・小レポートの評価　２０％
・授業における質疑応答等の評価　２０％

**【学生の意見等からの気づき】**

行政法の基礎的理解を確認しながら、個別争訟事案に含まれる展開・先端的な論点へと丁寧に誘導することで、地方自治法の学修効果をさらに高めたいと思います。

**【学生が準備すべき機器他】**

資料配布・課題提出等のために学習支援システムを利用する予定です。

**【その他の重要事項】**

憲法・行政法の基礎知識を随時確認しながら進めます。本科目はあくまで地方自治法の解読を主題としますが、付随して個別行政法の執行を分析しますので、【行政法の習熟度を高める】という目的意識も持って受講してください。

**【Outline (in English)】**

In this course, we will focus on the general theory regarding legal status of local government (LG). Referring to specific legal materials in administrative law, students may learn functions of decentralized and autonomous administrative organization established by the Local Autonomy Act and apply it to the analysis of actual cases in LG administration. Such coursework provides effective training in improving the qualifications of legal profession who are asked by LG for advice, or attorneys for residents in the citizen suit seeking to redress the treatment of LG financial accounting.

Before each class meeting, students will be expected to have completed the required assignments. It will take about 2 hours per week. And after the lecture, students must review the cases or materials in it by reading relevant handbooks (about 2 hours working).

Your overall grade in the class will be decided based on the following.

Short reports: 20%, final report: 60%, in-class contribution: 20%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 知的財産法Ⅰ

武生　昌士

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
知的財産法は、近時の法律実務における重要な私法系先端分野のひとつである。本講義では、知的財産法の中でも著作権法に焦点を当て、判例を中心にその基礎的な体系的理解を得ることを目的とする。

【到達目標】
著作権法について、制度全体についての一通りの体系的理解及び主要な論点における判例の理解を前提とした基本的な考え方を身に付けてもらうことにより、今後著作権法に関する問題に直面した際に、自分で調査し考えることができるだけの基礎的素養を涵養することを目標とする。
より具体的には、第一に、著作権法を理解する上で重要な基礎的な概念について十分に理解し、その内容を正確に示すことができるようになることを目標とする。
第二に、著作権法が問題となる具体的な事例（紛争）について、著作権法を適用するとどのような帰結が導かれる（解決が図られる）こととなるのかを、判例・学説の理解の前提に立った上で示すことができるようになることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
この授業では、知的財産法の中核を担う法律のひとつである著作権法について、文化の発展に寄与するためにどのような制度が設けられているのかを、具体的な裁判例にも触れながら、講義形式で一通り説明していく。下記授業計画に示した形での講義を予定しているが、順序や内容については必要に応じ変更する可能性がある。特に、受講者全員が既に学部で著作権法を履修済みの場合には、講義形式よりも質疑応答をメインにした授業とすることも視野に入れたいが、詳細は受講生と相談しながら決定することとしたい。
定期試験については、解説期間においてフィードバックを行う予定である。その他、メール・学習支援システムなども活用しつつ、フィードバックは必要に応じて随時行うようにしたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス・知的財産法の概要 | 本講義の概要説明、知的財産法の全体像<br>[準備学習等]<br>テキスト第1編第1章・第2章（2〜15頁） |
| 第2回 | 著作権法総説・権利の客体(1) | 著作権法の概要、著作物の定義（総説）<br>[準備学習等]<br>テキスト第3編第1章・第2章（182〜194頁） |
| 第3回 | 権利の客体(2) | 著作物の定義（創作性要件など）<br>[準備学習等]<br>テキスト第3編第2章（194〜201頁） |
| 第4回 | 権利の客体(3) | 著作物の具体例、特殊な問題など<br>[準備学習等]<br>テキスト第3編第2章（201〜205頁） |
| 第5回 | 権利の主体 | 著作者の認定、職務著作、映画の場合など<br>[準備学習等]<br>テキスト第3編第3章（206〜217頁） |
| 第6回 | 著作者人格権 | 公表権・氏名表示権・同一性保持権など<br>[準備学習等]<br>テキスト第3編第5章（264〜279頁） |
| 第7回 | 著作権(1) | 各支分権について<br>[準備学習等]<br>テキスト第3編第4章（218〜233頁） |
| 第8回 | 著作権(2) | 著作権の制限<br>[準備学習等]<br>テキスト第3編第4章（234〜258頁 |
| 第9回 | 著作権(3) | 保護期間など<br>[準備学習等]<br>テキスト第3編第4章（259〜263頁） |
| 第10回 | 著作権に関する取引 | 著作権の譲渡、利用許諾など<br>[準備学習等]<br>テキスト第3編第8章（313〜327頁） |
| 第11回 | 著作隣接権 | 実演家の権利など<br>[準備学習等]<br>テキスト第3編第6章（280〜288頁） |
| 第12回 | 侵害と救済(1) | 侵害成立のための要件（依拠性・類似性）、みなし侵害など<br>[準備学習等]<br>テキスト第3編第7章（289頁〜302頁） |
| 第13回 | 侵害と救済(2) | 民事的救済（差止め・損害賠償など）及び刑事罰など<br>[準備学習等]<br>テキスト第3編第7章（303頁〜312頁） |
| 第14回 | まとめ | 講義全体の総括 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テキストの予習のほか、各回の終了時に次回までに予習すべき資料（論文・裁判例等）を指定する場合があるので、一読した上で授業に臨むこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
愛知靖之・前田健・金子敏哉・青木大也『知的財産法〔第2版〕』（有斐閣、2023）。

【参考書】
島並良ほか『著作権法入門〔第4版〕』（有斐閣、2024）、田村善之『知的財産法〔第5版〕』（有斐閣、2010）、中山信弘『著作権法〔第4版〕』（有斐閣、2023）、田村善之ほか編『著作権判例百選〔第7版〕』（有斐閣、2025）など。
詳細は開講時に改めて、また授業中にも適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
授業での質疑応答30％、期末試験70％。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
講義資料は各回の冒頭に配布するほか、学習支援システムにも誤記等を修正したものを適宜アップロードする予定である。

【Outline (in English)】
【授業の概要（Course outline）】
This course covers the basics of Copyright Law of Japan with attention to fundamental case law.
【到達目標（Learning Objectives）】
By the end of the course, students should be able to :
— Demonstrate knowledge and understanding of Copyright Law System.
—Apply Copyright Law principles to real problems.
【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend two hours to understand the course content.
【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】
Your overall grade in the class will be decided based on the following：
Term-end examination (70%), and in class contribution (30%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 知的財産法 II

武生　昌士

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
知的財産法は、近時の法律実務における重要な私法系先端分野のひとつである。本講義では、知的財産法の中でも特許法に焦点を当て、判例を中心にその基礎的な体系的理解を得ることを目的とする。

【到達目標】
特許法について、制度全体についての一通りの体系的理解及び主要な論点における判例の理解を前提とした基本的な考え方を身に付けてもらうことにより、今後特許法に関する問題に直面した際に、自分で調査し考えることができるだけの基礎的素養を涵養することを目標とする。
より具体的には、第一に、特許法を理解する上で重要な基礎的な概念について十分に理解し、その内容を正確に示すことができるようになることを目標とする。
第二に、特許法が問題となる具体的な事例（紛争）について、特許法を適用するとどのような帰結が導かれる（解決が図られる）こととなるのかを、判例・学説の理解の前提に立った上で示すことができるようになることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
この授業では、知的財産法の中核を担う法律のひとつである特許法について、産業の発達に寄与するためにどのような制度が設けられているのかを、具体的な裁判例にも触れながら、講義形式で一通り説明していく。下記授業計画に示した形での講義を予定しているが、順序や内容については必要に応じ変更する可能性がある。特に、受講者が全員がすでに学部で特許法を履修済みの場合には、講義形式よりも質疑応答をメインにした授業とすることも視野に入れたいが、詳細は受講生と相談しながら決定することとしたい。
定期試験については、解説期間においてフィードバックを行う予定である。その他、メール・学習支援システムなども活用しつつ、フィードバックは必要に応じて随時行うようにしたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | ガイダンス・知的財産法の概要 | 本講義の概要説明、知的財産法の全体像<br>[準備学習等]<br>テキスト第1編第1章・第2章（2〜15頁） |
| 第2回 | 特許法の概要・権利の客体(1) | 特許法の全体像、発明の定義（自然法則の利用要件）<br>[準備学習等]<br>テキスト第2編第1章・第2章（18〜32頁） |
| 第3回 | 権利の客体(2)・特許の要件(1) | 発明の定義（その他の要件）、特許要件（新規性・進歩性）<br>[準備学習等]<br>テキスト第2編第2章（33〜55頁） |
| 第4回 | 特許の要件(2) | 特許要件（先願・拡大先願など）<br>[準備学習等]<br>テキスト第2編第2章（56〜62頁） |
| 第5回 | 権利の主体(1) | 発明者、特許を受ける権利、共同発明、冒認出願に対する救済など<br>[準備学習等]<br>テキスト第2編第3章（63〜70頁） |
| 第6回 | 権利の主体(2) | 職務発明など<br>[準備学習等]<br>テキスト第2編第3章（70〜78頁） |
| 第7回 | 権利取得の手続 | 出願、出願公開、審査、補正など<br>[準備学習等]<br>テキスト第2編第4章（79〜92頁） |
| 第8回 | 審判・審決取消訴訟 | 各種審判及び審決取消訴訟の目的と概要<br>[準備学習等]<br>テキスト第2編第5章（93〜107頁） |
| 第9回 | 特許権(1) | 特許権の内容・存続期間など<br>[準備学習等]<br>テキスト第2編第6章（108〜111頁、141〜144頁） |
| 第10回 | 特許権(2) | 特許権の制限、法定通常実施権など<br>[準備学習等]<br>テキスト第2編第6章（128〜141頁） |
| 第11回 | 特許権に関する取引 | 特許権の譲渡、専用実施権、通常実施権など<br>[準備学習等]<br>テキスト第2編第8章（164〜180頁） |
| 第12回 | 侵害と救済(1) | 文言侵害・均等侵害・間接侵害など<br>[準備学習等]<br>テキスト第2編第6章（111〜128頁） |
| 第13回 | 侵害と救済(2) | 抗弁事由、民事的救済など<br>[準備学習等]<br>テキスト第2編第7章（145〜163頁） |
| 第14回 | まとめ | 講義全体の総括 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テキストの予習のほか、各回の終了時に次回までに予習すべき資料（論文・裁判例等）を指定する場合があるので、一読した上で授業に臨むこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
愛知靖之・前田健・金子敏哉・青木大也『知的財産法〔第2版〕』（有斐閣、2023）。

【参考書】
田村善之『知的財産法〔第5版〕』（有斐閣、2010）、小泉直樹『知的財産法〔第2版〕』（弘文堂、2022）、中山信弘『特許法〔第5版〕』（弘文堂、2023）、島並良ほか『特許法入門〔第2版〕』（有斐閣、2021）、田村善之ほか編『特許判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2025）など。
詳細は開講時に改めて、また授業中にも適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
授業での質疑応答30％、期末試験70％。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
講義資料は各回の冒頭に配布するほか、学習支援システムにも誤記等を修正したものを適宜アップロードする予定である。

【Outline (in English)】
【授業の概要（Course outline）】
This course covers the basics of Patent Law of Japan with attention to fundamental case law.
【到達目標（Learning Objectives）】
By the end of the course, students should be able to :
―Demonstrate knowledge and understanding of Patent Law System.
―Apply Patent Law principles to real problems.
【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend two hours to understand the course content.
【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】
Your overall grade in the class will be decided based on the following：Term-end examination (70%), and in class contribution (30%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 消費者法

洞澤　美佳

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
授業の概要：　民法を消費者法の視点から捉え直したうえ、消費者取引形態の切り口（消費者契約一般、特定商取引法の対象取引、金融商品取引、割賦販売法の対象取引、キャッシュレス決済にかかる取引、インターネット取引など）、多重債務被害の救済の実務、消費者紛争解決の制度で構成された各回のテーマごとに、判例等を素材としたケースについて、そのテーマに必要な法知識を前提に、結論に至る道筋を考えていく。
授業の目的：　民法等の基本法の知識を土台として、消費者法（消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、その他多数の法律）についての知識を修得し、実務に応用する力を身につける。

【到達目標】
消費者問題の実情を把握し、消費者法の基本的な内容を理解したうえ、具体的ケースへの適用を通じて、法的思考力、法的判断力、法的批判力、法的展開力を身につける。同時に、民法の基礎知識（特に意思表示、契約、不法行為）を再確認し、その応用力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、Z その他 /Other

【授業の進め方と方法】
消費者法の基礎知識については、教科書等による予習を求め、授業では、そのテーマの要点を講義した上、判例等を素材としたケースで、民法、消費者法の具体的な適用につき質疑等を通じて確認していく方法をとる。毎回、授業の開始時に前回テーマについて小テストを行って理解と記憶の定着を確認し、必要なフィードバックを行う。（授業内でインターネットを使用することがある。）。弁護士としての実務経験を活かし、具体的問題解決に向けた視点も解説する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | オリエンテーション・消費者法総論 | ①消費者問題とは何か／②消費者問題の歴史／③消費者法とは何か／④消費者基本法／⑤消費者行政の仕組み・消費者政策の概要／⑥事例：消費者法の存在意義を考えるための事例［準備学習等］第１章、第１６章 |
| 第2回 | 消費者と契約１ | ①契約の拘束力について／②信義則の機能・消費者法における信義則の意義／③損害賠償による解決／④事例：原野商法事例［準備学習等］第２章、第３章 |
| 第3回 | 消費者と契約２（消費者契約法） | ①消費者契約法総論／②取消権（誤認類型・困惑類型・過量販売）／③無効（不当条項）／④消費者団体訴訟制度の概要／⑤差止め請求事例［準備学習等］第４章 |
| 第4回 | 消費者と契約３：特定商取引法（訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入、特定継続的役務提供契約） | ①特商法の概要解説／②訪問販売とクーリングオフ／③特定継続的役務提供取引と中途解約／④事例：訪問販売・特定継続的役務提供契約に関する事例［準備学習等］第６章 |
| 第5回 | 消費者と契約４：特定商取引法・景品表示法 | ①通信販売と広告規制の概要（特にインターネット通信販売を中心に広告規制、表示規制を考える）／②インターネット通信販売に関する事例等［準備学習等］第６章、第９章 |
| 第6回 | 消費者と契約５：特定商取引法（連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引）及び取引型不法行為 | ①不法行為の要件と取引型不法行為の特徴／②契約（取引）において不法行為責任を考える意味／③取引型不法行為（連鎖販売）に関する事例／④特商法における連鎖販売取引と業務提供誘引販売の規制の概要［準備学習等］第５章、第６章 |
| 第7回 | 金融商品の消費者問題 | ①金融商品取引法・金融サービス提供法の概要／②民法（不法行為・債務不履行（適合性の原則、説明義務等））／③金融商品取引に関する事例［準備学習等］第１０章 |
| 第8回 | 支払決済（割賦販売法） | ①割賦販売法の概要解説／②事例：クレジットと訪問販売事例［準備学習等］第７章 |
| 第9回 | 支払決済（割賦販売法以外の支払い手段について） | ①資金決済法の概要、②キャッシュレス決済の概要／③事例：電子マネーとサクラサイト被害事例等［準備学習等］第７章 |
| 第10回 | 消費者信用（多重債務） | ①金利規制の考え方／②出資法、利息制限法、貸金業法、破産法、民事再生法等／③事例：多重債務事例（破産、個人再生、任意整理）［準備学習等］第１３章 |
| 第11回 | 消費者と安全（消費者安全法、製品の安全と被害救済） | ①消費者安全と消費者（消費者安全法、消費生活用製品安全法を中心に）／②製造物責任法／③事例：製造物責任事例［準備学習等］第１１章 |
| 第12回 | 情報化社会と消費者 | ①プロバイダーとの契約問題／②ネット取引の法律問題（プラットフォーム関連法）／③個人情報の集積(個人情報保護法)、発信者情報問題（プロバイダー責任制限法）／④事例：プラットフォーム事業者の責任が問題となる事例または出会い系サイト事例［準備学習等］第１４章 |
| 第13回 | 消費者紛争解決手続き | ①解決方法の選択／②ＡＤＲ、訴訟の実情／③集団的消費者被害回復制度の概要／　④事例：集団的消費者被害回復制度に関する事例［準備学習等］第１５章 |
| 第14回 | まとめとレポートの講評 | ①論点に対するアプローチ　②論理の流れ　③結論と理由の関係、論述の順序 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
日弁連編「消費者法講義（第６版）」をテキストとして使用することから、毎回、テキストの次回の範囲等を読んで゛理解する。
また、裁判例等を参考に事前に事例を出題する場合にはその検討を行う。
授業では、必要に応じてレジュメも利用し、適宜参考文献なども参照しながら授業を進める。
事後に、授業中に行った小テストの解答やケースへの適用を意識して教科書等を読み復習する。
本授業の準備学習・復習時間は各 2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
日弁連編『消費者法講義(第 6版)』(日本評論社、2024年8月、4300円＋税)を利用する。その他必要に応じてレジュメを使用する。

【参考書】
１　中田邦博・鹿野菜穂子編著『基本講義 消費者法（第6版)』(日本評論社、2026）
２　大澤彩『消費者法（第2版)』(商事法務、2025）
３　大村敦志『消費者法（第4版)』(有斐閣、2011）
４　河上正二・沖野眞已編『消費者法判例百選　第2版』(有斐閣、2020）
５　西川康一編『景品表示法』(商事法務、２０２１）
６　桜井健夫『金融商品取引法・金融サービス提供法』(民事法研究会、2023）
７　桜井健夫『支払決済法』(民事法研究会、2025年）

【成績評価の方法と基準】
授業時間における評価（平常点）：講義終了後（次回講義までの間に）行う復習ミニテスト 20点、質疑応答状況 30点
期末における評価：期末レポート 50点

【学生の意見等からの気づき】
変化の速い分野であるので、法改正、新法制定、裁判例をフォローする必要があり、それを整理してわかりやすく伝えるレジュメ等の資料が重要となる。条文が複雑な特別法を扱うことから一定の難しさを伴うが、本講義で扱う各法令は学生にとって最も身近である民法が土台にあることも多いことから、その点を意識して講義をする。また、学生の反応や意見をもとに、相当時間をかけて資料を作成している。

【Outline (in English)】
Purpose of the lesson:　Based on the knowledge of the basic law such as the Civil Code, we acquire knowledge about the consumer law (Consumer Contract Law, Specified Commercial Transactions Law, Installment Sales Law, and many other laws) and ability to apply it to practice.
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text.　Your required study time is at least four hours for each class meeting.
Grading will be decided based on lab reports (50%), Short examinations (20%), and the quality of the students' experimental performance in the lab (30%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 環境法Ⅰ

筑紫　圭一

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義では、環境法総論、環境法政策、環境訴訟に関する導入講義を行う。環境法総論としては、日本における環境法の発展経緯とともに、環境法の目的や基本的な考え方を説明する。学生は、環境法政策や環境訴訟の基礎的知識を学ぶ。

【到達目標】
環境法政策や環境訴訟に関わる基本的な仕組みや概念について、自分で説明できるようになる。環境法政策については、規制的手法・経済的手法・情報的手法などの特徴や個別環境法の仕組みを説明できるようになる。環境訴訟については、四大公害訴訟などの重要判例を理解し、民事訴訟・行政訴訟に係る基本的な仕組み・概念について説明できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
講義スタイルを中心とする。ただし、授業資料に記載した質問や紛争事例について、受講生の見解を問う機会を設ける。また、授業の冒頭で、前回の授業で提出されたレポートについて、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | イントロダクション | ・環境法の発展経緯、規制の役割を説明する。<br>・コモンズの悲劇、コースの定理など、環境経済学の議論を説明する。 |
| 第2回 | 環境法総論① | ・日本の環境法体系について解説する。<br>・公害対策基本法と環境基本法を対比しながら、環境法の目的や基本理念を説明する。<br>・環境法の基本的考え方（汚染者支払原則、拡大生産者責任、予防原則など）の意義と内容について解説する。 |
| 第3回 | 環境法総論② | ・国の環境法と自治体の環境条例との関係について説明する。環境条例に関する裁判例を解説する。<br>・環境権・自然享有権・環境配慮義務の意義・内容について説明する。 |
| 第4回 | 環境法政策① | ・環境法政策アプローチ（強制的アプローチ、経済的アプローチ、情報的アプローチなど）を概観し、それぞれの内容と特徴を説明する。<br>・各アプローチの適用例を紹介するとともに、その理由を説明する。 |
| 第5回 | 環境法政策② | ・強制的アプローチの基本的仕組みとして、環境基準と排出基準について説明する。<br>・排出基準と総量規制との関係について説明する。 |
| 第6回 | 環境法政策③ | ・地球温暖化対策推進法を例に、情報的アプローチについて説明する。<br>・今後活用が期待される経済的アプローチの具体的内容を説明する。 |
| 第7回 | 個別環境法① | ・汚染防止法制（大気汚染防止法）の目的や仕組みを説明する。<br>・主要な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。 |
| 第8回 | 個別環境法② | ・汚染防止法制（水質汚濁防止法）の目的や仕組みを説明する。<br>・主要な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。 |
| 第9回 | 個別環境法③ | ・汚染防止法制（土壌汚染対策法）の目的や仕組みを説明する。<br>・主要な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。 |
| 第10回 | 個別環境法④ | ・自然公園法や自然環境保全法の目的や仕組みを説明する。<br>・主な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。 |
| 第11回 | 個別環境法⑤ | ・環境影響評価法の目的や仕組みを説明する。<br>・主な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。 |
| 第12回 | 個別環境法⑥ | ・廃棄物・リサイクル法制（循基法、廃棄物処理法、容リ法）の目的や仕組みを説明する。<br>・主要な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。 |
| 第13回 | 環境訴訟① | ・環境紛争の構図（二面関係・三面関係）について説明する。<br>・四大公害訴訟の内容と意義について解説する。<br>・環境民事訴訟の論点と主要判例について解説する。<br>・環境民事訴訟の最新判例を具体的に検討する。 |
| 第14回 | 環境訴訟② | ・環境行政訴訟の論点と主要判例について説明する。<br>・環境行政訴訟の最新判例を具体的に検討する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
予習としては、毎回、事前に配布する資料を一読してくることが求められる。授業内で示される課題について、レポートの提出（1回）を求める。また、適宜質疑応答を行うため、授業の予習・復習が必要である。学生は、各回の授業について2時間の予習と2時間の復習が求められる。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。資料を適宜配布する。

【参考書】
交告尚史・臼杵知史・前田陽一・黒川哲志『環境法入門 第4版』（有斐閣）
北村喜宣『環境法　第6版』(弘文堂)
大塚直『環境法BASIC　第4版』（有斐閣）
大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選（第3版）』（有斐閣）
大塚・北村ほか『ベーシック環境六法 （第11訂）』（第一法規）

【成績評価の方法と基準】
授業中の評価（平常点）
　レポート20％、小テスト10％
期末における評価
　レポート 70％

【学生の意見等からの気づき】
法制度や法理論について受講生の理解が深まるよう、具体例をできる限り多く示すようにする。受講生から受けた質問のうち、重要なものはクラスで共有し、追加の情報提供や説明を行って、受講生全体の理解が深まるようにする。

【学生が準備すべき機器他】
法令および判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline (in English)】
The main aim of this lecture is to let students have a great interest in environmental problems. Students will learn the historical background of some environmental law cases and the basics of environmental law and policy.
By the end of the course, students should be able to explain the structures of relevant statutes, the basic regulatory tools, and the key environmental cases.
Students will be expected to have completed the required assignments before and after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end report: 70%、Short reports : 20%、in class contribution: 10%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 環境法 II

筑紫　圭一

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　本講義では、具体的な紛争事例等を取り上げ、環境事件の分析方法を学ぶ。学生は、環境法Ｉで学んだ環境法政策と環境訴訟の基礎を踏まえつつ、さまざまな環境問題への分析・対応能力を高めることを目的とする。

【到達目標】
　環境法政策と環境訴訟の基礎を踏まえ、さまざまな環境問題や環境紛争に対する分析・対応能力を高める。大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、廃棄物処理法、循環型社会形成推進基本法、容器包装リサイクル法、自然公園法、環境影響評価法、地球温暖化対策推進法などに関わる問題・事案を適切に分析し、的確な対応方法を説明できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
　講義スタイルを中心とする。ただし、講義内で具体的事例を分析する機会や、提出課題レポートの内容について受講生の見解を問う機会を設ける。また、授業の冒頭で、前回の授業で提出されたレポートについて、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 大気汚染防止法① | 大気汚染防止法の仕組みと改正経緯について学ぶ。 |
| 第2回 | 大気汚染防止法② | 大気汚染防止法に係る紛争事例について学ぶ。 |
| 第3回 | 水質汚濁防止法① | 水質汚濁防止法の仕組みと改正経緯について学ぶ。 |
| 第4回 | 水質汚濁防止法② | 水質汚濁防止法に係る紛争事例について学ぶ。 |
| 第5回 | 土壌汚染対策法① | 土壌汚染対策法の仕組みと改正経緯について学ぶ。 |
| 第6回 | 土壌汚染対策法② | 土壌汚染対策法に係る紛争事例について学ぶ。 |
| 第7回 | 廃棄物処理法① | 廃棄物処理法の仕組みと改正経緯について学ぶ。 |
| 第8回 | 廃棄物処理法② | 廃棄物処理法に係る紛争事例について学ぶ。 |
| 第9回 | 循環型社会形成推進基本法 | 循環型社会形成推進基本法の理念と個別リサイクル法との関係を学ぶ。 |
| 第10回 | 容器包装リサイクル法 | 容器包装リサイクル法の仕組みと紛争事例を学ぶ。 |
| 第11回 | 自然公園法 | 自然公園法の仕組みと紛争事例を学ぶ。 |
| 第12回 | 環境影響評価法① | 環境影響評価法の改正経緯を学ぶ。 |
| 第13回 | 環境影響評価法② | 環境影響評価法に係る紛争事例を学ぶ。 |
| 第14回 | 地球温暖化対策推進法 | 地球温暖化対策推進法の仕組みと改正経緯について学ぶ。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
毎回、事前に配布する授業資料を予習する必要がある。また、課題レポートの提出を1度求める予定である。適宜質疑応答を行うため、予習・復習が必要である。学生は、各回の授業について、2時間の予習と2時間の復習が求められる。

【テキスト（教科書）】
越智敏裕『環境訴訟法　第3版』（日本評論社）。

【参考書】
北村喜宣『環境法　第6版』(弘文堂)
大塚直『環境法ＢＡＳＩＣ 第4版』（有斐閣）。
大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選[第3版]』（有斐閣）。
大塚・北村ほか『ベーシック環境六法　第11訂』（第一法規）

【成績評価の方法と基準】
授業中の評価（平常点）
　レポート20％、小テスト10％
期末における評価
　レポート 70％

【学生の意見等からの気づき】
法制度や法理論について受講生の理解が深まるよう、具体例をできる限り多く示すようにする。受講生から受けた質問のうち、重要なものはクラスで共有し、追加の情報提供や説明を行って、受講生全体の理解が深まるようにする。

【学生が準備すべき機器他】
法令および判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline (in English)】
This lecture aims to let students learn how to address environmental issues based on a clear understanding of the whole system of environmental regulation and environmental lawsuits.
By the end of the course, students should be able to explain how to cope with specific issues and controversies involved in environmental protection, based on the analysis of relevant statutes, case law, and legal principles.
Students will be expected to have completed the required assignments before and after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end report: 70%、Short reports : 20%、in class contribution: 10%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 現代人権論

齊藤　愛

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
価値観の多様化、経済的・社会的格差の拡大、少子・高齢化、情報空間の変容等を受けて、現代社会においては憲法上の権利をめぐる様々な新しい問題が生起している。本講義では、これらの問題に関する日本や諸外国の論文や判例を紹介し、これらの問題に対してどのような解決手法を採り得るのかを検討していく。

【到達目標】
現代社会に生起する憲法上の権利をめぐる問題に対して、これまでの学説や判例を正確に踏まえた上で、適切な人権救済の手法を考察できる素養を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
　各テーマについて教員が問題状況を一通り解説した後、その問題に対する解決手法について受講者間でディスカッションを行う。
　授業内の課題のフィードバックは、授業内において解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 校則における服装・髪型の規律 | 校則をめぐる裁判判決を手がかりにして、教育現場における服装・髪型の自由について検討する。 |
| 第2回 | 公衆浴場における入れ墨の禁止 | 公衆浴場において入れ墨をしている者の入場が拒否された場合、当事者はどのような主張をし得るかについて検討する。 |
| 第3回 | 同性婚訴訟 | 同性婚をめぐる一連の下級審判決を比較・検討し、婚姻の自由（または婚姻の制度）について考える。 |
| 第4回 | SNS事業者に対する規制 | SNS事業者に対する規制をめぐるアメリカ最高裁判決を手がかりにして、SNS事業者に対する規制の態様について考える。 |
| 第5回 | アファーマティブアクション | 大学入学選考時のアファーマティブアクションに関するアメリカ最高裁判決等を検討し、積極的格差是正制度の是非について考える。 |
| 第6回 | 猥褻規制 | 猥褻規制に関する学説や判例を概観した上で、児童ポルノ規制をめぐる諸外国の議論を検討する。 |
| 第7回 | 第１～６回授業のまとめ | 第１～６回の授業で取り上げた事例を前提として、法廷でどのような主張をすることが可能かについて検討する。 |
| 第8回 | パブリックフォーラム論 | 金沢市庁舎前広場事件判決（最三小判令和5・2・21）を手がかりにして、パブリックフォーラム論について考える。 |
| 第9回 | 表現活動に対する公的助成 | 「宮本から君へ」事件判決（最二小判令和5・11・17）を手がかりにして、表現活動に対する公的助成の問題について考える。 |
| 第10回 | 忘れられる権利 | Google削除請求訴訟（最三小判平成29・１・31）や、ツイッター削除請求訴訟（最二小判令和4・6・24）を手がかりにして、「忘れられる権利」について考察する。 |
| 第11回 | ヘイトスピーチ規制 | ヘイトスピーチ規制に関する学説や判例（大阪市ヘイトスピーチ条例判決・最三小判令和4・2・15等）を概観した上で、ヘイトスピーチ規制のあり方を考える。 |
| 第12回 | 生存権の保障 | 年金減額改定決定取消訴訟（最二小判令和5・12・15）を踏まえた上で、生存権実現における立法府と司法府の役割分担について考える。 |
| 第13回 | 裁判官の政治活動の自由 | 寺西判事補事件判決（最大判平成10・12・１）や弾劾裁判所裁判官罷免判決（裁判官弾劾判令和6・4・3）を手がかりにして、裁判官の表現活動の自由について考える。 |
| 第14回 | 第７回～第13回授業のまとめ | 第７～１３回授業で取り上げた事例を前提として、法廷でどのような主張をすることが可能かについて検討する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学習支援システムにアップする判例や論文をあらかじめ読んでおくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特になし。

【参考書】
特になし。

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　平常点（質疑応答）　50％

期末における評価
　期末レポート 50％

【学生の意見等からの気づき】
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This seminar will examine several emerging issues on human rights in contemporary society and explore how these issues can be solved not only by adjudications made by the court, but also through policies of state and local government.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to properly analyze contemporary cases and controversies on human rights and to present proper way of legal and political solutions about those cases and controversies.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end report:50% , mid-term reports and presentation:50%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 社会保障法

大原　利夫

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
学生は社会保障法の基礎的な知識を修得し、社会保障法の解釈に関する諸問題について学びます。

【到達目標】
この授業を受けることにより学生は、①各社会保障法の法的問題に関する専門的知識を獲得し、②社会保障法の解釈上の論点等について法的判断能力を習得します。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
この授業は原則として対面型の講義形式で行います。この授業では、法的問題に関して学生の見解を聞くなどして双方向的な手法を一部取り入れます。
レポートについては、授業の中で、または学習支援システムにおいて全体に対してフィードバックを行います。
なお、受講生の理解度等によって内容・方法等を一部修正する場合があります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 社会保障法総論 | この授業のガイダンスを行う。また社会保障法の定義、法体系などについて解説する。 |
| 第2回 | 社会保障の現状１〜少子高齢化 | 少子高齢化等について統計資料を用いて考察する。 |
| 第3回 | 社会保障の現状２〜所得格差 | 現代の所得格差問題について考察する。 |
| 第4回 | 社会保障の現状３〜社会保障財政 | 社会保障と財政の問題等について資料を用いて考察する。 |
| 第5回 | 生活保護法１〜概要 | 生活保護の歴史、原理・原則、自立の意義について解説する。 |
| 第6回 | 生活保護法２〜補足性の原理 | 補足性の原理と関連判例について考察する。 |
| 第7回 | 生活保護法３〜その他の原理・原則 | 生活保護法の原理・原則、被保護者の権利・義務について考察する。 |
| 第8回 | 福祉関連法１〜概論、障がい者福祉 | 福祉の意義、福祉法制の発展経緯、社会福祉基礎構造改革、障がい者福祉について考察する。 |
| 第9回 | 福祉関連法２〜児童福祉・高齢者福祉 | 障害者関連法、児童福祉法、介護保険法などについて考察する。 |
| 第10回 | 年金法１〜概要 | 年金法の概要について解説する。 |
| 第11回 | 年金法２〜法的問題１ | 老齢年金と障害年金の法的問題について考察する。 |
| 第12回 | 年金法３〜法的問題２ | 遺族年金の法的問題について更に考察する。 |
| 第13回 | 社会手当法 | 社会手当法の概要および法的問題について解説する。 |
| 第14回 | 現代的諸問題 | 社会保障法の現代的諸問題について考察する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業前に資料を読むことを指示された場合、学生は当該資料を必ず事前に読まなければなりません。本授業の準備学習・復習時間は各4時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
テキストは使用しません。

【参考書】
本沢巳代子ほか『トピック社会保障法　第19版』（信山社、2025年）
菊池馨実『社会保障法　第3版』（有斐閣、2022 年）
井上英夫・高野範城（編）『実務　社会保障法講義』（民事法研究会、2007 年）
西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法Cases and Materials』（有斐閣、2005 年）

【成績評価の方法と基準】
平常点[授業内課題、質疑応答、受講態度]（50％）とレポート[全1回]（50％）により評価します。

【学生の意見等からの気づき】
資料の使い方を工夫したいと思います。

【学生が準備すべき機器他】
。

【その他の重要事項】
質問は授業終了後またはメールにて受け付けます。
e-mail:toshio.oohara.tv@hosei.ac.jp

【Outline (in English)】
【Course Outline】
Students acquire basic knowledge of social security law and learn about various issues related to the interpretation of social security law.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to acquire a high degree of specialized knowledge on the legal issues of each social security law, and to acquire advanced legal judgment ability on the interpretation issues of the social security law.
【Learning Activities Outside of Classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policy】
Your overall grade in the class will be calculated according to the following process: Usual performance score 50%, Reports 50%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 金融商品取引法Ⅰ

明田川　昌幸

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　金融商品取引法判例百選に掲載されている判例を素材に、金融商品取引法による法規制のうち、不公正取引規制と発行開示規制について概説する。金融商品取引法による不公正取引規制と発行開示規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて、学生が理解できるように解説を行う。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法等、他の分野の法規制についても概説を行う。

【到達目標】
　学生が金融商品取引法による不公正取引規制と発行開示規制の概略を理解できるようにするとともに、金融商品取引法による不公正取引規制と発行開示規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて理解できるようにすること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
　金融商品取引法判例百選に掲載されている不公正取引規制と発行開示規制に関連する判例を教材として配布し、これを素材に金融商品取引法による不公正取引規制と発行開示規制を解説する。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法等、他の分野の法規制についても概説を行う。学習支援システムを使い、提出されたレポートに対して、添削・返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 金融商品取引法総論 | 金融商品取引法の全体像についての概説 |
| 第2回 | 不公正取引規制１<br>不正行為の禁止 | 157条1号にいう「不正の手段」<br>損失補填と157条1号 |
| 第3回 | 不公正取引規制２<br>風説の流布の禁止１ | エイズワクチン開発事件<br>東天紅ＴＯＢ事件 |
| 第4回 | 不公正取引規制３<br>風説の流布の禁止２ | ライブドア事件<br>ペイントハウス事件 |
| 第5回 | 不公正取引規制４<br>相場操縦の規制１ | 大証仮装オプション取引事件 |
| 第6回 | 不公正取引規制５<br>相場操縦の規制２ | 協同飼料事件 |
| 第7回 | 不公正取引規制６<br>インサイダー取引規制１ | インテック事件<br>日本織物加工事件 |
| 第8回 | 不公正取引規制７<br>インサイダー取引規制２ | マクロス事件<br>日本商事事件 |
| 第9回 | 不公正取引規制８<br>インサイダー取引規制３ | ジャパンライン事件<br>村上ファンド事件 |
| 第10回 | 不公正取引規制９<br>短期売買利益の返還１ | 短期売買利益返還義務と憲法29条 |
| 第11回 | 不公正取引規制１０<br>短期売買利益の返還２ | 短期売買利益返還義務を負う「主要株主」の意義 |
| 第12回 | 発行開示規制１<br>発行開示規制の概要 | 金融商品取引法違反の行為の私法上の効力 |
| 第13回 | 発行開示規制２<br>有価証券届出書、目論見書 | 目論見書の交付義務違反と損害賠償責任 |
| 第14回 | 発行開示規制３<br>損害賠償責任 | 17条の「有価証券を取得させた者」の意義 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
　金融商品取引法判例百選

【参考書】
　金融商品取引法に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価(平常点)
　毎回の小テスト　28％
　授業中の質問等、積極的な発言をプラス評価する。
期末における評価
　レポート 72％

【学生の意見等からの気づき】
　理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】
　金融商品取引法ⅠとⅡは、それぞれ独立の科目であり、Ⅱを先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, commentary will be made on the court cases related to the Securities Exchange Law, especially the regulations on the unfair transaction, offering disclosure, and so on.
【Learning Objectives】
By the end of the course, students should be able to understand the legal issues in the court cases related to the Securities Exchange Law, especially the regulations on unfair transaction, the offering disclosure, and so on..
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following ：
Mini tests (14 times) 28%, Term-end report 72%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 金融商品取引法 II

明田川　昌幸

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　金融商品取引法判例百選に掲載されている判例を素材に、金融商品取引法による法規制のうち、継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制について概説する。金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて、学生が理解できるように解説を行う。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法・民法等、他の分野の法規制についても概説を行う。

【到達目標】
　学生が金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制の概略を理解できるようにするとともに、金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて理解できるようにすること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
　金融商品取引法判例百選に掲載されている継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制に関連する判例を教材として配布し、これを素材に金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制を解説する。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法・民法等、他の分野の法規制についても概説を行う。授業支援システムを使い、提出されたレポートに対して、添削・返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 継続開示規制１<br>継続開示規制の概要 | 西武鉄道事件 |
| 第2回 | 継続開示規制２<br>有価証券報告書の虚偽記載と発行会社の損害賠償責任 | ライブドア機関投資家訴訟事件<br>アーバンコーポレーション事件 |
| 第3回 | 継続開示規制３<br>有価証券報告書の虚偽記載と監査法人等の損害賠償責任 | ライブドア一般投資家集団訴訟事件<br>山一証券事件 |
| 第4回 | 公開買付規制１<br>公開買付規制の概要 | 公開買付の手続規制と開示規制 |
| 第5回 | 公開買付規制２<br>公開買付と種類株式・ＴｏＳＴＮｅｔ取引 | カネボウ少数株主損害賠償請求事件<br>ライブドア対ニッポン放送事件 |
| 第6回 | 公開買付規制３<br>公開買付と株式分割 | 夢真ホールディングス対日本技術開発事件 |
| 第7回 | 公開買付規制４<br>公開買付とＭＢＯ | レックス事件<br>シャルレ事件 |
| 第8回 | 公開買付規制５<br>公開買付と株式買取請求権 | 日興コーディアルグループ事件 |
| 第9回 | 金融商品取引業者１<br>誠実公正義務<br>断定的判断の提供の禁止 | 誠実公正義務違反と不法行為<br>断定的判断の提供と不法行為責任 |
| 第10回 | 金融商品取引業者２<br>適合性原則、説明義務 | 適合性原則違反と不法行為責任<br>金融商品取引と説明義務 |
| 第11回 | 金融商品取引業者３<br>損失補塡の禁止 | 損失補塡の禁止と憲法29条<br>損失保証契約の効力 |
| 第12回 | 金融商品取引所<br>受託契約準則、誤発注 | ジェイコム株式誤発注事件 |
| 第13回 | 投資者保護基金<br>企業会計・監査 | 投資者保護基金の補償対象<br>公正な会計慣行 |
| 第14回 | 委任状勧誘規制 | 委任状勧誘規制違反と会社法上の効果 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
　金融商品取引法判例百選

【参考書】
　金融商品取引法に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価(平常点)
　毎回の小テスト 28％
　授業中の質問等、積極的な発言をプラス評価する。
期末における評価
　レポート 72％

【学生の意見等からの気づき】
　理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】
　金融商品取引法ＩとＩＩは、それぞれ独立の科目であり、ＩＩを先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, commentary will be made on the court cases related to the Securities Exchange Law, especially the regulations on ongoing disclosure, takeover bid, securities broker, and so on,
【Learning Objectives】
By the end of the course, students should be able to understand the legal issues in the court cases related to the Securities Exchange Law, especially the regulations on ongoing disclosure, takeover bid, securities broker, and so on,
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following ： Mini tests (14 times) 28%, Term-end report 72%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 倒産法Ⅰ

杉本　和士

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・この講義では、倒産法（倒産処理法とも呼ばれる）を学修する。特に清算型手続に関する基本法である破産法に関する基礎的な概念、規律及び手続について学修し、修得することを目的とする。なお、倒産法の「基礎」を扱うとはいえ、破産手続に関する規律について詳細に扱う予定であるため、相応の学習が要求される点につき留意されたい（倒産事件を法律実務家として扱うために要求される「基礎」の修得を目的とするものである）。

【到達目標】
・破産手続の手続構造を理解し、かつ、個々の規律を条文に即して説明することができる。
・破産法における実体的規律について、条文に即して基本的な規律の趣旨、要件等を具体例に即して適切に説明することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・教材として一定の範囲毎に講義ノートを配布し、各回、受講生の十全な予習を前提に、「読み切り形式」で講義ノートの該当範囲の講義を行う。併せて、適宜、事例や設問に関する質疑応答を行い、受講学生との双方向における議論を通じて、受講学生の理解を深める。
・講義に関する質問・意見等については、講義時に全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 倒産法序論、破産手続・再生手続の概要 | 倒産法の基本的な考え方、倒産処理法制の全体像及び破産手続・再生手続（破産免責手続を含む。）の概要を検討する。 |
| 第2回 | 破産手続の開始 | 破産手続開始申立てから破産手続開始決定に至るまでの手続、特に保全措置、破産手続開始の原因及び破産手続開始の効果について検討を行う。 |
| 第3回 | 破産者・裁判所・破産管財人と破産財団 | 破産手続において登場する利害関係人及び手続機関として、破産者、裁判所、破産管財人及び破産財団を扱う。 |
| 第4回 | 破産債権・財団債権、取戻権（１）：破産債権の要件 | 破産債権の概念とその要件、種類について扱う。 |
| 第5回 | 破産債権・財団債権、取戻権（２） | 財団債権の概念とその処遇、種類、取戻権について扱う。 |
| 第6回 | 破産債権の届出・調査・確定；係属中の訴訟手続・強制執行等 | 破産債権の届出・調査・確定に関する手続について。さらに破産手続開始時において係属している各手続（訴訟手続、強制執行手続等）の処理に関する規律について扱う。 |
| 第7回 | 破産債権に対する配当、破産手続の終了；個人債務者の免責等の手続 | 破産債権に対する配当の種類や手続、破産手続の終了に関する規律について扱う。<br>個人債務者に関する免責制度の理念、免責手続に関する規律、復権制度について扱う。 |
| 第8回 | 物的担保（１）―破産手続における別除権の意義・範囲・行使 | 破産手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権の意義、範囲及びその行使の在り方について扱う。 |
| 第9回 | 物的担保（２）―破産手続における別除権行使に対する破産管財人の対処 | 破産手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権行使に対する破産管財人からの対処の在り方について扱う。 |
| 第10回 | 人的担保 | 主たる債務者が破産した場合の債権者及び保証人に関する規律につき、いわゆる開始時現存額主義を中心に扱う。 |
| 第11回 | 未履行契約処遇に関する一般原則と各種契約における特則 | 双方未履行双務契約の処遇に関する破産手続及び再生手続における一般原則と各種契約（賃貸借契約、雇用契約、請負契約等）におけるその特則について検討する。 |
| 第12回 | 相殺権 | 破産手続における相殺の位置付けについて確認した上で、破産手続における相殺権行使の要件、その方法等、相殺禁止の規律について扱う。 |
| 第13回 | 否認権（１）：否認権の意義と目的、基本型、否認権の行使 | 破産手続開始後の法律行為に関する規律を概観した上で、破産手続における否認権制度の意義と目的について検討し、基本型である詐害行為否認と偏頗行為否認の概要について、さらに否認権行使に関する規律について扱う。 |
| 第14回 | 否認権（２）：各種の否認類型、否認権の行使 | 詐害行為否認と偏頗行為否認を中心とする各種の否認類型に関する各規律について扱う。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・授業時間外の学習（予習・復習のほか、発展学習）に関する一般的な指示は、初回講義冒頭のガイダンスで行うほか、適宜、各回の講義の進行に応じて行う。併せて、予習用教材を配布する。
・本講義の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・教科書として、杉本和士ほか『倒産法（LEGAL QUEST シリーズ）』（有斐閣、2024年）を指定する。
・講義は、教員の配布する講義ノート、参考資料及び予習復習用教材を用いて進める。
・使用する教材等は、全て「法政大学学習支援システム」においてPDFファイルとして配布する。必ず受講前に各自で教材を準備すること。

【参考書】
・本格的な体系書又はコンメンタールとして、適宜、下記を参照することを推奨する。
　伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣、第6版、2025年）
　伊藤眞ほか『条解破産法』（弘文堂、第3版、2020年）
・判例集として、下記を指定する。
　松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2020年）

【成績評価の方法と基準】
・成績評価は、期末試験（100%）による。
・成績評価に際しては、上記の到達目標が指標となる。

【学生の意見等からの気づき】
該当なし

【学生が準備すべき機器他】
なし

【Outline (in English)】
-This course introduces the principles of insolvency law to students taking this course.
-The goals of this course are to
(1) obtain basic knowledge about the principles and proceedings of insolvency law.
(2) be able to understand and explain how to apply the principles and proceedings to the cases.
-Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
-Your overall grade in the class will be decided based on the following ; Term-end examination: 100%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 倒産法 II

杉本　和士

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・この講義では、倒産法（倒産処理法とも呼ばれる）を学修する。特に再建型手続の基本法である民事再生法に関するに関する基礎的な概念、規律及び手続についての学修について学修し、修得することを目的とする（倒産法Ⅰにおいて破産法をすでに学修していることを前提とする）。なお、倒産法の「基礎」を扱うとはいえ、破産手続に関する規律について詳細に扱う予定であるため、相応の学習が要求される点につき留意されたい（倒産事件を法律実務家として扱うために要求される「基礎」の修得を目的とするものである）。

【到達目標】
・再生手続の手続構造を理解し、かつ、個々の規律を条文に即して説明することができる。
・民事再生法における実体的規律について、条文に即して基本的な規律の趣旨、要件等を具体例に即して適切に説明することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
・教材として一定の範囲毎に講義ノートを配布し、各回、受講生の十全な予習を前提に、「読み切り形式」で講義ノートの該当範囲の講義を行う。併せて、適宜、事例や設問に関する質疑応答を行い、受講学生との双方向における議論を通じて、受講学生の理解を深める。
・講義に関する質問・意見等については、講義時に全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 民事再生法及び再生手続の概要 | 倒産法制全体における民事再生法の位置付け、再生手続全体の流れを、破産手続と比較しつつ概観する。 |
| 第2回 | 再生手続の開始 | 再生手続開始申立てから再生手続開始決定に至るまでの手続を扱う。特に保全措置、再生手続開始の原因及び再生手続開始の効果について、破産手続と比較しつつ検討を行う。 |
| 第3回 | 再生債務者の地位・手続機関 | 再生手続における再生債務者の地位及びこれに関する規律について検討する。併せて、再生手続における他の手続機関（再生管財人、保全管理人、監督委員）についても扱う。 |
| 第4回 | 再生債務者財産とその調査及び確保―財産評定、営業・事業譲渡、法人役員等の責任追及 | 再生債務者財産の概念を確認した上で、再生債務者財産の調査及び確保に関する財産評定、営業・事業譲渡に関する許可の制度及び法人役員等の責任追及を検討する。 |
| 第5回 | 再生債権・共益債権・一般優先債権・開始後債権 | 再生債権，共益債権，一般優先債権及び開始後債権の概念及び要件，再生債権の届出・調査・確定の手続について、破産手続における破産債権及び財団債権の処遇と比較しつつ検討する。 |
| 第6回 | 再生債権の届出・調査・確定、係属中の手続関係の処理 | 再生債権の届出・調査・確定の手続について、破産手続における破産債権と比較しつつ、検討する。<br>再生手続開始時において係属中の手続関係の処理について、破産手続の場合と比較しつつ検討する。 |
| 第7回 | 再生計画の成立 | 再生計画の必要的記載事項及び任意的記載事項について具体例を示しつつ検討し、再生計画案の提出から再生計画の成立に至る手続規律を検討する。 |
| 第8回 | 再生計画の遂行、再生手続の終了、破産手続への移行；個人再生手続 | 再生計画の遂行過程を概観した上で、その変更又は取消しの規律について検討する。併せて再生手続の終了及び破産手続への移行に関する規律を扱う。<br>個人再生手続について、各手続の概要を扱う。 |
| 第9回 | 物的担保の処遇（１）：再生手続における別除権の意義・範囲・行使 | 再生手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権の意義、範囲及びその行使の在り方について検討する。 |
| 第10回 | 物的担保（２）：再生手続における別除権行使に対する再生債務者等の対処 | 再生手続における物的担保の処遇に関する規律として、再生手続における別除権行使に対する再生債務者等からの対処の在り方について検討する。 |
| 第11回 | 未履行契約処遇に関する一般原則と各種契約における特則 | 双方未履行双務契約の処遇に関する再生手続における一般原則と各種契約におけるその特則について、破産手続と比較しつつ検討する。 |
| 第12回 | 相殺権（１）：再生手続における相殺権の規律 | 再生手続における相殺権行使に関する規律について、破産手続と比較しつつ検討する。 |
| 第13回 | 相殺権（２）：賃貸人の再生手続における賃料債権、敷金返還請求権に関する特則、破産手続における規律との対比 | 賃貸人の再生手続における賃料債権及び敷金返還請求権に関する特則について、賃貸人破産の場合と比較しつつ検討を行う。<br>相殺権全般に関して、破産手続における規律との対比を整理する。 |
| 第14回 | 否認権 | 再生手続開始後の法律行為に関する規律を概観した上で、再生手続における否認権制度について検討し、否認権行使に関する規律について扱う。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・授業時間外の学習（予習・復習のほか、発展学習）に関する一般的な指示は、初回講義冒頭のガイダンスで行うほか、適宜、各回の講義の進行に応じて行う。併せて、予習用教材を配布する。
・本講義の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・教科書として、杉本和士ほか『倒産法（LEGAL QUEST シリーズ）』（有斐閣、2024年）を指定する。

【参考書】
・民事再生法に関する標準的なテキストとして、松下淳一『民事再生法入門』（有斐閣、第2版、2014年）がある。
・本格的な体系書又はコンメンタールとして、適宜、下記を参照することを推奨する。
　伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣、第6版、2025年）
・判例集として、下記を指定する。

松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2020年）

【成績評価の方法と基準】
・成績評価は、期末試験（100%）による。
・成績評価に際しては、上記の到達目標が指標となる。

【学生の意見等からの気づき】
該当なし

【学生が準備すべき機器他】
なし

【その他の重要事項】
・この講義は、「倒産法I」において破産法に関する基礎を習得していることを前提に行う。したがって、「倒産法I」を履修していない者の本講義の履修は、望ましくない（ただし、その場合の履修を認めないものではなく、「倒産法II」からの履修を希望する者は、履修時に教員から学習の指示を受けなければならない）。

【Outline (in English)】
-This course introduces the principles of insolvency law to students taking this course.
-The goals of this course are to
(1) obtain basic knowledge about the principles and proceedings of insolvency law.
(2) be able to understand and explain how to apply the principles and proceedings to the cases.
-Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
-Your overall grade in the class will be decided based on the following ; Term-end examination: 100%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 倒産法演習

髙田　千早

単位数：2単位　｜　受講年次：3年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この講義では，倒産法を演習形式で学習する。倒産事件を法律実務家として扱うために要求される,主として,破産法と民事再生法の基礎的な概念，規律及び手続について修得することを目的とする。

【到達目標】
・破産手続及び再生手続の手続構造を理解し，かつ，個々の規律を条文に即して説明することができる。
・破産法及び民事再生法における実体的規律について，条文に即して基本的な規律の趣旨，要件等を具体例に即して適切に説明することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
本授業は演習形式で実施する。
事例や設問に関する質疑応答を行い，受講 学生との双方向における議論を通じて，受講学生の理解を深める。
なお，課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 倒産手続における手続選択と手続相互間の関係 | 各倒産手続（私的整理も含む）の位置づけや、具体的な状況に応じて、どのように手続が選択されるかなどを概観する。 |
| 第2回 | 倒産手続の利害関係人と手続機関 | 倒産手続にはどのような利害関係人が存在するか。各種手続において、申立後どのような手続機関が存在し、どのような働きをするかを概観する |
| 第3回 | 倒産手続の流れ<br>倒産手続の開始と保全処分 | 破産手続と民事再生手続の標準的な手続の流れ全体を概観する。倒産手続の開始や保全処分における問題点を検討する。 |
| 第4回 | 債権の種類と優先順位 | 破産手続及び民事再生法における債権の種類と優先順位を概観し、再生債権の弁済禁止の例外に関する問題を検討する。 |
| 第5回 | 担保権の取り扱い | 各種倒産手続における担保権の地位。担保権の権利行使方法と制限。実務における担保権の処理。 |
| 第6回 | 債権の確定手続 | 破産手続と民事再生手続の債権確定手続の流れを概観し、債権確定に関する問題を検討する。 |
| 第7回 | 論述形式演習と解説① | 前半で学んだテーマについて演習問題を予め起案し、その問題と起案を検討する。 |
| 第8回 | 破産財団管理・換価と配当 | 破産手続における破産管財業務について概観し、具体的に生じる問題を検討する。 |
| 第9回 | 民事再生手続における、財産評定と再生計画 | 民事再生手続の申立以降再生計画の成立までの債務者（申立代理人）の業務を概観し、具体的に生じる問題を検討する。 |
| 第10回 | 倒産手続における相殺権 | 破産手続及び民事再生手続における相殺権の行使に関する規律を概観し、問題を検討する。 |
| 第11回 | 倒産手続における双方未履行総務契約 | 双方未履行契約について、破産手続及び民事再生手続が開始された場合の取り扱いに関する規律を概観し、問題を検討する。 |
| 第12回 | 破産手続における否認権 | 破産手続における否認権行使の問題を検討する。 |
| 第13回 | 倒産手続における賃貸借契約 | 破産手続と民事再生手続における賃貸借契約に関する規律が概観し、具体的に生じる問題を検討する |
| 第14回 | 論述形式演習と解説② | 後半で学んだテーマに関する演習問題を予め起案し、その問題と起案を検討する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業準備としては，テーマに関する「倒産法Ⅰ」及び「倒産法Ⅱ」の内容を復習し、テキストや指定する事例等の問題について検討し、自らの結論とそれに至る過程を説明できるよう予習する。
なお、本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
三木浩一・山本和彦編『ロースクール倒産法〔第３版〕』（有斐閣，2014）

【参考書】
伊藤眞『破産法・民事再生法〔第５版〕』（有斐閣，2022）
杉本和士・北島典子・高井章光『倒産法』（有斐閣,2024）
松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選〔第６版〕』（有斐閣，2020 ）
永谷典雄・谷口安史・上拂大作・菊池浩也『破産・民事再生の実務〔第４版〕』（金融財政事情，2020）
中吉徹郎,岩崎慎編『破産管財の手引〔第3版〕』（金融財政事情，2024）
舘内比佐志，永谷典雄，堀田次郎，上拂大作編『民事再生の運用指針』（金融財政事情，2018）

【成績評価の方法と基準】
講義で扱う事例課題の起案内容によって評価する（100 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【その他の重要事項】
この講義は，「倒産法Ⅰ」及び「倒産法Ⅱ」において破産法及び民事再生法に関する基礎を習得していることを前提に行う。

【Outline (in English)】
In this course, you will learn insolvency law in an exercise format.
-The goals of this course are to
(1)obtain basic knowledge about the principles and proceedings of insolvency law.
(2)be able to understand and explain how to apply the principles and proceedings to the cases.
-Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
-Your overall grade in the class will be decided based on the short reports : 100%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 医事法

佐藤　雄一郎

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
医療に対する国の（金銭的）責任が小さくなる一方で、医療技術の発達に伴い、技術的に「できること」が増大している。このような変化を踏まえ、医療をコントロールするために必要な法の役割について共に考える。

【到達目標】
医療の特殊性に配慮しながら、あるべき医療の実現にあたっての法の役割を考えることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
講義形式の予定だが、人数によっては適宜ディスカッション、グループないし個人報告をしてもらうことも考えている。提出された課題等に対して講義中に評価、ないし、学習支援システムで講評や添削・返却を行うこともありうる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | イントロダクション | 医事法とは何か、参考書等の紹介 |
| 第2回 | 医師法 | 医業独占、医師の義務、他職種との連携 |
| 第3回 | 医療法 | 概略、健康保険法との関係、より直截的なコントロール、地域医療構想 |
| 第4回 | 医療過誤（１） | 不法行為構成と債務不履行構成、医療契約 |
| 第5回 | 医療過誤（２） | 過失・本旨不履行 |
| 第6回 | 医療過誤（３） | 被侵害利益 |
| 第7回 | 医療過誤（４） | 因果関係、損害 |
| 第8回 | 医療過誤（５） | 医療過誤訴訟の実務 |
| 第9回 | 薬害 | 薬害の歴史、薬機法の規定 |
| 第10回 | 医学研究 | 医学研究をめぐる諸問題 |
| 第11回 | 臓器移植 | 臓器移植法の規定および現状 |
| 第12回 | 避妊、不妊手術、中絶、生殖補助医療技術 | 避妊、不妊手術、中絶、生殖補助医療技術、優生保護法違憲判決など |
| 第13回 | 精神科医療 | 精神科医療の歴史的課題および現状 |
| 第14回 | 安楽死・尊厳死 | 安楽死・尊厳死に関する国際的な法制度の動向 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
取り上げる予定の判決を、（判例百選ではなく判決文にあたって）読んでくること。グループ報告にあたっての調査と準備をしてもらうこともありうる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
なし

【参考書】
初回に紹介する

【成績評価の方法と基準】
講義への参加姿勢　３０％
レポート課題　　７０％

【学生の意見等からの気づき】
（受講生からの回答はありませんでした）

【学生が準備すべき機器他】
「対面」となっている回についても、不定期にオンラインでの形式となることがあります。PCやタブレットなどと、ネット環境とを準備しておいてください。

【Outline (in English)】
[Course outline] Overview of medical law.
[Learning objectives] To think/discuss/understand about roles of law concerning medicine.
[Learning activities outside the classroom] Read judgments beforehand. It may be necessary for you to prepare for the group report.
[Grading Criteria /Policy] In-class contribution 30%, Final report 70%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 金融取引法

久保　淳一、野口　香織

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
金融に関する基礎知識・技術を理解するとともに、金融取引実務における法的な論点を検討し、金融と法がいかに密接な関わりを持っているか、また、金融取引実務が民事法の発展にどのように影響を与えてきたか、今後（債権法改正等）影響を与えていくかを学ぶ。

【到達目標】
金融取引に係る民事法における重要判例・法解釈を体得するとともに、金融取引に関わる事案において、どのような取引かを理解し、それに係る法的論点を見出し、かつ判例・通説を踏まえて自分の意見を展開できる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
金融取引における法的な論点を具体的な事例・判例を挙げて説明し、金融取引と民法、民事訴訟法、民事執行法との関わりの例を挙げる。講義を基本に置きつつ、適宜ソクラティック・メソッドも取り入れる。なお、受講者の自主的な研鑽に期待しつつ、講座としては、受講者に負担を掛けない進行を心掛けるつもりである。提出された課題等に対して、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 金融総論及び銀行取引 | 金融取引概観及び預金・為替・貸付取引（久保） |
| 第2回 | 要件事実論 | 金融取引と代理（野口） |
| 第3回 | 相殺 | 銀行による貸付金と預金との相殺に関する金融実務上の論点と判例の変遷（久保） |
| 第4回 | 債権担保貸付及び手形割引 | 貸付における債務者のキャッシュフローの把握の工夫(久保) |
| 第5回 | 債権譲渡 | 債権譲渡に関する金融実務上の論点と判例の変遷(久保) |
| 第6回 | 債権譲渡 | 将来債権譲渡に関する金融実務上の論点と判例の変遷(久保) |
| 第7回 | ヴィークル法制 | ヴィークル法制概論と組合・匿名組合の特徴（久保） |
| 第8回 | 信託 | 信託制度の沿革（久保） |
| 第9回 | 信託 | 信託の基本的構造（久保） |
| 第10回 | 信託 | 信託財産の独立（久保） |
| 第11回 | 信託 | 信託受託者の義務（久保） |
| 第12回 | 金融取引の論点Ⅰ | 土地借地権付建物と抵当権の実行、及び土地借地権付建物を巡る確定判決の効力（野口） |
| 第13回 | 金融取引の論点Ⅱ | 定期預金にかかる預金者の認定に関する判例・裁判例の変遷（久保） |
| 第14回 | 金融取引の論点Ⅲ | 普通預金にかかる預金者の認定に関する判例・裁判例の変遷（久保） |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
シラバスの授業計画に沿って参考書等を読むなどして、予め授業内容に関わる法的な論点について確認しておくこと。金融及び金融取引については必要な範囲を授業で説明するが、新聞等を通じて関心・理解を深めておくと、より有意義なものになると思われる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
なし（授業後ごとに資料を配付する。）

【参考書】
＜参考文献＞
樋口範雄『入門 信託と信託法 第2版』(弘文堂，2014)
松本貞夫『改訂 銀行取引法概論』(経済法令研究会，2007)
神田秀樹・神作裕之『金融法講義　新版』(岩波書店，2017)

【成績評価の方法と基準】
期末における評価
　最終試験 １００％

【学生の意見等からの気づき】
重要判例や最新判例の検討においては、講師からの問いかけの機会を増やし、なるべく双方向の授業を目指す。

【その他の重要事項】
【野口香織】平成19年に弁護士登録以降、主に金融法務を担当。近時はFinTechに関連する業務に携わっており、最新の社会動向を踏まえた金融と法との関わりあいを説明する。
【久保淳一】信託銀行や外資系金融機関、大手法律事務所、ベンチャー企業で30年余にわたり法務・コンプライアンスを担当し、現在はブロックチェーン技術をベースとしたシステムを提供するベンチャー企業の法務を担当。立教大学と京都大学の非常勤講師も務める。金融取引に幅広く関わった経験をもとに、金融に関する基礎知識・技術や金融と法との関わりあいを説明する。

【Outline (in English)】
【授業の概要(Course Outline)】
The purpose of this course is two-folded; (a) to learn and understand the basic knowledge and techniques of financial transactions, and (b) to analyze legal issues related to financial transactions and appreciate close interaction between finance and law.
【到達目標(Learning Objectives)】
The goals of this course are to learn important decisions and law interpretations in the finance area, and to become able to understand financial transactions, detect legal issues regarding the transactions and provide an opinion about each transaction based on the precedents and/or the prevailing orthodoxy.
【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】
Before each class meeting, students will be expected to prepare themselves for the legal issues to be discussed in the class. Students are encouraged to become familiar with financial transactions by, for example, reading newspaper and other media.
【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】
Grading will be decided based on the term-end examination (100%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 信託法

藤田　和久

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
信託は、財産管理制度の一つとして、金融取引を中心に広く活用されるとともに、近時は相続対策、高齢者財産管理など民事においてもその活用が広がっている。
英米法起源でありながら、実務上の重要性が高まっている信託法制について、概念や構造、信託当事者の法的関係を基礎から学び、信託の現代的意義と課題を理解することを目標とする。

【到達目標】
到達目標は以下３項目とする。
（１）信託法の条文をベースに、信託の構造、信託財産の法的な性質、当事者の権利・義務等、信託の基本的な概念を学んだ上で、民法の一般法理との整合と相違を理解する。
（２）信託取引に関する信託業法、金融商品取引法などの関連法令ならびに信託契約実務も含めた信託に関する法の適用について全体的に理解する。
（３）民事信託の現代的活用や、金融手段、投資手段としての商事信託の運営などで生じる法的問題について自ら論考できる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
基本的には、資料を配布し、講義形式で法令等の解説を行う。
講義中は参加者から積極的に意見を求めながら議論を進める。
提出レポートの内容については授業で講評する。
14回の講義の内、2回は実務家を招聘して話を伺う予定。（実務家の講義日程の関係で予定する講義内容の順を変更する場合がある。）

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 信託の基礎 | 信託の定義 |
| | | 基本的構造 |
| 第2回 | 信託の歴史と現在 | 歴史 |
| | | 現況 |
| | | 信託例 |
| 第3回 | 信託の成立 | 信託行為 |
| | | 信託の要件 |
| | | 信託の成立 |
| 第4回 | 信託財産 | 概要 |
| | | 範囲・移転・帰属 |
| | | 信託の対抗要件 |
| 第5回 | 受託者（１） | 意義 |
| | | 権限 |
| | | 義務 |
| 第6回 | 受託者（２） | 責任・権利 |
| | | 変更・任務の終了 |
| 第7回 | 受託者（３） | 新受託者・複数受託者 |
| | 受益者と受益権 | 受益者と受益権の意義 |
| | | 受益権の譲渡、質入、放棄 |
| | | 受益債権 |
| 第8回 | 受益者（続） | 受益者代理制度 |
| | 委託者 | 委託者 |
| | | 遺言代用信託 |
| 第9回 | 信託の変更等 | 信託の変更、併合、分割 |
| | | 信託の終了、清算 |
| | | 信託の破産 |
| 第10回 | 特例信託 | 受益証券発行信託 |
| | | 限定責任信託等 |
| 第11回 | 信託関連法 | 信託業法 |
| | | 信託兼営法 |
| | | 金融商品取引法 |
| 第12回 | 信託実務 | 民事信託・商事信託の実務 |
| 第13回 | 外国法における信託法制 | 英国法における歴史と実務 |
| 第14回 | まとめ | 信託の現代的意義と課題 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
配布する資料を事前に読む。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
教科書は指定しない

【参考書】
「信託法」（現代民法　別巻）道垣内弘人著　有斐閣

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　質疑応答　３０％
中間における評価
　レポート　２０％
期末における評価
　レポート　５０％

【学生の意見等からの気づき】
信託の理解を信託への興味・関心に繋ぐために、実務的課題の検討を取り入れる

【学生が準備すべき機器他】
資料配布、質疑は学習支援システムを通じて行う

【その他の重要事項】
信託についての予備知識は不要。
民法、会社法の基礎知識があればよい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Trust has been used as a type of asset management system, mainly in financial transactions. In addition, its use is also expanding in civil matters, such as inheritance planning and property management for the elderly.
【Learning Objectives】
This course introduces perceptions, structures, rights and obligations of trust parties, and business practices. At the end of this course, students are expected to understand (i) the laws on trust, which has its origin in Angle-American law, and (ii) its modern significance and challenges in the fields of commercial and family transactions.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant handout distributed through HPPPII previously. Before / after each class meeting, students will be expected to spend two hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policy】
Grading will be decided based on mid-term report (20%), end-term report (50%) and in-class contribution (30%).

LAW500A2（法学 / law 500）

# 企業取引法Ⅰ

明田川　昌幸

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
企業取引に関する判例のうち、主に企業主体に着目した法規制についての判例を素材に、どのような形で法的紛争が生じ、それがどのように法的に解決されたのか、どのようにすれば紛争の発生を回避できたのかを学生が理解できるように解説する。

【到達目標】
実社会においては企業取引に関するさまざまな問題が争われている。そのような企業取引に関する判例などを素材に、実際にどのような形で紛争が生じ、それが法的にどのように解決されたのかの解説を通じて、過去の裁判例について、学生が理解し、経験を深め、将来起こりうる紛争についての事前予防や法的解決能力を高めることができるように授業を行う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
企業取引に関する判例は、事実関係が複雑なものがほとんどで、争われている問題も、商法や民法の一般的な教科書で学習する範囲にとどまるものは少なく、商法・民法以外の法律分野の問題にも及ぶものが多い。そこで、実際の事案を正確に理解するために、さまざまな分野の法律についても適宜必要な説明を加えながら解説を行う。たとえば、保険法、不正競争防止法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、民事訴訟法、労働関係諸法、倒産関係諸法などについても、事案の理解に必要な範囲で解説する。判例解説の際には、判例についての各種評釈・解説の読み方と、インターネットやデータベースを利用した調査方法についても、実際の判例を素材に説明をする。授業支援システムを使い、提出されたレポートに対して、添削・返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 企業取引における慣習と約款に関する諸問題 | 企業取引における慣習法<br>普通保険約款の拘束力<br>［準備学習等］<br>損害保険判例百選［2版］170頁<br>保険法判例百選6-11頁 |
| 第2回 | 商人資格の取得と信用協同組合に関する諸問題 | 商人資格の取得時期<br>信用協同組合に関する諸問題 |
| 第3回 | 企業取引における商業登記と民事訴訟法に関する諸問題 | 商業登記の第三者相互間における効力<br>民事訴訟法と商業登記に関する諸問題<br>［準備学習等］<br>商業登記先例判例百選 198頁 |
| 第4回 | 企業取引における商業登記と民法に関する諸問題 | 代理権消滅に関する表見代理規定と商業登記に関する諸問題<br>［準備学習等］<br>商業登記先例判例百選 200頁 |
| 第5回 | 企業取引における商業登記の効力に関する諸問題 | 不実登記に関する諸問題<br>登記官の審査権限 |
| 第6回 | 企業取引における不正競争の防止に関する諸問題 | 不正競争防止法に関する諸問題<br>不正の目的による商号の使用<br>［準備学習等］<br>商標・意匠・不正競争判例百選142頁 |
| 第7回 | 企業取引におけるブランドと商号等の諸問題 | ブランド・商標・商号・意匠などに関する諸問題<br>スーパー・テナント関係の諸問題<br>［準備学習等］<br>消費者法判例百選76頁 |
| 第8回 | 事業譲渡と労働契約・商号の諸問題 | 事業譲渡と労働契約関係<br>事業譲渡と商号 |
| 第9回 | 事業譲渡とゴルフクラブ会員権、事業譲渡の広告 | ゴルフクラブ会員権に関する問題<br>挨拶状と広告 |
| 第10回 | 企業取引行為に関する文書提出命令の問題 | 企業取引行為に関する文書提出命令の問題、民事裁判における文書提出命令の対象 |
| 第11回 | 企業取引の代理に関する諸問題１ | 保険会社支社長<br>建設会社営業所長代理<br>［準備学習等］<br>生命保険判例百選［増補版］190頁 |
| 第12回 | 企業取引の代理に関する諸問題２ | 信用金庫支店長<br>服飾会社洋装品係長の権限 |
| 第13回 | 企業取引における有価証券の活用 | 有価証券金額記載の誤り、有価証券の盗難に関する諸問題 |
| 第14回 | 企業取引の代理・代表と有価証券 | 権限のない者による有価証券の振出しとその企業取引における効力 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布する。

【参考書】
企業取引に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価(平常点)
毎回の小テスト　28％
授業中の質問等、積極的な発言をプラス評価する。
期末における評価
レポート 72％

【学生の意見等からの気づき】
理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】
企業取引法ⅠとⅡは、それぞれ独立の科目であり、Ⅱを先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, commentary will be made on the court cases related to merchants.
【Learning Objectives】
By the end of the course, students should be able to understand the legal issues in the court cases related to merchants.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following ： Mini tests (14 times) 28%, Term-end report 72%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 企業取引法Ⅱ

明田川　昌幸

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
企業取引に関する判例のうち、主に企業が締結する具体的な取引契約に着目した法規制に関する判例を素材に、どのような形で法的紛争が生じ、それがどのように法的に解決されたのか、どのようにすれば紛争の発生を回避できたのかを学生が理解できるように解説する。

【到達目標】
実社会においては企業取引に関するさまざまな問題が争われている。そのような企業取引に関する判例を素材に、実際にどのような形で紛争が生じ、それが法的にどのように解決されたのかの解説を通じて、過去の裁判例について、学生が理解し、経験を深め、将来起こりうる紛争についての事前予防や法的解決能力を高めることができるように授業を行う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
企業取引に関する判例は、事実関係が複雑なものがほとんどで、争われている問題も、商法や民法の一般的な教科書で学習する問題にとどまるものは少なく、商法・民法以外の分野の問題に及ぶものが多い。そこで、実際の事案を正確に理解するために、さまざまな分野の法律についても適宜必要な説明を加えながら解説を行う。たとえば、出資法、質屋営業法、宅地建物取引業法、非訟事件手続法、破産法、民事再生法、会社更生法、消費者契約法、特定商取引に関する法律、割賦販売法、消費者安全法などについても、事案の理解に必要な範囲で解説する。判例解説の際には、判例についての各種評釈・解説の読み方と、インターネットやデータベースを利用した調査方法についても、実際の判例を素材に説明をする。授業支援システムを使い、提出されたレポートに対して、添削・返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 企業取引と法規制 | 投機売却や白地手形などに関する法規制<br>［準備学習等］<br>手形小切手判例百選［7版］80、82、88、92頁 |
| 第2回 | 企業取引に特有の法効果1 | 本人の名を示さない代理行為の効果 |
| 第3回 | 企業取引に特有の法効果2 | 承諾の意思表示なしの契約成立<br>建設工事共同企業体の事業上の債務の連帯性に関する問題<br>［準備学習等］<br>倒産判例百選［4版］88頁<br>平成１０年度重要判例解説 135頁 |
| 第4回 | 企業取引と報酬請求権 | 宅地建物取引業者の報酬請求権の問題 |
| 第5回 | 企業取引における法定担保の成立1 | 建築請負人の占有敷地に対する商事留置権の成否<br>［準備学習等］<br>民事執行判例・実務フロンティア2012年版232頁<br>民事執行判例・実務フロンティア2013年版362頁 |
| 第6回 | 企業取引における法定担保の成立2 | 債務者の破産手続開始と商事留置権の効力<br>［準備学習等］<br>倒産判例百選［4版］106頁<br>倒産判例百選［5版］108、130頁<br>手形小切手判例百選［7版］118、190頁 |
| 第7回 | 企業取引としての売買 | 確定期売買、不特定物売買、売買の目的物についての検査通知義務などに関する諸問題<br>［準備学習等］<br>最高裁・時の判例〔2〕178頁 |
| 第8回 | 債権債務の一括処理<br>出資契約 | 交互計算に組み入れられた債権に対する差押え<br>匿名組合の営業者の義務 |
| 第9回 | 宅地建物取引業 | 排除された宅地建物取引業者の報酬請求権<br>［準備学習等］<br>不動産取引判例百選［3版］176頁 |
| 第10回 | 証券業 | 証券会社が破産した場合の顧客の権利<br>［準備学習等］<br>倒産判例百選［5版］100頁 |
| 第11回 | 運送企業の責任<br>運送に使われる有価証券 | 運送品の引渡しに関する運送業者の責任<br>運送証券に関する諸問題<br>［準備学習等］<br>消費者法判例百選86頁<br>民法判例百選〔2〕債権［6版］202 |
| 第12回 | 保管に関する企業責任 | 倉庫業者やホテル業者の責任<br>［準備学習等］<br>消費者法判例百選224頁 |
| 第13回 | 金融機関への手形の取立委任 | 手形の取立委任に関する諸問題 |
| 第14回 | 保証目的での手形の裏書き | 隠れた手形保証に関する諸問題 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布する。

【参考書】
企業取引に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価(平常点)
毎回の小テスト　28％
授業中の質問等、積極的な発言をプラス評価する。
期末における評価
レポート 72％

【学生の意見等からの気づき】
理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】
企業取引法ⅠとⅡは、それぞれ独立の科目であり、Ⅱを先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, commentary will be made on the court cases related to commercial transactions.
【Learning Objectives】
By the end of the course, students should be able to understand the legal issues in the court cases related to commercial transactions.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following ：
Mini tests (14 times) 28%, Term-end report 72%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 経済刑法

今井　猛嘉

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
経済刑法は、とても興味深い法領域で、履修すると幅広い法知識と広い視野が得られ、実務の世界でもとても役に立つ知見です。いかんせん、少し手強い。理解を容易にするため、授業では、「総論」として、(1)財産犯と経済刑法の関係、(2)法人処罰の役割、(3)支払手段・信用手段の刑法による保護について検討し、次に「各論」として、(1)市場機能を保護する刑罰法規（独禁法、金商法）、(2)会社を保護する刑罰法規（会社法、背任罪を含む）、(3)消費者を保護する刑罰法規を中心に扱う。新聞紙上を賑わし人々の注意を惹く犯罪の多くはこの経済刑法の授業で扱われる犯罪である。独禁法、金商法、会社法等の構成を踏まえて刑罰法規の意義を検討するので、これらの法律の理解にも資する。

【到達目標】
本授業は、１年で履修した刑法総論、刑法各論、財産法、商法などの法律基礎科目の応用編でもある。世の中にある様々な経済取引活動などにつき、その私法上の法律関係も踏まえた上で、経済刑法がカバーすべき特別法の罰則部分について基本的な理解を得ることが目的である。刑法と民商事法、行政法が交錯する領域なので、諸法規の基本的な制度目的を実現するため、刑罰法令に今日求められる役割に関心をもって法規を解釈することができるようになる。対象とする素材はどれも手強いが、取り組むことを通じて、「考える力」、「調べる力」（法曹にとっては、極めて重要な資質である。判例をすべて暗記している必要はなく、調査により必要な判例にアクセスできればよい。）、「議論する力」が身につく。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
授業計画に従って、講義をし、受講生との質疑応答にあわせて、理解を深めて行くという方法を採用する。オンラインの授業になる場合でも、教材に即して検討を進める。
課題等に対するフィードバック方法
課題に対してレポート提出を求める。レポートは講評を付けて返却する。
講評は、それまでの講義の理解度に対する評価である。学生諸君は、このFeed backを利用して、次の講義の予習を深めることが期待されている。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 総論1<br>財産犯と経済刑法 | 財産犯と経済刑法の関係　理論と歴史 |
| 第2回 | 財産犯と経済刑法 | 財産犯と経済刑法の関係<br>交錯 |
| 第3回 | 財産犯と経済刑法 | 財産犯と経済刑法の関係<br>解釈 |
| 第4回 | 総論2<br>法人処罰 | 法人処罰の諸問題 |
| 第5回 | 総論3<br>支払手段・信用手段の保護 | 有価証券、振替制度の役割とその保護 |
| 第6回 | 支払手段・信用手段の保護 | カード犯罪、誤振り込み等をめぐる諸問題 |
| 第7回 | 各論1<br>市場機能の保護 | 独禁法罰則　不当な取引制限 |
| 第8回 | 市場機能の保護 | 独禁法罰則　独禁法罰則と犯罪論上の諸問題 |
| 第9回 | 市場機能の保護 | 金商法罰則　相場操縦 |
| 第10回 | 市場機能の保護 | 金商法罰則　インサイダー取引・損失補てん |
| 第11回 | 各論2<br>会社の保護 | 会社法罰則　歴史と特別背任罪 |
| 第12回 | 会社の保護 | 会社法罰則　会社財産を危うくする罪 |
| 第13回 | 会社の保護・倒産犯罪 | 会社法罰則　賄賂罪、利益供与罪<br>倒産刑法 |
| 第14回 | 各論3<br>消費者の保護 | 出資法 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に教材を配付するので、これにざっと目を通しておく程度のことは必要だが、予習よりは復習が大切な科目なので、予習については大きな負担にならない程度の予習でかまわない。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。この科目では、とくに復習に重点を置いて欲しい（予習しようにも歯が立たない領域というのはある。）。

【テキスト（教科書）】
教材はこちらで用意したもの（教科書形式の教材　統合すると数百ページになるだろう）を配付するので、特に教科書は指定しない。

【参考書】
芝原・西田・佐伯・橋爪編『ケースブック経済刑法（第３版）』有斐閣２０１０年）
自習用に使うと格段に実力がつくものの、少し高度。授業で利用する場合には該当部分を配付したうえで解説する。

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価　質疑応答50%
期末における評価　期末レポート50%

【学生の意見等からの気づき】
学生の意欲が高まるよう、改善提案はできるだけ生かしたい。授業で扱う法律の骨格の説明は役に立つようなので、今年も理解しやすいものを用意する。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【その他の重要事項】
特になし

【Outline (in English)】
In this Economic Criminal Law course, we treat the following two parts. In the first part,general part,we examine (1)the relationship between the property crime and the economic criminal law, (2) the meaning and function of corporate punishment and (3) the protection of payment card, such as a credit card or debit card, with criminal sanction. In the second part,special part, we examine (1) Crimes in Antitrust Law, Financial Instruments and Exchange Act to protect market, (2) Crimes in Companies Act( including breach of trust in Penal Law) to protect company, (3) Consumer Criminal Law. Many crimes appearing in the newspaper and attracting people's attention are nowadays crimes treated in this course of economic criminal law. This course will also help understanding of Antitrust Law, Financial Instruments and Exchange Act and Companies Act, as basic structures of these Acts are analysed to comprehend the role of criminal sanction.
Learning Objectives of this course.
Acquiring the basic understanding of the general part of the criminal law.
Learning activities outside of classroom of this course.
Reading the materials assiged for the respective lecture.
After the lecture,reviewing the discussion in the class.
Grading Criteria /Policies
Contribution to the respective lecture accounts for 50％ of the grade.
The result of the term-end exam accounts for 50％ of the grade.
Attendance is compulsory.
Learning activities outside of classroom.Read the materials and textbook that are suggested for self learinng.
Grading Criteria /Policies.Contribution to the lecture such as having your says,50 persents. the term-end exam grading,50 persents.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 国際関係法（公法系分野）Ⅰ

山本　良

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
国際関係法（公法系分野）Ⅰにおいては、以下を中心的なテーマとして取り扱う。
(1)　総論的問題
(2)　国家の基本的な実体的権利義務
これにより、実定国際法の基本的な構造を理解することを目的とする。

【到達目標】
学生が、将来、国内裁判で国際法を解釈適用する際、国際裁判を担当する際、外務省および在外公館、法務省国際裁判対策支援室等に勤務した際などに、必須となる基本的知識を獲得することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、Z その他 /Other

【授業の進め方と方法】
講義は、ソクラテス・メソッドを中心として行う。したがって授業中には、教員の質問に回答しながら、知識を深化させることが要求される。学生は、毎回の講義のテーマに関して簡単に予習することが求められる。「義務的質問者」に指名された学生は、複数の質問をあらかじめ用意することが求められる。なお、講義部分と学生との質疑応答部分の時間的配分は、受講者の人数と国際法の知識を踏まえて、柔軟に対応する。また、授業は、基本的に対面を予定している。詳細は、学習支援システムをその都度参照すること。
提出された課題等に対しては、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | イントロダクション | 国際法を学ぶ法曹実務上の意義、授業計画の概要説明、文献紹介、国際法の歴史的展開<br>[準備学習等]<br>テキストの確認など |
| 第2回 | 国際法の法源 | 国際法の法源にはどのようなものがあるか。条約および慣習国際法を中心に考察<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第3回 | 条約法(1) | 条約法条約（条約とは何か、条約締結などを中心として考察）<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第4回 | 条約法(2) | 条約法条約（条約締結の無効と終了を中心として考察）<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第5回 | 条約法(3) | 条約法条約に規定された留保制度<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第6回 | 国際法の主体 | 国際法の本源的主体である国家とその他の主体、および国家承認の考察<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第7回 | 国際法と国内法(1) | 国際法と国内法に関する総論的考察<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第8回 | 国際法と国内法(2) | 条約の直接適用・間接適用問題の考察<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第9回 | 国家管轄権（1） | 国家管轄権の基本的説明<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第10回 | 国家管轄権(2) | 国家実行の展開<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第11回 | 国家管轄権(3) | 国家管轄権の抵触と調整<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第12回 | 国家機関と特権免除 | 国家機関と特権・免除の特徴<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第13回 | 主権免除 | 主権免除の歴史的展開と法的問題点<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第14回 | 国家領域 | 国家領域の総論的問題<br>日本の領土問題<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学生は、各回ごとに指定された文献を事前に簡単に予習すること。
その際、できれば、質問を準備することが望ましい。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・柳原正治ほか編著『プラクティス国際法講義（第4版）』（信山社、2022年）を教科書に準じる主要な参考書として指定する。購入する必要は必ずしもないが、国際関係法で受験する学生は、購入したほうが良い。
・浅田正彦『国際法（第6版）』（東信堂、2025年）も優れた教科書である。
・中谷和弘ほか『国際法［第5版］』（有斐閣、2024年）も勧めるが、コンパクトな教科書のため、やや物足りない面もある。

【参考書】
『国際条約集2026年』（有斐閣）
『国際法判例百選【第3版】』（有斐閣、2021年）を予定（『条約集』は、必ずしも最新版を用意する必要はない）。
なお、この他の参考文献については、開講時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】
【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
予習の有無　５％
議論への積極的な参加　１０％
質疑応答　５％
期末における評価
レポート又は定期試験　８０％
（どちらで評価するかについては、授業開始時に、受講する学生の人数や習熟度を判断した上で決定する。人数や学生の特性によっては、平常点による評価で代替する場合もある）

【学生の意見等からの気づき】
間違うことを恐れず、積極的に授業に参加して下さい。

【学生が準備すべき機器他】
特にありません。

【その他の重要事項】
各回の授業のテーマは、進捗状況および学生の理解度などを考慮して、随時修正される場合があることをあらかじめお断りします。

【Outline (in English)】
This course aims to offer a basic introduction to public international law, primarily dealing with the following topics: general theory; fundamental substantive rights and obligations of states.
Students are expected to obtain key knowledge and skills to practice law in this field.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following Term-end examination or report:80%、preparation and in class contribution: 20%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 国際関係法（公法系分野）II

山本　良

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　国際関係法（公法系分野）IIにおいては、国際関係法（公法系分野）Ｉを受けて、国際公域における国家の実体的権利義務の諸問題と、手続的諸問題、国際社会の平和と安全の維持に関わる主要問題をテーマとして取り扱う。
　これにより、実定国際法の基本的構造を理解することを目的とする。

【到達目標】
　学生が、将来、国内裁判で国際法を解釈適用する際、国際裁判を担当する際、外務省および在外公館、法務省国際裁判対策支援室等に勤務した際などに、必須となる基本的知識を獲得することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、Z その他 /Other

【授業の進め方と方法】
　講義は、ソクラテス・メソッドを中心として行う。したがって、授業中には、教員の質問に回答しながら、知識を深化させることが要求される。学生は、毎回の講義のテーマに関して簡単に予習することが求められる。「義務的質問者」は、複数の質問をあらかじめ用意することが望ましい。
なお、講義部分と学生との質疑応答部分の時間的配分は、受講者の人数と国際法の知識を踏まえて、柔軟に対応する。また、授業は、基本的に対面を予定している。詳細は、学習支援システムをその都度参照すること。
提出された課題等に対して、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | イントロダクション<br>海洋法(1) | 国際関係法Ｉの講評。海洋法の歴史的発展を中心とした概説<br>[準備学習等]<br>テキストの確認 |
| 第2回 | 海洋法(2) | 領海など沿岸海域を中心とした説明<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第3回 | 海洋法(3) | 公海など国際公域としての海洋を中心とした説明<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第4回 | 海洋法(4) | EEZなど機能的側面から見た海洋の利用<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第5回 | 海洋法(5) | 深海底制度など海洋法上の新しい制度の説明<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第6回 | 空・宇宙 | 領空・公空・宇宙空間の国際法上の地位と規制<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第7回 | 個人・人権 | 個人の法的地位と規制の概説、国際社会における人権の保護<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第8回 | 国家責任法(1) | 国家責任総論<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第9回 | 国家責任法(2) | 違法性阻却事由、外交的保護<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第10回 | 国家責任法(3) | 国家責任の効果<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第11回 | 国際紛争の平和的解決 | 紛争の平和的解決の位置づけ・方法選択等<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第12回 | 国際裁判 | 国内裁判と対比した場合の国際裁判の特質<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第13回 | 国際安全保障 | 集団安全保障と武力不行使原則<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |
| 第14回 | 武力行使禁止原則の例外事由<br>まとめ | 個別的・集団的自衛権等の説明など<br>[準備学習等]<br>テキストの該当部分の予習 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　学生は、各回ごとに指定された文献を事前に簡単に予習すること。その際、できれば質問を準備することが望ましい。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・柳原正治ほか編著『プラクティス国際法講義（第４版）』（信山社、2022年）を教科書に準じる主要な参考書として指定する。購入する必要は必ずしもないが、国際関係法で受験する学生は購入したほうがよい。
・浅田正彦『国際法（第6版）』（東信堂、2025年）も優れた教科書である。
・中谷和弘ほか『国際法［第5版］』（有斐閣、2024年）も勧めるが、コンパクトな教科書のため、やや物足りない面もある。

【参考書】
『国際条約集2026年』（有斐閣）、
『国際法判例百選【第3版】』（有斐閣、2021年）を、現時点では予定（『条約集』は、必ずしも最新版を用意する必要はない）。
なお、この他の参考文献については、開講時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】
【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　予習の有無　５％
　議論への積極的な参加　１０％
　質疑応答　５％
期末における評価
　レポート又は定期試験　８０％
（どちらで評価するかについては、授業開始時に、学生の人数や習熟度を判断した上で決定する。人数や学生の特性によっては、平常点による評価で代替する場合もある）

【学生の意見等からの気づき】
　間違うことを恐れず、積極的に授業に参加して下さい。

【学生が準備すべき機器他】
特にありません。

【その他の重要事項】
各回の授業のテーマは、進捗状況および学生の理解度などを考慮して、随時修正される場合があることをあらかじめお断りする。

【Outline (in English)】
　This course aims to offer a basic introduction to public international law, primarily dealing with the following topics: general theory; fundamental substantive rights and obligations of states.
　Students are expected to obtain key knowledge and skills to practice law in this field.
　Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.
　Your overall grade in the class will be decided based on the following Term-end examination or report:80%、preparation and in class contribution: 20%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 国際関係法（私法系分野）Ⅰ

竹下　啓介

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
【授業の概要】国際結婚や国際商取引などに関係する私人間の法律紛争も，基本的には，国内における婚姻関係や取引関係に関する法律紛争と同様に，各国の国内裁判所において解決される。しかし，法律紛争が外国と関係する渉外的なものであるため，純国内的な法律紛争の解決においては発生しない特別な問題が生じることとなり，当該問題を解決するための法が必要となる。そして，日本の裁判所で渉外的な法律関係に関する裁判が行われる場合において，当該法律関係の実体法的規律・手続法的規律にかかわる法として適用することが必要となるのが、日本の国際私法である。より具体的には、実体的規律として、実体判断の基礎となる国の法（準拠法）の選択の問題を扱う狭義の国際私法の基本事項を、手続的規律としては、そもそも日本の裁判所で裁判を行うか（国際裁判管轄）、外国で言い渡された判決の効力を日本で認めるか（外国判決の承認・執行）といった問題の規律を中心とする国際民事手続法の基本事項を、それぞれ講述する。
　また、家族法上の各論的な規律についても学習する。
【授業の目的・意義】学生が、国際私法の基礎的事項についての知見を基礎として、日本の裁判所における渉外的法律関係の取扱いの基本を適切に理解することを目的とする。

【到達目標】
本授業の到達目標は、学生が、①準拠法選択（狭義の国際私法）の基本事項について適切に理解すること、②国際民事手続法の基本事項について適切に理解すること、③それらの理解を基礎として、渉外的な家族法上の問題を含む実際の裁判例の法的判断を理解し、設例に対して適切に法適用することができるようになることである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
基本的に、講義形式で授業を進める。ただし、授業の中で、随時、質疑応答を行う（平常点の評価に関係）。授業内の課題および定期試験のフィードバックについては、授業内または定期試験解説期間において解説等を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | イントロダクション | 国際私法の全体像 |
| 第2回 | 国際民事手続法の基礎（1） | 国際裁判管轄（1） |
| 第3回 | 国際民事手続法の基礎（2） | 国際裁判管轄（2）<br>外国判決の承認・執行 |
| 第4回 | 準拠法選択の基礎（1） | 準拠法決定のプロセス<br>法律関係の性質決定 |
| 第5回 | 準拠法選択の基礎（2） | 連結点・連結政策<br>公序則 |
| 第6回 | 準拠法選択・総論（1） | 重国籍者の本国法等<br>不統一法国に関する準拠法選択 |
| 第7回 | 準拠法選択・総論（2） | 反致 |
| 第8回 | 準拠法選択・総論（3） | 先決問題その他の総論上の問題 |
| 第9回 | 家族法各論（1） | 婚姻関係（1） |
| 第10回 | 家族法各論（2） | 婚姻関係（2） |
| 第11回 | 家族法各論（3） | 親子関係（1） |
| 第12回 | 家族法各論（4） | 親子関係（2） |
| 第13回 | 家族法各論（5） | その他の親族関係、後見等 |
| 第14回 | 家族法各論（6） | 相続・遺言 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
前半の授業では、『基礎・国際私法』の教科書の該当箇所の解説を中心とする講義をするため、教科書での予習を行うとともに、『国際私法判例百選［第3版］』を用いて、講義した内容について、実際の裁判例を参照しながら、復習することが求められる。
後半の授業では、『国際私法判例百選［第3版］』を使って実際の裁判例の解説を中心とする講義をするため、裁判例を予習すること、授業後に基本事項を確認する復習をすることが求められる。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・竹下啓介『基礎・国際私法』（日本評論社、2023）
・道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選［第3版］』(有斐閣, 2021）

【参考書】
・澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門(第9版)』(有斐閣、2024)
・高杉直＝嶋拓哉編著『国際民事手続法』（勁草書房、2022）
・道垣内正人『ポイント国際私法・総論(第2版)』)』(有斐閣、2007)
・道垣内正人『ポイント国際私法・各論(第2版)』(有斐閣、2014)

【成績評価の方法と基準】
期末における評価
期末試験　80％、授業への積極的な参加（質疑応答の内容等。平常点。）20％

【学生の意見等からの気づき】
対象範囲が広いため、国際私法の基礎・家族法各論について網羅的に扱うことは困難である。そのため、授業で扱っていない部分について学習したい場合には、各自で基本書等を用いて学習してもらうこととなる（必要であれば、そういった学習のアドバイスを行う）。

【学生が準備すべき機器他】
オンライン講義になる場合には、情報機器等が必要となる。

【その他の重要事項】
なし。

【Outline (in English)】
Course outline: In this course, Japanese Private International Law, including Japanese International Civil Procedure and international family law, will be teached.　In particular, focusing on the difference of transnational legal issues of private law which involve foreign elements from the purely domestic issues, it will be explored how to deal with those transnational legal issues.
Learning Objcectives: Gaining basic knowlege of Japanese Private International Law.
Learning activities outside of classroom: Student need to read some parts of the text books and other materials before/after each course.
Grading Criteria/Policy: Final Examination 80%, Active participation 20%.

LAW500A2（法学 / law 500）

# 国際関係法（私法系分野）II

清水　幸明

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
具体的な事案についてどのような点が法的な問題となるのかを分析し、法の適用関係を理解することをめざします。学術的な議論及び実務上の運用等を理解することにより、国際的な私的法律関係や国際私法により一層の興味をもってもらうことを期待します。

【到達目標】
国際私法（財産分野）について基礎的な理解を得ることを目標とし、該当条文及び基礎的な解説書の内容を把握した上で、自らの言葉で説明できるようになるとともに、関連する主要な判例の分析を通じてその実務について理解することを目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
授業は、講義形式とソクラテスメソッドの混合とします。できるだけソクラテスメソッドに基づき、テキストを素材にして講義担当者が問題点を提起し学生が相互に議論をする形式で行います。また、第2回以降の講義では、学生が主体となって前回までの講義で扱った内容の要約を行うことで、全体像を俯瞰しながら個々の論点を学びます。提出されたレポート課題については、個別にフィードバック面談を行います。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | イントロダクション | 国際私法の全体像<br>［準備学習等］<br>法の適用に関する通則法を通読して下さい。 |
| 第2回 | 従属法 | 自然人及び法人の従属法<br>［準備学習等］<br>Unit13 |
| 第3回 | 代理 | 代理（法定代理・任意代理）の準拠法<br>［準備学習等］<br>Unit14 |
| 第4回 | 契約I | 契約の準拠法の一般原則<br>［準備学習等］<br>Unit15-1 |
| 第5回 | 契約II | 契約の準拠法に関する客観的連結<br>［準備学習等］<br>Unit15-2 |
| 第6回 | 契約III | 消費者契約・労働契約の特例<br>［準備学習等］<br>Unit15-3 |
| 第7回 | 契約IV | 法律行為の方式<br>［準備学習等］<br>Unit15-4 |
| 第8回 | 法定債権I | 不法行為・事務管理・不当利得の準拠法<br>［準備学習等］<br>Unit16-1 |
| 第9回 | 法定債権II | 生産物責任の準拠法<br>［準備学習等］<br>Unit16-2 |
| 第10回 | 法定債権III | 名誉・信用毀損の準拠法<br>［準備学習等］<br>Unit16-2 |
| 第11回 | 債権譲渡等 | 債権譲渡や代位、債務引受の準拠法<br>［準備学習等］<br>Unit17 |
| 第12回 | 物権 | 物権・担保物権・証券の準拠法<br>［準備学習等］<br>Unit18 |
| 第13回 | 知的財産権 | 特許権や知的財産権及び職務発明の準拠法<br>［準備学習等］<br>Unit19 |
| 第14回 | 適用範囲 | 国際私法の外延（適用範囲）<br>［準備学習等］<br>Unit 20 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テキストの指定された範囲及び基本書（参考書として挙げたものに限らず、各自好きなもので結構です）で該当箇所を読んでから授業に臨んで下さい。講義では、学生が予め該当箇所を読んできていることを前提として、テキストの判例及び設問を中心に議論します。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第3版]』（有斐閣，2012）

【参考書】
澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門[第9版]』（有斐閣，2024）
多田望・長田真理・村上愛・申美穂『国際私法［第2版］』（有斐閣，2024）
櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選（別冊ジュリスト）[第3版]』（有斐閣，2012）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価
　授業中の質疑応答を通じた授業への貢献度 30％
期末における評価
　レポート　70％

【学生の意見等からの気づき】
国際金融取引の実務において国際私法がどのような形で論点として現れ、どのようなアプローチで解決されているかについてもご紹介します。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【Outline (in English)】
【Course Outline】
We will learn the rules of conflict of laws by analyzing legal issues and will understand which laws of jurisdiction should be applied to each case. By referring to both academic discussions and practices, we will try to deepen our understanding on global legal issues and the rules of conflict of laws.
【Learning Objectives】
By the end of the course, students should be able to (i) understand the Japanese statutory rules of conflict of laws, i.e., the "Act on General Rules for Application of Laws," (ii) analyze legal issues of cross-boarder civil cases and (ii) apply appropriate laws to each case.
【Learning Activities Outside of Classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text. Your required study time is about two hours for each class meeting.
【Grading Criteria/Policy】
Your overall grade will be decided based on the following
Term-end report: 70%、class contribution: 30%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 国際取引法

清水　幸明

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
国際取引に関する規律及び法律問題を概観し、それに続いて国際民事紛争の解決のための国際民事手続法について理解を得ることを目的とします。

【到達目標】
国際取引をめぐる規律及び法律問題につき、実務を取扱う上で必要な基礎的な知識と理解を得ることを目標とします。
学生は、基本的な国際取引の流れを自らの言葉で説明することができるようになるとともに、取引の各段階において問題となる法的な問題点と対応策を理解することを目標とします。また、国際民事手続法については、判例を通じて国内民事手続法との相違点を理解し、その実務について理解することを目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture、S 演習/ゼミ /Seminar

【授業の進め方と方法】
授業は、講義形式とソクラテスメソッドの混合としますが、判例その他の事案については、できる限りソクラテスメソッドに基づき、講義担当者が問題点を提起し学生と議論する形式で理解を深めます。また、第2回以降の講義では、講義の冒頭において学生が主体となって前回までの講義で扱った内容の要約を行うことで、国際取引の全体像を俯瞰しながら個々の論点を学びます。提出されたレポート課題については、個別にフィードバック面談を行います。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 国際取引法概観 | ・国際取引法の意義と特色<br>[準備学習等]<br>・久保田42頁-72頁 |
| 第2回 | 国際売買 | ・インコタームス<br>・ウィーン売買条約<br>[準備学習等]<br>・久保田73頁-142頁 |
| 第3回 | 国際運送・保険 | ・海上運送を中心に<br>[準備学習等]<br>・久保田143頁-176頁 |
| 第4回 | 国際的支払 | ・信用状取引<br>[準備学習等]<br>・久保田177頁-206頁 |
| 第5回 | 国際的企業活動 | ・販売店・代理店<br>・知的財産権・技術移転<br>・投資及び共同事業<br>・金融取引<br>[準備学習等]<br>・マテリアルズ138頁-144頁、192-233頁 |
| 第6回 | 国際取引の枠組み及び裁判権免除 | ・国際商取引に対する国家法による管理<br>・国家に対する裁判権免除<br>[準備学習等]<br>・マテリアルズ12頁-50頁<br>・C&Mの Unit21 |
| 第7回 | 国際裁判管轄総論 | ・国際裁判管轄の重要性<br>[準備学習等]<br>・C&Mの22 |
| 第8回 | 財産関係事件の国際裁判管轄 | ・財産関係事件の国際裁判管轄<br>[準備学習等]<br>・C&Mの Unit 23 |
| 第9回 | 財産関係事件の国際裁判管轄（続き）及び家族関係事件の国際裁判管轄 | ・財産関係事件の国際裁判管轄<br>・家族関係事件の国際裁判管轄<br>[準備学習等]<br>・C&Mの Unit 23及びUnit 24 |
| 第10回 | 当事者及び送達・証拠調べ | ・当事者適格・国際的司法共助<br>[準備学習等]<br>・C&M のUNIT 25及び26 |
| 第11回 | 外国判決の承認・執行 | ・財産・家族関係事件の外国判決の承認・執行<br>[準備学習等]<br>・C&M のUNIT 27 |
| 第12回 | 国際訴訟競合 | ・国際訴訟競合に関する判例研究<br>[準備学習等]<br>・C&M のUNIT 28 |
| 第13回 | 保全処分及び外国法の適用 | ・保全処分<br>・外国法の適用<br>[準備学習等]<br>・C&M のUNIT 29及び30 |
| 第14回 | 国際商事仲裁・国際倒産・総復習 | ・仲裁法、ニューヨーク条約<br>・国際倒産処理手続<br>[準備学習等]<br>・C&MのUNIT 31及び32 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各回授業計画の内容欄に指定の教材を読んだうえでご出席下さい。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
久保田：久保田隆『国際取引法講義［第3版］』（中央経済社,2021）
C&M：櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法［第3版］』（有斐閣,2012）
マテリアルズ：澤田・柏木・杉浦ほか『マテリアルス国際取引法［第3版］』（有斐閣,2014）

【参考書】
櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選［第3版］』（有斐閣,2021）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価
授業中の質疑応答を通じた授業への貢献度 ３０％
期末における評価　レポート ７０％

【学生の意見等からの気づき】
法律問題の講義にとどまることなく、その前提としての事実関係や国際取引の仕組み等についても理解が得られるように留意して講義を行う予定です。

【学生が準備すべき機器他】
特にありません。

【その他の重要事項】
国際金融取引や買収対象に海外子会社を含むM＆Aファイナンスの実務経験がありますので、講義内容に関係する範囲で、実務ではどのような形で問題提起がなされ、どのようなアプローチで解決しているかについてもご紹介します。

【Outline (in English)】
Course outline; This course is to overview the rules and legal issues arising at international business transactions and to understand the civil procedures to resolve the international business disputes.
Learning Objectives; By the end of this course, students should be able to understand and explain basic process of international transactions and legal issues, and to understand the difference between the civil dispute resolution process of international disputes and those of domestic disputes.
Leaning activities outside of classroom; Before and after each class meeting, students will be expected to spent two hours to prepare/understand the class meeting.
Grading Policies; Term-end report 70%, class contribution 30%

LAW500A2（法学 / law 500）

# 法と心理学

高木　光太郎

単位数：2単位　｜　受講年次：2〜年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　この授業では法の現場にかかわる心理現象を「記憶」「コミュニケーション」「意志決定」「カウンセリング」の各領域に分けて解説する。授業全体を通して特に強調するのは人間の心理過程がもつVulnerability (脆弱さ) である。人間の心は一般に考えられているよりも誤りやすく傷つきやすい。それはたとえば記憶のゆがみ、推論のエラー、差別的態度、コミュニケーションの失敗、トラウマといった現象として法に関わる様々な場面にあらわれてくる。授業では、各領域の基礎的な心理学的知見について理解をしたうえで、それを法の現場で生じる諸問題と関係づけて、より具体的・現実的に理解することを目指す。

【到達目標】
　この授業では法をめぐる諸現象を人間行動の高次の形態としてとらえ、そこで生じる諸問題に関する心理学的研究の成果について解説する。これを通して、法の現場で生じる心理的な諸問題を、法実務・研究の立場だけではなく、人間科学的な立場とも結び付けて、より多角的に把握できるようになることが到達目標となる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【主な授業方法】
L 講義 /Lecture

【授業の進め方と方法】
授業は基本的に対面での講義形式で行う（状況の応じて一部オンライン形式で実施する場合がある）。
授業期間内に数回程度リアクションペーパーの提出を求めるが、そこで出た疑問点や着眼点のうち重要なものについては、次回の授業内で紹介・解説し、クラス内での共有をはかる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | イントロダクション | 講義のねらい、概要などについて説明する。<br>[準備学習等]<br>シラバスの内容を十分に検討しておくこと。 |
| 第2回 | 記憶（１）記憶の基本的特性 | 人間の記憶に関する心理学的研究の基本的な成果について、目撃証言の信用性の問題を視野に入れながら解説する。<br>[準備学習等]<br>第１回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第3回 | 記憶（２）目撃証言における記憶の変容 | 目撃証言の信用性をめぐる諸問題について、具体的な事例を提示しながら解説する。<br>[準備学習等]<br>第１回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第4回 | 記憶（３）目撃供述聴取の技法 | 目撃証言を適切に聴取することを目的に開発された捜査面接技法について解説する。<br>[準備学習等]<br>第１回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第5回 | 記憶（４）子どもからの供述聴取 | 子どもからの供述聴取のために開発された「司法面接」の技法について解説する。<br>[準備学習等]<br>第１回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第6回 | コミュニケーション（１）自白の生成過程 | 被疑者取調べにおける自白の生成過程について、特に虚偽自白の生成に注目して解説する。<br>[準備学習等]<br>第１回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第7回 | コミュニケーション（２）被疑者取調べの技法 | 適切な被疑者取調べを行うために開発された捜査面接技法について解説する。<br>[準備学習等]<br>第１回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第8回 | コミュニケーション（３）供述信用性評価 | 供述信用性評価技法のうち、人間の一般的心理特性を基準として利用する技法について解説する。<br>[準備学習等]<br>第１回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第9回 | コミュニケーション（４）<br>供述信用性評価（つづき） | 供述信用性評価技法のうち、供述の内容的側面および形式的側面に注目する技法について解説する。<br>[準備学習等]<br>第１回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第10回 | コミュニケーション（５）<br>供述信用性評価（つづき） | 供述信用性評価技法のうち特に供述の形式的側面に注目する技法を用いた鑑定事例を紹介する。<br>[準備学習等]<br>第１回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第11回 | 意志決定（１）共同的意志決定過程の基礎 | 複数の人が関与する意志決定過程の基本的な特徴について、裁判員裁判における評議を視野に入れながら解説する。<br>[準備学習等]<br>第１回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第12回 | 意志決定（２）裁判員裁判における意志決定支援 | 裁判員裁判の評議における意志決定を支援する「コミュニケーションデザイン」について解説する。<br>[準備学習等]<br>第１回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第13回 | カウンセリング（１）臨床心理学的介入の基礎 | 心理的なカウンセリングの基礎理論と基本的手法について解説する。<br>[準備学習等]<br>第１回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第14回 | カウンセリング（２）犯罪被害者等への心理的支援 | 犯罪被害者など心に深い傷を負った人々のコミュニケーションにおいて考慮すべき心理的要因について解説する。<br>[準備学習等]<br>第１回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　第1回授業で配布する文献リストにある文献を各パートの終了後に読むことで、より深い理解を得ることができる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
　特に指定しない。

【参考書】
　第１回の授業で参考文献リストを配布する。

【成績評価の方法と基準】
　法実務の視点から講義内容にコメントをするレポートを学期末に提出してもらい評価の主要材料とする（80%）。これと平常点（20%）をあわせて評価を決定する。
授業期間中における評価（平常点）
授業内での質疑（リアクションペーパーを通した質問を含む）や討論への参加状況 20％
期末における評価　レポート 80％

【学生の意見等からの気づき】
2025年度は授業内での直接の質疑に十分な時間をとることができなかったが、リアクションペーパーを通した質問・意見に有意義なものが多く、それを授業内で共有することで理解を深めることができた。2026年度は授業内で質疑の時間を確保するように努め、リアクションペーパーへの対応も継続することで、受講者とのコミュニケーションをより充実させたい。

【Outline (in English)】
This course will provide students with an introduction to forensic psychology for lawyers. Students will learn about eyewitness testimony, forensic interview, statement credibility assessment, group decision making in citizen judge (saiban-in) system, counseling and crisis intervention for victims. Special attention will be given to understanding of vulnerable nature of human mental processes such as memory distortion in eyewitness testimony, suspect's suggestibility, biases in legal decision making, and PTSD.
The goal of this course is to enable students to understand psychological issues that arise in the field of law from a more multifaceted perspective, not only from the standpoint of legal practice and research but also from the standpoint of human science. Students are expected to read the relevant literature in the list of references distributed in the first class after completing each part of the course to gain a deeper understanding of the topic.
Students are required to submit a report at the end of the semester in which they comment on the lecture content from the perspective of legal practice, which will be used as the main material for evaluation (80%). The evaluation will be determined by a combination of this and ordinary points (20%).

法政大学
HOSEI University